

**平成 25 年度 安全保障貿易管理対策事業
（安全保障貿易管理影響実態調査）
調査報告書**

2014 年 2 月 28 日

目次

1. 我が国及び諸外国の武器輸出政策	1
1.1 日本	1
1.1.1 政策内容.....	1
1.1.2 武器の定義	6
1.1.3 輸出先／輸出品目	7
1.1.4 主な輸出案件.....	11
1.2 米国	14
1.2.1 政策内容.....	14
1.2.2 武器の定義	25
1.2.3 輸出先/輸出品目	30
1.2.4 主な輸出案件.....	35
1.3 欧州政策.....	39
1.3.1 EU 域内の武器輸出に関する枠組み.....	39
1.4 英国	43
1.4.1 政策内容.....	43
1.4.2 武器の定義	50
1.4.3 輸出先/輸出品目	51
1.4.4 主な輸出案件.....	55
1.5 フランス	58
1.5.1 政策内容.....	58
1.5.2 武器の定義	66
1.5.3 輸出先/輸出品目	67
1.5.4 主な輸出案件.....	72
1.6 ドイツ.....	75
1.6.1 政策内容.....	75
1.6.2 武器の定義	82
1.6.3 輸出先/輸出品目	82
1.6.4 主な輸出案件.....	89
1.6.5 武器輸出政策が防衛産業及び国際社会に与えた影響.....	91
1.7 スウェーデン	93
1.7.1 政策内容.....	93
1.7.2 武器の定義	99
1.7.3 輸出先/輸出品目	100
1.7.4 主な輸出案件.....	103
1.7.5 武器輸出政策が防衛産業及び国際社会に与えた影響.....	106
2. テーマ別レポートの作成	107
2.1 我が国の武器輸出政策が我が国の安全保障に与えた影響.....	107
2.1.1 概要	107
2.1.2 歴史的背景	107

2.1.3	我が国の武器輸出政策	122
2.1.4	安全保障に与えた影響	126
2.1.5	武器輸出三原則等に関する論点	131
2.2	米国の輸出管理制度改革の状況	134
3.	有識者ヒアリング	135
3.1	国内ヒアリング	135
3.2	海外ヒアリング	136
3.2.1	実施概要	136
3.2.2	結果概要	137
4.	安全保障政策に関するアンケート調査	143
4.1	アンケート調査の設計	143
4.1.1	過年度調査結果のレビューとアンケート調査設計方針の検討	143
4.1.2	入れ替え設問の検討	144
4.2	アンケート調査概要	144
4.2.1	アンケート調査概要	144
4.2.2	回答者属性	145
4.3	単純集計結果	147
4.3.1	日常生活に関する意識調査結果	147
4.3.2	安全保障に関する意識調査結果	154
4.4	クロス集計結果	163
4.4.1	設問間のクロス分析	163
4.4.2	男女間のクロス分析	172
4.4.3	年齢別のクロス分析	178
4.5	経年変化分析	190
4.5.1	安全保障に関する意識の変化	190
4.5.2	日常生活に関する意識の変化	194
4.6	安全保障政策に関するアンケート調査まとめ	197
5.	提言	198
5.1	我が国の武器輸出三原則等、防衛産業の歴史的整理	198
5.2	武器輸出に係る論点整理	201
5.2.1	今後の政策議論の方向性	201
5.2.2	官民連携・武器輸出管理の運用	202
5.2.3	国民の啓発・合意形成	203

目次

図 1-1	武器の輸出管理に関する法的枠組み	4
図 1-2	日本の武器輸出に関する統計	8
図 1-3	米国の武器輸出許可申請プロセス	20
図 1-4	米国の輸出相手国（2008年～2012年）	36
図 1-5	UAE 向け F-16E ファイティングファルコン	38
図 1-6	承認済み防衛関連企業の登録データベース CERTIDER	42
図 1-7	英国の武器輸出許可審査プロセス	49
図 1-8	英国の輸出相手国（2008年～2012年）	56
図 1-9	フランスの受注実績（2008～2012年の累計）	69
図 1-10	主要輸出先（2003～2012年の累計）	69
図 1-11	フランスの輸出相手国（2008年～2012年）	72
図 1-12	ミストラル級強襲揚陸艦	74
図 1-13	ドイツにおける武器等輸出管理法体系および付属する規制品リスト	77
図 1-14	ドイツの武器輸出許可審査プロセス	81
図 1-15	ドイツの輸出リスト（AL）掲載品目毎の個別輸出許可発行数（2011年）	83
図 1-16	仕向地別の個別輸出許可発行数推移（2002年～2011年）	83
図 1-17	ドイツによる「第3国」向けの個別輸出許可発行数内訳	84
図 1-18	ドイツの輸出相手国（2008年～2012年）	90
図 1-19	ISP と FXM の位置づけ	97
図 1-20	輸出ライセンス発行までのプロセス	98
図 1-21	スウェーデンの武器の輸出額の推移	101
図 1-22	スウェーデンの輸出相手国（2008年～2012年）	103
図 1-23	Archer	105
図 1-24	ミサイル Iris-T	105
図 2-1	日本の武器輸出に関する統計	123
図 4-1	回答者の男女比率	145
図 4-2	回答者の年齢・性別の割付	146
図 4-3	回答者の職業	146
図 4-4	回答者の在住地域	146
図 4-5	購読新聞	147
図 4-6	新聞を購読していない理由	147
図 4-7	購読する新聞欄	148
図 4-8	購読している雑誌	149
図 4-9	視聴しているテレビ	150
図 4-10	メディア接触時間	152
図 4-11	関心事	153
図 4-12	用語の認知度	154
図 4-13	用語の関心度	156
図 4-14	武器を輸出していると思われる国	158

図 4-15	日本が武器を輸出することについての意見	159
図 4-16	武器を輸出しても良いと思う国	160
図 4-17	武器を輸出することのメリット	160
図 4-18	武器の定義についての意識	161
図 4-19	用語間の関係	162
図 4-20	Q1「購読新聞」×Q8「用語の認知度」(武器輸出三原則)	163
図 4-21	Q5「視聴 TV」×Q8「用語の認知度」(武器輸出三原則)	164
図 4-22	Q1「購読新聞」×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)	165
図 4-23	Q5「視聴 TV」×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)	166
図 4-24	Q1「購読新聞」×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)	167
図 4-25	Q5「視聴 TV」×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)	167
図 4-26	Q1「購読新聞」×Q9「関心事項」(防空識別圏)	168
図 4-27	Q5「視聴 TV」×Q9「関心事項」(防空識別圏)	169
図 4-28	Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」	170
図 4-29	Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q14「武器を輸出するメリット」	170
図 4-30	Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q15「武器と『思わないもの』」	171
図 4-31	男女×Q8「用語の認知度」(武器輸出三原則)	172
図 4-32	男女×Q8「用語の認知度」(武器輸出三原則)	172
図 4-33	男女×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)	173
図 4-34	男女×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)	173
図 4-35	男女×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)	174
図 4-36	男女×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)	174
図 4-37	男女×Q9の「用語の認知度」(防空識別圏)	175
図 4-38	男女×Q9の「用語の認知度」(防空識別圏)	175
図 4-39	男女×Q11「日本が外国に武器を輸出すること」	176
図 4-40	男女×Q11「日本が外国に武器を輸出すること」	176
図 4-41	男女×Q13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」	177
図 4-42	男女×Q14「武器を輸出するメリット」	177
図 4-43	年齢×用語の認知度「武器輸出三原則」	179
図 4-44	年齢×用語の認知度「武器輸出三原則」	179
図 4-45	年齢×用語の認知度「防空識別圏」	181
図 4-46	年齢×用語の認知度「防空識別圏」	181
図 4-47	年齢×用語の関心度「武器輸出三原則」	182
図 4-48	年齢×用語の関心度「武器輸出三原則」	183
図 4-49	年齢×用語の関心度「防空識別圏」	184
図 4-50	年齢×用語の関心度「防空識別圏」	184
図 4-51	年齢×「日本が外国に武器を輸出すること」	185
図 4-52	年齢×「日本が外国に武器を輸出すること」	186
図 4-53	年齢×「日本が武器を輸出しても良いと思う国」	187

図 4-54	年齢×「日本が武器を輸出することによるメリット」	189
図 4-55	認知度の経年変化（内容もおおむね説明できる）	191
図 4-56	関心度の変化（まあまあ関心がある）	192
図 4-57	関心度の変化（どちらともいえない）	193
図 5-1	日本の防衛関係費と装備品等購入費の推移	198
図 5-2	日本の防衛関係費と装備品等購入費の前年度比較の推移	199
図 5-3	日本の輸出政策と防衛産業の関わり（戦後～1980年）	200
図 5-4	日本の輸出政策と防衛産業の関わり（1980年以降）	200
図 5-5	武器輸出三原則等の見直しに関する意見整理	201

表目次

表 1-1	主な武器輸出三原則等の例外化措置	2
表 1-2	輸出貿易管理令別表第一の一の項（武器）	6
表 1-3	SIPRI データベースにおける日本からの輸出品目（1945～2013 年）	8
表 1-4	我が国の武器輸出に関する記録	10
表 1-5	日米共同研究・開発プロジェクト	11
表 1-6	輸出管理関連法案等の一覧（デュアルユース品等含む）	17
表 1-7	輸出管理イニチアチブにおける USML から CCL への移転状況	24
表 1-8	米国軍需品リスト（USML）	28
表 1-9	過去 5 年間（2008 年度～2012 年度）で 3 億ドル以上の DCS を行った国	31
表 1-10	2011 年度の DCS 総額（上位 20 ヶ国）と輸出許可品目	32
表 1-11	過去 5 年間（2008 年度～2012 年度）で 4 億ドル以上の FMS 契約国	33
表 1-12	近年の主な輸出事例（米国）	36
表 1-13	2008 年輸出管理令の改正令一覧	46
表 1-14	英国の武器輸出実績（2012 年 1 月 12 日～2012 年 12 月 31 日）	51
表 1-15	英国輸出管理令 別表 4(輸出管理を特に厳格に行う仕向地 / 2014 年 1 月時点)	53
表 1-16	現在（2014 年 1 月時点）有効な軍事品 OGEL 一覧	54
表 1-17	近年の主な輸出事例（英国）	56
表 1-18	政令 95-589 に定められた武器の分類（第 2 条、第 3 条）	66
表 1-19	ML（Military List）の内容	68
表 1-20	武器輸出先別の輸出品目（上位 10 位）	70
表 1-21	近年の主な輸出事例（フランス）	73
表 1-22	ドイツからの武器等の移送・輸出において適用される主要な規制等範囲	86
表 1-23	近年の主な輸出事例（ドイツ）	90
表 1-24	スウェーデンで有効な軍需品目リスト	100
表 1-25	スウェーデンの武器輸出対象国と品目	101
表 1-26	近年の主な輸出事例（スウェーデン）	103
表 1-27	スウェーデンの具体的な武器輸出案件	106
表 2-1	主な武器輸出三原則等の例外化措置	116
表 2-2	SIPRI データベースにおける日本からの輸出品目（1945～2013 年）	124
表 2-3	我が国の武器輸出に関する記録	126
表 3-1	国内有識者（ヒアリング先）	135
表 4-1	2 つの方針のメリット・デメリットの整理	143
表 4-2	入れ替え設問の検討	144
表 4-3	性別・年代別の回収数	144
表 4-4	視聴しているテレビ	151
表 4-5	用語の認知度	155
表 4-6	用語の関心度	157
表 4-7	武器を輸出することに対する気持ち（左：全単語、右：形容詞のみ）	162
表 4-8	用語の認知度の変化	190

表 4-9	用語の関心度の変化	192
表 4-10	武器を輸出していると思われる国の変化	193
表 4-11	購読新聞の変化	194
表 4-12	購読する新聞欄の変化	194
表 4-13	新聞を購読していない理由の変化	195
表 4-14	視聴しているテレビの変化	196

略語表

略語	英語	日本語
ACSA	Acquisition and Cross-Servicing Agreement	日・米物品役務相互提供協定
AECA	Arms Export Control Act	武器輸出管理法
AES	Automated Export System	自動輸出システム
AG	Australia Group	オーストラリア・グループ
AHRS	Attitude Heading Reference Systems	姿勢方位基準装置
ALIC	Aircraft Launcher Interface Computer	航空機発進インタフェースコンピュータ
AMPS	Aircraft Missile Protection Systems	航空機ミサイル防御装置
ATT	Arms Trade Treaty	武器貿易条約
BIS	Bureau of Industry and Security	産業安全保障局
BIS	Department for Business, Innovation and Skills	ビジネス・イノベーション・職業技能省
BITE	Built in Test Equipment	内蔵試験装置
BMD	Ballistic Missile Defence	弾道ミサイル防衛
BWC	Biological Weapons Convention	生物兵器禁止条約
CAEC	Committees on Arms Export Controls	武器輸出管理委員会
CAS	Chemical Abstracts Service	化学情報検索サービス機関
CBRN	chemical, biological, radiological, nuclear, explosive	化学・生物・放射能・核
CCL	Commerce Control List	規制品目リスト
CCW	Convention on Certain Conventional Weapons:	特定通常兵器使用禁止制限条約
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局
CWC	Chemical Weapons Convention	化学兵器禁止条約
CWCR	Chemical Weapons Convention Regulations	化学兵器禁止条約規則
DASH	Display And Sight Helmet	表示・照準ヘルメット
DCS	Direct Commercial Sales	直接販売
DDTC	Directorate of Defense Trade Controls	国防貿易管理部
DEEC	Digital Electronic Engine Control	デジタル式電子エンジン制御
DFID	Department for International Development	国際開発省
DOC	Department of Commerce	商務省
DOD	Department of Defense	国防総省
DOE	Department of Energy	エネルギー省
DSCA	Defense Security Cooperation Agency	米国防安全保障協力局
DTCT	US/UK Defence Trade Cooperation Treaty	米英防衛貿易協力協定
DVC	Delivery Verification Certificate	受取証明
EAA	Export Administration Act	輸出管理法
EAR	Export Administration Regulations	輸出管理規則
ECCN	Export Control Classification Number	輸出規制品目分類番号
ECO	Export Control Organisation	輸出管理局
EDA	Excess Defence Articles	余剰防衛装備品
EECC (E2C2)/ECEC	Export Enforcement Coordination Center	輸出執行調整センター
ELT	Export Licensing Team	輸出許可チーム
EMP	electromagnetic pulse	電磁衝撃波
FA	Framework Agreement/LoI	欧州防衛産業の再構築推進方策に関する枠組み合意
FADEC	Full Authority Digital Engine Control	フルオーソリティデジタルエンジン制御
FAE	Fuel-Air Explosive	燃料気化爆薬弾
FCC	Federal Communications Commission	連邦通信委員会
FCO	Foreign and Commonwealth Office	英国外務省

FMS	Foreign Military Sales	対外有償軍事援助プログラム
GAO	Government Accountability Office	連邦政府監査院
GPL	Global Project Licence	政府および産業界の欧州防衛協力の促進のための特別なライセンス形態
GPS	Global Positioning System	全地球測位システム
HIFR	Helicopter In Flight Refueling	(ヘリコプターへの) 空中給油
HMRC	Her Majesty Revenue and Customs	歳入関税庁
ICAO	International Civil Aviation Organization	国際民間航空機関
IDA	International Development Association	国際開発協会
IMU	Inertial Measurement Unit	慣性計測装置
INS	Inertial Navigation System	慣性航法装置
IR	Infrared	赤外線
Isp	Specific Impulse	理論比推力
ITAR	International Traffic in Arms Regulations	国際武器取引規則
ITEC	Interagency Trade Enforcement Center	輸出執行調整センター
JHMCS	Joint Helmet Mounted Cueing System	統合ヘルメットマウンテッドキューイングシステム
JMTC	Joint Military Technology Commission	武器技術共同委員会
LO	Low Observability	ステルス性
LoI	Letter of Intent	合意書
LPI	Low Probability of Intercept	低妨害確率
MANPADS	Man-Portable Air-Defense Systems	携帯式地对空ミサイルシステム
MDE	Major Defense Equipment	主要防衛装備品
MEC	Military Equipment for Combat Purpose	戦闘用の破壊能力を持つ軍事装備品
ML	Military List	軍需品リスト
MLA	Manufacturing License Agreement	製造委託契約
MOD	Ministry of Defence	国防省
MTCR	Missile Technology Control Regime	ミサイル技術管理レジーム
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NNSA	National Nuclear Security Administration	国家核安全保障局
NPT	Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons:	核拡散防止条約
NRC	Nuclear Regulatory Commission	原子力規制委員会
NSC	National Security Council	国家安全保障会議
NSG	Nuclear Suppliers Group	原子力供給国グループ
OFAC	Office of Foreign Assets Control	海外資産管理局
OFAC	Office of Foreign Asset Control	財務省
OIEL	Open Individual Export License	個別公開輸出ライセンス
ONICX	Office of the National Counterintelligence Executive	国家対情報局
OPV	Optionally Piloted Vehicles	有人無人両用機
OPV	Offshore Patrol Vessels	哨戒艦艇
PBV	Post-Boost Vehicle	ポストブーストビークル
PPS	Precise Positioning Service	精密測位サービス
RAM	Radar Absorbent Material	磁気レーダ波吸収材料
RCPO	Revenue and Customs Prosecution Office	歳入関税控訴局
RF	Radio Frequency	無線周波数
S&TF	Systems and Technology Forum	日米装備・技術定期協議
SAFF	Safing, Arming, Fuzing, and Firing	安全装置設定、安全装置解除、信管活性化、及び発射
SALW	Small Arms and Light Weapons	小火器
SIEL	Standard Individual Export License	個別許可
SIPRI	Stockholm International Peace Research Institute	ストックホルム国際平和研究所
SLV	Small Launch Vehicle	打ち上げ用飛しょう体

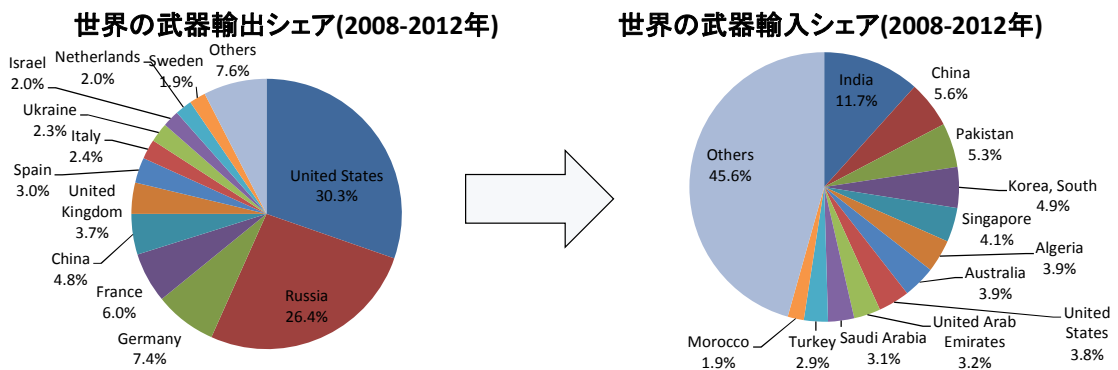
SME	Significant Military Equipment	重要軍用装備品
SOCA	Serious Organised Crime Agency	英国組織犯罪対策本部
TAA	Technical Assistance Agreement	技術援助契約
TEMPEST	Transient Electromagnetic Pulse Surveillance Technology	電磁波盗聴技術
TIV	Trend Indicator Values	SIPRI が用いる貿易指標
TT&C	Telemetry Tracking and Command	追尾、テレメトリ、及び管制
TVR	Technical and Scientific Council	技術・科学審議会
UAV	Unmanned Aerial Vehicle	無人航空機
UCDMO	Unified Cross Domain Management Office	米国クロスドメイン管理室
UCL	UCDMO Control List	規制リスト
UKBA	United Kingdom Border Agency	英国国境局
USML	US Munition List	米国軍需品目リスト
VAT	Value Added Tax	付加価値税
VEUVEU	Validated End User	認証済みエンドユーザ
WA	Wassenaar Arrangement	ワッセナー・アレンジメント

要約

我が国においては、1967年の佐藤内閣によって表明された武器輸出三原則及び1976年の三木内閣における政府統一見解に基づき、原則として武器の輸出については慎重に対処してきたところである。一方で、我が国が行う国際平和協力、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発、あるいはF-35の製造等に係る国内企業の参画等の案件については、内閣官房長官談話の発出等により武器輸出三原則等によらないこととする措置を個別に講じてきた。また、2011年12月には、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての官房長官談話により、包括的に例外化措置を講じた。

このように、我が国は武器の輸出については、他国の先進諸国に比べて極めて抑制的に対応しているところであるが、当該我が国の政策について、例えば、「国際情勢を無視して日本だけが武器輸出を禁じることが世界平和に貢献するという考えは一面的であり、適切な防衛装備の協力や援助の効果を認識すべきである。（新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想：2010年8月、新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会）」や、「国内防衛産業の生産・技術基盤の重要性に鑑みれば、武器輸出三原則等の下での武器禁輸政策については、見直すことが必要である。（同構想）」との指摘もある。

先進国のほとんどの国においては、武器輸出を複合的な視点から戦略的に実施しており、特に欧州にその傾向がみられるが、一部の国では輸出産業として武器輸出をとらえている一面も見て取れる。下図にまじか5年間の世界の武器輸出市場を示す。世界の武器輸出を示す公式の統計データは存在せず、いくつかの研究機関等が公表をしており、それぞれ集計値が細部で異なるが、おおよその傾向は変わらない。以下ではその一例としてストックホルム国際平和研究所（SIPRI）のデータを参照している。



(出所：SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 17 February 2014)

2008年-2012年の兵器輸出上位5か国は、米国、ロシア、ドイツ、フランス、中国で、世界の兵器輸出の75%を占めるが、米国、ロシアが突出している。近年中国の輸出高が増加傾向であり。2008年-2012年の主要兵器の国際取引は2003-2007年より17%増加している。

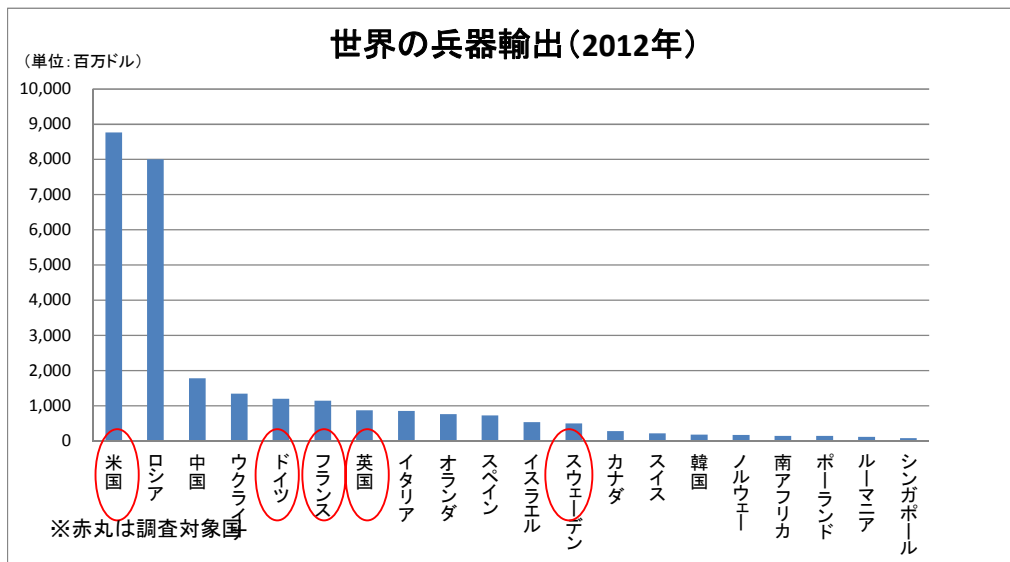
2008年-2012年の兵器輸入上位5か国は、インド、中国、パキスタン、韓国、シンガポールで、世界の兵器輸入の32%を占めている。

上記のような現状を踏まえ、我が国の安全保障貿易管理政策の企画立案にあたり、武器輸出の目的やその効果について、十分情報収集しておくことが必要である。

また、安全保障貿易管理の審査実務においては、審査対象貨物が武器輸出三原則上の武器（軍隊が使用するものであって、直接戦闘のように供されるもの）にあたるか否かが問題となる場合がある。適正な貿易を促進し、輸出者の予見可能性を高める観点から、武器の定義の詳細について、輸出者に可能な限りわかりやすく示すことが重要であるところ、具体的な武器の定義の在り方について、調査することが重要となる。

このため、安全保障貿易管理影響実態調査（本調査研究）においては、海外の事例を含めた武器輸出政策についての既存の情報の整理、文献の収集及び整理、有識者へのヒアリング等により、安全保障貿易管理政策の企画立案に資する調査を行うことを目的として実施した。

各国の武器輸出政策の調査では、日本、米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデンを対象とした。2012年の武器輸出高における調査対象国の位置を下記に示す。旧西側諸国上位と、中立国という特徴を持つスウェーデンが対象となっている。



(出所：SIPRI, 「Top list TIV tables, 2012」)

各国調査では、政策内容、輸出管理上の武器の定義、輸出先と輸出品目の整理、そして輸出案件について調査を行っている。また、ドイツ、スウェーデンについては、現地調査を実施し、関係機関等へのヒアリングを実施している。いずれの国も国際レジーム等に準拠する形で、厳格な武器輸出管理制度を整備している一方で、輸出額上は相応の武器輸出を実施している。米国では1兆円規模の輸出を行っていることとなる。各国の仕向け先を見ると、米国は軍事同盟国への輸出が大半である一方、欧州各国は様々な国へ輸出していることがわかり輸出産業としての側面を持つ。

また、輸出管理を所掌する政府機関は、外交系か経済系の官庁のどちらが担うことが多く、安全保障上の審議（アドバイス）については、複数省庁間で実施している。

さらに本調査研究では、安全保障政策に関するアンケートを実施し、国民の認知度、関心度等について意識調査を実施した。

1. 我が国及び諸外国の武器輸出政策

1.1 日本

1.1.1 政策内容

日本では経済産業省が外国為替及び外国貿易法（外為法）、外為法に基づく政令である輸出貿易管理令、外国為替令、輸出管理貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等に基づき武器の輸出の管理をしている。法律上は武器として定義される貨物であっても、我が国は経済産業大臣の許可のもとで輸出を行うことができる。とされているが、のちに述べる武器輸出三原則等によって武器の輸出は制限される。

武器の輸出は国際輸出管理レジームで合意されたルールに従い、外為法を根拠としたリスト規制の下で輸出が行われる。リスト規制の対象となる武器は輸出貿易管理令の別表第1に掲載されている。リスト規制では輸出貿易管理令の別表第1で定められた武器のすべての地域向けの輸出が規制対象となる。武器の輸出者は用途が民生用途であっても貨物がリスト規制に該当する武器の輸出については経済産業省に輸出許可申請を行わなければならない。経済産業省は輸出許可申請を受けると申請書、技術資料や最終用途証明書等に基づき、審査官が最終需要者や最終用途に問題がないか等を審査し、許可または不許可の判断を行う。しかし、例外化措置を除いて次に述べる武器輸出三原則等から輸出は慎むこととなり、武器の輸出は原則行うことはできない。

「武器輸出三原則等」は日本の武器輸出政策であり、次に述べる「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府統一見解」を総称して呼ぶ。武器の輸出には経済産業大臣の許可が必要である。経済産業大臣は輸出される武器が「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」に相当するもので、次に相当する場合には武器輸出三原則等によって武器を輸出することを認めない。

- 「武器輸出三原則」(佐藤総理(当時)が衆院決算委(1967.4.21)における答弁で表明)
 1. 共産圏諸国向けの場合
 2. 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
 3. 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合
- 「武器輸出に関する政府統一見解」(三木総理(当時)が衆院予算委(1976.2.27)における答弁において「武器輸出に関する政府統一見解」として表明)

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

 1. 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
 2. 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
 3. 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

この武器輸出三原則等には例外化措置がある。武器輸出三原則等の例外化措置については、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務に伴うもの、

国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動への自衛隊の部隊等の参加に伴うもの及び自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送に伴うものについては関係省庁の了解により講じ、その他のものについては内閣官房長官談話により講じられている¹。

表 1-1 主な武器輸出三原則等の例外化措置

発表日付	主な例外化措置
1983（昭和 58）年 1 月 14 日	対米武器技術供与についての内閣官房長官談話
1991（平成 3）年 9 月	国際平和協力業務等を実施する際の装備品の輸出（関係省庁了解）
1991（平成 3）年 9 月	国際緊急援助隊への自衛隊参加に伴う武器の輸出（関係省庁了解）
1996（平成 8）年 4 月 15 日	日米物品役務相互提供協定下で行われる物品・役務の相互提供（内閣官房長官談話）
1997（平成 9）年 12 月 2 日	「人道的な対地雷除去活動に係る支援と武器輸出三原則等に関する基本的考え方」について（内閣官房長官談話）
1998（平成 10）年 4 月 28 日	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の署名について（内閣官房長官談話）
1998（平成 10）年 4 月	在外邦人等の輸送の際の武器の携行（関係省庁了解）
1998（平成 10）年 12 月 25 日	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話
2000（平成 12）年 4 月 18 日	「中国国内における遺棄化学兵器処理事業の実施と武器輸出三原則等との関係」についての内閣官房長官談話
2001（平成 13）年 10 月 5 日	「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2003（平成 15）年 6 月 13 日	「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係について（内閣官房長官談話）
2004（平成 16）年 2 月 27 日	「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」の署名についての内閣官房長官談話
2004（平成 16）年 12 月 10 日	平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について（内閣官房長官談話）
2005（平成 17）年 12 月 24 日	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話
2006（平成 18）年 6 月 13 日	政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2007（平成 19）年 10 月 17 日	「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係について

¹ 参議院 武器輸出三原則等に関する質問に対する答弁書 平成 25 年 4 月 16 日
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/183/touh/t183073.htm>

	の内閣官房長官談話
2009（平成 21）年 3 月 13 日	ソマリア沖・アデン湾における自衛隊法第 8 2 条に基づく海上における警備行動等及び「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく海賊対処行動等と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2010（平成 22）年 5 月 19 日	「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する 日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」の署名についての内閣官房長官談話
2011（平成 23）年 12 月 27 日	「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話
2013（平成 25）年 3 月 1 日	F-35 の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話
2013（平成 25）年 12 月 23 日	国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力についての内閣官房長官談話

出所：各種資料より三菱総合研究所作成

米国とのミサイル防衛に関する武器輸出三原則等の緩和に関する例外化措置についての談話²では、「武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。」と武器輸出三原則等を堅持することを示すとともに、例外化措置を行うことを表明した。2011 年 12 月の談話では平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について包括的に例外化を行うとの談話を発表している³。具体的な基準は次の通り。

（首相官邸、平成 23 年 12 月 27 日「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話）より抜粋）

五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。

- （1）平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること（以下「目的外使用」という。）及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること（以下「第三国移転」という。）がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。

² 首相官邸、平成 16 年 12 月 10 日「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」内閣官房長官談話 <http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2004/1210danwa.html>

³ 首相官邸、平成 23 年 12 月 27 日「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話 http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/_icsFiles/afieldfile/2012/03/13/20111227DANWA.pdf

- (2) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。
- (3) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。

(1) 法的枠組み

日本では外国為替及び外国貿易法(外為法)、外為法に基づく政令である輸出貿易管理令、外国為替令、「輸出管理貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」等によって武器の輸出を管理している。輸出貿易管理令では特定の地域向けの特定の貨物について規定し、外国為替令では特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術について規定している。これらの貨物及び技術の詳細な仕様については「輸出管理貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」で定められている。

この法的枠組みによって、日本の輸出管理は法律改正をすることなく政令、省令の改正を行うことで、短時間で新たな技術等の変化に対応することが可能である。

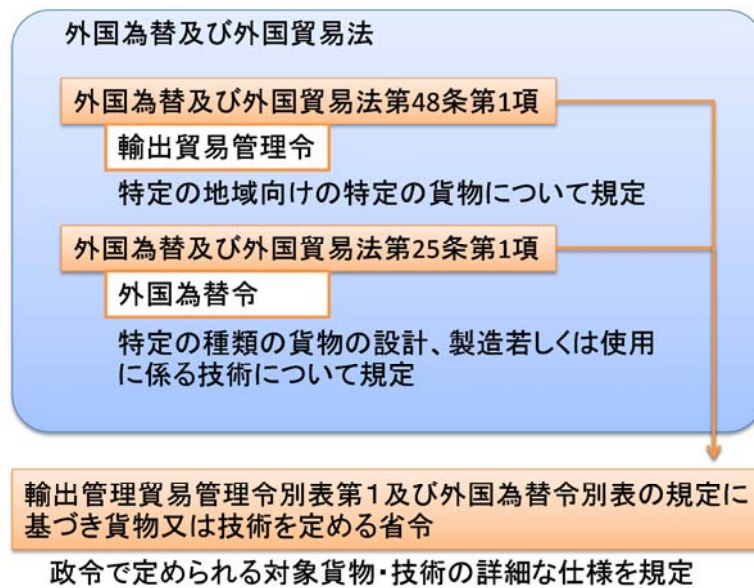


図 1-1 武器の輸出管理に関する法的枠組み

具体的な武器の輸出に関連する日本の法律、政令、省令は次のとおりである。

- 法律
 - ✓ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号）
- 政令、省令
 - ✓ 輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）
 - ✓ 外国為替令（昭和 55 年 10 月 11 日政令第 260 号）
 - ✓ 輸出管理貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成 3 年 10 月 14 日通商産業省令第 49 号）

輸出貿易管理令では貨物について定め、外国為替令では技術について定めている。

- 外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

 - ✓ 輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）

別表第 1 の 1 の項	武器
別表第 1 の 2 の項	原子力関連貨物
別表第 1 の 3 の項	化学兵器関連貨物
別表第 1 の 3 の 2 の項	生物兵器関連貨物
別表第 1 の 4 の項	ミサイル関連貨物
別表第 1 の 5～15 の項	通常兵器関連貨物
別表第 1 の 16 の項	キャッチオール規制

- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

 - ✓ 外国為替令（昭和 55 年 10 月 11 日政令第 260 号）

別表の 1 の項	武器
別表の 2 の項	原子力関連貨物
別表の 3 の項	化学兵器関連貨物
別表の 3 の 2 の項	生物兵器関連貨物
別表の 4 の項	ミサイル関連貨物
別表の 5～15 の項	通常兵器関連貨物
別表の 16 の項	キャッチオール規制

1.1.2 武器の定義

日本における輸出管理すべき武器あるいは武器に準じて取り扱われる貨物は、輸出貿易管理令別表第一の一の項において定義されている（表 1-2）。また、武器輸出三原則における『武器』とは、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項に掲げられているもののうち、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいう⁴。また、自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であるとされている。

表 1-2 輸出貿易管理令別表第一の一の項（武器）

輸出令第 1 項	項目
(1)	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(2)	爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(3)	火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性エネルギー兵器又はその部分品
(6)	運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
(7)	軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
(8)	軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
(9)	軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
(10)	防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
(11)	装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
(12)	軍用探照灯又はその制御装置
(13)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
(13 の 2)	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
(14)	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
(15)	軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
(16)	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品

出所: 経済産業省 輸出令及び貨物等省令のマトリクス http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

⁴ 「武器及びその部分品等の輸出について」、輸出注意事項 56 第 5 号・56 貿局第 38 号、昭和 56 年 2 月 2 日、貿易局。最終改正 輸出注意事項 17 第 2 号・平成 16・12・24 貿局第 3 号、平成 17 年 1 月 20 日、貿易経済協力局

1.1.3 輸出先／輸出品目

我が国では、政府の統一見解により 1976 年以降、武器の輸出は「慎む」こととされている。しかし、それ以前においては、ベトナム特需を背景とする米軍向けの武器の提供などが行われており、その他にも武器の輸出が行われていた。公開されている統計情報およびその他の記録から我が国の武器輸出に関する事例を紹介する。

我が国の武器輸出に関する統計として、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の The SIPRI arms transfers database⁵として情報が公開されている。SIPRI のデータは軍用艦艇、航空機、戦車・装甲車、大砲、誘導レーダーシステム、ミサイル等の通常兵器取引データである。これによると 1960 年代後半にはベトナム戦争関連の武器輸出が行われており、その他にも双発プロペラ機やアメリカ向けにビーチジェット 400T という訓練用輸送機の輸出が登録されている。また、SIPRI のデータベースでは、戦後の日本の輸出は 1954 年にカンボジアおよびベトナム向けの輸出が最初として記録が行われている。この記録は東洋航空工業株式会社がライセンス生産した小型地上攻撃機フレッチャー FD-25 とされている。その後、2012 年までのデータにある輸出相手国は米国、台湾、ブラジル、イラン、ウルグアイ、フィリピン、英国、インドネシア、スウェーデン、インド、中国、シエラレオネ、ミャンマー、タイ、ガボン、カンボジア、ドミニカ、韓国、ベトナムとなっている。ただし、この記録では中国向けのタンカー、ガボン共和国の大統領専用機向けに輸出した航空機 YS-11A などが含まれており、データベースにおける武器の定義が我が国の輸出管理における定義と異なる（表 1-3）。実際には、1976 年以降、武器輸出三原則における武器は含まれていない。

⁵ SIPRI では SIPRI Trend Indicator Values (TIVs)を用いた統計を発表している。TIVs は調達にかかる単位原価と軍事移転にかかる費用を表す指数。

http://www.sipri.org/databases/armstransfers/background/explanations2_default

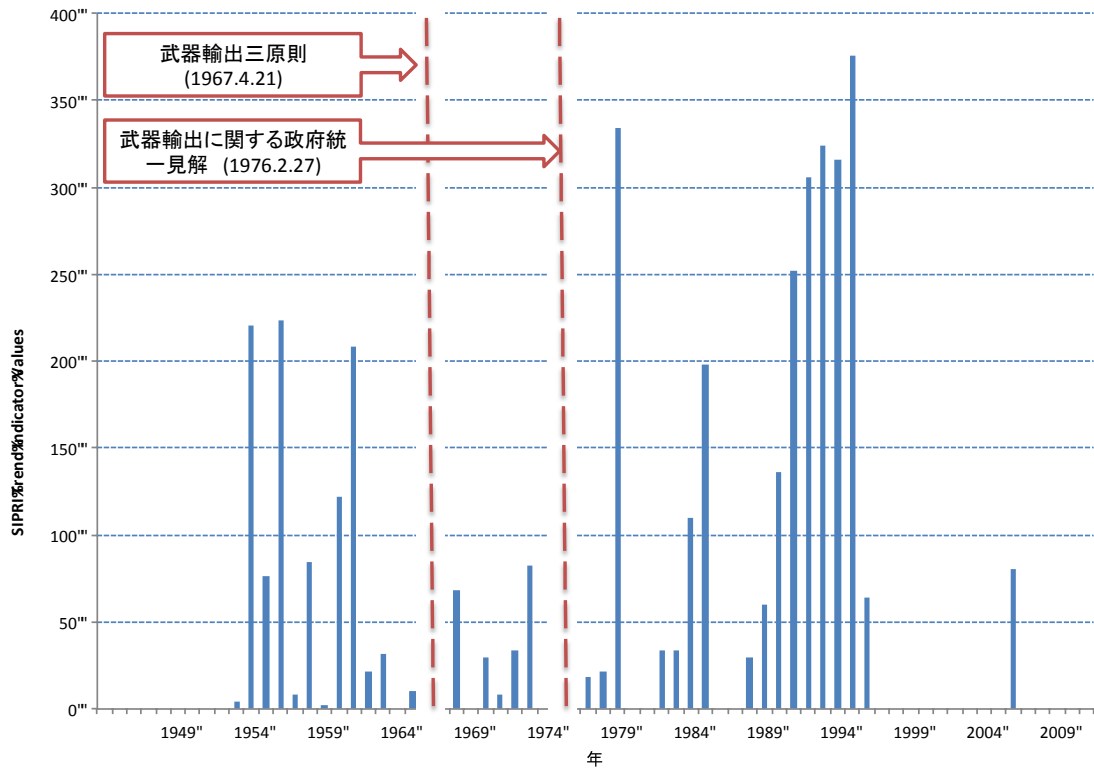


図 1-2 日本の武器輸出に関する統計

出所：The SIPRI arms transfers database

表 1-3 SIPRI データベースにおける日本からの輸出品目 (1945～2013 年)

契約年	移転年	相手国	数	型式等	種類	備考
1953	1955 - 1957	ブラジル	4	Barroso Pereira	輸送船 (Transport ship)	
1953	1955 - 1955	台湾	6	LCU-1466	上陸艇 (Landing craft)	米国オフショア調達プログラムによって資金提供、台湾では Ho Shan と識別されている
1953	1954 - 1954	南ベトナム	4	FD-25 Defender	地上攻撃機 (Ground attack ac)	10 万ドルで日本の製造ラインで生産された
1954	1954 - 1954	カンボジア	7	FD-25 Defender	地上攻撃機 (Ground attack ac)	FD-25B 練習機 3 機が含まれる
1955	1957 - 1957	台湾	2	Fuh Chow	戦闘用艦艇	
1956	1958 - 1960	ビルマ	13	Bell-47/OH-13	軽ヘリコプター (Light helicopter)	第二次世界大戦の戦後賠償プログラム、Bell-47G-2 バージョンでの輸出
1957	1959 - 1959	フィリピン	1	Lapu-Lapu	哨戒艦艇 (OPV)	第二次世界大戦の戦後賠償プログラム； used as presidential yacht and command ship
1957	1958 - 1959	台湾	2	Bell-47/OH-13	軽ヘリコプター (Light helicopter)	Bell-47D バージョン
1958	1959 - 1959	インドネシア	1	T-34 Mentor	練習用航空機 (Trainer aircraft)	
1958	1958 - 1959	フィリピン	36	T-34 Mentor	練習機 (Trainer aircraft)	約 300 万ドルの戦後倍賞プログラム

1960	1961 1961	- インド ネシア	1	LST-1	揚陸艦 (Landing ship)	
1960	1961 1961	- インド ネシア	1	Multatuli	補給船 (Support ship)	
1960	1962 1962	- ウルグ アイ	1	Oribe	油槽船 (Oiler)	国営石油企業 ANCAP が民生用途で利用
1962	1962 1964	- インド ネシア	40	T-34 Mentor	練習用航空機(Trainer aircraft)	
1962	1963 1964	- タイ	6	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1963	1963 1964	- タイ	3	Vertol-107/CH-46A	ヘリコプター (Helicopter)	KV-107-II-2バージョン; もう1機が政府要人移送用に輸出
1964	1966 1966	- タイ	7	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1965	1966 1966	- 韓国	2	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1965	1966 1966	- フィリ ピン	1	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1966	1969 1969	- 台湾	1	Wan Shou	油槽船 (Oiler)	
1968	1971 1971	- ガボン	2	YS-11A	輸送機 (Transport aircraft)	民生用として提供
1968	1969 1969	- ビルマ	4	Abamin	上陸艇 (Landing craft)	
1968	1969 1969	- タイ	3	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1971	1972 1974	- スウェ ーデン	8	Vertol-107/CH-46A	ヘリコプター (Helicopter)	KV-107-II-5 SARバージョン、スウェーデンにおける型式はHpk-4C
1973	1974 1974	- フィリ ピン	2	Tirad Pass	哨戒艇 (Patrol craft)	第二次世界大戦の戦後賠償プログラム、海上警備用
1975	1978 1978	- ビルマ	2	Sinde	上陸艇 (Landing craft)	
1975	1979 1979	- フィリ ピン	3	LCU-1466	上陸艇 (Landing craft)	払い下げ、移送前に近代化
1978	1980 1980	- イラン	5	Iran Ajr	上陸艇 (Landing ship)	公式には民生用として輸出したが、海軍によってその後接收された
1978	1980 1980	- シェラ レオネ	3	Pompoli	上陸艇 (Landing ship)	
1981	1983 1985	- インド	7	Jija Bai	哨戒機 (Patrol craft)	インドで製造された3機を含む、沿岸警備隊向け
1983	1985 1985	- スウェ ーデン	10	MU-2	軽輸送機 (Light transport ac)	標的牽引機として民間会社がスウェーデン軍向けに運用
1985	1985 1985	- ドミニ カ	1	MU-2	軽輸送機 (Light transport ac)	数は3の可能性もあり。提供者は不明。MU-2Jバージョンでの輸出
1985	1986 1986	- 台湾	17	F-104G Starfighter	戦闘機 (FGA aircraft)	払い下げ F-104Jバージョン (注1)
1985	1986 1986	- 台湾	5	F-104G Starfighter	戦闘機 (FGA aircraft)	払い下げ F-104DJバージョン (注1)
1987	1989 1990	- 中国	3	Jinhou	油槽船 (Tanker)	
1990	1991 1997	- 米国	180	Beechjet-400T	軽輸送機 (Light transport ac)	tanker transporter training system プログラムの一環で購入; 練習機、米国では T-1A

						Jayhawk として識別
1996	1996 - 1996	英国	1	Sea Crusader	輸送船 (Cargo ship)	ベルギーまたはルクセンブルグの民間所有者からリース
2006	2007 - 2007	米国	1	DC-10-40	輸送機 (Transport aircraft)	空中給油機として改造され、米国の企業が米軍及びその他の軍にリースしている (注2)

出所:2013年10月時点の The SIPRI arms transfers database

注1: 航空自衛隊退役機を米国に返却後、台湾へ移転

注2: 日本航空の中古を米民間が購入し、空中給油機へ改造し、米軍等にリース

そのほかにも我が国の武器輸出に関する記録がある。この記録では我が国の武器輸出は東南アジア、米国を主な仕向地として少額の輸出を行っていたとされている (表 1-4)。この記録が示すように、1950年代の武器輸出は少額であり、我が国の兵器産業では輸出をするまでの余裕がなかったことを指摘している。これらの記録をみると、旧日本軍の兵器 (91式魚雷等) が含まれていることから、新たに開発した兵器の輸出ではなく、旧日本軍の兵器を利用する東南アジア諸国向けの輸出が中心であったことが伺える。

一方、1960年代に行われたピストルの輸出はミロク工作所 (現株式会社ミロク) による Charles Daly ブランドでの米国でのピストル販売とみられる。1966年にミロク工作所はアメリカのブローニング(Browning)社との販売契約ならびに技術提携を行っている。その後、ミロク工作所は1970年にベルギーのファブリック・ナショナル(FN)との提携も開始された。これよりミロクのショットガンおよびライフルはブローニング・ブランドで世界に向けて供給されるようになった。現在ミロクはスポーツ銃、猟銃の製造、販売を行っている。

表 1-4 我が国の武器輸出に関する記録

年	仕向地	品目	数量	金額 (ドル)
1953	タイ	37mm 榴弾	35,000	401,150
1953	タイ	徹甲弾	15,000	
1954	ビルマ	6.5mm 鉄弾	50,000	4,600
1955	台湾	7.5mm 榴弾体	100,000	214,000
1955	ビルマ	6.5mm 鉄弾	1,500kg	460
1956	ビルマ	6.5mm 鉄弾	899,000	84,150
1957	ビルマ	6.5mm 鉄弾	100,000	8,570
1957	台湾	91 式魚雷	20	500,000
1957	ブラジル	9mm ピストル	1	45
1957	南ベトナム	鉄弾	24,000	6,480
1957	南ベトナム	鉄弾プラント	1 式	950,000
1958	南ベトナム	鉄弾	24,000	7,200
1959	インドネシア	射撃管制装置	1 式	83,000
1960	インドネシア	機銃部品	—	36,200
1960	インド	訓練用機雷	2	12,975
1961	インドネシア	機銃部品	—	125,100
1962	アメリカ	ピストル	約 800	9,300
1963	アメリカ(他)	ピストル	約 3000	37,500
1963	インドネシア	機銃部品	—	24,000
1964	アメリカ(他)	ピストル	約 5,000	66,000

1965	タイ	猟銃	5,000	540,000
1965	タイ	銃弾	2,500,000	230,000
1965	アメリカ(他)	ピストル	約 7,000	97,000
1966	タイ	猟銃	5,000	540,000
1966	アメリカ	ピストル	約 8,000	132,000
1967	アメリカ(他)	ピストル	約 12,000	-
1968	アメリカ(他)	ピストル	約 15,000	-
1968	フィリピン	銃弾プラント (賠償)		6,000,000

出所: 国防 1970年8月号、朝雲新聞社

1.1.4 主な輸出案件

1983年、日本と米国は「対米武器技術供与取極（とりきめ）」を締結した。この対米武器技術供与に係る例外化措置により、日本から同盟国であるアメリカに対しては、武器輸出三原則等によらず「対米武器技術供与取極」の下での武器技術の供与が可能になった。また2006年6月にはこれに代わる「対米武器・武器技術供与取極」を締結した。対米武器技術供与にあたっては、米国から具体的武器技術についての供与の要請がなされ、それについて、武器技術共同委員会 (Joint Military Technology Commission; JMTC) によって協議が行われる。

日米両国は、装備・技術面での意見交換の場である日米装備・技術定期協議 (S&TF: Systems and Technology Forum) などによって協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについては共同研究開発などを行っている。これまで防衛技術の日米共同による研究は、20件近いプログラムが実施された(表 1-5)。

提供の具体例として、FSX に使用されるアクティブ・フェイズド・アレイ・レーダがある。1990年2月の武器技術共同委員会(JMTC)で「FSX 関連武器技術」は米国に対して一括で供与されることが決定した。その後、「FSX 関連武器技術」の一部であるアクティブ・フェイズド・アレイ・レーダが対米技術供与の枠組みで米国に技術供与されることとなり、1992年8月に米国防総省が三菱電機から技術データや技術に付随する試作品としての送受信モジュール5個を購入した⁶。

表 1-5 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	政府間取極の締結時期	終了時期
ダクテッドロケットエンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を二次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年2月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミックエンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダ	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダ装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置および座高安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月

⁶ 山崎文徳「対日「依存」問題と米国の技術取奪 FSX 開発における対米技術供与を事例に」経営研究 57(3), 99-120, 2006-12

先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響装置	浅海域における音波の伝播、改訂での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1996年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム(現在の海上配備型ミッドコース防衛システム)のミサイルの4つの主要構成品(赤外線シーカ、キネティック弾頭、第二弾ロケットモータ及びノーズコーン)に関する研究	1999年8月	2008年3月
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機(P-X)と米海軍の将来多用途海上航空機(MMA)の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについて研究	2002年3月	2006年9月
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	2007年3月
先進船体材料・構造技術	先端材料および構造技術の運用による、ステルス性および残存性を向上した艦船の船体システムに関する研究	2002年3月	2010年8月
艦載型対空レーダ	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイ・レーダ技術に関する研究	2006年4月	2009年11月
艦載型戦闘指揮システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用することによって情報処理能力を向上させる研究	2006年4月	2009年11月
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	継続中
航空燃料およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響	航空燃料(JP-4およびJP-8)およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響に関する研究	2007年3月	継続中
携帯型化学剤自動検知器	化学剤の迅速かつ正確な検知が可能で、操作および処理方法を簡素化した携帯型化学剤自動検知装置およびその試験評価技術に関する研究	2008年3月	2013年3月
航空機器への応用のための画像ジャイロ	従来の慣性航法装置やGPSを補完し、機能を強化できる、画像を用いた新しい測位・航法技術に関する研究	2010年2月	継続中
ハイブリッド電気駆動	車両をモーターにより電気駆動化し、かつ、その動力電源をエンジンとバッテリーの2系統で供給する技術に関する研究	2010年2月	継続中

出所：平成25年版 防衛白書

http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2013/2013/html/ns027000.html

1998年12月25日、BMD共同開発生産関係の武器輸出が例外化され、日本と米国の間では技術移転から共同開発・生産が行われることとなった。さらに、共同開発を進めている能力向上型迎撃ミサイル SM-3 ブロック IIA について、将来米国から第三国移転の要請があった場合に、日本が事前同意を付与し得る場合の判断基準を2011年6月の日米安全保障協議委員会において、明確化した。

また、1996年に締結され、その後1998年と2004年に改定された「日・米物品役務相互提供協定(ACSA)」に関する例外化がある。ACSAは、自衛隊と米軍の間において、物品・役務(サービス)を相互に提供する枠組み(提供の条件、決済の手続)を定める協定であり、2004年の改正では武力攻撃事態等対処法の成立、自衛隊と米軍の間の接触・協力の機会の

増大等を受け、武力攻撃事態等、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に適用できるようになった。

1.2 米国

1.2.1 政策内容

(1) 武器輸出・輸出管理の政策方針

【全体的方針】

米国の兵器輸出又は輸出管理の政策方針は、国家安全保障、外交政策、経済競争力維持の3つの柱から構成される。国家安全保障は、大量破壊兵器（核兵器、化学や生物兵器を含む）の拡散防止、テロ防止や非友好国への軍事品又は技術の流出防止等が中心である。外交政策については、経済制裁や紛争地域の安定等にも重点が置かれている。また、経済競争力の維持は、安全保障又は産業振興を長期的に維持することにもつながる。

米国の輸出管理は安全保障と経済・産業活動のいずれを重視するかについてジレンマに陥っており、政策方針は必ずしも一貫していない。この点については、上述の武器輸出・輸出管理の政策方針の3つの柱において、特に安全保障面と産業振興面の間で方針の矛盾が発生しうることからも読み取れる⁷。現在に至るまでの輸出管理は米国の政策方針の多様性を反映し一元化されておらず、複数の政府機関や法制により単独もしくは連携して実施されている。

【近年の動向】

米国の輸出管理制度は、輸出者、同盟国、核兵器拡散に反対する諸国等の様々な利害関係機関から批判がなされていた。そうした批判を踏まえ、近年オバマ政権下において、輸出管理制度の再編及びその制度の合理性を目指す改革が行われている。この点については、「(4) 近年の動向」にて後述する。

(2) 法的枠組み

【国内貿易管理法体系及び関係法令】

武器輸出管理法（Arms Export Control Act: AECA）

武器輸出管理法(AECA)は1976年に制定され、米国の武器輸出管理体制の基礎としての役割を果たしている。武器輸出管理法第38条(22 U.S.C 2778⁸)は、大統領に対して軍需品及び軍事サービスの輸出入を管理する権限を与えている。また、第3条(a)(22 U.S.C 2753⁹)では、同法に基づき供与される米国の軍需品及び役務を受領する資格のある国あるいは国際機関の一般的基準を規定している。

AECAは国際防衛協力及び軍事輸出管理の内外政策上の諸目的を、以下の通り規定している。

⁷ Frances Pilch, David Coletta *Space and Defense Policy* (New York : Routledge, 2009) pp.84-87, p.85

⁸ [http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22 section:2778 edition:prelim\) OR \(granuleid:USC-prelim-title22-section2778\)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22 section:2778 edition:prelim) OR (granuleid:USC-prelim-title22-section2778)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true)

⁹ [http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22 section:2753 edition:prelim\) OR \(granuleid:USC-prelim-title22-section2753\)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22 section:2753 edition:prelim) OR (granuleid:USC-prelim-title22-section2753)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true)

- (第4条 (22 U.S.C 2754)) 米国の軍需品及び軍事役務は、『専ら』『国内治安』において使用するために、『合法的な自衛』に使うために、受領国をして『国連憲章に合致する地域的或は集团的取り決め若しくは措置』に参加せしめるために、受領国をして『国際の平和と安全を維持若しくは回復する目的で国連が要請する集团的措置』に参加せしめるために、並びに外国の軍隊をして『開発途上国において公共事業を建設せしめ、又そのような友好国の経済的及び社会的発展に有益なその他の活動に従事せしめる』ために、友好国に売却しなければならない。

原文¹⁰

§2754. Purposes for which military sales or leases by the United States are authorized; report to Congress

Defense articles and defense services shall be sold or leased by the United States Government under this chapter to friendly countries solely for internal security, for legitimate self-defense, for preventing or hindering the proliferation of weapons of mass destruction and of the means of delivering such weapons, to permit the recipient country to participate in regional or collective arrangements or measures consistent with the Charter of the United Nations, or otherwise to permit the recipient country to participate in collective measures requested by the United Nations for the purpose of maintaining or restoring international peace and security, or for the purpose of enabling foreign military forces in less developed friendly countries to construct public works and to engage in other activities helpful to the economic and social development of such friendly countries. It is the sense of the Congress that such foreign military forces should not be maintained or established solely for civic action activities and that such civic action activities not significantly detract from the capability of the military forces to perform their military missions and be coordinated with and form part of the total economic and social development effort: Provided, That none of the funds contained in this authorization shall be used to guarantee, or extend credit, or participate in an extension of credit in connection with any sale of sophisticated weapons systems, such as missile systems and jet aircraft for military purposes, to any underdeveloped country other than Greece, Turkey, Iran, Israel, the Republic of China, the Philippines and Korea unless the President determines that such financing is important to the national security of the United States and reports within thirty days each such determination to the Congress.

国際武器取引規則 (ITAR: International Traffic in Arms Regulations)

1977年1月に署名された大統領命令第11958号は、軍需品及び軍事サービスの輸出に関する規則を交付する大統領の法定権利を国務長官に委任している。この権限委任によって、国務省が国際武器取引規則 (ITAR) を施行している。ITARでは、「米国軍需品リスト」(US Munition List: USML) 品目の輸出 (及び一時輸入) の輸出許可発給政策を定めている。USML上の品目の輸出には許可が必要とされているが、カナダについては米国の軍事産業基盤の一部をなすとみなされていることから、一定の免除がある (カナダ政府や州政府等がエンドユーザの場合、機密扱いされていない防衛品目・技術・サービスの輸出については輸出許可が

¹⁰ [http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22 section:2754 edition:prelim\) OR \(granuleid:USC-prelim-title22-section2754\)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22%20section:2754%20edition:prelim)%20OR%20(granuleid:USC-prelim-title22-section2754)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true)

不要となる（ただし、火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃（USML CATEGORY I）やミサイル技術管理レジーム（MTCR）附属書の規制品目等、大部分の品目は免除規定の対象外となっている）¹¹。更に英国及び豪州と締結した条約¹²で一定の軍事品については、両国において認可されているエンドユーザに限って、輸出許可取得義務を免除している（2010 年上院批准）。

他方、汎用品の輸出管理は商務省が行うが、商務省の汎用品輸出管理の場合と違い、国務省の許可要件は、品目の最終用途或いはエンドユーザの性格ではなく、品目の性質（1.2.2 武器の定義の USML 該当部分にて詳述）に着目して決められている。

ITAR は、以下の通り連邦規則集のタイトル 22 の第 120 部から 130 部に体系化されている。

- 第 120 部 目的と定義¹³
- 第 121 部 米国軍需品リスト¹⁴
- 第 122 部 製造業者と輸出業者の登録¹⁵
- 第 123 部 軍需品の輸出許可¹⁶
- 第 124 部 協定、オフショアでの調達、その他の軍事サービス¹⁷
- 第 125 部 技術データおよび機密性のある軍需品の輸出許可¹⁸
- 第 126 部 一般的な方針と規定¹⁹
- 第 127 部 違反と罰則²⁰
- 第 128 部 行政手続き²¹
- 第 129 部 仲介業者の登録と許可²²
- 第 130 部 政治献金、料金、および手数料²³

米国の武器移転は主に、政府間の対外有償軍事援助プログラム（Foreign Military Sales: FMS）か、米国企業による直接販売（Direct Commercial Sales: DCS）という 2 種類の方法のいずれかによって実施される。これらのうち、対外有償軍事援助プログラムによる移転については国際武器取引規則の許可要件が免除されている。

なお、武器輸出管理法の中では、主に以下の法律が引用され、各法律との整合性を考慮した武器輸出管理法の文言の追加修正等がなされている（例えば、対外援助法(Foreign Assistance Act)に基づく禁輸国指定（キューバへの輸出禁止等）、国際安全援助法(International Security Assistance Act)に基づく NATO 加盟国等との協力規定等）。

¹¹ 22 CFR 126.5 <http://www.law.cornell.edu/cfr/text/22/126.5>

¹² U.S. Defense Trade Cooperation Treaties with the United Kingdom and Australia, http://www.pmdtc.state.gov/treaties/documents/Defense_Trade_Treaties_Fact_Sheet.pdf

¹³ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_120.pdf

¹⁴ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_121.pdf

¹⁵ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_122.pdf

¹⁶ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_123.pdf

¹⁷ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_124.pdf

¹⁸ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_125.pdf

¹⁹ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_126.pdf

²⁰ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_127.pdf

²¹ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_128.pdf

²² http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_129.pdf

²³ http://www.pmdtc.state.gov/regulations_laws/documents/official_itar/2013/ITAR_Part_130.pdf

- 対外援助法(Foreign Assistance Act) (1961)
- 国際安全援助法(International Security Assistance Act)(1978)
- 外交授權法(Foreign Relations Authorization Act) (1978)
- 国際安全開発協力法(International Security and Development Cooperation Act) (1985)
- 外交安全および反テロリズム包括法(Omnibus Diplomatic Security and Antiterrorism Act)(1986)
- 国防授權法(National Defense Authorization Act) (1988～毎年制定)
- 軍備管理、不拡散、および安全援助法(Arms Control, Non-proliferation, and Security Assistance Act) (1999)

参考として、軍需品目を対象とした AECA 以外の関連法案（デュアルユース品を対象とした輸出管理法（Export Administration Act: EAA）及び核物質関連のもの等）の一覧を以下に示す。

表 1-6 輸出管理関連法案等の一覧（デュアルユース品等含む）

	デュアルユース品	軍需品	核関連品目（技術、データ、物質等）
法的枠組み	輸出管理法（EAA）、 国際緊急経済権限法	武器輸出管理法 (AECA)	原子力法（AEA） 核不拡散法（NNPA） 米国軍需品目リスト（The US Munitions List: USML）（ITAR Part 121 で規定）
施行規則	輸出管理規則(EAR) 15CFR Parts 730-774	国際武器取引規則 (ITAR) 22CFR Parts 120-130	10 CFR 110 - 核関連物質・設備の輸出入 (NCR) 10 CFR 810 - 海外核関連事業への支援 (DOE)
輸出管理 リスト	規制品目リスト (CCL)	軍需品目リスト (USML)	核関連物質・設備・装備リスト(NRC) 規制品目リスト(CCL) 軍需品目リスト(USML) 特別許可の必要な事業(DOE)
所管官庁	商務省産業安全保障 局 (BIS)	国務省国防貿易管理 部(DDTC)	核物質・核関連設備:原子力規制委員会 (NRC) 核技術:エネルギー省 (DOE) 主要な核関連設備以外: BIS 軍需品リスト上の核関連品目: DDTC
許認可方針	許認可は品目あるいは 仕向け先（あるいは その両方）による （テロ防止管理によ り 5 カ国に CCL 品目 輸出禁止）	品目の性質により許 認可用件を決定 （21 カ国に輸出禁止）	一般/特定ライセンス (NCR) 一般/特定許可 (DOE)
輸出執行 機関	BIS の輸出執行局 (OEE) 国土安全保障局(DHS) 移民税関捜査局(ICE) 税関・国境取締局 (CBP)	DDTC の国防貿易執 行 (ODTC) 国防省の国防犯罪捜 査部門(DCIS) 国土安全保障内 (DHS) : ICE, CBP 法務省内 (DOJ) : FBI	NRC の執行部門 BIS の輸出執行局 (OEE) 国防省の国防貿易執行 (ODTC) 国防犯罪捜査部門(DCIS) 国土安全保障内 (DHS) : ICE, CBP 法務省内 (DOJ) : FBI
罰金・刑罰	刑法: 100 万米ドル/20 年間までの懲役期間 民法: 25 万米ドル/輸 出停止	刑法: 100 万米ドル/20 年間までの懲役期間 民法: 50 万米ドル/品 目没収/輸出停止	刑法: 25 万米ドル/12 年～無期懲役 あるいは NRC と DOE に 50 万米ドル 民法: 10 万米ドル (NRC)

(出所: CRS)

(3) 意思決定プロセス

① 輸出管理機関、意思決定機関

各省庁別の輸出管理対象品目ならびに基本方針を以下に示す。なお、輸出管理においては国務省と商務省が中心的な役割を担っている。また、その他、機微情報の漏洩摘発管理は、様々な情報機関を国家対情報局（Office of the National Counterintelligence Executive: ONICX）が統括している。

(i) 国務省 国防貿易管理部（Directorate of Defense Trade Controls: DDTC）

軍需品、技術データ、サービスを中心に管理する。合衆国政府は軍需品および軍事サービスの販売、輸出、再移転を国家安全保障政策および外交政策目標とも不可分のものにとらえていることをふまえ、DDTCは武器輸出管理法（AECA）、国際武器取引規則（ITAR）に基づき、米国軍事品目リスト（US Munition List: USML）にある軍需品および軍事サービスの輸出入を管理する。

(ii) 商務省 産業安全保障局（Bureau of Industry and Security: BIS）

デュアルユース品および技術の管理が中心である。BISは輸出管理法（EAA）とその下に位置づけられている輸出管理規則（Export Administration Regulations: EAR）と規制品目リスト（CCL: Commerce Control List）に基づき、デュアルユース品や技術を中心として管理を行う。その他、合衆国政府は認証済みエンドユーザ（Validated End User: VEU）のリストに基づき、海外との取引を促進する。その一方、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動記録に基づく厳格な精査を行うことにより、大量破壊兵器の拡散を促す国や、国際テロ組織、国家安全保障と外交政策に反する勢力による高度技術への接触を防止する。そして、米国の経済競争力と安全保障に重要な貿易管理対象を常に見直し、更新を進める。

(iii) エネルギー省 国家核安全保障局（National Nuclear Security Administration: NNSA）

核関連資材について、特に核関連技術および原子力・核関連特殊物質に関する技術データの管理を中心に行う。合衆国政府は、NNSAの国防核不拡散局を通じ、他の連邦行政機関、国家研究機関ならびに民間セクター等との緊密な連携の下、危険な核物質ならびに放射性物質、大量破壊兵器関連の技術及び知識について、その違法な移転を探知し、テロリスト等から保護し、また余剰物質の廃棄を行う²⁴。

(iv) 原子力規制委員会（Nuclear Regulatory Commission: NRC）

核関連資材について、特に核物質・核関連設備を中心に管理を行う。公衆の健康と安全、環境を保護し、また共通の防衛と安全を追究することを目的とする。放射性物質及び関連施設に安全に関する国際的活動として、外交政策ガイダンス形成への貢献、核セキュリティ・物質管理及び会計・セーフガードの各分野での国際的支援の提供、核物質及び核関連設備の輸出入に関わるライセンス審査と発行、核セーフガード・不拡散・国際的規制枠組の分野におけるIAEAやOECDの核エネルギー庁(Nuclear Energy Agency)との協力を行う²⁵。

²⁴ エネルギー省 NNSA ウェブサイト、http://nnsa.energy.gov/nuclear_nonproliferation/index.htm。

²⁵ NRC, *Strategic Plans: Fiscal Years 2008-2013*,

<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr1614/v4/sr1614v4.pdf>, p.12.

(v) 財務省 海外資産管理局 (Office of Foreign Assets Control OFAC)

経済制裁に関わる輸出入管理の監督を行う。合衆国の外交政策ならびに安全保障上の目標に沿って、大量破壊兵器の拡散やその他の安全保障・外交・経済上の脅威となる国家や組織等に対し、経済・貿易制裁の管理ならびに執行を行う。OFAC が課す制裁の多くは国連または他の国際義務に基づくものであり、他の同盟国政府と緊密な連携の下で行う²⁶。

② 意思決定過程

(i) 国務省 国防貿易管理部 (Directorate of Defense Trade Controls: DDTC)

武器輸出管理法 (AECA)、国際武器取引規則 (ITAR) に基づき、米国軍需品目リスト (US Munition List: USML) にある軍需品および軍事サービスは DDTC が管理する。合衆国政府は軍需品および軍事サービスの販売、輸出、再移転を国家安全保障政策および外交政策目標とも不可分のものとして扱っていることを踏まえ、国務省 DDTC が管理を行っている。

ITAR に基づき提出された軍事貿易許可申請の審査及び決定は、一定の国家安全保障上の例外が適用される場合を除き、60 日以内に完了しなければならない (2008 年 1 月 22 日『国家安全保障大統領令』(NSPD-56))

また、最終用途監視プログラム (Blue Lantern end-use monitoring program)により、米国の在外大使館員が許可前のチェック業務及び船積み後の検証業務を実施する。

(ii) その他機関

国防総省やエネルギー省がライセンス申請を精査し、特に CIA といったインテリジェンス機関が情報を提供する。省庁は、付託された申請許可の可否についての推薦を、30 日以内に長官に提出しなければならない (大統領令 12981)。

(iii) 議会の関与

AECA は大統領の提案する一定の武器の対外売却に議会の検討を要件としている。

14 百万ドル以上の主要軍事機器、50 百万ドル以上の軍需品若しくは役務、あるいは 200 百万ドル以上の設計及び建設役務の商業輸出のために政府間の売買契約を締結する或は輸出許可を発給する最終的措置をとる 30 日 (カレンダー・デー) 前に行政府は、AECA 第 36 条(b) に基づき、議会に対して正式な通報を行わなければならない。NATO 加盟国、日本、豪州或はニュージーランドに対してこのような売却を行う場合には、行政府は売却を進める 15 日(カレンダー・デー)前に議会に対して正式な通報を行わなければならない。

ただし、一般的に、議会が売却提案を禁止或は変更する法案を通過させない限り、行政府は自由に武器売却提案を進めることが可能である。

²⁶ 財務省 OFAC ウェブサイト、<http://www.ustreas.gov/offices/enforcement/ofac/mission.shtml>

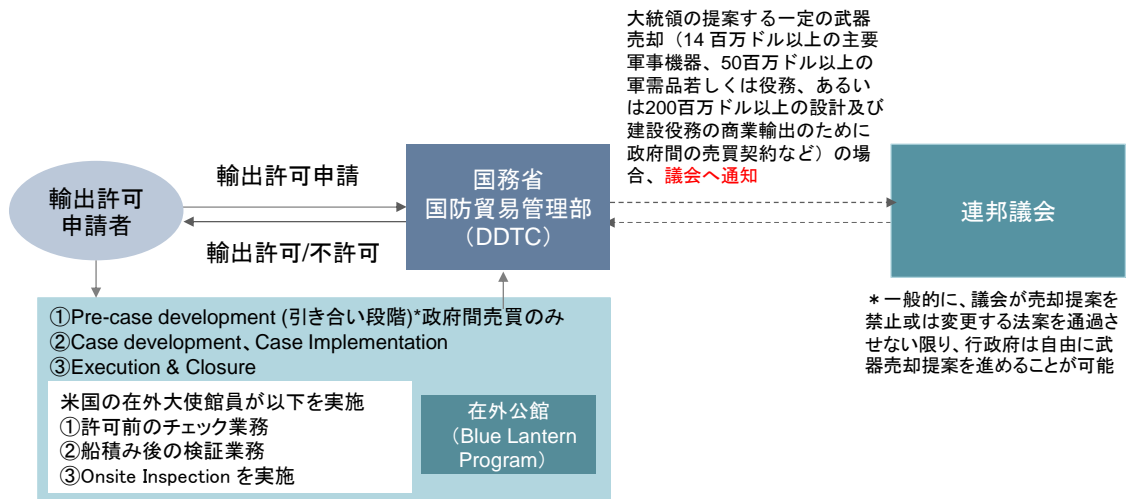


図 1-3 米国の武器輸出許可申請プロセス

(4) 近年の動向

① 改革の沿革

米国の輸出管理制度は、2007年の連邦政府監査院（Government Accountability Office: GAO）の報告書において、輸出管理機関の不十分な調整、国務省と商務省の管轄不一致や制度の非効率性等についての批判的な指摘がなされている。2009年8月にオバマ大統領がシステム再編を、2010年4月にロバート・ゲーツ国防長官が輸出管理制度の改革の提案を主張した。2010年から現在、2013年末にかけての改革の焦点は規制品目リスト（CCL: Commerce Control List）と米国軍需品目リスト（USML）といった管理リストの合理性であった。また、情報システムの一元化をめざし、単一化されたIT制度の構築を進めており、2010年には輸出執行調整センター（EECCあるいはE2C2）が設立された。

輸出管理のライセンス機能の単一政府機関の設置に関して具体策は未だ不透明である。

なお、2011年2月に商務省 BIS 補佐官 Kevin Wolf はオバマ政権の輸出管理改革イニチアチブを指導する7つの原則を明確にした²⁷。

- 管理された品目の範囲を縮小させること。安全保障上またはインテリジェンス上米国の国益に脅威する品目を重視し、厳格に管理する。
- 多国協定による輸出管理国際レジームに基づいた管理制度を構築
- 米国は単独管理を実施するのであれば、米国外交政策目標あるいは現存の法的枠組みをベースとすることが必至である
- 管理リストは明確に品目を記しながら、技術の開発に応じて改訂すべきである
- ライセンス発行決定過程は明確で時間通りにされるべきである
- 規制の不履行を取り締まる執行機能を強化する
- テロ防止と核兵器拡散防止の対策を強化する必要がある

²⁷ Remarks of BIS Assistant Secretary for Export Administration, Kevin Wolf, to Exportkontrolltag 2011, Munich, Germany, 2011年2月25日, <http://fpc.state.gov/documents/organization/169059.pdf> p.10

本改革は、下記のように3段階で実施される。

- 第1段階：米国政府が米国軍需品目リスト(USML)を商務省が担当する規制品リスト(CCL)と統合させる。輸出管理省庁内にはライセンス発行決定過程を標準化しながら、統一した電子申請システムを構築し、輸出執行権を「単一調整機関」に負わせる。
- 第2段階：類似した構造を持った品目リスト(デュアルユース品等リストと軍需品目リスト)を基にしたライセンス発行過程を構築する。それにより、申請数を削減させることができると考えられている。
- 第3段階：輸出管理品目を軍需品リストからデュアルユース規制リストに移転することを視野に入れるが、それは議会の通告を必要とする。

輸出管理イニシアチブは2013年11月に第一段階がほぼ達成された。第二段階と第三段階は、2014年末までに議会の立法手続きを通して実施となる可能性がある。第三段階まで完成してから新しい制度が有効になるが、それまでは現行の輸出管理制度が機能する²⁸。米国は、独自に定めた輸出管理品目を調査し、国際レジームの中で定められた品目リストについて他国と合意したうえで再編する予定である。

輸出管理改革イニシアチブについて、ゲーツ長官は以下の4つの特徴を説明している。

I. 輸出管理ライセンス発行機関の一元化

ゲーツ国防長官の2010年の管理制度改革の宣言において、米国輸出管理制度は「多数省庁にばら撒いた迷路のように複数の管轄、役割、規則からなる」と批判された²⁹。上述した通りライセンス発行は、品目別に、国務省の国防貿易管理部(DDTC)・商務省の産業安全保障局(BIS)・財務省(OFAC)・原子力規制委員会(NRC)・エネルギー省(DOE)に分かれている。ライセンス発行決定過程の中で他の省庁への付託を検討することも可能だが、うち複数の省庁が異なった法定の枠組みによって機能すること、また各省庁の管轄範囲が明確でない部分があることから、省庁間の管轄の抵触等が生じやすいと批判された。

2010年6月30日に国家安全保障会議(NSC)長官ジム・ジョーンズは自立したライセンス発行機関の設立を提唱した。この提案により、各省庁の輸出管理と関わるトップ官僚が理事会員となることとなった。政府は本件に関して明確な計画を立てていないが、これによりBIS、DDTC、OFACのライセンス発行の機能が代替される可能性がある。核物質などの申請の件数は僅かであることから³⁰、NRCとDOEのライセンス発行機能はそのまま変わらない可能性がある。

また、他省庁がライセンスの発行状況を互いに共有していないという点で、省庁別の輸出管理は合理性が不十分であることが、ジョーンズ長官より指摘された。現行の制度では、デュアルユース品と軍事品目に関する輸出ライセンス申請はBISから国防省、国務省のエネ

²⁸ <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/R41916.pdf> p.10

²⁹ Secretary of Defense Robert M. Gates, speech before the Business Executives for National Security, April 20, 2010, available at <http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1453>

³⁰ Ian F. Fergusson, Paul K. Kerr “The U.S. Export Control System and the President’s Reform Initiative” *Congressional Research Service – Report for Congress* 7-5700, Sep. 2013 pp.11

ルギー・ビジネス部（Energy and Business Bureau）や地域部等に付託することが可能であるが、DDTC に付託することは不可能である。逆に国務省の DDTC は軍需品目等のライセンス申請を国防省や国務省内に付託するが、BIS にはしない。また、数少ない OFAC への輸出ライセンス申請は国務省の EEB に付託されている。この複雑な状態の中で、同じ品目を担当する輸出者が、一つの省庁からライセンスが発行されても他の省庁から発行されないといった事態が発生する。

（具体事例：二重国籍問題と輸出管理制度の改革）

2010 年 3 月に米国政府は「二重国籍者を雇用する輸入者にとっての障害を排除する」と宣言した。ライセンス申請を精査するにあたっては、輸入者の企業で務める役員の国籍も判断する必要がある。しかし、この点について国務省と商務省は異なった基準を持つ。2010 年の GAO 調査によれば、商務省は、「外国人に技術を移転する場合、当該人物の直近の国籍或は居住国で判断する」³¹。一方、国務省はその輸入者の出身国と輸入企業で雇用されている外国人の国籍も視野に入れて、判断を行う。「輸入者の出身国は、北朝鮮、中国やイラン等、米国政府から指摘された輸出禁止仕向け先の一つである場合、出身国とのつながりが精査される。」³²

こうした状況を統一させる必要から、2011 年 6 月に国務省は ITAR を改正し³³、「誠実に正社員として輸入企業に雇用されている外国人であれば」防衛品目、データ等を輸出する許可を発行することを決定した。他方で、責任者としての輸入者について、雇用者と ITAR で指摘された上記の仕向け先とのつながりに関して精査がなされなければならないとされた。この改正は 2011 年 8 月に発効された。³⁴

II. 統合した規制リストの作成

オバマ政権は 2013 年末の時点で、管理リストの合理化を進め、それを基に包括的な改革が行われる予定であった。そのために、詳細品目ではなく一般的定義しか有さない軍需品目リスト（USML）について、客観的な標準を持った CCL 規制リストのようなものに改正することが決められた。さらに、リスト掲載された品目をデュアルユース品であるか軍需品目であるかといった区別を明確化する予定である。そういった区別は「Bright Line」（明るい線）の名称が付けられた。それによって、品目を技術的詳細や軍事用の要求ごとに明確な区別することを目指す。現在使用されている USML において、戦略品目は「軍用のための設計、修正又は改造」品であるかどうかによって区別されている。そうした包括的な定義によって品目やその部品の輸出は管理されているため、オバマ政権は積極的に Bright Line 政策を実施しようとしている³⁵。戦略品目の詳細な特徴が記載されている CCL 規制リストにお

³¹ Government Accountability Office, Export Controls: Observation on Selected Countries' Systems and Proposed Treaties, May 2010, GAO-10-557

³² Government Accountability Office, Export Controls: Observation on Selected Countries' Systems and Proposed Treaties, May 2010, GAO-10-557

³³“Amendment to the International Traffic in Arms Regulations: Dual Nationals and Third-Country Nationals Employed by End-Users,” *Federal Register*, vol. 75, no. 154, August 11, 2010, p. 48625.

³⁴ “International Traffic in Arms Regulations: Dual Nationals and Third-Country Nationals Employed by End-Users,” *Federal Register*, vol. 76, no. 94, May 16, 2011, p.28174. Paul Conlin, Sebastien Beaugard, R. Luc Beaulieu, and Richard A. Wagner, “Proposed ITAR Amendment Regarding Dual Nationals and Third-Country Nationals,” *Mondaq*, August 31, 2010.

³⁵ “Revisions to the U.S. Munitions List, Advanced Note of Proposed Rulemaking,” 75 *Federal Register* 76935,

いても、若干の修正が必要である。

オバマ政権はそうのように改革された USML と CCL リストの記載品目を輸出管理レベル (Tier) においても区別する予定だったが、先送りにされた。オバマ政権は Bright Line 政策を優先したが、将来適用が考えられている戦略品目の輸出管理レベルの区別は以下の通りとなる。

- ・ レベル 1 : 米国製で軍事面及びインテリジェンス面に於いて決定的に (*critical*) 有利な品目
- ・ レベル 2 : 輸出管理の国際レジームに参加する国々に製造されている品目。また、軍事面及びインテリジェンス面に於いて相当に (*substantial*) 有利な品目でありレベル 1 又はレベル 2 の品目の改善へ使用可能な品目
- ・ レベル 3 : 軍事面及びインテリジェンス面に於いて重大に (*significant*) 有利な品目でありレベル 1、レベル 2、レベル 3 の品目の改善においても使用可能な品目³⁶

USML 改革にあたっては、国防省を指導する諸省庁チームが USML の各カテゴリを精査する。提案された USML の修正は議会の官報公示 (Federal Register) を通して、規制として作成される。これら規則改正の提案は 2011 年以降官報公示に発表されている³⁷。

オバマ政権によれば、改革された USML リストは軍事面及びインテリジェンス面において重大に (*significant*) 有利な品目を含めて作成される³⁸。その上に、7 つのグループに分けられた各 USML リストのカテゴリが作成される (A—装備、機器、組み立て部品 ; B—視察用、製造用、実験用品目 ; C—物質 ; D—ソフトウェア ; E—技術 ; F—防衛用サービス ; G—製造許可)。

(“600” Series について)

Bright Line 過程において、USML リストの品目は CCL 規制リストに移転がなされた。EAA 第 38 節に従って、大統領は上下院外交委員会に通知後 30 日経過しなければ USML リストから品目を排除又は移転することが不可能である。米国が米国議院にカテゴリ VIII とカテゴリ XIX を最初に出したのは 2013 年 3 月 8 日である³⁹。

輸出規制リスト(CCL)に記載される品目は、5 桁の輸出規制品目分類番号(ECCN : Export Control Classification Number)で分類される。EAA 第 38 節に従い、2013 年 4 月に”Mega Rule”が作成され、“600” Series という斬新な輸出規制品目分類番号の分類が作られた。管理の厳しい USML リストの特定の品目は、相対的に基準の緩やかな“600” Series に移転される予定である。

III. 輸出執行調整機関の一元化

December 9, 2010, at 76937

³⁶ “Administration Identifies Problems, Alters Stance on Export Control Reform,” *Inside U.S. Trade*, November 3, 2011

³⁷ 詳細は、後掲の表 3 を参照のこと。

³⁸ Remarks of BIS Assistant Secretary for Export Administration Kevin Wolf to the Update 2011 Conference; Washington, DC, July 19, 2011.

³⁹ Revisions to the Export Administration Regulations: Initial Implementation of Export Control Reform, *78 Federal Register* 22660, April 16, 2013

改革イニシアチブの三つ目の特徴は輸出執行を単一の調整機関に与えることである。第1段階で、「統合センター」(Fusion Center)が設立される予定であった。このセンターの目標は検査を調整と分業するためのものであるが⁴⁰、2010年11月9日にオバマ政権はExecutive Order 13558を発行し、輸出執行調整センター(ECEC)を設立した。なお、EECC長は国土安全保障局長が就任し、副長はBISの輸出執行局と法務省から就任となる。

IV. 単一化されたITシステムの構築

4つ目の特徴は、輸出管理制度運営のための単一化されたITシステムの構築である。ライセンス申請状況を追跡するために現在国防総省で用いられているUSXPORTSデータベースは、国務省と商務省まで展開している。完成した場合、これは、国務省、商務省、財務省、エネルギー省、移民税関捜査局、輸出執行調整センター(ITEC)によって用いられ、単一の輸出ライセンス申請の基盤となる。

この改革は、省庁間の審査プロセスを能率化するために提案されている。近年、省庁間のコンピューターシステムは整合的でなく、ライセンス申請の情報は一体的に共有がなされていなかった⁴¹。

政府の計画では、ライセンス参照といった国内取引のために、USXPORTSの受け入れが求められている。政府は、最終的にはライセンスポータル、国内制度、関税の自動輸出システム(AES)、品目の実際の動きを追跡する情報システム間の相互運用性を促進したいとしている。

ITシステムの統合にあたって、政府は単一のライセンス申請形式を開発してきた。それを可能とするために、異なる規則間でのいくつかの定義を標準化した⁴²。また、商務省、財務省、国務省に存在する24000超のスクリーニングリストを統合したものを作成した。

表 1-7 輸出管理イニシアチブにおけるUSMLからCCLへの移転状況

USMLのCategory	提案したCCLの位置	2013年9月当時の状態・官報公示
CATEGORY IV: 発射台、ミサイル、爆弾、魚雷、ロケット	CATEGORY 0: 装備、設備と核物質等々 CATEGORY 9: 航空宇宙用品、推進薬	2013年1月16日に提案された:官報公示78-6750 (EAR);官報公示78-6765 (ITAR)
CATEGORY V: エネルギー物質(爆薬など)、火薬類、推進薬	CATEGORY 1: 化学物質、微生物、毒素	2012年3月2日に提案された:官報公示77-25932 (EAR);官報公示77-25944 (ITAR)
CATEGORY VI: 軍艦と軍艦設備	CATEGORY 8: 海上用品 CATEGORY 9: ガスタービンエンジン	2011年12月23日に提案された:官報公示76-80291 (EAR);官報公示76-80302 (ITAR) 最終決定は2013年7月8日にて:官報公示78-40892 (EAR);官報公示78-40922 (ITAR)
CATEGORY VII: 戦車と軍用自動車	CATEGORY 0: 装備、設備と核物質等	2011年7月15日に提案された:官報公示76-41957 (EAR);2011年12月6日に修正された:官報公

⁴⁰ Speech of General Jim Jones, June 30, 2010

⁴¹ 例えば、OFACは2013年に、紙ベースから電子ファイル制度に移行した。BISは2006年に発生したシステム侵入を契機に2010年に全コンピュータを一新し、来たる単一ITシステムへ向けての準備とした。
("Submitting OFAC License Applications Electronically," April 18, 2013, http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20130418_33.aspx, *Export Practitioner*, September 2010, p. 22.)

⁴² 例えば、EARにおける"technology"とITARにおける"technical data"など。("Single Export application for All Agencies to be Unveiled, White House Official Says," *Export Practitioner*, January 2011, p. 31.)

	CATEGORY 9 : ガスタービンエンジン	示 76-76085 (ITAR) ; 2013 年 8 月 8 日に最終決定:官報公示 78-40892 (EAR) ; 官報公示 78-40922 (ITAR)
CATEGORY VIII : 戦闘機と関連品	CATEGORY 9 : 航空宇宙用品、推進品と関連品等	2011 年 11 月 7 日に提案された:官報公示 76-68675 (EAR) ; 官報公示 76-68694 (ITAR) ; 2013 年 4 月 16 日に最終決定:官報公示 78-22660 (EAR) ; 2013 年 8 月 8 日に最終決定:官報公示 78-40892 (EAR) ; 官報公示 78-40922 (ITAR)
CATEGORY IX : 軍事訓練用品	CATEGORY 0 : 装備、設備と核物質等々	2012 年 8 月 13 日に提案された:官報公示 77-35310 (EAR) ; 官報公示 77-35319 (ITAR)
CATEGORY X : 防衛装備品等	CATEGORY 1 : 化学物質、微生物、毒素	2012 年 8 月 7 日に提案された:官報公示 77-33688 (EAR) ; 官報公示 77-33698 (ITAR)
CATEGORY XI : 電気品(超伝導体と低温貯蔵の一部を含む)	CATEGORY 3 : 電気品 CATEGORY 9 : 航空宇宙用品、推進品	2012 年 11 月 28 日に提案された:官報公示 77-70945 (EAR) ; 官報公示 77-70958 (ITAR) ; 2013 年 8 月 25 日に修正提案:官報公示 78-45018 (ITAR) 官報公示 78-45026 (EAR)
CATEGORY XIII : 軍補助物	CATEGORY 0 : 装備、設備と核物質等	2012 年 5 月 18 日に提案された:官報公示 77-28250 (EAR) ; 官報公示 77-29575 (ITAR) ; 2013 年 8 月 8 日に最終決定:官報公示 78-40892 (EAR) 官報公示 78-40922 (ITAR)
CATEGORY XV : 航空宇宙用品、推進品と関連品等	CATEGORY 9 : 航空宇宙用品、推進関連品等	2013 年 5 月 24 日に提案された:官報公示 77-31431 (EAR) ; 官報公示 77-31444 (ITAR)
CATEGORY XVI : 核兵器関連品	CATEGORY 1 : 核物質、他に NCR レジームの下でも、エネルギー管理	2013 年 1 月 30 日に提案された:官報公示 78-6269 (ITAR)
CATEGORY XIX : ガスタービンエンジン	CATEGORY 9 : 航空宇宙用品、推進関連品等	2011 年 12 月 6 日に提案された:官報公示 76-76072 (EAR) ; 官報公示 76-76097 (ITAR) ; 2013 年 8 月 8 日に最終決定:官報公示 78-22660 (EAR) 官報公示 78-22740 (ITAR)
CATEGORY XX : 潜水艦や潜水品	CATEGORY 8 : 海上用品	2011 年 12 月 23 日に提案された:官報公示 76-80291 (EAR) ; 官報公示 76-80305 (ITAR)。 2013 年 8 月 8 日に最終決定:官報公示 78-40892 (EAR) 官報公示 78-40922 (ITAR)

(出所: CRS レポート⁴³)

1.2.2 武器の定義

(1) 武器の定義

連邦法、州法、地方自体法によって、武器の定義が異なり、管轄によって制度も異なる。例えば、連邦規則集 (Code of Federal Regulations: CFR) の Title 32 National Defense § 552.100 Definitions. (m)では、「武器。攻撃あるいは防御目的のために用いられる機器」(Weapon. An instrument used in an offensive or defensive manner.) と定められている⁴⁴。ペンシルバニア州法

⁴³ Ian F. Fergusson, Paul K. Kerr “The U.S. Export Control System and the President’s Reform Initiative” Congressional Research Service - Report for Congress 7-5700, Sep. 2013
<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/R41916.pdf> pp.31~32

⁴⁴ 32 CFR 552.100
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=5779779a6bc58cf88372f19dc2dc081b&node=32:3.1.1.4.16&rgn=div5#32:3.1.1.4.16.7.11.3>

の第 18 章 912 節によると「武器というのはナイフ、火器、銃器、ライフルと深刻な傷害を与える道具である。」となっている⁴⁵。また、マサチューセッツ州法（Massachusetts General Laws: MGL）では、第 140 章の 121 節において、「"武器"、あらゆるライフル、ショットガン、あるいは火器」（"Weapon", any rifle, shotgun or firearm.）と定義されている（あわせて、同節の中では、これらライフル、ショットガン、火器の詳細な定義も示されている）⁴⁶。第 140 章は 121 節はライセンス発行規定全般（武器に限らず、不動産管理や電波管理等を含む）を定めるものであり、ここでの武器の定義は武器販売のライセンス発行の対象となる品目を特定する目的で定められているものである。

本項では、武器輸出管理という文脈から、米国軍需品リスト（USML）の対象とされているものを武器の定義と解釈した上で、整理を行う。

(2) 軍事品目リスト

米国軍需品リスト（USML）は国際レジームだけではなく、米国独自のリストによって作成されている。武器輸出管理法では**軍需品及び軍事サービス**と見なす品目を指定する権限を、大統領に与えている。

軍需品目の指定

大統領は、米国の国家安全に対して懸念となるすべての品目を軍需品目として指定できる幅広い権限を有している。ITAR では、軍需品とは USML に指定されているすべての品目あるいは技術データを指す総称的な用語として定義されている。具体的には、以下の条件に適合する品物やサービスは、今後軍需品または軍事サービスとして指定あるいは判定される可能性がある。

- (a) 軍事用途に特別に設計、開発、構成、調整、あるいは修正されており、
 - (i) 主要な民間の用途を持たず、さらに
 - (ii) 民間の用途に使用される品物と同等の性能（形、適合性、機能によって定義される性能）を持たない、あるいは
- (b) 軍事用途に特別に設計、開発、構成、調整、あるいは修正されており、かなりの軍事用途あるいは機密用途を持ち、この条項下での管理が必要と判断されるもの製品あるいはサービスの輸出後に意図されている使用法（軍事あるいは民間用途など）は、その製品やサービスが米国の武器輸出管理の対象になるかどうかには関係しない。

米国軍需品リスト

米国軍需品リストには、米国行政府の決定により軍事用途に特別に設計、開発、構成、調整、あるいは改造されたもので、もし輸出された場合には米国の国家安全および外交政策の利益を脅かす可能性のある製品、技術、およびサービスが含まれている。

米国軍需品リストの構成と内容は以下のとおりである。リストは 21 のカテゴリに分類されている。

⁴⁵ <http://www.handgunlaw.us/states/pennsylvania.pdf>

⁴⁶ <https://malegislature.gov/Laws/GeneralLaws/PartI/TitleXX/Chapter140/Section121>

なお、以下に掲げる物品、役務及び関連技術資料は、武器輸出管理法 の第 38 節 及び第 47(7)節(22 U.S.C. 2778 及び 2794(7))に従って、防衛物品及び防衛役務として指定されている。指定の変更については、官報で公示される。特定の品目が USML における防衛物品及び防衛役務であるか否かについての情報及び説明は、防衛取引管理部のインターネット・ウェブサイトで定期的に掲載される。

表 1-8 米国軍需品リスト (USML) ⁴⁷

カテゴリ	品目
I	火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃
II	火砲及び発射器
III	弾薬／兵器
IV	打上げ用の飛しょう体、誘導ミサイル、弾道ミサイル、ロケット、魚雷、爆弾及び地雷
V	爆発物及び高エネルギー物質、推進薬、焼夷剤並びにこれらの成分
VI	軍用船舶及び特別海軍関連装備品
VII	戦車及び軍用車両
VIII	航空機及び関連物品関連装備品
IX	軍事訓練関連装置及び軍事訓練
X	要員防護装備品及びシェルター
XI	軍用電子装置
XII	火器管制装置、測距儀、光学装置及び誘導制御装置
XIII	軍用補助装置
XIV	毒素物質（化学剤、生物剤及び関連装置を含む）
XV	宇宙航空システム及び附属装置
XVI	核兵器の設計及び試験関連品目
XVII	機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務で他の項目で列挙されていないもの
XVIII	指向性エネルギー兵器
XIX	(2013年まではRESERVEDでした) ガスタービンエンジン及び関連装置
XX	潜水艦、海洋装置及び附属装置
XXI	他のカテゴリで列挙されていない物品、技術資料、及び防衛役務

添付資料 1 に記す米国軍需品リストで、先頭にアスタリスクがついているものは、ITAR の § 120.7⁴⁸で指定される範囲で、その列挙された防衛物品が「重要軍用装備品」(Significant Military Equipment: SME) であるとみなされることを意味する。いずれのカテゴリにおいても SME として列挙されている防衛物品の製造又は生産に直接関連する技術資料についても、SME に指定される点に注意する必要がある。また、USML に掲げられる SME のうち、非経常的な研究開発費が 5 千万ドルを超えるか、総生産費用が 2 億ドルを超えるものは、主要防衛装備品 (Major Defense Equipment: MDE) と定義される (ITAR の § 120.8⁴⁹)。なお、SME に対しては特別な輸出管理が必要である。SME および機密技術データを含む機密品目の輸出には、非移転使用証明書(nontransferand use certificate) 書式 DSP83) の提出が必要である。DDTC は、記入漏れのない書式 DSP-83 を受理しない限り許可を発行しない。

- ・ 書式 DSP-83 は外国の荷受人、外国のエンドユーザ、および申請者が記入する。
- ・ 証明書は、国務省の書面による事前の承認によって特別に許可されていない限り、外国

⁴⁷ “米国軍需品リスト 物品一覧表” 米国国務省 防衛取引管理部・国際武器取引規則に則って米国の輸出規制 (http://www009.upp.so-net.ne.jp/kgm1_ear/ITAR_J/J121.pdf) (2013年10月15日)、Report by the Department of State Pursuant to Section 655 of the Foreign Assistance Act of 1961, as Amended – Direct Commercial Sales Authorizations for Fiscal Year 2011 より作成

⁴⁸ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=3cc5d53b75552dbb1774411f574182c2&node=22:1.0.1.13.57.0.31.7&rgn=div8>

⁴⁹ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=3cc5d53b75552dbb1774411f574182c2&node=22:1.0.1.13.57.0.31.8&rgn=div8>

の荷受人とエンドユーザが申請書に記入された重要軍事機器を、外国のエンドユーザの存在する場所として記入された国以外、あるいはそのエンドユーザ以外に再輸出、転売、あるいはそのような相手先で処分してはならないことを規定している。

- DDTC はその裁量により、重要軍事機器以外の軍需品や軍事サービスの輸出に対しても DSP-83 の提出を要求することがある。
- 軍需品や軍事サービスの政府組織以外の外国のエンドユーザへの輸出に対して DSP-83 が必要な場合、DDTC は許可を発行する条件として、最終的な宛先である国の政府の適切な機関によっても証明書が発行されることを要求する場合がある。

また、連邦規則タイトル 22 の § 121.16⁵⁰ に含まれていること、又はミサイル技術管理レジーム (MTCR) の付属書と共通する条項には、各項目の最後に括弧つきで (MT) と記されている。

品目が USML に残るべきか又は USML 規制となるべきかについて、主観的決定を行う際に、検討チームが考慮すべき一般的事項を以下に示す。

- その品目が、軍用又はインテリジェンス用途に「特別に設計された」ものであるか
- その品目が確実に第一層の品目と考えられる又はその可能性があるか
- その品目のエンドユーザは主に又は専ら政府又は軍であるか (例えば、政府による使用のみ合法である安全保障目的の装置か)

品目が USML に残るべきか又は USML 規制となるべきかについて、これらの事項だけでは決定されないが、USML 規制とすべき品目の種類について大まかな主観的決定を行う際に検討チームが考慮すべき一般的事項である。さらに各チームは、重要な用語で、検討しているカテゴリで独特である、又は、USML カテゴリで使用されているものについて、定義を勧告する⁵¹。

「特別に設計された」の定義⁵²

開発の結果として USML の項目で説明される規制性能レベル、特性又は機能を達成する又は超えるために、特別に必要な特性を有する品目又はソフトウェア、又は ; 防衛物品で使用される又は防衛物品とともに使用される部品、部分品、付属品、アタッチメント又はソフトウェアであって、§120.41(b)に列挙される理由のために除外されないもの。(出典: § 120.41, Specially Designed)

⁵⁰

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=3cc5d53b75552dbb1774411f574182c2&node=22:1.0.1.13.58.0.31.14&rgn=div8>

⁵¹ Steps for Conducting Phase II Project to “Tier” and Make “Positive” the U.S. Munitions List (USML) while Simultaneously Aligning the USML with and Creating a “Bright Line” between the Commerce Control List (CCL), section 4.7,

http://www.pmdtc.state.gov/dtag/documents/TaskingLetter_10_10.pdf?bcsi_scan_1CFAD6D3D20A37D6=0&bcsi_scan_filename=TaskingLetter_10_10.pdf

⁵² DDTC Key Terms, http://www.pmdtc.state.gov/licensing/dt_keyterms.html#s

米国の軍需品が組み込まれた外国製品の管理

米国の武器輸出管理制度による管理対象製品は、米国外で他の製品に組み込まれた場合も継続して米国の管理を受ける。米国政府は米国の管理対象製品については、場所に関係なくその完全な管轄権を要求する(米国製品が大型システム内部に組み込まれた場合などがそれに該当する)。この政策のもと、(米国製部品が組み込まれていた場合の)外国製の製品全体の輸出は、米国政府の承認を必要とするよう規制による取り組みが行われている。

米国の防衛技術またはソフトウェアによって生産された外国製品の管理

米国の武器輸出管理権限と、この場合に適用される米国の特定の管理権限は、管理対象の技術あるいはソフトウェアの最初の輸出を許可した特別の協定のもとで適用される。これらの特別な協定とは製造委託契約(MLA) や技術援助契約(TAA) である。

1.2.3 輸出先/輸出品目

(1) 武器輸出先/輸出品目

【武器輸出総額の統計】

米国の武器輸出貿易の主な統計は三つに分かれている。一般的に米国から他国への軍需物資の輸出の形態は、米国企業による直接販売 (DCS)、政府間の対外有償軍事援助プログラム (FMS)、そして、無償供与される余剰防衛装備品 (EDA) などに分かれている。

DSC の実績については、対外援助法(Foreign Assistance Act)の第 655 部に則って国務省によって作成される武器輸出額の年次報告書「Section 655 Report⁵³」により、議会に提出されている。海外への輸出が許可された防衛物品及び役務の総数及び総額に関するデータが、国別に USML のカテゴリ毎に記載されている。

FMS の実績については、国防安全保障協力局 (Defense Security Cooperation Agency: DSCA) が作成した国別の総額を参照する⁵⁴。FMS は、武器輸出管理法 (AECA) で許可された安全保障援助であり、米国の外交政策の基本ツールとなっている。FMS の下、政府間で販売契約が締結される。

国務省によると DCS の防衛品やサービスの輸出ライセンス発行総額は約 443 億米国ドル (2011 年度) である。一方、FMS については、2011 年の世界中への売り上げは約 261 億米国ドル (2011 年度) であり、金額ベースでは DCS の半分以下である。

⁵³ Section 655 Report, Department of State, http://www.pmdtc.state.gov/reports/documents/rpt655_FY12-Intro.pdf, http://www.pmdtc.state.gov/reports/documents/rpt655_FY12-report.pdf, http://www.pmdtc.state.gov/reports/documents/rpt655_FY11.xls

⁵⁴ Historical Fact Book, DSCA, http://www.dsca.mil/sites/default/files/historical_facts_book_-_30_sep_2012.pdf

表 1-9 過去 5 年間（2008 年度～2012 年度）で 3 億ドル以上の DCS を行った国
（単位：千ドル）

国名	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計
日本	3,290,932	4,583,218	3,813,379	6,387,158	3,199,626	21,274,313
韓国	1,918,084	1,938,757	4,877,779	2,900,293	2,212,623	13,847,536
英国	2,404,005	3,478,944	2,802,506	2,040,983	2,793,534	13,519,971
アフガニスタン	430,462	1,530,145	2,774,095	3,504,717	3,481,931	11,721,350
カナダ	1,228,110	990,950	3,997,350	1,451,175	1,418,103	9,085,688
シンガポール	247,563	5,205,514	1,199,844	853,788	785,421	8,292,130
ベルギー	7,603,549	159,101	269,848	91,998	84,820	8,209,317
ドイツ	1,897,790	1,331,319	1,118,635	2,151,840	1,383,557	7,883,142
イラク	1,617,427	1,517,272	1,217,960	1,849,698	288,611	6,490,968
オーストラリア	888,478	1,732,908	715,785	1,546,786	1,254,010	6,137,967
UAE	555,724	1,090,485	795,188	2,465,144	1,171,881	6,078,422
トルコ	868,431	1,502,158	1,023,362	748,645	1,586,021	5,728,618
イタリア	816,281	938,884	847,131	1,350,179	1,107,607	5,060,082
イスラエル	1,156,982	602,615	773,031	1,462,319	953,848	4,948,796
サウジアラビア	1,223,810	499,016	643,695	877,679	1,084,097	4,328,297
メキシコ	779,366	970,469	416,511	372,410	1,211,273	3,750,029
カタール	73,121	721,771	326,847	1,792,416	720,797	3,634,952
クウェート	668,714	922,958	339,671	693,691	352,228	2,977,262
スペイン	468,669	310,122	469,480	327,381	481,441	2,057,093
フランス	398,532	365,331	275,039	365,888	407,222	1,812,012
オランダ	314,620	287,403	655,180	319,951	227,426	1,804,580
コソボ	-	166,588	5,454	1,389,378	4,061	1,565,481
シブチ	6	21,265	1,252	1,397,000	49,416	1,468,939
ホンジュラス	9,306	4,158	652	1,390,676	53,010	1,457,801
インド	233,362	217,481	154,565	217,351	514,374	1,337,132
台湾	363,777	238,127	311,250	170,955	234,599	1,318,707
ノルウェー	195,429	336,970	152,343	213,182	237,208	1,135,133
タイ	226,196	199,305	211,917	353,871	124,136	1,115,425
フィリピン	110,472	149,207	400,611	222,409	88,300	970,999
アルジェリア	87,540	49,758	62,063	406,056	326,137	931,555

*輸出先で活動する米国軍及び同盟軍向けの輸出も含まれる。

*四捨五入の関係で、合計と内訳が合わない場合がある（合計後に千ドル単位に四捨五入）。

（出所：米務省 Section 655 Report FY2008, FY2009, FY2010, FY2011, FY2012）

表 1-10 2011 年度の DCS 総額（上位 20 ヶ国）と輸出許可品目

国名	輸出許可 件数	輸出総額 (千ドル)	USML 該当カテゴリ																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
日本	19,334,280	6,387,158	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
アフガニスタン	2,311,074	3,504,717	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						
韓国	16,644,671	2,900,293	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○
UAE	1,503,400	2,465,144	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
ドイツ	232,331,191	2,151,840	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	
英国	348,322,519	2,040,983	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
イラク	1,109,147	1,849,698	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
カタール	88,665	1,792,416			○	○		○		○	○		○	○							○	
オーストラリア	450,268,730	1,546,786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	
イスラエル	46,252,617	1,462,319	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
カナダ	826,752,851	1,451,175	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
ジブチ	75,735	1,397,000		○	○	○				○	○	○	○	○								
ホンジュラス	77,819	1,390,676	○							○		○	○	○	○						○	
コソボ	82,155	1,389,378	○		○				○		○		○	○								
イタリア	73,089,532	1,350,179	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
サウジアラビア	3,444,469	877,679	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	
シンガポール	4,125,058	853,788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
トルコ	2,934,696	748,645	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
クウェート	801,134	693,691	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
アルジェリア	1,212,591	457,519	○	○			○		○	○	○		○	○	○							

(出所：米務省 Section 655 Report FY2011⁵⁵)

⁵⁵ http://www.pmdtc.state.gov/reports/documents/rpt655_FY11.xls

表 1-11 過去 5 年間（2008 年度～2012 年度）で 4 億ドル以上の FMS 契約国
（単位：千ドル）

国名	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計
サウジアラビア	6,257,289	2,837,882	2,026,968	3,364,301	34,733,840	49,220,280
UAE	653,060	7,559,603	501,642	1,532,937	3,850,990	14,098,232
台湾	607,718	3,165,140	121,219	1,939,501	4,726,050	10,559,628
オーストラリア	1,097,223	803,952	1,407,360	4,023,923	3,025,256	10,357,714
エジプト	2,218,008	1,570,583	2,447,908	407,981	1,409,717	8,054,197
イスラエル	992,439	555,482	3,864,497	1,394,736	831,829	7,638,983
イラク	2,350,423	901,437	817,788	1,841,331	1,497,011	7,407,990
インド	1,016,062	10,401	142,501	4,506,143	167,937	5,843,044
英国	989,954	447,839	1,752,789	562,463	652,232	4,405,277
日本	847,953	454,741	515,513	602,054	1,411,393	3,831,654
韓国	1,082,341	710,042	958,844	401,498	488,679	3,641,404
モロッコ	2,414,695	179,252	91,816	11,367	60,232	2,757,362
クウェート	523,379	298,019	1,071,604	409,424	178,372	2,480,798
カナダ	493,465	531,244	373,440	225,081	487,085	2,110,315
トルコ	353,904	575,244	580,908	197,061	400,302	2,107,419
シンガポール	438,448	222,891	370,099	376,014	591,142	1,998,594
オマーン	28,501	86,060	11,709	139,384	1,462,768	1,728,422
ヨルダン	231,263	374,331	485,515	209,248	385,586	1,685,943
ドイツ	158,958	532,650	89,188	228,439	386,015	1,395,250
オランダ	213,501	214,621	274,309	101,582	414,000	1,218,013
フランス	122,158	133,407	529,852	85,978	293,280	1,164,675
パキスタン	330,713	33,985	483,287	53,667	29,472	931,124
インドネシア	3,325	23,851	48,139	38,563	704,581	818,459
フィンランド	33,448	455,304	53,439	68,750	201,297	812,238
スウェーデン	13,478	11,931	9,451	524,094	23,862	582,816

（出所：DSCA, Foreign Military Sales, Foreign Military Construction Sales And Other Security Cooperation Historical Facts, As of September 30, 2012⁵⁶）

(2) 優遇国・制度等

【仕向け先国による扱いの違い】

既述のとおり、米国の貿易管理体制の下では、軍需品及び軍事サービスの輸出管理については ITAR の下で、デュアルユース品の輸出管理については輸出管理規則（Export Administration Regulations: EAR）の下で、仕向け先別に異なる輸出管理が行われている。（一般に軍需品及び軍事サービスの輸出許可申請の審査・可否判断はケース・バイ・ケースで実

⁵⁶ http://www.dsca.mil/sites/default/files/historical_facts_book_-_30_sep_2012.pdf

施されるが) 一定の国や相手先によっては、全般的な輸出拒否政策や禁輸を実施している。現在 2013 年末に DDTC は、以下の国に対して、軍需品及び軍事サービスの輸出を禁止している。

- ベラルーシ
- キューバ
- エリトリア
- イラン
- イラク
- リビア
- 北朝鮮
- シリア
- ジンバブエ
- ベネズエラ
- ベトナム
- ミャンマー
- 中国
- ハイチ
- リベリア
- ソマリア
- スーダン
- コンゴ民主共和国(旧ザイール)
- レバノン
- シエラレオネ

米国政府はまた、国連安全保障理事会による武器の禁輸措置の対象であるいかなる国に対しても軍需品及び軍事サービスの輸出を拒否する。

武器取引にかかわる同盟国の優遇規定

ITAR は、NATO 同盟国及び非 NATO 同盟国に対して、それ以外の国々とは別の優遇規定を多く設けている。ITAR 第 120 部 120.31 条は NATO 同盟国を規定し、120.32 条は主要な非 NATO 同盟国を規定している。主要な NATO 非同盟国 は、1961 年制定の対外援助法(22 U.S.C. 2321k)の 517 条に従って、対外援助法及び武器輸出管理法(22 U.S.C. 2751 以下) (22 U.S.C. 2403(q))でいうところの主要な非 NATO 同盟国として指定された国をいう。

以下の国は、主要な NATO 非同盟国として指定されている： アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、エジプト、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、モロッコ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイ及び大韓民国。台湾は、主要な NATO 非同盟国に指定されたように取り扱われるものとされている⁵⁷ (1961 年制定の対外援助法(22 U.S.C. 2403(q)) の § 644(q)定義されている)。

⁵⁷ “Major non-NATO ally” means a country which is designated in accordance with section 2321k of this title as a major non-NATO ally for purposes of this chapter and the Arms Export Control Act (22 U.S.C. 2751 et seq.).

22 U.S.C. 2321k. Designation of major non-NATO allies⁵⁸

Treatment of Taiwan Relating to Transfers of Defense Articles and Defense Services

Pub. L. 107-228, div. B, title XII, §1206, Sept. 30, 2002, 116 Stat. 1428, provided that: “Notwithstanding any other provision of law, for purposes of the transfer or possible transfer of defense articles or defense services under the Arms Export Control Act (22 U.S.C. 2751 et seq.), the Foreign Assistance Act of 1961 (22 U.S.C. 2151 et seq.), or any other provision of law, Taiwan shall be treated as though it were designated a major non-NATO ally (as defined in section 644(q) of the Foreign Assistance Act of 1961 (22 U.S.C. 2403(q))[]].”

NATO 同盟国及び非 NATO 同盟国に対する優遇規定として、例えば第 123 部において、以下のような規定が設けられている。

- 123.9 条：最終仕向国及び再輸出又は再移転の承認について、外国の国防物品に組み込まれた米国原産の部分品の NATO、NATO 機関、NATO 加盟国政府またはオーストラリア、日本、ニュージーランドもしくは韓国の政府への再輸出又は再移転は、同条の定める条件の下で、DDTC の事前の書面による認可がなくても許可されると規定している。
- 123.15 条：武器輸出管理法の第 36 条(c)に基づく議会の証明について、NATO またはオーストラリア、日本、ニュージーランドもしくは韓国に対する輸出について、金額等の条件について異なる条件を設けている。
- 123.16 条：一般的な適用からの除外として、基礎研究目的でのみ製作された物品の、公認の米国の高度な教育機関による永続的な輸出及び一時的な輸出及び米国への返送について、NATO 加盟国または非 NATO 主要同盟国に対する輸出であること等を条件として、輸出許可を必要とせずに輸出できることを定めている。
- 123.27 条：商業用通信衛星の部分品、システム、部品、附属品、アタッチメント及び附属装置の NATO 同盟国及び非 NATO 同盟国に対する特別輸出許可レジームについて規定している。
- 124.2 条：訓練及び軍事サービスの除外条項として、NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンにおける基本的なメンテナンス情報の除外条項に加えて、同条で定める基準を満たすことができる場合、メンテナンス訓練又はメンテナンスの実施については、技術援助契約を必要としないこと等を規定している。

同様の NATO 加盟国及び非 NATO 同盟国に対する優遇規定は、第 124 部、第 125 部、第 126 部、第 129 部にも設けられている。

1.2.4 主な輸出案件

米国はロシアと並ぶ、武器輸出大国であり、全世界の武器輸出市場の 30%を占めている。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の集計によれば、米国の武器の最大の輸出先地域はアジアとオセアニアで、米国の全輸出量の 45%を占めている。特に同盟国である韓国、

⁵⁸ [http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22 section:2321k edition:prelim\) OR \(granuleid:USC-prelim-title22-section2321k\)&f=treesort&num=0&edition=prelim](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22 section:2321k edition:prelim) OR (granuleid:USC-prelim-title22-section2321k)&f=treesort&num=0&edition=prelim)

豪州向けの輸出量が多い。次いで、中東が 27%、欧州が 18%であった（図 1-4 参照）。2008 年～2012 年において、武器輸出の 62%は航空機が占めている。輸出の内訳は、英国向けの 2機の F-35 を含む全 49 機の戦闘機であった。また、米軍の撤退及び現地の軍隊への引継ぎに伴い、イラク及びアフガニスタンは米国の重要な武器の輸出先となってきた。2008 年～2012 年、イラク及びアフガニスタンは、それぞれ米国輸出の 4%を輸入したこととなる。

表 1-12 には、輸出量の多い韓国、オーストラリア、UAE 向けの近年の主な輸出事例を示す。

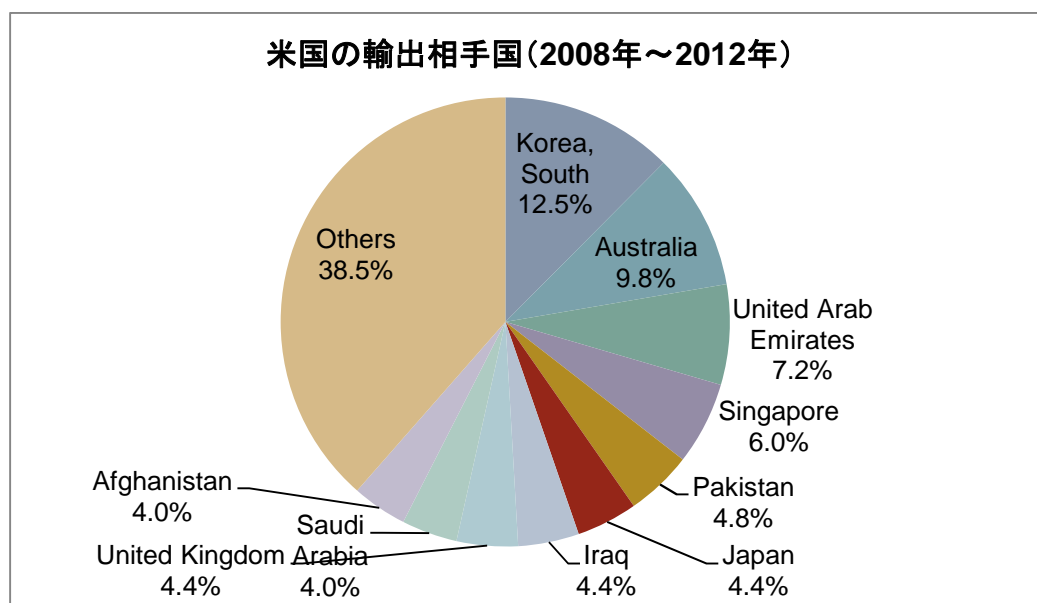


図 1-4 米国の輸出相手国 (2008 年～2012 年)
(出所：SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 31 July 2013)

表 1-12 近年の主な輸出事例 (米国)

受領国	オーダー数	兵器名称	兵器の概要	ライセンス年	納入年	納入数	取引額
韓国	8	P-3CUP Orion	対潜哨戒機	2005	2010	8	493-550 百万ドル
	26	RGM-84L Harpoon-2	ASM/SSM	2006	2007-2008	(26)	38 百万ドル
	48	Standard Missile-2MR	SAM	2006	2008	(48)	111 百万ドル
	102	AIM-9X Sidewinder	SRAAM	(2008)	2010-2011	(102)	55 百万ドル取引の一部
	(280)	JDAM	誘導弾	(2008)	2010-2011	(280)	200 百万ドル取引の一部
	(210)	Standard Missile-2MR	SAM	2008	2009-2011	(210)	372 百万ドル
	(75)	Paveway	誘導弾	(2010)	2012	(75)	39 百万ドル
	(62)	Standard Missile-2MR	SAM	2010	2012	(62)	67 百万ドル
5	Mk-15 Phalanx	CIWS	2011			66 百万ドル	
オーストラリア	64	RGM-84L Harpoon-2	ASM/SSM	2002	2006-2012	(64)	170 百万豪ドル (96 百万米ドル)
	(150)	Mk-48 Mod-5 ADCAP	AS/ASW 魚雷	(2003)	2007-2010	(150)	465 百万豪ドル (280 百万米ドル)
	(500)	AGM-114K	Anti-tank	2006	2006-	(500)	31 百万豪ドル (25 百万米ドル)

		HELLFIRE	missile		2009		ドル)
	(260)	AGM-158A JASSM	ASM	(2006)	2011-2012	(125)	350-450 百万豪ドル (270-350 百米ドル)
	24	F/A-18E Super Hornet	戦闘攻撃機	2007	2010-2011	24	60 億豪ドル (48 億米ドル)
	(10)	RQ-7 Shadow-200	UAV	2010	2011-2012	(10)	175 百万豪ドル (157 百米ドル)
	110	AIM-120C AMRAAM	BVRAAM	(2011)			202 百万ドル
	24	MH-60R Seahawk	対潜ヘリ	2011			26 億豪ドル (25 億米ドル)
	(10)	RQ-7 Shadow-200	UAV	2012			40 百万ドル
UAE	80	F-16E	戦闘機	2000	2004-2008	(80)	50 億ドル
	30	AH-64D Apache	攻撃ヘリ	2007	2008-2009	(30)	15 億ドル取引の一部
	(1560)	GMLRS	誘導ロケット	(2008)	2011-2012	(1560)	752 百万ドル取引の一部
	(4)	Patriot PAC-3	SAM system	2008	2012	(1)	33 億ドル
	224	AIM-120C AMRAAM	BVRAAM	2009	2012	(10)	326 百万ドル取引の一部
	14	S-70/UH-60L	ヘリ	2009	2012	(7)	209 百万ドル
	(500)	AGM-65 Maverick	ASM	2010	2011-2012	(300)	170 百万ドル
	(218)	AIM-9X Sidewinder	SRAAM	(2011)			251 百万ドル
	50	M-ATV	APV	2011	2011	(50)	27 百万ドル
	2	THAAD	ABM system	2011			25 億ドル
750	M-ATV	APV	(2012)			14 億 UAE ディルハム (380 百万ドル)	

※カッコ内の数値は推定値。

(出所: SIPRI データベースより作成。 http://armstrade.sipri.org/armstrade/page/trade_register.php)



図 1-5 UAE 向け F-16E ファイティングファルコン

(出所 : <http://www.defenseimagery.mil>; VIRIN: 091207-F-8155K-554)

注 : 米軍での運用機よりも高機能タイプ (発展型) が輸出された事例。

1.3 欧州政策

欧州諸国の場合、EUとして統一した政策や規則があり、各国の国内法制度はそれらに準拠することとなる。したがって、まず、武器輸出に係る欧州政策について取りまとめる。

1.3.1 EU域内の武器輸出に関する枠組み

(1) 武器輸出に関する共通姿勢

1998年に、法的拘束力を持たない武器輸出に関するEU加盟国共通の基準を定めた行動規範(Code of Conduct)が採択された。その後、2005年に行動規範の内容が強化された後、2008年12月にはその後継として法的拘束力を有するより強い枠組みである「軍事技術および装備品輸出管理体制共通規則を規定する共通姿勢(Council Common Position 2008/944/CFSP)」⁵⁹が採用された。

共通姿勢で示されている「武器輸出に関する8つの基準」、「エンドユーザ証明の項目」、あるいは透明性確保の取組等の重要項目について詳細を以下に示す。

1) 武器輸出に関する8つの基準

共通姿勢(Council Common Position)では、武器輸出を許可する際に考慮すべき基準として以下の8つを示している。

1. 加盟国が負っている国際的な義務、特に安保理決議やEUによって宣言された制裁、核不拡散をはじめとする国際合意、並びにその他の国際的な義務に反しないこと
2. 輸出品の最終目的地の人権状況
3. 輸出品の最終目的地となる国における緊張や武力紛争などの国内状況
4. 地域の平和、安全、安定
5. 加盟国及びその同盟国、友好国の国家安全保障
6. 武器購入国の行動、特にテロリズムに対する姿勢、締結している同盟の性質、国際法の尊重
7. 装備品が武器購入国の内部で転売されるか、もしくは望ましくない状況下で再輸出される可能性の存在
8. 当該武器輸出が武器輸入国の経済的・技術的な能力に合致したものであるかどうか

2) エンドユーザ証明の項目

共通姿勢のユーザガイドでは、EU Common Military Listに記載されている品目を国外に輸出する際に、輸出者に対して要求するエンドユーザ証明の項目として「最低限」以下の情報

⁵⁹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:335:0099:0103:EN:PDF>

が含まれているべきであると記載されている⁶⁰。エンドユーザ証明の提出は加盟国における輸出許可の際の要件として規定されており、実際にこれらユーザガイドで挙げられている項目が（必ずしも全てではなく、国によってばらつきはあるものの）エンドユーザ証明に必要なとされる事項として含まれている（詳細については各国の章を参照）。

- ・ 輸出者の詳細（最低限のものとして輸出者の名前、所在地住所、会社名称）
- ・ エンドユーザの詳細（最低限のものとしてエンドユーザの名前、所在地住所、会社名称）
輸出品を現地で販売する企業の場合は、その企業がエンドユーザと見なされる
- ・ 最終仕向け国
- ・ 輸出品の説明（種類、特徴）、あるいは最終仕向け国機関と締結した契約の参照
- ・ 輸出品の量と価値の両方またはどちらか一方
- ・ エンドユーザの署名、名前および肩書き
- ・ エンドユーザ証明の発効日
- ・ （必要に応じて）エンドユース遵守と再輸出禁止条項の両方またはどちらか一方
- ・ 輸出品のエンドユースの提示
- ・ （必要に応じて）輸出品が宣言された目的外で利用されないことの保障
- ・ （必要に応じて）輸出品が化学、生物や核兵器、またはそれらを輸送するミサイルの開発、生産あるいは利用のために用いられないことの保障

また、加盟国の裁量によって以下の要件をユーザ証明に含めてもよいとされている。

- ・ 輸出品の再輸出禁止条項（具体的には以下の方法が挙げられている）
 - 完全な再輸出禁止（例外なし）
 - 輸出国の書面による合意が得られれば再輸出可能とする方式
 - エンドユーザ証明において事前に申請された仕向け国であれば輸出国による事前の承認がなくとも再輸出を許可する方式
- ・ （必要に応じて）仲介人の詳細
- ・ エンドユーザ証明が輸出品の仕向け国政府によるものであった場合、その証明書の署名の信憑性や署名者が政府を代表するだけの権限を有するか否かについての輸出側機関による検証実施
- ・ 要求に応じて最終荷受人による受取証明（DVC: Delivery Verification Certificate）の輸出者に対する提出

3) 加盟国間の情報交換

輸出許可は基本的に各国政府の裁量とされている。しかしながら、加盟国は輸出許可申請を却下した事例について情報交換し、また先行する類似の事例がある場合には協議を行なうことを定めており、加盟国の武器輸出政策が結果的に収斂していくことを意図している。

⁶⁰ <http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&t=PDF&gc=true&sc=false&f=ST%209241%202009%20INITpp.18-19>.

4) 透明性の確保

共通姿勢では、各国の武器輸出の透明性を確保するため、各国の武器輸出の年次報告書を作成することを義務付けている（各国現地語に加え、英語版も作成）。

また、共通姿勢には、その付属書として 113 ページから成るユーザガイド⁶¹がある。本ユーザガイドは、共通姿勢の解釈や実行のためのガイドラインやベストプラクティス等を示し、加盟国が共通姿勢に適合するための手引書として位置づけられている（適宜情報追加・改訂されている）。本ユーザガイドの構成及び記載内容の概要を以下に示す。

Chapter 1 - Denial Notifications and Consultations : 輸出不許可の手順・方法等
Chapter 2 - Licensing Practices : 輸出許可のベストプラクティス等
Chapter 3 - Criteria Guidance : 8 基準の詳細と基準が適用されたベストプラクティス等
Chapter 4 - Transparency : 年次報告作成等の手引き
Chapter 5 - Adherents to the Common Position : 関連文書やコンタクト先等
Chapter 6 - EU Common Military List : EU 共通軍事リスト

なお、輸出不許可となった案件は、その理由（武器輸出に関する 8 つの基準のどれに基づき拒否したか等）とともに、「拒否通知」（Denial Notification: DN）として、可能な範囲で EU 加盟国間で情報共有されている。この拒否通知（DN）はデータベース化され、欧州加盟国の意思決定者等のみが閲覧可能な COREU (CORrespondance EUropéenne) で管理されているが、一般公開はされていない。

(2) 欧州防衛産業の再構築推進方策に関する枠組み合意（FA/Lol）

2000 年、当時の欧州の 6 大武器輸出国であったフランス、イタリア、スペイン、イギリス、スウェーデン、ドイツは、防衛産業協力に関する合意に調印した。これは、1998 年にこれらの国の国防によって採択された 6 ヶ国イニシアティブ(Six-State Initiative)に基づくもので、欧州の防衛産業の合理化・再編・活動を促進することを目的としている。この合意の下で複数のワーキンググループが設けられ、輸出管理に関するグループがこれら 6 ヶ国間で軍事装備品の流通円滑化の研究を行なっている。⁶²

本枠組み合意（FA）の第 3 部において、政府および産業界の欧州防衛協力の促進のための特別なライセンス形態（GPL: Global Project Licence）が提案されており、署名 6 カ国の輸出管理に反映されている（GPL の適用状況等については、各国の章で詳細を示す）。

(3) EU 域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関する EU 指令(Directive

⁶¹ “User’s Guide to Council Common Position 2008/944/CFSP defining common rules governing the control of exports of military technology and equipment”(9241/09), 29 April 2009, <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/09/st09/st09241.en09.pdf>>.

⁶² 「Strategic Export Control 2008」, pp27-28.

2009/43/EC)

欧州委員会は2007年の末に、EU域内での武器移送（transfer⁶³）手続きを加盟国間で統一するとともに、より単純化するEU指令の提案を行なった。この背景には、現在加盟国がそれぞれ個別に制定している輸出許可制度が、EU域内での武器移送を不必要に煩雑なものにしており、これが欧州の防衛関連企業の競争力を阻害しているという認識がある。⁶⁴

2008年の末には、欧州連合理事会(Council of Ministers)と欧州委員会及び欧州議会の間でこの提案について合意に達し、欧州議会が賛成の議決を行なった。その上で、欧州連合理事会によって2009年5月6日に、EU域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関するEU指令(Directive 2009/43/EC)が制定された。

本指令の特徴は、Article 9における、輸出品目の受領側に対する承認制度（”Certified enterprises”あるいは”Certified recipients”）の導入である。EU加盟各国において、本指令で定められた一定の基準に基づき、その国の輸出管理機関（competent authority）が信頼に耐えうる受領者（企業等）を承認することができ、その企業に対してEU域内で移送する際は一度許可を得ればその後の輸出は実施報告のみで済むこととなっている。なお、EUではこれら承認受領者のデータベース（Certified Defence-Related Enterprises: CERTIDER – Data Bank of the European Commission）が構築、公開されている。

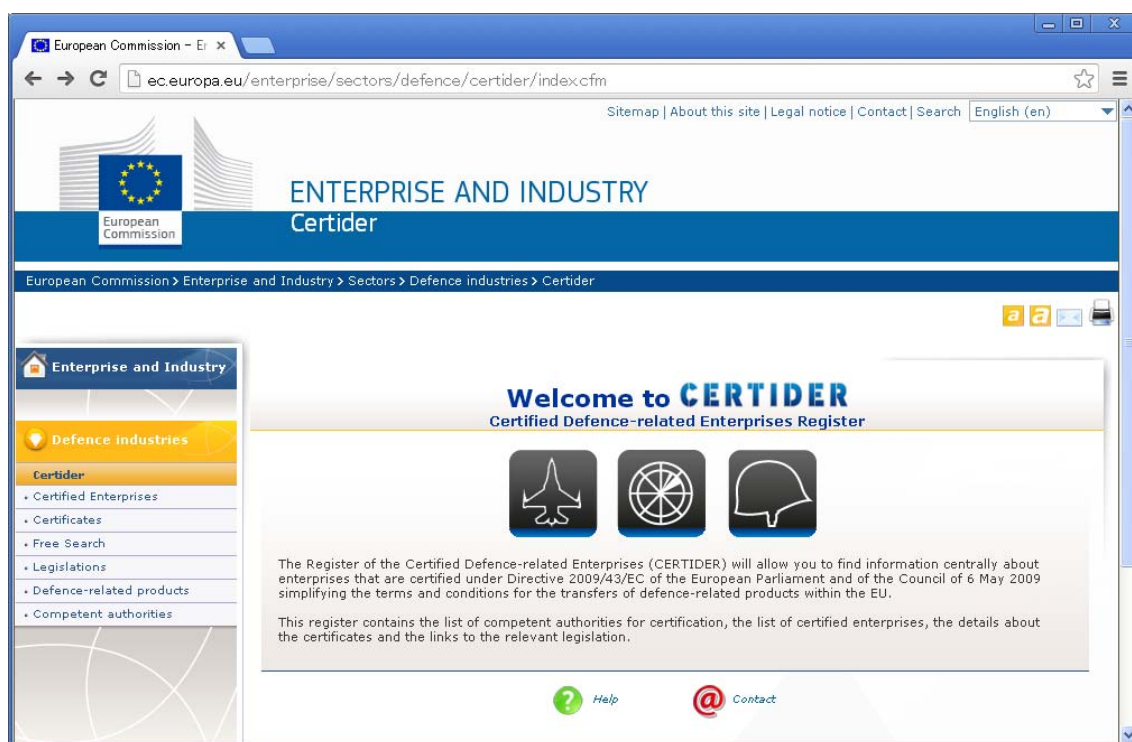


図 1-6 承認済み防衛関連企業の登録データベース CERTIDER
(出所：EC⁶⁵)

⁶³ EU域内での武器貿易は通常のEU域外への輸出 (export) 手続きが必要なものと区別され、移送 (transfer) と呼ばれている。

⁶⁴ 「Strategic Export Control 2008」, p21.

⁶⁵ <http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/defence/certider/index.cfm>

1.4 英国

1.4.1 政策内容

(1) 武器輸出・輸出管理の政策方針

英国は兵器不拡散を大原則としている一方、輸出によって英国経済及び世界経済の成長を促す姿勢を示している⁶⁶。そのため、これらのバランスを取る必要があると考えられており、政府内の実行体制としても産業振興と輸出認可手続を切り離して位置付けることが重要とされている⁶⁷。また、イギリスの輸出許可意思決定プロセスは透明性が高いことが特徴である。輸出が認可されなかった場合、適用された拒否の基準（EU Common Position（2008/494/CFSP）に応じたもの）を提示する等、他の欧州諸国に比べて許認可に関するフィードバック体制が充実している。企業にとっては武器等の輸出を行う際にライセンス発行可否の予測可能性があることが重要との認識を、政府が有していることが背景にある。また、輸出管理を外交政策に組み入れることは、予測可能性を低下させるため利点がないという考えも有している⁶⁸。

英国の輸出許可は、他の EU 加盟国と同様、EU Common Position の 8 基準に従って行われる。英国は 8 基準を英国における管理法制や組織体系に適用した「EU・英国統合武器輸出許可基準」（Consolidated EU and National Arms Export Licensing Criteria）⁶⁹を整備しており、ここで基準として示された懸念等がないと判断された場合に輸出許可が行われる（8 基準の概要を以下に示す）。英国はこうした基準に基づいた責任のある戦略的輸出管理を行うことにより、「世界の安全を促進する」と宣言している⁷⁰。

- ・ (1) 国内的抑圧、地域の不安定化やその他人権侵害についての懸念
- ・ (2) 大量破壊兵器開発についての懸念
- ・ (3) 欧州連合や国連の貿易制裁、武器禁輸を含む外交政策や国際条約の履行
- ・ (4) 英国および同盟国の国家と集団安全保障
- ・ (5) 国際社会において、特にテロ対策や国際法などに対する貿易相手(国家)の態度
- ・ (6) 欧州以外の地域の平和と安全への懸念
- ・ (7) 輸出相手国を介した迂回輸出の懸念
- ・ (8) 英国経済を損なう懸念

また、EU Common Position の定めに基づき⁷¹、英国外務省（Foreign and Commonwealth

⁶⁶ United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report 2012
<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/212251/Strategic_Exports_AR_2012_NO_SIG.pdf> p.1 等

⁶⁷ 英国議会 武器輸出管理委員会（Committee on Arms Export Controls（旧 Quadripartite Committee））資料
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmquad/205/205ii08.htm>> 及び BIS/ECO への現地ヒアリング調査（2010年2月）等による

⁶⁸ BIS/ECO への現地ヒアリング調査（2010年2月）による

⁶⁹ <https://www.gov.uk/government/publications/consolidated-eu-and-national-arms-export-licensing-criteria>

⁷⁰ BIS、FCO、MOD 等英国の武器輸出関連機関による共同宣言（EXPORT LICENSING COMMUNITY JOINT MISSION STATEMENT）"Promoting global security through strategic export controls, facilitating responsible exports"（United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report 2012）

⁷¹ EU Common Position Article 8(2)

Office: FCO) は、毎年輸出管理政策に関する年次報告書を作成・公開している。なお、2012年の年次報告書では、国内外政策について以下のような課題及びそれに応じた政策の方向性が示されている⁷²。

- ・ 英国における戦略的輸出規制を効率的に実施し、「EU・英国統合武器輸出許可基準」と照らし合わせて全ての輸出許可申請を審査することで、機微品目・技術の不正輸出を防止する。それにより、責任ある防衛産業輸出を促進する。
- ・ 輸出許可制度を効果的に運用し、英国輸出者への負担を最小限にする。
- ・ ケース・バイ・ケースの枠組みの中で、予測可能性を高める。
- ・ 輸出者、消費者等との対話の枠組みを作り上げ、これらの関係当事者の意見を適切に政策に反映させる。

また、2010年以降のキャメロン政権下においては、武器輸出政策について以下の二つの顕著な動きがあった。一つ目は、世界金融危機や財政赤字の膨張を背景とした、保守派キャメロン首相による国家予算のコスト削減と兵器輸出の積極的推進である⁷³。例えば、ピーター・ラフ (Peter Luff) 英国防装備調達・支援・技術担当大臣による「輸出過程に関し内閣大臣は非常に積極的に関与するようになる。過去には防衛品目輸出に対して当惑した様な消極的な態度を取ってきたが、キャメロン政権にはその当惑はない」といった2010年の発言や、海外訪問に際するキャメロン首相を含む各大臣の武器輸出の働きかけ等から、その政策方針を伺うことができる⁷⁴。

一方で、二つ目の動きとして、人権擁護に対応した輸出管理制度の見直し改善も行われている。2011年に中東や北アフリカ諸国で発生した「アラブの春」においては、市民活動等に対して国軍が先進国製の武器を使用して制圧行為を行っていることが問題視され、英国ではリビアのカザフィ政権等への武器輸出が批判に晒され、武器輸出に対する国内の反発を招いた⁷⁵。この問題を受けて英国は「透明性イニチアチブ」(Transparency Initiative) と呼ばれる武器輸出の透明性向上の取組の中で、輸出許可の即時停止の仕組みの導入を2012年2月に発表した。この仕組みは、国家・地域において人権侵害または平和・治安状況が悪化した場合に、外務省 (FCO) と国防省 (Ministry of Defence: MOD) の提言を受け、ビジネス・イノベーション・職業技能省 (Department for Business, Innovation and Skills: BIS) が即時に武器輸出許可停止措置を取ることが可能となるものである。また、この透明性向上の取組の一つとして、武器輸出申請において輸入国の人権状況をこれまで以上に詳細に審査する方針も示されている⁷⁶。

⁷² United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report 2012
<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/212251/Strategic_Exports_AR_2012_NO_SIG.pdf>

⁷³ www.parliament.uk/briefing-papers/sn02729.pdf
<<http://www.theguardian.com/world/2013/feb/18/britains-arms-trade-making-killing>>

⁷⁴ <http://www.thetimes.co.uk/tto/business/industries/engineering/article2571047.ece>

⁷⁵ <http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/other-committees/committee-on-arms-export-controls/news/por-substantial> “Arms Exports Control Committees, Chair of the Committees, Sir John Stanley, Westminster Hall debate on the Committees’ 2011 report.” HC Deb 20 October 2011 c341WH

⁷⁶ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/212251/Strategic_Exports_AR_2012_NO_SIG.pdf p.5-6

(2) 法的枠組み

【主な国際レジーム及び国際協定】

英国の輸出管理の基準となる主な国際レジームを以下に示す⁷⁷。

- ・ 核拡散防止条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) : 1968 年署名、1970 年発効。また、1971 年のザンガー委員会 (NPT 第 3 条 2 項にあるところの核技術の輸出規制対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲の解釈についての非公式な協議) に基づく IAEA 文書 (INFCIRC/209) ⁷⁸。
- ・ 生物兵器禁止条約 (Biological Weapons Convention: BWC) : 1972 年署名、1975 年発効。
- ・ 原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group: NSG) : 1978 年設立。「NSG ガイドライン」(原子力関連資機材・技術の輸出国が守るべき指針) に基づき輸出管理を実施。
- ・ 特定通常兵器使用禁止制限条約 (Convention on Certain Conventional Weapons: CCW) : 1977 年採択、1980 年発効。なお、本議定書は後にクラスター弾に関する条約に発展的に継承されている。
- ・ オーストラリア・グループ (Australia Group: AG) : 1985 年より開催。生物・化学兵器関連汎用品及び技術の輸出規制品目対象を特定⁷⁹。
- ・ ミサイル技術管理レジーム : 1987 年発足。ミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制。
- ・ 通常兵器移転ガイドライン : 1991 年に国連安保理常任理事国 5 カ国によって作成。
- ・ 国連軍備登録制度 : 1992 年に国連総会にて採択。
- ・ 化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention: CWC) : 1993 年に合意、1997 年発効。化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用を全面的に禁止。
- ・ ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement: WA) : 1996 年発足。通常兵器および関連汎用品・技術の輸出管理を目的として、輸出管理対象品目リストを整備。
- ・ 地雷問題・対人地雷禁止条約 (オタワ条約) : 1997 年署名、1999 年発効。英国政府はこれを強く支持し、1998 年に地雷法を制定。
- ・ 銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書 : 2002 年に国連で採択、2005 年批准。法的拘束力を有する。
- ・ クラスター弾に関する条約 : 2008 年にオスロにて署名。クラスター弾の生産・貯蔵・使用・貿易を禁止する。2010 年、英国はクラスター弾禁止法を制定。
- ・ 武器貿易条約 (Arms Trade Treaty: ATT) : 英国は 2013 年 4 月の国連総会にて合意。同年 6 月に署名 (未批准)。なお、同条約は未発行 (50 カ国が批准後に発効となる)。

【英国国内法制】

輸出管理法 (Export Control Act 2002) / 輸出管理令 (Export Control Order 2008 SI 2008/3231)

英国の輸出管理に関する主要法令であり、輸出管理対象品目を扱う企業の義務や責任の概要がまとめられている。輸出管理対象品目は別表 (Schedule) として一覧化されている⁸⁰。

⁷⁷ Uk Arms export control policy www.parliament.uk/briefing-papers/sn02729.pdf pp.10~13

⁷⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/zangger.html>

⁷⁹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/gaiyo.html>

⁸⁰ 輸出管理令及び別表 (Schedule) : <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2008/3231/contents/made>

- Schedule 1 - 輸出管理を特に厳格に行う品目リスト (CATEGORY A では処刑・拷問用器具、CATEGORY B では小型武器・小火器 (SALW) や携帯式地对空ミサイルシステム (MANPADS))
- Schedule 2 - 英国軍事品リスト (WA ML に対応)
- Schedule 3 - 英国汎用品、ソフトウェア、技術品リスト
- Schedule 4 - 輸出管理を特に厳格に行う仕向地リスト (1.4.3 にて詳細を示す)

なお、2008 年輸出管理令は、WA 軍需品リスト (ML) の更新 (及びそれに対応した EU Common Military List の更新) や国際情報の変化等を受けて毎年改定されている (表 1-13 参照)。

表 1-13 2008 年輸出管理令の改正令一覧

改正令	改正の詳細
2009 年輸出管理 (改正)令 (S.I. 2009 No 1305)	Schedule 2 (軍事品リスト) の ML9 の記述を置き換え Schedule 1 の Part2、Category B の貿易管理対象を拡大 Schedule4 の Part4 輸出管理強化の対象にアンゴラとナミビアを追加 Article35 の誤解を招く恐れのあるカッコ内の説明を修正
2009 年輸出管理 (改正)(No.2)令 (SI 2009/1852)	物資輸出の禁止範囲を明確化
2009 年輸出管理 (改正)(No.3) 令 (S.I.2009/2151)	理事会規則 (EC) No 428/2009 (Recast Dual-Use Regulation)に列挙されているものとの重複を削除 輸出許可、実施、罰則について (必要な箇所)で 実施主体を明記
2009 年輸出管理(改正)(No.4)令 (S.I.2009/2969)	ギニアを武器輸出禁止の仕向け国とする
2010 年輸出管理 (改正)令 (S.I.2010/121)	静電気で動く爆発物探知機も汎用品として Schedule3 に記す。 アフガニスタンとイラクへの輸出に許可を必要とする Schedule3 に記された汎用品、ソフトウェア、技術は、禁輸国に第三国を通して輸出が出来ないよう許可を要することを明確化
2010 年輸出管理 (改正)(No.2) 令 (S.I.2010/2007)	国連と EU の制裁強化により、エリトリアを武器禁輸国とする 英国の汎用品管理リストと軍事リスト掲載品目の見直し (特に、対車両地雷の貿易管理対象範囲を拡大し、特定の爆発特性を有する品目の対象範囲を減少) ⁸¹ 。
2010 年輸出管理 (改正)(No.3)令 (S.I.2010/2843)	米国向けのチオペンタールを輸出管理品目に設定
2011 年輸出管理 (改正) 令 (S.I.2011/543)	リビアの銀行券を輸出管理対象に設定(不正な資金流入を防ぐ措置) ⁸²
2011 年輸出管理 (改正)(No.2) 令 (S.I.2011/580)	上記の「2011 年輸出管理 (改正)令」(S.I.2011/543) を廃止 リビアの未使用銀行券又は効果の輸出禁止 Article26 に則って article4B を追加
2011 年輸出管理 (改正)(No.3) 令 (S.I.2011/1127)	「2010 年輸出管理(改正) (No.3) 令」を廃止 米国において薬殺剤で使用された下記の有効成分の入った医薬品に対する輸出管理強化: チオペンタール、パンクロニウム、塩化カリウム、ペントバルビタール
2012 年輸出管理 (改正) 令 (S.I.2012/929)	上記の「2011 年輸出管理 (改正)(No.3)令」を廃止 (パンクロニウムが有効成分として入った医薬品が薬殺剤で使用されたら場合に、米国に輸出禁止とする)
2012 年輸出管理 (改正)(No.2) 令 (S.I.2012/1910)	EU 域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関する EU 指令 (Directive 2009/43/EC)を実行する 英国軍事品リストを改訂し、ベルギー、ドイツ、フランスに一時的に輸出される中古軍用車を輸出許可の対象外にする(必要な条件を満たした場合)

⁸¹ www.legislation.gov.uk/uksi/2010/2007/pdfs/uksiem_20102007_en.pdf

⁸² www.legislation.gov.uk/uksi/2011/543/memorandum/contents

2013年輸出管理(改正)令 (S.I.2013/428)	ワッセナー・アレンジメントに沿った EU 共通軍事品目リスト (EU Common Military List) の改定 (すなわち上記の Directive 2009/43/EC の実施) に従い Schedule2 を改定
----------------------------------	---

(3) 意思決定プロセス

【意思決定等機関】

ビジネス・イノベーション・職業技能省/輸出管理局 (BIS/ECO: Department for Business Innovation and Skills, Export Control Organisation)

ECOは英国の輸出管理当局である。ECOは輸出許可申請に関連する規制枠組みを提示し、適用される法律や政策に従って、BIS担当大臣 (Secretary of State for BIS) が輸出許可申請を許可または却下し、必要があれば現存するライセンスの取り消しを行う公式な決定を行う。

外務省 (FCO: Foreign and Commonwealth Office)

国防省 (MOD: Ministry of Defence)

国際開発省 (DFID: Department for International Development)

外務省 (FCO)、国防省 (MOD)、国際開発省 (DFID) は政策的助言を行う役割を有する。具体的には、ECOに外交、防衛、国際開発政策に関し、上記の「EU・英国統合武器輸出許可基準」(Consolidated EU and National Arms Export Licensing Criteria) に基づき、輸出ライセンスに関連する助言や分析情報等の提供を行う (輸出許可審査手続きに沿ったこれら3機関の具体的な関与方法や処理手続き等は、別途、以下の「意思決定過程」で示す)。

歳入関税庁 (HMRC: Her Majesty Revenue and Customs)

歳入関税庁 (HMRC) は輸出管理の執行を担当する。HMRCの任務は、処罰の対象となるような潜在的な違反行為に関する調査を含む。

歳入関税控訴局 (RCPO: Revenue and Customs Prosecution Office)

歳入関税控訴局 (RCPO) は、独立した控訴機関として2005年4月に設立された。戦略輸出、麻薬密売などを含むケースの専門検察局である。

【意思決定過程】

BIS/ECOがFCO、MOD、DFID、HMRC、GCHQ⁸³等の関連省庁と協議した上で輸出許認可を行う。以下、許認可の流れについて詳細を示す。

輸出許可審査手続き

輸出管理品目の輸出、貿易 (仲介)、積み替え許可等の申請は、英国の輸出管理所轄官庁であるBIS/ECOに電子的に提出される (SPIRE⁸⁴という電子申請システムを利用)。BIS/ECO

⁸³ Government Communications Head Quarters: 英国政府通信本部。英国の主要な情報・セキュリティ機関のひとつであり、最先端技術を用いてコンピューティングや信号傍受による情報収集を行っている。

⁸⁴ <https://www.spire.bis.gov.uk/eng/fox/espire/LOGIN/login>

は輸出許可申請を受領後、最初に局内にて国際輸出管理レジームとの関連等をマトリックスにて確認する作業を行う。その作業に従い、英国のどの関連省庁に申請内容を確認すべきかを特定し、助言を求める流れとなる。BIS/ECO は、関連政府機関の助言を受け、「EU・英国統合武器輸出許可基準」に基づき輸出許可審査を行う。

輸出許可審査手続きにおいて助言を行う関連政府機関（外務省（FCO）、国防省（MOD）、国際開発省（DFID）等）及びその役割を以下に示す。また、これらを含めた英国の武器輸出許可審査プロセスを図 1-7 に示す。

外務省 (FCO)

外務省（FCO）は輸出先の政治的現況、国際公約や国際協定に関する情報を提供する。FCO の輸出許可チーム（ELT: Export Licensing Team）は不拡散局（Counter Proliferation Department）内部にあり、すべての申請について初期評価を行い、申請の複雑さによって ELT はさらなる検討のため FCO 内の一つまたは複数の他局と輸出先国の英国大使館に照会することがある。このプロセスは通常 FCO の国際機関局（International Organisations Department）との協議も含まれ、輸出が国際合意に違反しないか確認する（Criterion 1）。また、人権問題の懸念（Criterion 2）がある国向けのライセンス申請はすべて、FCO 内の人権・民主主義・グッドガバナンスグループに照会される。FCO が有する海外とのネットワークは、特に Criteria2 と 3（輸出先国の内部状況を示す）と 4（輸出先国の地域の安定への影響に対する懸念）に関する輸出許可申請を評価するときに重要な役割を果たす。この詳細なリスク評価が完了した後には FCO から ECO に提言（recommendation）が提出される。

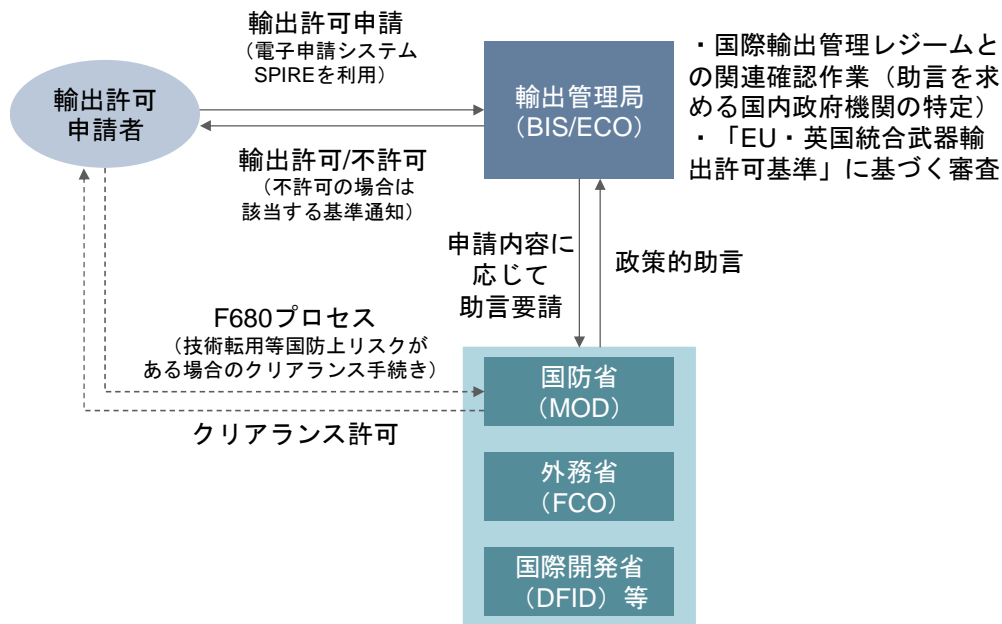
国防省 (MOD)

国防省（MOD）は、英国国防軍の能力保護に責任を有する担当者、英国の安全保障・諜報専門家等の視点を踏まえ、ライセンス申請に関わる助言を行う。国防省は、企業が外国で商品マーケティングを行うにあたり所有する秘密情報に関わるクリアランスを確保するための手続き（Form 680 (F680) プロセス）を有している⁸⁵。このプロセスでは、必要な輸出許可取得見込みがクリアランスを行うための判断基準となるため、輸出許可プロセスとの相互メリットがある（BIS/ECO の輸出許可電子申請システム SPIRE から申請可能）。審査においては MOD が負う役割が大きく、転用のリスク等技術的観点からの判別作業を実施する。

国際開発省 (DFID)

国際開発省（DFID）は、世銀からの融資を受ける資格がある国に対する輸出許可申請を考慮するにあたって、助言を与える立場にある。DFID は、世銀のうち国際開発協会（IDA: International Development Association）による融資対象国について、当該輸出が受入国の持続的な経済成長を阻害する危険がないかを判断する。DFID 本部の輸出許可チームが検討を行った後、DFID 本部は必要に応じて DFID の現地事務所にも照会する。DFID はまた、被援助国の紛争状況や人権侵害状況にも関心を有しており、これらの関心と照らした判断も行う。

⁸⁵ <https://www.gov.uk/mod-f680-applications>



(BIS/ECO 等より MRI 作成)

図 1-7 英国の武器輸出許可審査プロセス

輸出管理の執行

歳入関税局 (HMRC)

HMRC は、英国国境局 (UKBA: United Kingdom Border Agency)⁸⁶と協力して、多機能チーム(multi-functional team)と戦略輸出管理専門家チーム(specialist strategic export control team)を組み合わせ活用することにより、英国の戦略輸出管理を行っている。HMRC の現地コンプライアンス担当官 (Local compliance officers (注: 地域ごとに設けられその地域を管轄する歳入関税庁の支局に配置されている))と UKBA 国境職員の大数、英国への物資の輸出入禁止または規制する広範囲な財政調整 (fiscal control) やその他レジームに関わる業務に従事している。全職員は広範囲の職務に携わる能力を有しており、必要な場合は専門家チームがサポートする。

HMRC 本部には、常設の本部政策ユニット (Headquarters Policy Unit) が置かれ、戦略輸出管理と制裁実施に関わる執行業務を行っている。さらに、HMRC には 2 つの専門家チームがある。一つは、犯罪捜査のための専門家チームであり、もう一つは諜報活動のための専門家チームである。HMRC の国家クリアランス・ハブ (National Clearance Hub) は英国からの輸出品について、関税での輸出申告や関連書類の検査、BIS 輸出ライセンスのチェックを行っている。

HMRC の大手ビジネスサービス・現地コンプライアンスチーム (Large Business Service and Local Compliance) は英国輸出者の監査を行い、また EC 域内向けの規制品目について輸出前ライセンス検査を行う。UKBA の前線検査ユニット (Frontier Detection Unit) の職員は港や空港で貨物の物理的検査、乗客審査を行う。

歳入関税控訴局 (RCPO)

⁸⁶ UKBA は、2007 年 7 月 25 日にブラウン首相により設立が発表された。これは違法移民やテロに対する防衛を強化するための国境配備軍を提供するためであり、上位省庁は内務省である。

歳入関税控訴局（RCPO: Revenue and Customs Prosecution Office）は独立した控訴機関として 2005 年 4 月に設立された。RCPO は所得税や付加価値税（VAT）、詐欺、石油・タバコ・アルコールの消費税・税逃れ、マネーロンダリング、戦略輸出、麻薬密売などを含むケースの専門検察局である。RCPO が控訴するケースは歳入関税庁（HMRC: Her Majesty's Revenue and Customs）か英国組織犯罪対策本部（SOCA: Serious Organised Crime Agency）のいずれかによって捜査される。

【議会の関与】

英国議会の 4 つの委員会（ビジネス・イノベーション・職業技能委員会、国際開発省委員会、外務省委員会、国防委員会）から構成される武器輸出管理委員会（CAEC: Committees on Arms Export Controls）が設置されており、政府が作成する戦略輸出管理に関する年次報告書に基づき、兵器・戦略品目輸出の予算、管理、またはその政策を審査し、毎年一回質問状を政府に提出する。輸出管理担当大臣は数週間後にそれら質問事項に対する回答を公開する。議会の権限は、透明性確保や政権の説明責任を追及するものであり、武器輸出許可プロセスに直接関与することはない⁸⁷。

1.4.2 武器の定義

(1) 武器の定義

英国において明確な「武器」の定義はなく、輸出管理対象となる軍用品を特定する目的に応じて、輸出管理令（Export Control Order 2008）の別表（Schedule）2（英国軍用品リスト（WAML に対応））にて個別に定義される。また、以下に示す各法律の目的に応じて個別に「武器」（Offensive Weaponse、Firearms 等）の定義が行われているが、必ずしも輸出管理上の対象として定義されているものではない。

- 攻撃用武器法（Offensive Weapons Act 1996）
- 化学兵器法（Chemical Weapons Act 1996）
- 核兵器基本法（Atomic Weapons Establishment Act 1991）
- 火器法（Firearms Act 1982）

(2) 軍用品目リスト

英国の軍用品リストは、上記の 2008 年輸出管理令の Schedule2 に記されている軍用品目輸出管理リストである。これは、他の EU 加盟国と同様、WAML に基づく EU 共通軍用品リストにほぼ対応している。なお、2011 年 2 月の EU 共通軍用品リストの更新に伴い、Directive 2009/43/EC の改定が 2012 年 3 月に行われた（Directive 2012/10/EU）。これに伴い、

⁸⁷

<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/other-committees/committee-on-arms-export-controls/role/>
<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/other-committees/committee-on-arms-export-controls/inquiries/>

英国を含む EU 加盟各国の軍需品リストも更新されている。

1.4.3 輸出先/輸出品目

(1) 武器輸出先/輸出品目

武器輸出実績総額は防衛省（MOD）の Defence Statistics Compendium に掲載されている他、輸出許可の件数、対象品目及び付加価値総額に関するデータは前述の英国戦略輸出管理に関する年次報告書（United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report）に掲載されている。本報告によると、英国の武器輸出貿易の 2011 年の実際売上高は 53 億 8 千 4 百万ポンドで、2010 年より 8%ほど減少しているものの、ある程度の規模を維持している。2012 年の輸出許可の実績総額は、年次報告書では 26 億 6 千 3 百万ユーロ（約 22 億 7 千万ポンド）となっている（両データの約 2.4 倍という差は、統計の取り方の違いが影響している）。輸出許可の実績は、価格では米国、オマーン、スペイン、ブラジル、サウジアラビアの順番となっている。内訳は公開されておらず詳細な情報は不明であるが、議会公聴会において議員からの要求があり、政府はこれまでたびたびデータの提出を行っている。2012 年の輸出許可実績（仕向国、許可件数、品目、及び価格（1 年間で 1 千万ユーロ以上の輸出のもののみを提示））を表 1-14 に示す。

表 1-14 英国の武器輸出実績（2012 年 1 月 12 日～2012 年 12 月 31 日）

地域・国	輸出許可実績		
	件数	許可対象（軍事品リスト番号）	価格（万ユーロ）
欧州連合			
チェコ	26	1,4,5,6,7,10,11,13,15,16,21,22	2,448
フランス	415	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,12,13,14,15,16,17,21,22	7,837
ドイツ	430	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,15,16,17,21,22	4,999
イタリア	442	1,3,4,5,6,7,9,10,11,13,14,15,16,17,18,21,22	7,247
オランダ	167	1,3,4,5,6,7,9,10,11,14,15,16,17,18,21,22	1,748
ポーランド	51	1,2,3,4,5,6,7,10,11,14,17	1,002
スロバキア	30	1,3,4,6,7,10,11,13,14,17,22	1,039
スペイン	248	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,13,15,16,21,22	11,797
スウェーデン	227	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,13,14,15,16,17,18,21,22	1,914
欧州その他			
ロシア	58	1,3,4,6,7,9,10,11,13,17,22	1,008
スイス	148	1,2,3,5,6,7,9,10,11,13,14,17,21,22	3,370
トルコ	347	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,13,14,15,16,17,18,21,22	6,210
北米			
米国	703	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,15,16,17,18,19,21,22	38,027
カナダ	192	1,3,4,5,6,7,9,10,11,13,15,16,21,22	2,152
北東アジア			
韓国	324	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,14,15,16,17,18,21,22	6,463
中国	101	1,3,4,5,6,7,8,9,10,11,15,16,17,18,21,22	1,955
東南アジア			
インドネシア	161	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,14,15,17, 21,22	6,738
マレーシア	216	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,15,17, 18,21,22	5,298
南アジア			
インド	680	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,15,17,18,21,22	9,222
モルディブ	111	1,3,13,15	4,523

アフガニスタン	44	1,3,4,6,10,11,13,21,22	1,279
パキスタン	131	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,15,17,18,21,22	2,698
中東			
エジプト	26	1,2,3,4,5,6,10,11,13,18	1,947
イスラエル	146	1,3,4,5,6,7,9,10,11,13,14,15,17,18,21,22	2,508
オマーン	416	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,13,14,15,18,21,22	53,590
サウジアラビア	152	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,17,21,22	13,935
UAE	218	1,3,4,5,6,7,8,10,11,13,14,15,16,17,18,19,21,22	3,121
アフリカ			
ナイジェリア	34	4,6,9,10,11,13,17,22	2,869
マダガスカル	52	1,3,13,15	2,227
モーリシャス	147	1,3,4,11,13,22	5,729
南アフリカ	346	1,2,3,4,5,6,7,10,11,13,14,15,16,17,21,22	6,325
南米			
ブラジル	225	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,13,15,21,22	17,729

(出所：BIS/ECO⁸⁸より MRI 作成)

(2) 優遇国・制度等

【国毎の輸出管理制度】

英国内から武器等の移送（EU 域内）および輸出（EU 域外）を行う際に適用される規制等は、輸出品の種類と用途、仕向地によって異なる。英国では他の先進国と同様、国際的輸出管理の枠組みに対応したリスト規制やキャッチオール規制を実施している一方、貿易連合である EU の加盟国や他の西側諸国に対する移転・輸出の簡素化や、防衛協力関係に応じた規制緩和措置を講じている。ここでは、その内、武器及びその他軍需品（規制リスト掲載）について整理する。

輸出管理令（Export Control Order 2008） 別表（Schedule） 4

英国では輸出管理法（Export Control Act 2002）に基づく輸出管理令（Export Control Order 2008）の別表（Schedule）4 では、輸出管理を特に厳格に行う仕向地を規定している⁸⁹。具体的には、「禁輸、かつ迂回禁止」（別表 4 PART 1）、「禁輸、かつ軍事品の迂回を厳格に管理」（別表 4 PART 2）、「軍事品の迂回を厳格に管理」（別表 4 PART 3）、そして「別表 1 CATEGORY B（小型武器・小火器（SALW）や携帯式地对空ミサイルシステム（MANPADS）等）の迂回を厳格に管理」（別表 4 PART 4）の 4 種類に対象仕向地を区分している（表 1-15 参照）。

⁸⁸ United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report 2012 p.72-85

詳細は Export Control Searchable Database <<https://www.exportcontroldb.bis.gov.uk/eng/fox>>でも確認可能。

⁸⁹ 輸出管理令及び別表（Schedule）：<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/3231/contents/made>

表 1-15 英国輸出管理令 別表 4 (輸出管理を特に厳格に行う仕向地 / 2014 年 1 月時点)

区分 (輸出管理内容)		対象仕向国・地域
PART 1	禁輸、かつ迂回禁止	北朝鮮、イラン
PART 2	禁輸、かつ軍事品の迂回を厳格に管理	アルメニア、アゼルバイジャン、ミャンマー、コンゴ民主共和国、コートジボワール、レバノン、スーダン、ウズベキスタン、ジンバブエ
PART 3	軍事品の迂回を厳格に管理	アフガニスタン、アルゼンチン、ブルンジ、中国、イラク、リベリア、マカオ、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ
PART 4	輸出管理令 別表 1 CATEGORY B (小型武器・小火器 (SALW) や携帯式地对空ミサイルシステム (MANPADS) 等) の迂回を厳格に管理	アルバニア、ベラルーシ、ベナン、ボスニア/ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コロンビア、コンゴ共和国 (ブラザヴィル)、ドバイ、東チモール、エリトリア、エチオピア、ガンビア、グルジア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、香港、ジャマイカ、ケニア、キルギスタン、リビア、マリ、モリタニア、モルドバ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、ロシア、セネガル、セルビア、スリランカ、シリア、台湾、タジキスタン、トーゴ、トリニダードトバゴ、トルクメニスタン、ウクライナ、ベネズエラ、イエメン

(出所 : legislation.gov.uk⁹⁰)

Directive 2009/43/EC

加盟国が個別に定めている防衛関連製品に関する輸出規制制度を EU 全体として統一・簡略化し、域内における防衛関連製品の流通の円滑化をはかることで、各国の防衛産業間の協力を促進するとともに、欧州全体として防衛産業の国際競争力を向上させることを目的とした、EU 域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関する EU 指令 (Directive 2009/43/EC) により、加盟国共通のライセンス制度が提案されている (詳細は 1.3 節 (欧州政策) を参照)。

Framework Agreement (FA/LoI)

欧州防衛産業の再構築推進方策に関する枠組み合意 (FA: Framework Agreement/LoI) を結んでいる EU の 6 カ国 (フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国) 間の軍事プロジェクトにおいては、簡素なライセンス形態 (GPL: Global Project Licence) の適用が提案され、英国でも採用されている。GPL が適用される共同開発プロジェクトでは、終了まで部品の完成するまでライセンスは一つのみ必要となる。なお、2012 年は英国では GPL は発行されていない⁹¹。

その他防衛協力等に基づく優遇措置等

2007 年署名、2012 年発効の米英防衛貿易協力協定 (US/UK Defence Trade Cooperation Treaty: DTCT) では、米国から英国向けの防衛関連輸出品は米国国務省の輸出管理規制に基づく免許を免除することを規定している。特に重要な輸出品である場合は、特定の政府機関や企業 (Approved Community として定義) 間でのみ貿易を可能とする⁹²。これにより、英米両国が

⁹⁰ <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2008/3231/schedule/4/made>

⁹¹ United Kingdom Strategic Export Controls Annual Report 2012 p.22 <https://www.gov.uk/global-project-licence>

⁹² <https://www.gov.uk/exporting-military-goods-to-the-united-states>

エンドユーザという前提で、共同軍事作戦、共同対テロ戦、特定の共同開発プロジェクト、及び相互運用性の促進を目的とした英米の輸出管理緩和が図られ、特定の軍事品、技術やソフトウェアを円滑に移転できるようになる。

【輸出品目毎のライセンス形態】

ライセンス形態が複数に分かれており、各々許可される範囲が異なる（それぞれで条件が設定されている）。英国における輸出ライセンスは主に以下の5つに分類される。

Open General Export License (OGEL)

一度取得すれば輸出の都度に申請する必要がないライセンス形態である。OGEL の中にも内容（扱う軍事品目、仕向地、ライセンスの根拠（例えば、米英防衛貿易協力協定 (DTCT) に基づく OGEL が発行されている））によって複数のライセンス形態が存在する。輸出者はウェブ上の"OGEL Checker"⁹³によって申請するライセンス形態を特定することができる。現在利用可能な OGEL の種類を表 1-16 に示す。

表 1-16 現在（2014年1月時点）有効な軍事品 OGEL 一覧

OGEL の名称	発効日
OGEL (Access overseas to software and technology for military goods: Individual Use Only)	6 July 2011
OGEL (Certified companies)	1 July 2013
OGEL (Export after exhibition or demonstration: Military Goods)	2 July 2012
OGEL (Export for exhibition: Military Goods)	6 July 2012
OGEL (Export after repair/replacement under warranty: Military Goods)	6 September 2013
OGEL (Export for repair/replacement under warranty: Military Goods)	6 September 2013
OGEL (Exports or transfers in support of UK Government Defence Contracts)	26 March 2010
OGEL (Exports under the US-UK Defence Trade Co-operation Treaty)	28 May 2012
OGEL (Historic Military Goods)	6 July 2011
OGEL (Historic Military Vehicles and Artillery Pieces)	10 August 2012
OGEL (International Non-proliferation Regime Decontrols: Military Items)	8 March 2013
OGEL (Military Components)	31 July 2012
OGEL (Military Goods, Software and Technology)	1 July 2013
OGEL (Military Goods: Collaborative Project Typhoon)	9 March 2012
OGEL (Military Goods: For Demonstration)	10 August 2012
OGEL (Military Goods, Software and Technology: Government or NATO End-Use)	1 July 2013
OGEL (Military Surplus Vehicles)	6 July 2011
OGEL (Objects of Cultural Interest)	1 May 2004
OGEL (Software and source code for military goods)	6 July 2011
OGEL (Technology for military goods)	6 July 2011
OGEL (Vintage aircraft)	5 November 2010
OGEL (Exports of non-lethal military and dual-use goods: To UK Diplomatic Missions or Consular Posts)	10 August 2012
OGEL (Military and dual-use goods: UK forces deployed in embargoed destinations)	26 March 2010
OGEL (Military and dual-use goods: UK forces deployed in non-embargoed destinations)	6 July 2011
Open general export licence (exports in support of joint strike fighter: F-35 Lightning II)	6 January 2014

(出所：BIS⁹⁴等より MRI 作成)

Standard Individual Export License (SIEL)

個別の輸出品目、エンドユーザ毎に申請を行うライセンス形態。

Open Individual Export License (OIEL)

輸出者に対して発行されるライセンスであり、特定の仕向地あるいはエンドユーザが特定

⁹³ <http://www.ecochecker.bis.gov.uk/>

⁹⁴ <https://www.gov.uk/military-goods-ogels>

された上で、その取引先に対しては特定された複数の品目を輸出することができる。英国において最も一般的なライセンス形態である。

Global Project License (GPL)

軍需防衛関連品目について、複数の国の複数の品目および技術を扱う特性を持つプロジェクトに応じたライセンスの形態 (OGEL に類似した特性を有しているといえるが、GPL はプロジェクト期間内のみ適用される。また、FA 国に対しては、OGEL より更に機微な品目を輸出することが可能である)。

Trade Control Licenses

軍物品目およびデュアルユース品目を対象として EU 加盟国外の輸出先から第三国への取引仲介に関するライセンスである。

【その他個別の輸出管理事例】

外交・安全保障や人権状況等を考慮し、特定国に対して武器輸出許可の一時停止等の措置を取ることがある。近年の特徴的な事例を以下に示す。

- ・ アルゼンチン：1998 年以降、アルゼンチンの軍事力を向上させる輸出は禁止し、現状の軍事力を維持する程度の輸出であれば許可していたが、フォークランド諸島の権益確保を目的として、2012 年 4 月に政策変更を行い、今後はアルゼンチンの軍事ユーザに対しては全ての軍需品及び汎用品・技術の輸出を禁止することとなった。
- ・ エジプト：2013 年 8 月 21 日の EU 外相理事会の決定により、一時的にエジプト国軍、空軍、または警察機関に対して、エジプト国内の抑圧で使用されることを懸念し、戦略品目輸出を全面停止とした⁹⁵。

1.4.4 主な輸出案件

英国は、かつては武器輸出国上位五か国の一角を占めていたが、近年はその座を中国に明け渡している。図 1-8 には、近年の英国の輸出相手国を示す。近年は、サウジアラビア、米国といった同盟国、旧宗主国であったインドとへの輸出が多い一方で、中国やチリへの輸出も見られる。

表 1-17 には、輸出量の多いサウジアラビア、米国、インド向けの近年の主な輸出事例を示す。

⁹⁵ Notice to Exporters (NTE) 2013/24: Suspension of extant licences for Egypt and changes to OGELs
<<http://blogs.bis.gov.uk/exportcontrol/uncategorized/notice-to-exporters-201324-suspension-of-extant-licences-for-egypt-and-changes-to-ogels/>>

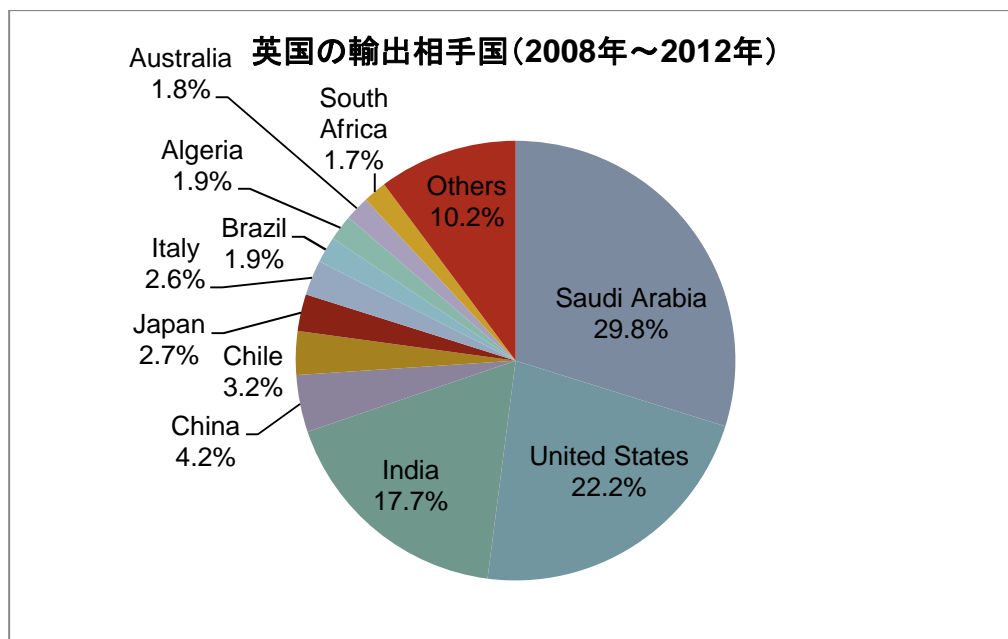


図 1-8 英国の輸出相手国 (2008 年～2012 年)
(出所: SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 31 July 2013)

表 1-17 近年の主な輸出事例 (英国)

受領国	オーダー数	兵器名称	兵器の概要	ライセンス年	納入年	納入数	取引額
サウジアラビア	72	Typhoon	戦闘機	2007	2009-2011	24	44 億英国ポンド
	3	Air refuel system	Air refuel system	2008	2011-2012	(3)	
	(1000)	Brimstone	ASM	(2008)	2011-2012	(310)	
	3	Air refuel system	Air refuel system	2009			
	(600)	Storm Shadow/SCALP	ASM	(2009)	2011-2012	(121)	
		Paveway	Guided bomb	(2011)			
	22	Hawk-100	Trainer/combat ac	(2012)			
米国	(44)	MT-30	船用ガスタービンエンジン	2004	2008-2012	6	16 億英国ポンドの取引の一部
	22	Seaspray	MP aircraft radar	2005	2008-2011	(22)	
	4	MT-30	船用ガスタービンエンジン	2007			
	(60)	Pegasus	ハリヤー向けターボファンエンジン	2011	2012	(60)	
インド	(4)	Type-2093	MCM sonar	2008			50 百万ドル
	6	Air refuel system	Air refuel system	(2012)			

※カッコ内の数値は推定値。

(出所: SIPRI データベースより作成。http://armstrade.sipri.org/armstrade/page/trade_register.php)

英国は欧州連合の加盟国として、FA/LoI による 6 カ国 (フランス、ドイツ、イタリア、

スペイン、スウェーデン、英国) の共同開発環境の緩和等がなされている。英国の共同開発の代表事例としては、英国、ドイツ、イタリア、スペインの4カ国によるユーロファイター戦闘機があげられる。一方で、米国との同盟関係に基づき、共同開発 (F-35B) も進められている。

(1) Eurofighter Typhoon

ユーロファイター・タイフーンは、英国、イタリア、スペイン、ドイツとの間で1988年に開発合意に至り、英国 Warton 市の BAE Systems 社の工場で製造・組立が行われた。本戦闘機の開発を目的とした OGEL (Military Goods: Collaborative Project Typhoon)⁹⁶が2012年3月に発行 (有効期限があるため適宜更新) されており、共同開発に関連する軍事品、製造・開発・メンテナンスに必要なソフトウェア及び技術の輸出に対して、一度取得すれば輸出の都度に申請する必要がないライセンスが与えられている。

現在、英国の RAF (英国空軍)、イタリア、ドイツ、サウジアラビア、スペイン、オーストリアで運用されている。

(2) F-35B Lightning II (JSF)

米国の Lockheed Martin 社が中心となって開発中のステルス戦闘機である。当初の調達予定機関は、米国空軍、海軍、海兵隊の他、英国空軍及び海軍が挙げられていた。その後、NATO 加盟国や日本が次々と本プログラムへの参加を表明し、大規模な国際共同開発プロジェクトに拡大している。英国の BAE Systems 社と Rolls-Royce 社は本戦闘機の製造に参加しており、これを目的とした OGEL (exports in support of joint strike fighter: F-35 Lightning II)⁹⁷が2014年1月に発行されている。

⁹⁶ <https://www.gov.uk/government/publications/open-general-export-licence-military-goods-collaborative-project-typhoon>

⁹⁷ <https://www.gov.uk/government/publications/open-general-export-licence-exports-in-support-of-joint-strike-fighter-f-35-lightning-ii>

1.5 フランス

1.5.1 政策内容

(1) 武器輸出・輸出管理の政策方針

フランス政府は原則として兵器の輸出を禁止しており、兵器輸出の許可（agrément）はこの禁止措置の特例的な免除措置として首相の権限により与えられる（したがって、行政が行う通常の許可（autorisation）とは異なり、兵器輸出許可の判断に対しては司法による対抗手段は認められていない）。こうした厳格な兵器、戦略品目及び技術の輸出管理原則を採用しつつも、以下の原則⁹⁸に基づいた兵器輸出の促進を行っている点がフランスの武器輸出政策の特徴である。

- ・ 国内産業の振興および軍事技術の維持・向上を目的とした輸出の促進
- ・ 国際情勢の安定化。なお、フランスは、兵器輸出は国内で兵器装備需要を満たせない国の、国防・安全上の正当な需要を満たすものである、という立場を取っている。
- ・ 兵器開発支援、および兵器取引透明化における国際機関、とくにヨーロッパ共同体レベルでの協調の重視
- ・ フランスおよび同盟国、友好国の安全保障

フランス国防省が公表している「兵器輸出に関する議会への報告書 2013 年度版」では、冒頭に「武器輸出は、国家の安全政策及びフランスの経済発展に貢献するため重要である」と位置付けられている⁹⁹。

(2) 法的枠組み

関連するフランス国内法（国防法典および関連する政令および省令¹⁰⁰）は以下のとおり。

⁹⁸ Ministère de la défense, *Rapport au parlement sur les exportations d'armement de la France en 2013*, pp.8-16

⁹⁹ *ibid.* pp.8

¹⁰⁰ フランスの法体系にはいわゆる法律（loi）の他、ordonnance、décret および arrêté が存在する。本章ではそれぞれオルドナンス、政令、省令と訳す。オルドナンスは立法機関の承認に基づく行政機関による立法であり、法律と同等の効力を持つ。政令および省令はともに行政機関によって作成される文書だが、政令は法律と矛盾してはならず、省令は政令と矛盾してはならない。

- a. 国防法典
L.1331～L.1336：国防の一般原則、非軍事的国防、経済的国防
L.2331～L.2353：国防法制、通常時に適応される国防法制度
- b. 「戦争物資、兵器および弾薬の規制に関する政令（1939年4月18日）の適用に関する政令 No.95-589（1995年5月6日）」（Décret n° 95-589 du 6 mai 1995 relatif à l'application du décret du 18 avril 1939 fixant le régime des matériels de guerre, armes et munitions)
- c. 「戦争物資、兵器、弾薬および軍用と見なされる用品の輸入と輸出に関する省令（1992年10月2日）」（Arrêté du 2 octobre 1992 relatif à la procédure d'importation et d'exportation des matériels de guerre, armes et munitions et des matériels assimilés)
- d. 「特殊な輸出手続きを必要とする戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令（2009年6月17日）」（Arrêté du 17 juin 2009 fixant la liste des matériels de guerre et matériels assimilés soumis à une procédure spéciale d'exportation)

1) 輸出管理法体系

輸出管理法体系は、規制対象となるリストを定め、その輸出入に関する許諾申請手続き、要件および罰則を規定している。

輸出管理法体系は、以下の4つの側面から輸出を管理している。

- 規制対象となる物資のリスト
- 仕向先による管理
- 最終用途
- 兵器製造、取引業者の規制

a. 規制対象となる一般の兵器の規定

「戦争物資、兵器および弾薬の規制に関する政令（1939年4月18日）の適用に関する政令 No.95-589（1995年5月6日）」には武器一般の定義、分類およびその所有、携行、移送、取引などに関する規制の概要が定められている。武器は全部で8分類されるが、その第1～第3分類が「戦争物資」に指定されており、これらは国防法典 L.2335 に基づき、「省令（1992年10月2日）」に定められた輸出手続の対象となる。

b. 輸出規制対象となる一般の兵器の規定

「特殊な輸出手続きを必要とする戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令（2009年6月17日）」は国防法典 L.2335 に基づき、「省令（1992年10月2日）」に定められた輸出許可の対象となる品目を定めるものである。この「省令（2009年6月17日）」の第1部においては規制対象品目としてワッセナー合意の軍需品リスト22項目が採用されているほか、第2部にはフランス独自の規定として一部の人工衛星関連品目が規制対象に加

えられている。

本省令によりワッセナー合意に基づくリストを採択する以前は、「特殊な輸出手続きの対象となる戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令（1991年11月20日）」（Arrêté du 20 novembre 1991 fixant la liste des matériels de guerre et matériels assimilés soumis à une procédure spéciale d'exportation）が輸出管理対象品目を定めていた。「省令（1991年11月20日）」では、規制対象をA) 火薬、弾薬、B) ミサイル、ロケット、発射装置、C) 戦艦、特殊な航海機器、D) 戦車、陸専用車両、E) 航空宇宙兵器、F) 装備品およびソフトウェアに分類していた。

「政令No.95-589」の分類1～3に加えて、「省令（2009年6月17日）」に含まれる品目の輸出にはすべて CIEEMG（戦争物資輸出調査省間委員会、後述）の審査対象となり、首相の許可が必要である（「省令（1992年10月2日）」第4条）。

c. 戦略的事由のため管理されている他の品目に対する管理

EC 規則 No.1236/2005 による体罰、拷問やその他の残酷で非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に使用される可能性のある特定の機器や製品の規制が行われている。

d. 仕向先による管理

フランスが加盟する国際機関において決定される輸出規制に従う。フランスの輸出仕向先規制に関する主な国際機関は国際連合、ヨーロッパ共同体、OSCE である。なお、これらの輸出規制には兵器および軍事品以外の製品に対する輸出規制も含まれる。フランス国内では、関税局などが輸出規制対象国に関する情報を提供している。

CIEEMG 審査過程においても仕向国別の管理がなされているが、外交上の配慮などから公開されていない。

e. 最終用途

軍事品およびデュアルユース品とも、輸出ライセンス申請時には最終用途証明を提出しなければならない。

f. 兵器製造・取引業者の規制

「政令（1995年5月6日）」のカテゴリ1～4の品目に関しては、製造・取引を行うフランス国内のすべての企業に対し、国防省の製造・取引・仲介許可（AFCI: Autorisation de fabrication, de commerce et d'intermédiation）が要求される（国防法典 L.2332-1）。このため、兵器製造および取引を行う業者はこの時点でリストアップされる。

(3) 意思決定プロセス

貿易管理の実施に関わる主たる機関は以下のとおり。

① 戦争物資輸出調査省庁間委員会（CIEEMG: Commission interministérielle pour

l' étude des exportation de matériels de guerre)

CIEEMG は輸出事前許可 (AP : Agrément préalable) の審査を行う首相委任機関であり、首相からの委任により国防事務総長 (SGDN : Secrétaire général de la défense nationale) が議長を務め、外務省 (MAEE : Ministère des affaires étrangères et européennes)、国防省 (MINDEF : Ministère de la défense) および経済産業雇用省 (MEIE : Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi) の代表者が常任委員として議論を行い、見解 (Avis) を提出する。

② 外務省、国防省、経済産業雇用省

外務省、国防省および経済雇用産業省は CIEEMG の常任委員であり、それぞれ外交政策、国防政策および経済産業政策と輸出対象国の支払能力の観点から AP の審査を行い、首相または国防事務総長に対し見解を提出する。また、戦争物資輸出許可 (AEMG : Autorisation d'exportation de matériels de guerre) の審査においては外務省、国防省大臣が見解を提出する。

③ 予算公庫公務省 (Ministère du budget, des comptes publics et de la fonction publique)、関税間接税総局 (DGDDI : Direction générale des douanes et droits indirects)、関税局 (Douane)

関税局は外務担当大臣、国防担当大臣および経済担当大臣の見解を受け、AEMG の申請に対する裁決を下す。また、輸出管理の執行を担当し、輸出終了後は関税通過証明 (APD : Attestation de passage en douane) を発行する。

輸出許可判断までの流れは、戦争物資輸出調査省庁間委員会 (CIEEMG) で審議され、最終許可は国防事務総長 (SGDN) が行い、国防省より輸出許可申請者に結果を告知する。

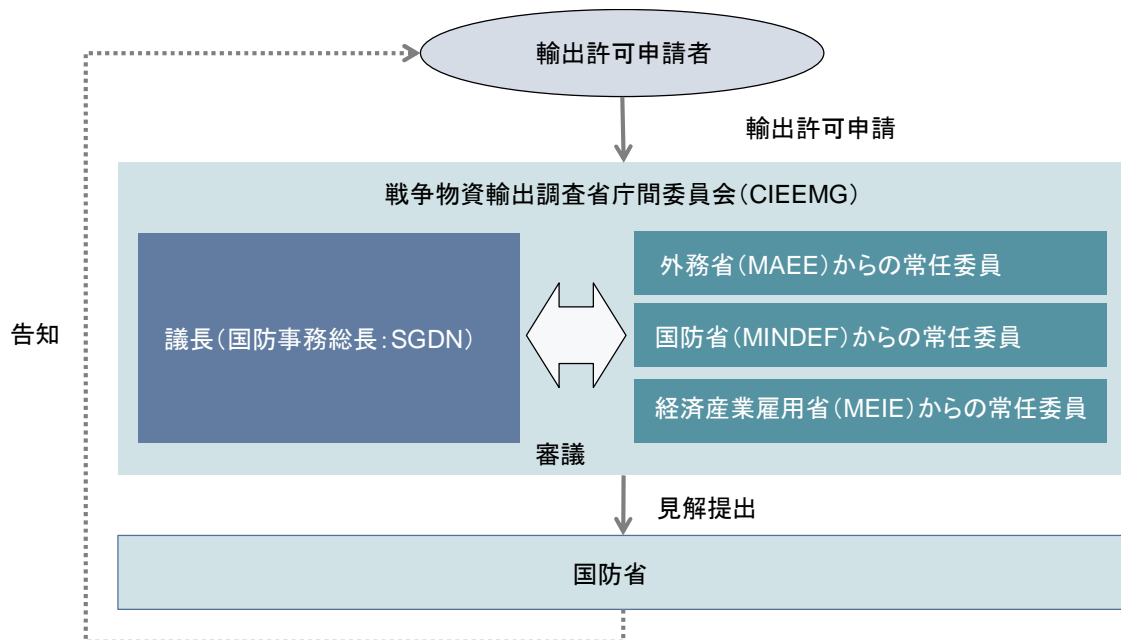


図 1-1 輸出許可判断の流れ

出典：各種資料より作成

1) 各実施機関による手続き

輸出許諾の根拠法は国防法典 L.2335 であり、具体的な輸出許可手続は「戦争物資、武器、弾薬および軍用と見なされる用品の輸入と輸出に関する省令（1992年10月2日）」に定められている。

フランスの兵器輸出手続は AP、AEMG、そして実際の輸出および APD 発行の三段階からなる。図 6-2 に兵器輸出手続を示す。



図 1-2 フランスにおける武器輸出手続

出典：Rapport au parlement : Les exportations d'armement de la France en 2012, pp33 を翻訳

2) 事前許可 (AP)

兵器輸出に関する商業活動においては、機微情報発信、海外受注を目的とした展示およびテスト、応札および契約、受注、ライセンスまたは資料の譲渡、調査またはテスト結果の連絡、すべてにおいて輸出事前許可が必要になる。国防省が事前許可申請の窓口となるが、国防省が軍事協力の分野において行う無償および有償の譲渡もまた事前許可が必要である¹⁰¹。事前許可のレベルに応じて商業活動も2つの段階に分かれる。

- ✓ 契約書署名前の商業活動など、交渉段階で発行される事前許可の有効期限は3年間である。
- ✓ 契約書署名を含む販売段階で発行される事前許可は契約書署名の許可であり、一般に3年間有効である。

2007年5月以来、ほとんどの事前許可が交渉および販売双方に関するものである。また、国際見本市などの展示およびテストなどを目的とする一時輸出に対しては事前許可の特例が設けられている。

包括事前許可 (APG: agréments préalables globaux) は数量および金額に制限なく、期限3

¹⁰¹ *ibid.*, p.43, p.45

年間で自動更新され発行される事前許可である。この制度は 1998 年、ヨーロッパの主要兵器生産国 6 カ国（ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、イギリス、スウェーデン）が署名した兵器産業の統合に向けた合意書（LoI: Letter of Intent）の枠組みにおける産業協力、あるいは機微でない物資の特定の目的地への輸出などに適応される¹⁰²。

また、物資の修理および国際協定による協力など特別な条件においては、事前承認および戦争物資輸出許可は免除される。

CIEEMG は事前許可発行において中心的な役割を果たす。この委員会の主要ミッションは輸出方針の検討および申請書の検討である。委員会は 8 月以外毎月招集され、申請書をケース・バイ・ケースで検討する。外務省、国防省および経済産業雇用省が見解を理由とともに述べ、見解が承認もしくは否認で集約するのであれば、CIEEMG として見解を公表する。見解が一致しない場合は首相による決済を依頼するか、もしくは補足情報を得るために見解の公表を延期できる。また、参加各省は政治的または技術的理由により見解の公表の延期を要求することができる。CIEEMG が公表した見解に基づき、国防事務総長（SGDN）が最終決定を行う。この決定は国防省によって申請者に告知される。

CIEEMG による輸出申請の審査基準は以下の通りである。

- ・ CIEEMG に参加する外務省、国防省、経済産業雇用省が各々の見地から意見を述べるほか、ヨーロッパ議会の「共通ポジション 2008/944/CFSP」の 8 基準が審査基準に含まれる。また、UN、EU、OSCE が定める禁輸国をフランスは遵守する。フランス政府のリストとして、CIEEMG には輸出規制対象国、および輸出規制品目をまとめたハイレベル指示書（Directive de haut niveau）が存在するが、外交およびフランスの輸出振興への配慮より秘密扱いされており、一般公開されていない。なお、本文書は毎年更新される。
- ・ 交渉 AP においては、一部の技術移転を禁じるなど、CIEEMG により条件が課されることがある。
- ・ 契約 AP においては、契約内容における交渉 AP の条件遵守、および再輸出禁止条項（CNR）を DGA が確認する。

この他、機密に指定された情報の持ち出し、およびフランス滞在中機密を知りえた外国人雇用者の出国などに AP を要する場合もある。なお、情報の伝達に関しては、暗号化されていれば良い、などの規則もある。

「CIEEMG 再編に関する政令（1955 年 7 月 16 日）」においては兵器輸出準備、実行および管理における国防省の責任が明記されており、戦略代表部（DAS : Délégation aux affaires stratégiques）が主体となって兵器代表部（DGA : Délégation générale pour l'armement）および各参謀本部（états-majors）と共に兵器輸出管理に関する活動、コーディネーションを行う。DAS を兵器輸出管理の主体とすることの目的は以下の通りである。

- ・ 窓口を一本化し、企業に兵器輸出管理のプロセスを分かりやすくする。

¹⁰² *ibid.*

- ・ 国防省が CIEEMG に対して兵器輸出申請関連の見解を行う能力を強化する。
- ・ 兵器輸出申請に関する国防省内の見解集約を DAS、輸出申請書類の技術的検討を DGA に集中することにより、DAS および DGA の役割を明確化する。

こうした国防省内の役割分担により、CIEEMG の委員会開催前より国防事務総長、委員を務める各省はもとより、大統領および首相の代理人に対し、機微な申請に対する国防省の分析および見解を公表することが可能になった。また、CIEEMG における国防省の代表者は DAS および DGA の代表者とともに CIEEMG の委員会に出席している。

CIEEMG 委員会前には国防省内の関係者がすべての申請書類を戦略、技術、フランス軍および同盟軍にとってのリスクおよび「共通ポジション 2008/944/PESC」の観点から検討する。このプロセスにおいては、仲介および最終仕向地、購入者の企図する行動との適合性の管理に特段の注意を払う。

外務省からは、大臣官房 (cabinet) のメンバーが戦略安全軍縮局 (DASSD : Direction des Affaires stratégiques, de sécurité et du désarmement) とともに CIEEMG に参加する。DASSD の兵器管理 OSCE 部局 (sous-direction du contrôle des armements et de l'OSCE) が同省の各地域の担当局 (directions « géographiques ») と共に申請書類の検討を行う。外務省の役割は事前許可申請の対象となる取引の地政学的なインパクトを評価し、フランスの外交政策方針と当該申請の適合化を図ることである。

経済産業雇用省においては、国庫経済政策総局 (DGTPE : Direction générale du Trésor et de la politique économique) が申請書類を検討し、CIEEMG において同省を代表する。経済産業雇用省の見解は購入国の財政キャパシティの評価およびフランスの輸出業者に対する (特に当該業者が Coface 経由の国家補償を用いる場合) 支払実行能力の分析に基づくものである。

戦争物資輸出に対する AP 発行は政治的決定事項であり、各々の AP 発行はフランス外交政策の一環として一貫性のある明確なコンテキストに位置づけられなければならない。それゆえ CIEEMG に参加する各省には申請審査に際し、ハイレベル指示書によって物資および国ごとに明確な指針が与えられており、この指針は毎年見直される (先述の通り本指示書は非公開である)。この指針にはフランスの基準に加え、「共通ポジション 2008/944/CFSP」の基準が含まれている。

AP のほとんどのケースにおいて、企業はすべての顧客 (国家、企業、個人…) から最終仕向地に関する誓約を得なければならない。フランス政府は最終仕向地の遵守を重視しており、本誓約には、フランス当局の事前合意なく、納入された製品が再輸出および第三者へ受け渡されることを防ぐ目的がある。

3) 戦争物資輸出許可 (AEMG)

輸出管理の第二段階は物資のフランス出国に関するものであり、このオペレーションには税関担当大臣 (現在は予算公庫公務省) による AEMG が必要である。AEMG は国防法典に定められた輸出禁止を商品に対し解除する。AEMG の有効期限は発行から 1 ヶ月以上 1、2 年以内である。

輸出業者から提出された輸出申請書類を国防省 DGA が精査し、申請書類が以下必要項目を満たしている場合にのみ申請書類は国防事務総長（SGDN）、関税間接税総局（DGDDI）および外務省に送付される。

- ・ 契約事前承認申請時の契約書と輸出契約書の合致。
- ・ 交渉事前承認の条件遵守。
- ・ エンドユーズ証明。エンドユーズ証明は購入者が真正であることを輸入国国防省、在輸入国フランス大使館および輸出者が確認し、署名する。

外務省、国防省および国防事務総長の見解が合致する場合、国防事務総長は関税間接税総局に AEMG の発行または拒否を依頼する。もし見解が一致しない場合、AEMG 審査は次回 CIEEMG 委員会に持ち越され、首相の決裁の後関税間接税総局によって告知される。

AEMG 申請書類には署名入り契約書一葉、AP 申請時に要求された証明書および誓約書類および輸出許可申請書が必要である。

契約に署名をした企業は、AP の諸条件の厳守を求められる。さらに、物資が AP に記載された技術条件と合致するか検査が行政府によって実行される。この検査は物資の性質、数量および金額、販売経路、最終仕向地など、AP に記載された全事項に及ぶ。

検査は書類に基づいて行われるが、大規模な契約においては輸出業者に説明を要求することもある。戦争物資輸出許可 1 件に対し複数の輸出オペレーションを行いうる。

なお、企業が AEMG を取得した後も、政府は兵器の輸出をいかなるときにも停止できる権限を有しており、その決定に対して輸出者は司法による対抗手段をもたない。

4) 輸出と税関通過証明 (APD)

税関通過証明書は許可を受けたオペレーションの主な事項（許可番号、取引情報（description commerciale）、値段および量）に関する輸出業者の署名入りの抄録である。税関通過証明書は物資の税関通過後に関税局から国防保護保安局（DPSD : Direction de la protection et de la sécurité de la défense）に移管される。DPSD は APD と AEMG を比較し、AEMG の条件が遵守されたことを確認する。年間約 2 万件の APD が発行される。

5) 特例措置

連続措置（La procédure continue）は一部の仕向地域を対象とする、小額かつ機微でない物資の輸出に限られる。当手続の利用は申請書類を CIEEMG 委員である他省に送付する際に国防省が提案し、全省の見解を勘案し国防事務総長が決済を行う。なお仕向国のリストは CIEEMG が定期的にアップデートを行う。

集合措置（La procédure regroupée）は主に国際兵器見本市への物資および模型の展示を目

的とした事前交渉の伴わない簡易なオペレーションに適用される。この措置により輸出業者は AP と AEMG を同時に申請することができる。申請は連続措置と同じプロセスで処理される。この措置により AEMG 発行を短期で行うことができる。

テスト・実験、および修理後の輸出、また、国防省が締結した政府間協力協定、国際協定の枠組みにおける開発フェーズの戦争物資の調整、生産などに関しては輸出事前許可 (AP) が免除される (「省令 (1992 年 10 月 2 日)」第 13 条)。

1.5.2 武器の定義

(1) 武器の定義

国防分野におけるフランスの貿易管理対象品は「戦争物資および戦争用と見なされる物資 (Matériel de guerre et matériels assimilés)」である。「戦争物資」は「戦争物資、兵器および弾薬の規制に関する政令 (1939 年 4 月 18 日) の適用に関する政令 No.95-589 (1995 年 5 月 6 日)」に定義されている。本政令は武器の種別を定義 (第 1 条) かつ、分類 (第 2 条) したものであり、第 2 条の分類は国防法典 L.2331-1 にも取り入れられている。武器は全部で 8 分類されるが、その内第 1～第 3 の分類が「戦争物資」(いわゆる一般的な兵器) として定義されている。

政令 No.95-589 における武器などの分類は次表に示すとおり、第 2 条および第 3 条に規定されている。

表 1-18 政令 95-589 に定められた武器の分類 (第 2 条、第 3 条)

A 戦争物資	
分類 1	陸、海、空中戦用に開発された、もしくは用いられる火器およびその弾薬類
分類 2	戦闘において火器の運搬および火器を使用するために用いる物資
分類 3	ガスを使用した戦闘に対する防御装備、化学戦もしくは焼夷戦で用いる物資
B 戦争物資とは見なされない武器、武器の部品および弾薬	
分類 4	取得および携行に許可が必要な自衛用と呼ばれる火器およびその弾薬
分類 5	狩猟用の火器およびその弾薬
分類 6	刀剣類
分類 7	射的用、見本市もしくは展示用兵器およびその弾薬
分類 8	歴史的および蒐集目的の武器および弾薬
その他	
兵器に分類されていないが衛星、ロケットなど (第 3 条)	

(2) 軍需品目リスト

国防法典 L.2335-3 においては、同 L.2331-1 に言及される「戦争物資」および「戦争物資と見なされる物品」の輸出禁止が謳われ、その第 1 項には行政政府が規制対象のリストを定義

する旨記載されている。本項を受けて制定されたのが、「特殊な輸出手続きを必要とする戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令(2009年6月17日)」であり、本省令附則第1部においては規制対象品目としてワッセナー合意の軍需品リスト22項目が採用されているほか、第2部にはフランス独自の規定として一部の人工衛星などが規制対象品目に加えられている。なお、「省令(2009年6月17日)」附則は従来戦争物資の定義とされてきた「政令No.95-589」第2条の分類1~3に加えて、同政令の分類4(護身用火器、弾薬)を含むのみならず、「戦争または軍事を目的として特別に開発、変更を加えられた物品」全般をカバーする。

国防法典L.2335-2では、同L.2335-3で輸出禁止とされる全物資の輸出に対し、「戦争物資、兵器、弾薬および軍用と見なされる用品の輸入と輸出に関する省令(1992年10月2日)」に基づく手続きを義務付けている。

「特殊な輸出手続きを必要とする戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令(2009年6月17日)」附則第1部においては規制対象品目としてワッセナー合意の軍需品リスト22項目が採用されている。第2部にはフランス独自の規定として以下の人工衛星関連物資が規制対象品目に加えられている。これらの品目は戦争用と見なされ、CIEEMGの輸出管理の対象になる。

1. a) 探査衛星、観察衛星、その観察・撮影用装備およびその地上設備のうち、軍事目的に設計あるいは改造されたもの、もしくは軍事レベルの性能を有するもの。軍事目的に設計あるいは改造された衛星については宇宙空間への輸送手段、その他の衛星については地上設備とその機材。
1. b) 上記段落1. a)に記載された物資のために設計、変更されたエンジンおよび推進システム。
1. c) 上記段落1. a)および1. b)に記載された物資専用の部品、一部、装備品および周辺品(メンテナンス機器を含む)。
1. d) 上記段落1. a)、1. b)および1. c)に記載された物資の製造専用の機材。
2. a) 軍事レベルの弾道性能を有するロケットおよび打ち上げ機器
2. b) 上記段落2. a)に記載された物資の装備、一部、製造、試験、打ち上げ機器。

1.5.3 輸出先/輸出品目

(1) 武器輸出先/輸出品目

地域別にフランスの武器輸出の受注実績(2008~2012年)を見ると、南米、中央アジア、中東が上位を占めている。主要な輸出先(2003~2012年の累計)は、サウジアラビア、インド、ブラジルが上位3国となっている。

「兵器輸出に関する議会への報告書」(毎年発行)の付録4にML(Military List)/国別の個数と金額が添付されている。

表 1-19 ML (Military List) の内容

項目	品目説明
ML1	口径 20 mm以下の銃身を持つ滑腔砲の武器、それ以外の口径 12.7 mm以下の武器 【以下は適用除外】 A：1938 年以前に製造されたマスケット銃、ライフル銃、カービン銃 B：1890 年以前に製造されたマスケット銃、ライフル銃、カービン銃の複製 C：1980 年以前に製造されたリボルバー、ピストル、マシンガンとその複製
ML2	口径 20 mmまたは口径 20 mm以上の銃身を持つ滑腔砲の武器、それ以外の口径 12.7 mm、または口径 12.7 mm以上の武器 【以下は適用除外】 A：1938 年以前に製造されたマスケット銃、ライフル銃、カービン銃 B：1890 年以前に製造されたマスケット銃、ライフル銃、カービン銃の複製
ML3	銃器用の弾薬または信管
ML4	爆弾、魚雷、ロケット、ミサイルなど
ML5	戦闘目的の軍事品の照準用装置
ML6	戦闘車両
ML7	化学兵器、生物兵器、放射性物質
ML8	エネルギー物質（火薬、化学物質など）
ML9	軍艦、特殊海洋部品
ML10	戦闘機、無人機
ML11	電子機器（軍事用に特別に設計されたもの）
ML12	高動力武器
ML13	防衛装備品
ML14	訓練用機器
ML15	イメージング機器
ML16	武器の部品である鍛造品、鋳造品、その他の半製品
ML17	さまざまな装備品、物質、「ライブラリー」
ML18	製造用設備やその部品
ML19	指向性エネルギー兵器、その関連機器、観測器、試験器
ML20	低温・「超伝導」機器
ML21	「ソフトウェア」
ML22	「技術」

出典：「特殊な輸出手続きを必要とする戦争物資および戦争用と見なされる物資のリストを定めた省令（2009年6月17日）」（Arrêté du 17 juin 2009 fixant la liste des matériels de guerre et matériels assimilés soumis à une procédure spéciale d'exportation）より作成

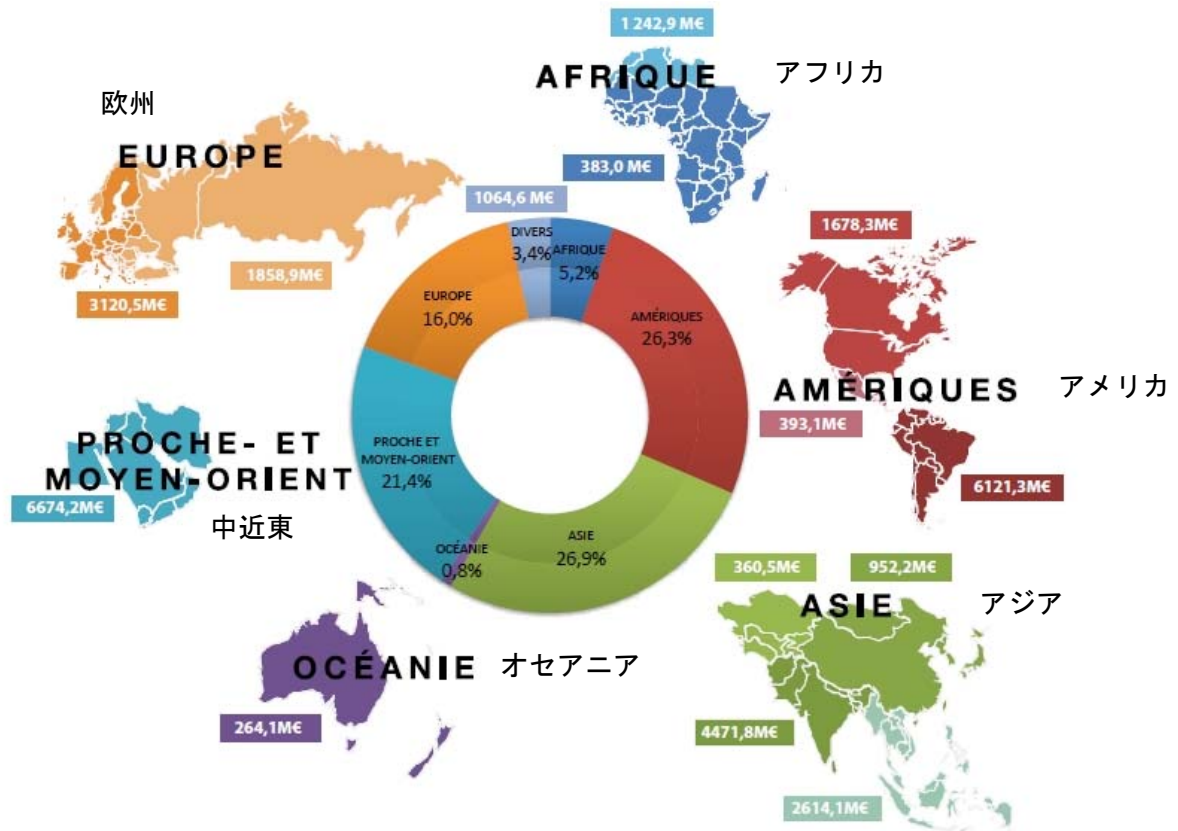


図 1-9 フランスの受注実績 (2008~2012 年の累計)

出典: Ministère de la défense, Rapport au parlement sur les exportations d'armement de la France en 2013, pp14

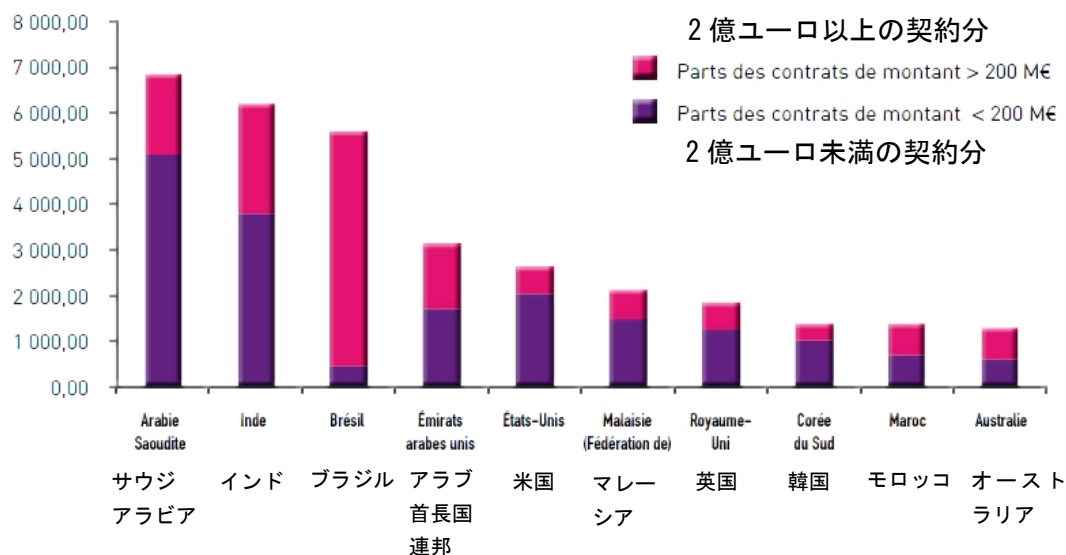


図 1-10 主要輸出先 (2003~2012 年の累計)

出典: Ministère de la défense, Rapport au parlement sur les exportations d'armement de la France en 2013, pp14

表 1-20 武器輸出先別の輸出品目（上位 10 位）

順位	国	分類	ML1	ML2	ML3	ML4	ML5	ML6	ML7	ML8	ML9	ML10	ML11
1	サウジ アラビア	a	5	12	11	13	39	10	2	-	63	29	27
		b	8 921 325	87 815 254	162 991 640	241 923 389	158 280 625	475 478 262	2 838 675	-	39 872 804	69 579 239	46 966 014
2	インド	a	2	3	5	18	31	13	5	-	90	203	58
		b	1 106 696	211 725	711 498	24 500 163	83 749 265	10 641 817	696 164	-	363 755 840	372 751 600	131 638 295
3	ブラジル	a	4	8	2	1	3	3	1	-	5	52	5
		b	960 078	1 573 314	1 526 545	17 467	703 895	1 274 497	359 196	-	5 847 278	1 503 294 379	2 883 737
4	アラブ 首長国連邦	a	2	8	6	45	18	15	2	-	2	72	35
		b	3 842 827	5 873 606	6 170 853	179 336 173	5 681 757	65 963 493	397 577	-	7 148 656	280 894 131	41 139 607
5	米国	a	8	2	5	39	14	17	2	3	18	159	27
		b	2 397 158	495 175	33 315 517	12 287 550	16 262 901	29 606 004	280 734	538 925	49 753 798	105 584 924	25 018 930
6	マレーシア	a	-	2	2	4	11	11	-	-	53	12	25
		b	-	394 614	227 038	27 107 285	4 532 097	2 092 931	-	-	61 558 183	439 585 288	21 356 471
7	英国	a	4	6	20	29	21	6	3	30	52	225	35
		b	16 875 926	20 074 314	12 877 531	3 933 826	5 358 987	874 549	542 780	9 601 369	51 872 311	44 902 871	39 707 899
8	韓国	a	-	4	2	12	18	17	1	3	8	23	25
		b	-	674 947	239 057	3 128 726	3 137 381	8 631 176	12 294	115 269	3 702 497	8 130 242	11 021 656
9	モロッコ	a	4	2	-	10	3	-	-	-	6	42	8
		b	100 093	596 283	-	12 500 536	876 819	-	-	-	4 020 043	116 586 322	7 431 798
10	オースト ラリア	a	3	7	-	8	4	1	-	-	23	57	8
		b	60 618	187 637	-	13 294 542	46 501 467	99 623	-	-	44 323 035	689 476 916	5 109 635

a : 武器数、b : 合計（単位：ユーロ）

出典：Ministère de la défense, Rapport au parlement sur les exportations d'armement de la France en 2013, Annexe 4

表 1-20 (続き) 武器輸出先別の輸出品目 (上位 10 位)

順位	国	分類	ML12	ML13	ML14	ML15	ML16	ML17	ML18	ML19	ML20	ML21	ML22	合計
1	サウジ アラビア	a	-	4	2	52	1	-	-	-	-	-	53	323
		b	-	4 268 192	7 172 621	53 268 187	472 307	-	-	-	-	-	214 414 886	1 574 263 421
2	インド	a	-	2	-	25	-	3	5	-	-	1	70	534
		b	-	52 203	-	35 980 738	-	5 222 354	140 823 066	-	-	52 203	18 222 895	1 190 116 521
3	ブラジル	a	-	1	-	11	1	-	-	-	-	-	14	111
		b	-	15 888	-	29 690 602	48 379	-	-	-	-	-	2 773 347	1 550 968 604
4	アラブ 首長国連邦	a	-	4	1	42	-	5	-	-	-	4	59	320
		b	-	1 839 311	910 000	49 867 614	-	320 892 313	-	-	-	-	12 467 627	18 792 213
5	米国	a	-	3	5	16	-	1	2	-	-	2	44	367
		b	-	211 625	937 531	3 773 316	-	3 626	4 461 906	-	-	143 846	19 600 851	304 674 318
6	マレーシア	a	-	4	-	30	-	6	1	-	-	6	51	218
		b	-	23 015	-	22 542 079	-	184 874	382 801	-	-	-	10 838 378	58 986 529
7	英国	a	1	3	-	20	9	3	2	-	-	6	37	512
		b	100 000	1 007 615	-	36 010 145	6 558 062	1 268 501	10 160 689	-	-	2 001 322	6 322 801	270 051 498
8	韓国	a	-	-	-	27	2	-	-	-	3	2	14	161
		b	-	-	-	9 244 639	595 756	-	-	-	737 312	719 213	3 454 383	53 544 548
9	モロッコ	a	-	1	5	6	-	-	1	-	-	6	15	109
		b	-	30 507	6 113 599	1 786 576	-	-	170 366	-	-	-	29 257 824	3 905 405
10	オースト ラリア	a	-	2	-	23	-	2	-	-	-	1	32	171
		b	-	3 468 286	-	55 918 546	-	4 139 236	-	-	-	-	732 817	3 051 474

a : 武器数、b : 合計 (単位 : ユーロ)

出典 : Ministère de la défense, Rapport au parlement sur les exportations d'armement de la France en 2013, Annexe 4

(2) 優遇国・制度等

フランス政府のリストとして、CIEEMG の輸出規制対象国、および輸出規制品目をまとめたハイレベル指示書 (Directive de haut niveau) が存在するが、外交およびフランスの輸出振興への配慮より秘密扱いされており、一般公開されていない。この他、フランスは加盟する国際機関において決定される輸出規制に従う。フランスの輸出仕向先規制に関する主な国際機関は国際連合、ヨーロッパ共同体、OSCE である。なお、これらの輸出規制には兵器および軍用品以外の製品に対する輸出規制も含まれる。

1.5.4 主な輸出案件¹⁰³

SIPRI の推計によれば、フランスの兵器輸出額は、2003-2007 年から 2008-2012 年で、18% 減少している。アジア、オセアニア向けで全体の 54% を占めるほか、欧州向けが 14%、アフリカ向けが 13% である。他の旧西側諸国と異なり、中国への輸出事例が多いことが特徴である (図 1-11)。

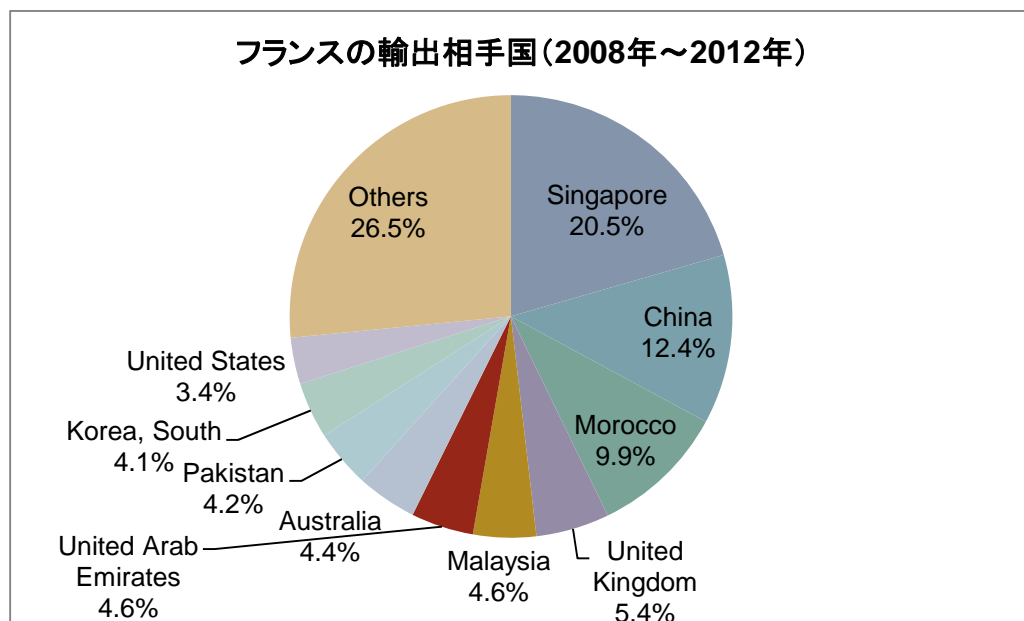


図 1-11 フランスの輸出相手国 (2008 年～2012 年)
(出所: SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 31 July 2013)

表 1-21 には、輸出量の多いシンガポール、モロッコ、中国向けの近年の主な輸出事例を示す。中国向けの主な案件として、強襲揚陸艦向け船用ディーゼルエンジンの輸出のほか、下記の装備品でライセンス生産契約を結んでいる。

¹⁰³ Le Figaro :
<http://www.lefigaro.fr/international/2013/10/15/01003-20131015ARTFIG00526-le-premier-mistral-russe-est-a-flot.php>
RIA Novosti :
http://en.ria.ru/military_news/20130416/180666345/Russia-to-Base-French-Made-Assault-Ships-in-Far-East-Ports.html

- ・地対空ミサイル
- ・軍用ヘリ (SA-321、AS-565、AS-550)
- ・レーダー
- ・船用エンジン

表 1-21 近年の主な輸出事例 (フランス)

受領国	オーダー数	兵器名称	兵器の概要	ライセンス年	納入年	納入数	取引額
中国	(14)	PC-2.5	ディーゼルエンジン	(2005)	2007-2011	(10)	
モロッコ	50	AASM	ASM	2005	2011	(50)	MF-2000 (350 百万ユーロ) 取引の一部
	27	MF-2000	FGA aircraft	2005	2011	(27)	350 百万ユーロ
	(150)	MICA	BVRAAM	2005	2011	(150)	MF-2000 (350 百万ユーロ) 取引の一部
	(14)	Damocles	Aircraft EO system	2006	2011	(14)	MF-2000 (350 百万ユーロ) 取引の一部
	1	FREMM	Frigate	2008			470 百万ユーロ
	(50)	MICA	BVRAAM	2008			
	(15)	MM-40-3 Exocet	対艦ミサイル/SSM	(2008)			
	(25)	MM-40-3 Exocet	対艦ミサイル/SSM	(2008)	2012	(15)	
	(50)	MU90 IMPACT	対潜魚雷	(2008)	2011-2012	(30)	
	1	OPV-70	OPV	2008	2011	1	
	6	PA6	ディーゼルエンジン	2008	2011-2012	6	
	3	TSM-2633 Spherion-B	対潜ソナー	2008	2011-2012	3	
	(50)	R-550 Magic-2	SRAAM	(2009)	2011	(50)	
(2)	Ground Master-400	対空レーダー	2011				
シンガポール	(300)	ASTER-15 SAAM	SAM	(2001)	2006-2010	(300)	プロジェクト・デルタ (16 億ユーロ) の一部

※カッコ内の数値は推定値。

(出所: SIPRI データベースより作成。http://armstrade.sipri.org/armstrade/page/trade_register.php)

さらに、2012 年末時点で、ブラジルとインドへの 10 隻の潜水艦、マレーシアとモロッコへの 7 隻のフリゲート艦、175 機のインド向け戦闘機の注文を抱えている。

また、ロシア海軍向けミストラル級強襲揚陸艦 1 番艦「ウラジオストク」が 2013 年 10 月 15 日にフランスで進水した。ロシアは 2011 年にフランス政府との間で、総額 120 億ユーロ(156 億円)でミストラル級強襲揚陸艦 2 隻の購入契約に合意している。2 隻目は 2015 年に引き渡される予定です。

ロシア国防省のロマン・フィリモノフ(Roman Filimonov)施設局長によると、今後ペトロパブロフスク・カムチャッキーにも補給施設や兵舎などを備えた簡易基地を整備する予定であ

ると明らかにした。2015 年までには、同強襲揚陸艦 2 隻用に極東沿岸地域を整備していく予定である。



図 1-12 ミストラル級強襲揚陸艦

出典：

<http://www.lefigaro.fr/societes/2010/03/01/04015-20100301ARTFIG00762-la-france-pourrait-construire-deux-mistral-pour-la-russie-.php>

1.6 ドイツ

1.6.1 政策内容

(1) 武器輸出・輸出管理の政策方針

ドイツは1991年の湾岸戦争を契機にそれまでの輸出管理体制を見直し、強化することとなった歴史がある。具体的には、湾岸戦争に関してドイツ企業がイラクに対して戦略物資を輸出していたことが明らかとなったことが影響しており、これを契機に国内の貿易管理体制の見直しが行われ、1992年までに戦略物資の輸出に関する規制が強化されている。

現在のドイツの貿易管理に関する基本方針については、ドイツの貿易関連の法規である対外経済法（AWG: Außenwirtschaftsgesetz / German Foreign Trade and Payment Act）において、自由貿易を原則とする一方で、「安全および外部利益の保護」¹⁰⁴のために貿易規制が可能であるとされている。具体的には、以下の3項目を考慮するものとされている。

- ・ ドイツ連邦共和国の重要な安全利益の確保
- ・ 国家間の平和的共存を脅かさないこと
- ・ ドイツ連邦共和国の外交関係を脅かさないこと

加えて、ドイツ連邦政府としての意思決定の一貫性を担保するために、そしてその政治的に重要な意思決定基準の透明性を確保することを目的として、連邦政府の武器輸出の「政治原則」（“Political Principles Adopted by the Government of the Federal Republic of Germany for the Export of War Weapons and Other Military Equipment”¹⁰⁵）が定められている。本原則では、主に以下の基準が示されている。

- ・ 仕向地において人権侵害等に用いられる恐れがあるという十分な疑義がある場合は輸出を行わない
- ・ 仕向地において紛争やテロ等で輸出した武器が用いられる、あるいはそうした地域に再輸出されるリスクがある場合には輸出を行わない
- ・ 輸出許可基準は、EU域内、NATO及びそれに相当する国（豪州、ニュージーランド、日本、スイス）といったホワイト国以外の第3国に対しては厳しく適用する

なお、ドイツは、他のEU加盟国と同様、2008年2月に採択されたEUの「軍事技術および装備品輸出管理体制共通規則を規定する共通姿勢(Council Common Position 2008/944/CFSP)」で示されている武器輸出を許可する際の8つの基準に基づき輸出管理を実施している。具体的には、上述の連邦政府の「政治原則」（“Political Principles”）に既に取り込まれた形で反映されているとしている。

その他、ドイツにおいて輸出管理は企業の経営者レベルの責任であると定義されており、ドイツの輸出企業は輸出管理責任者（Ausfuhreransortlicher）を経営陣から選任することと、

¹⁰⁴ AWG Section 7

¹⁰⁵ 1982年採択、2000年1月19日に見直しが行われ現在に至る

内部の貿易管理組織の設置を行うことが法によって定められている¹⁰⁶¹⁰⁷。

(2) 法的枠組み

【国内貿易管理法体系及び関係法令】

ドイツの貿易管理に関する法規則は、基本的に EU 規則および国際輸出管理レジームを反映した形で整備されている。関連する国内法として以下のものが存在する。これら関連法規は、国際輸出管理レジームや EU 規則の改定に対応し、適宜改定が行われている。

対外経済法（AWG: Außenwirtschaftsgesetz）および対外経済法施行令（AWV: Außenwirtschaftsverordnung）

対外経済法（AWG）では規制対象物資の輸出入およびライセンスの発行に係る規則が制定されているほか、罰則規定等が規定されている。

対外経済法（AWG）を根拠法とする対外経済法施行令（AWV）の輸出リスト（AL）で定められた品目については、輸出ライセンスの取得が必要とされる。輸出リスト（AL）は、以下の2部から構成されている¹⁰⁸。

- ・ PART I：兵器、弾薬および戦争物資（Section A）およびデュアルユース品（Section C）を一覧表にして示している。それぞれ、特定の掲載製品が個々の国家に仕向けられるに当たっての承認要件を規定している。なお、兵器及び軍需品（Section A）は EU の共通軍事リスト（Common Military List of the European Union 2009/C65/01）¹⁰⁹、デュアルユース品（Section C）は EC-REG NO 428/2009（EC-REG 1334/2000 の更新版）の Annex I に相当するものである。
- ・ PART II：工場等からの一般的製品（植物等）について定めている（武器等輸出管理の対象ではない）。

なお、武器の扱いそのもの（製造、輸送、販売）については後述する兵器管理法（KWKG）が適用されるため、AWG/AWV に基づく輸出ライセンスとは別に、KWKG に対応した武器取り扱いの申請を連邦経済技術省（BMWi）に対して行う必要がある。ただし、通常は、輸出ライセンスが認められている場合は兵器に関する取り扱い許可も認められる。

兵器管理法（KWKG: Kriegswaffenkontrollgesetz / War Weapons Control Act）

WMD および通常兵器に関する製造、輸送、販売そのものを規制している法律である。ドイツ憲法（ドイツ連邦共和国基本法）においては、武器の製造、輸送、販売は政府の許可な

¹⁰⁶ Guidelines of the German Government aiming at the conditions of the review to ensure the reliability of companies exporting War Weapons and other defence related goods, 25 July 2001.

¹⁰⁷ 企業の中には、CEO を輸出管理責任者に任命している事例もある（現地ヒアリング調査による）。

¹⁰⁸ 武器等輸出規制（デュアルユース品を含む）の対象となる製品が記載されている部分としては PART I が該当し、PART II はその他製品に関する輸出規制リストである。

¹⁰⁹ Common Military List of the European Union (adopted by the Council on 23 February 2009), 2009/C65/01.本リストに掲載されている品目は Wassenaar Arrangement の規制リストに対応。

く実施できない¹¹⁰と規定されており、その理念を具体化した法律となっている。

兵器管理法 (KWKG) の付録である戦略兵器リスト (KWL: Kriegswaffenliste / War Weapons List) では KWKG によって規制対象となっている兵器の品目が示されている。本リストに掲載されている武器の取り扱い (製造、輸送、販売) に際して、連邦経済技術省 (BMW) に許可申請を行わなければならない (上述の通り制定された経緯が異なる独立したものであるため、同一の武器輸出の事例について、AWG/AWV にて規定されている輸出ライセンス (BAFA 所管) と KWKG にて規定されている武器取り扱いライセンス (BMW) の両方の申請が必要となっている)。本リストは以下の 2 部構成となっている。KWKG の戦略兵器リスト (KWL) は武器のみが掲載されており、その点で他の軍需品およびデュアルユース品も掲載されている AWV の輸出リスト (AL) とは異なる。

- ・ PART A : 核兵器、生物兵器および化学兵器を対象
- ・ PART B : その他の全兵器を対象

なお、政府の許可なしに兵器の製造、輸送、販売に関わった場合は法律違反として罰則を受けるが、デュアルユース品が武器ないし WMD の製造に貢献すると判断された場合にも法律違反が適用される¹¹¹。

図 1-13 に武器等輸出管理に関連するドイツ国内の法体系 (AWG、AWV および KWKG) および付属する規制品リストの構成図を示す。

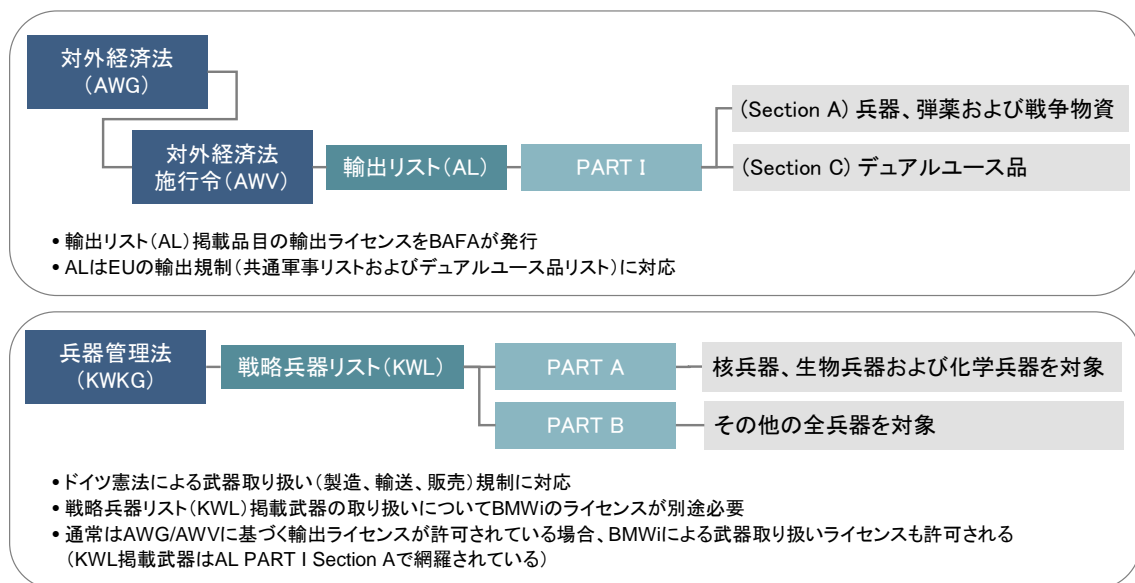


図 1-13 ドイツにおける武器等輸出管理法体系および付属する規制品リスト (BAFA¹¹²他より MRI 作成)

ドイツ刑法 (Strafgesetzbuch / German Penal Code)

¹¹⁰ Constitution of the Federal Republic of Germany, Section 26 (2)

¹¹¹ 例えば、アルミチューブの北朝鮮への輸出が試みられた事例 (Ville de Virgo 事件) において、輸出者は「核兵器の製造に関与した」として KWKG 違反とされた (SIPRI, “Enforcing European Union Law on Exports of Dual-Use Goods”, April 2009, pp.89-96)

¹¹² BAFA ホームページ <<http://www.ausfuhrkontrolle.info/ausfuhrkontrolle/de/aufgaben/index.html>>

国家機密の定義や国家機密漏洩に関する罰則規定、諜報機関の活動等について定められたものであり、AWG および KWKG を補完するものとなっている。

【国際輸出管理レジーム】

ドイツが参加し、国内法制度に反映されている国際的輸出管理の枠組みは以下の通りである。これら国際レジームの規制対象品目の変更に応じて、EU およびドイツの関連法規および規制品目リストの更新も行われている。

- ・ Australian Group (AG) : 化学・生物兵器関連のデュアルユース製品の規制
- ・ Missile Technology Control Regime (MTCR) : ミサイルシステム関連製品の規制
- ・ Nuclear Suppliers Group (NSG) : 核分野の製品の規制
- ・ Wassenaar Arrangement (WA) : 通常兵器関連の武器およびデュアルユース製品の規制

【その他防衛協力】

その他、欧州の防衛産業が盛んな主要 6 カ国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国）間で、以下に示す防衛産業活性化を目的とした政府および産業界の欧州防衛協力の枠組みが構築されており、ドイツ国内の輸出管理体制に影響を及ぼしている。

欧州防衛産業の再構築推進方策に関する枠組み合意（FA: Framework Agreement Concerning Measures to Facilitate the Restructuring and Operation of the European Defence Industry）

EU の 6 カ国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国）により 2000 年に合意された、欧州域内での防衛産業の発展に向けた方策を定めた枠組みである。FA の第 3 部において、政府および産業界の欧州防衛協力の促進のための特別な輸出ライセンス形態が提案されており、EU の code of conduct（現 Common Position）とあわせて、署名 6 カ国の輸出管理政策に反映されている。ドイツでは、この提案に対応し、信頼できる輸出者や政府間協定、あるいは許可された産業協定に対して発効される特権的ライセンスである Global Project Licence（後述）の制度を設けている。

(3) 意思決定プロセス

【輸出管理機関、意思決定機関】

連邦経済・輸出管理局（BAFA : Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle / Federal Office of Economics and Export Control）

ドイツの輸出管理を実施する政府機関であり、国連等による禁輸措置の実施、国際条約や国連決議等に応じた国内の貿易管理体制の整備等の役割を担っている。内部に技術部門を有しているため、技術的内容についてその部門が検証を実施する。また、国内企業の貿易管理に関する普及啓発のために、各種リーフレットの作成や、EU の新規加盟国に対する輸出管理セミナーの開催等も実施している。

最終仕向け地が EU や NATO および他の同等国（スイス、オーストラリア、ニュージーランド、日本）の場合は、通常 BAFA が他の政府機関の意見徴収を必要とせず独自に輸出許

可の意思決定をする権限を有している¹¹³。

なお、最終仕向け地が EU や NATO および他の同等国（スイス、オーストラリア、ニュージーランド、日本）以外の場合に、BAFA は以下の関連機関（連邦経済技術省、連邦外務省、連邦国防省）の指導を受け（個別に照会・調整）、それら全ての機関による許可判断が必要とされている。毎年の輸出許可申請全体の 10%程度がこうした他機関の判断対象となっている（ただし、連邦国防省の判断については実際は形式的なものが多く、装甲車両等特に国防省に関連がある輸出案件の場合に限り許可判断に積極的に関与しているようである¹¹⁴）。

連邦経済技術省（BMW: Bundesministerium fuer Wirtschaft und Technologie）

輸出許可にあたり、BAFA と政治的観点からの調整を実施する。経済技術省は KWKG に基づき武器の製造、販売、輸送そのものに関する輸出許可を行っており、武器管理の観点から意見を提示する役割を有するものと思われる（先述の通り、AWG/AWV に基づく輸出ライセンスが許可された場合、通常は KWKG による武器取り扱い許可も発行される）。

連邦外務省（AA: Auswärtiges Amt / Federal Ministry of Foreign Affairs）

輸出許可にあたり、BAFA と外交・安全保障的観点からの調整を実施する。

連邦国防省（BWVg: Bundesministerium der Verteidigung / Federal Ministry of Defence）

輸出許可にあたり、特に防衛技術の保護の観点からの調整を実施する。

その他、開発途上国に武器輸出を行う場合は、連邦経済協力・開発省（BMZ）に助言を求める（BMZ は許可判断の決定権等は有していない）。なお、BMZ は各国のデータベース（軍拡状況等のデータ）を整備しており、助言の際に利用している¹¹⁵。

上記の関連省庁の調整で結論がでなかった場合（政府レベルでの決定が必要と判断された場合）には、Chancellor（首相）が構成する安全保障委員会（Security Council）が判定を行う。同委員会の詳細を以下に示す。

ドイツ連邦安全保障委員会（Bundessicherheitsrat / Security Council）

Chancellor（首相）が統括する委員会であり、先述の関連機関による調整で輸出許可に関する結論がでなかった場合に、検討を行い、最終決定を下す役割を有する¹¹⁶。ドイツ憲法（基本法）の第 26 条 2 項（武器の製造、輸送、販売は政府の許可なく実施できない）に基づき、1955 年にはじめて連邦安全保障委員会の前身となる委員会が当時の内閣によって作られた（その後、冷戦期に対共産圏の輸出管理を主な目的として現在の形が形成された）。なお、連邦安全保障委員会は連邦政府に属するため、議会からの関与は基本的に必要とされない¹¹⁷。

¹¹³ Yann Aubin, Arnaud Idiart, “Export control law and regulations handbook: a practical guide to military and dual-use goods trade restrictions and compliance”, 2007, pp.170

¹¹⁴ BAFA への現地ヒアリング調査による（2013 年 11 月）

¹¹⁵ BICC への現地ヒアリング調査による（2013 年 11 月）

¹¹⁶ Yann Aubin, Arnaud Idiart, “Export control law and regulations handbook: a practical guide to military and dual-use goods trade restrictions and compliance”, 2007, pp.170

¹¹⁷ ただし、ドイツ連邦軍に関連する事項（例えば、海外へのドイツ連邦軍派遣等）については、ドイツ共和国憲法（基本法）において議会の許可が必要とされていることから、連邦安全保障委員会のみによる

連邦安全保障委員会の構成メンバは以下に示す9名である。協議内容は完全に非公開となっている。判定会議は、輸出許可判断が必要な場合に適宜開催され、年平均4～5回程度開催されている。

- ・ ドイツ連邦首相 (Chancellor)
- ・ 連邦首相府長官 (議決権はなし)
- ・ 連邦外相
- ・ 連邦国防相
- ・ 連邦財務相
- ・ 連邦内相
- ・ 連邦法相
- ・ 連邦経済相
- ・ 連邦経済協力・開発相

なお、必要に応じて以下のメンバがアドバイザーとして参加する。

- ・ 連邦軍の監察官

【意思決定過程】

全ての輸出許可申請は BAFA に対して行われることになっている。最終的な意思決定の主体は、以下に示すように仕向地や検討状況に応じて異なるものとなる。意思決定過程の詳細を以下に示す (図 1-14 参照)。

輸出先との交渉、契約段階 (輸出実施前)

輸出実施以前の輸出先との交渉や契約の段階における許可申請は、輸出管理対象となる技術的データの提供が活動の一部として行われたい限り、不要である。なお、この段階において企業は実際に契約締結後の輸出が承認されるかどうかについて、BAFA に確認、助言を求めることができる。

輸出管理機関 (BAFA) による決定

最終仕向地が EU や NATO および他の同等国 (スイス、オーストラリア、ニュージーランド、日本) の場合は、通常 BAFA が他の政府機関の意見徴収を必要とせず独自に輸出許可の意思決定をする権限を有している。なお、BAFA は内部に技術部門を保有しているため、技術的内容等についてはその部門が検証を行う。

輸出許可申請のあった製品については、ドイツの外交安全保障上問題ないかどうかを製品の全ての用途を考慮した上で実施し、輸出許可判断を行うこととなっている。また、許可判断の際には、輸出者の信頼性 (輸出規制の遵守体制、企業活動監視の内部組織の活動状況等) も判断の根拠の一つとなっている。

判断はできない。

関連省庁の調整による決定

最終仕向け地が「ホワイト国」(EU や NATO および他の同等国 (スイス、オーストラリア、ニュージーランド、日本)) 以外の場合に、BAFA は関連政府機関 (連邦経済技術省、連邦外務省、連邦国防省) の指導を受け (個別に照会・調整)、それら全ての機関による許可判断を受ける (1 機関でも輸出に合意しない場合は、不許可となる)。

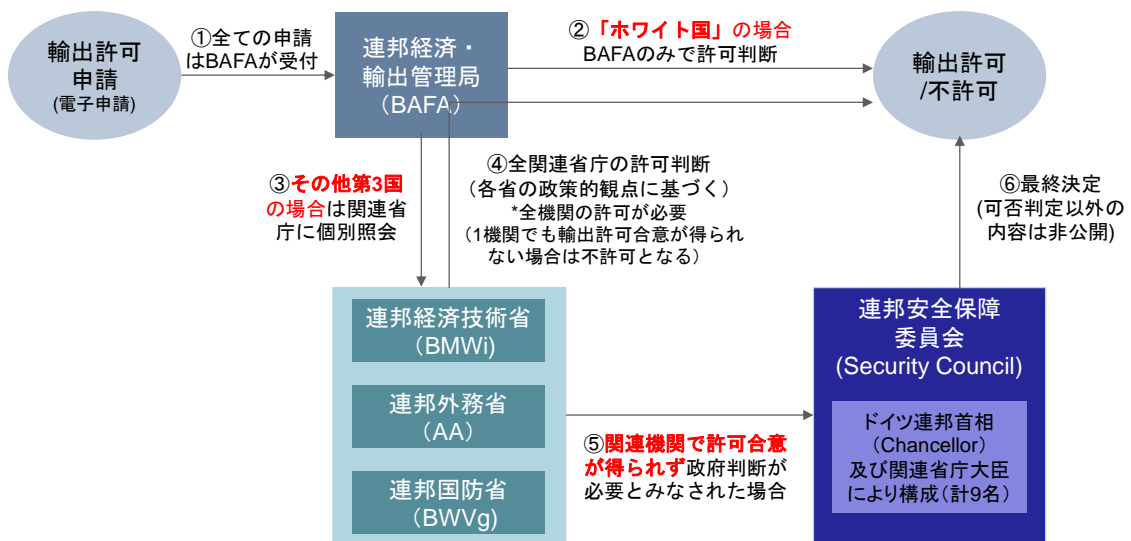
BAFA はその決定に従い、輸出許可あるいは不許可の決定を輸出者に対して通知する。

安全保障委員会による決定

関連省庁の調整で結論がでなかった場合 (政府による政治的判断が必要とされた場合) には、Chancellor (首相) が構成する安全保障委員会 (Security Council) が判定を行う。なお、この場に出された結論の理由等、可否判定以外の内容は公表されないため、安全保障委員会がどのような判断基準に基づき輸出可否の判定を行っているかを知ることはできない。これまでの判定事例から、許可判断の際には時の政権の政治・外交方針が考慮されていると推測されている¹¹⁸。

輸出不許可の場合の対応

ライセンス申請が拒否された場合は、輸出者は BAFA に対して一定期間結果の見直しについて主張する権利がある。また、BAFA がアピールに応じなかった場合は、輸出者は行政裁判所 (Verwaltungsgericht) に訴えることが可能となっている。



(BAFA 他より MRI 作成)

図 1-14 ドイツの武器輸出許可審査プロセス

¹¹⁸ Michael Wolfgang 教授 (ミュンスター大学) への現地ヒアリング調査 (2010 年 2 月) による

1.6.2 武器の定義

(1) 武器の定義

ドイツにおける武器の定義は、以下の通り兵器管理法 (KWKG) において示されており (武器=民生用途、あるいは医療、純粋/応用科学における産業研究で利用される全てを除くもの)、その付録である戦略兵器リスト (KWL) では KWKG によって規制対象となっている兵器の品目が示されている。KWL の PART A では核兵器、生物兵器および化学兵器、PART B ではその他の全兵器を対象として挙げている。

加えて、対外経済法 (AWG) を根拠法とする対外経済法施行令 (AWV) の輸出リスト (AL) の PART I にて兵器、弾薬および戦争物資 (Section A) を挙げており、輸出管理の対象となっている。

ただし、実際には KWKG の戦略兵器リスト (KWL) に記載されている兵器は全て、対外経済法施行令 (AWV) の輸出リスト (AL) PART I の Section A (兵器、弾薬および戦争物資) にて網羅されている。

“The definitions of weapons exclude all devices, parts, equipment, facilities, substances and organisms which serve civilian purposes or scientific, medical or industrial research in the fields of pure and applied science. The substances and organisms of numbers 3 and 5 are also excluded to the extent that they serve preventive, protective or documentation purposes.” (KWL PART A)

(2) 軍需品目リスト

ドイツの軍需品目リスト (KWL 及び AL) は、他の EU 加盟国と同様、WA ML に基づく EU 共通軍事品リストにほぼ対応している。

なお、2011 年 2 月の EU 共通軍事品リストの更新に伴い、Directive 2009/43/EC の改定が 2012 年 3 月に行われた (Directive 2012/10/EU)。これに伴い、EU 加盟各国の ML も更新されている。

1.6.3 輸出先/輸出品目

(1) 武器輸出先/輸出品目

ドイツの兵器輸出は、2003-2007 年から 2008-2012 年で、8%減少。この減少は、2000 年代になされた高額兵器取引の納品完了と一致する。

2008-2012 年のドイツの兵器輸出の 35%を欧州のその他の国々が占め、アジア・オセアニア (31%)、アメリカ (17%) と続く。

中東は 2008-2012 年のドイツ兵器輸出の 14%を占め、さらに高額の取引を交渉中である。サウジアラビアへ Leopard-2A7+戦車 (600-800 台)、Dingo-2 装甲車 (最大 100 台)、Boxer 装甲車 (数百台)、カタールへ Leopard-2A7+戦車 (最大 200 台) を輸出する可能性がある。2012 年は、こうした輸出の可能性が、アルジェリアとの取引合意とともに、ドイツの輸出

管理の規制レベルに関して長く続く国内の政治論争の中心となった。

EL Item	Description of Item	Number	Value (€ millions)
A 0001	Small firearms	5,433	222.3
A 0002	Large calibre weapons	367	83.6
A 0003	Ammunition	1,233	1,079.6
A 0004	Bombs, torpedoes, missiles	380	362.0
A 0005	Fire control systems	583	186.6
A 0006	Wheeled and tracked military vehicles	3,859	1,498.0
A 0007	Equipment for NBC defence, irritants	161	23.8
A 0008	Explosives and fuels	305	11.2
A 0009	Naval vessels	596	340.2
A 0010	Military aircraft / aircraft technology	1,069	399.9
A 0011	Military electronics	1,096	301.0
A 0013	Ballistic protection equipment	108	38.9
A 0014	Training and simulator equipment	116	245.7
A 0015	Infrared/thermal imaging equipment	228	54.6
A 0016	Semi-finished parts for the production of certain items of military equipment	566	114.0
A 0017	Miscellaneous equipment	392	230.4
A 0018	Manufacturing equipment for the production of military articles	680	61.9
A 0019	HF weapon system	2	1.4
A 0021	Military software	293	83.9
A 0022	Technology	741	75.5
Total		18,208	5,414.5

図 1-15 ドイツの輸出リスト (AL) 掲載品目毎の個別輸出許可発行数 (2011 年)
(出所 : BMWi)

Year	EU countries (€ millions)	NATO or NATO-equivalent countries (without EU countries) (€ millions)	Third countries (€ millions)	Individual export licences Total (€ millions)	Collective licences Total (€ millions)
2002	1,363.5	1,149.5	744.6	3,257.6	2,550.6
2003	1,892.0	1,359.2	1,613.0	4,864.2	1,328.0
2004	1,915.8	810.7	1,080.2	3,806.7	2,437.1
2005	1,440.3	1,120.0	1,655.5	4,215.8	2,032.8
2006	1,863.3	1,174.4	1,151.3	4,189	3,496.2
2007	1,297	1,141	1,230	3,668	5,053
2008	1,839	809	3,141	5,788	2,546
2009	1,445	1,106	2,492	5,043	1,996
2010	2,315	1,056	1,383	4,754	737
2011	1,954	1,162	2,298	5,414	5,381

図 1-16 仕向地別の個別輸出許可発行数推移 (2002 年～2011 年)
(出所 : BMWi)

Country	Licences Total	EL Item	Value	Designation	Unit
Afghanistan	2	0001A-02	11,040	Rifles with war weapons list number (foreign embassy)	8
			2,160	Requisite components (foreign embassy)	80
Argentina	3	0001A-05	302,600	Submachine guns	175
			61,750	Requisite components	765
Bahrain	1	0001A-02	18,000	Parts for rifles with war weapons list number	100
Brazil	15	0001A-02	13,582	Rifles with war weapons list number	10
			3,692	Requisite components;	81
		0001A-05	3,886	Submachine guns	4
			312	Requisite components;	11
0001A-06	5,617	Machine guns	1		
	554	Requisite components	3		
Brunei	1	0001A-05	28,000	Components for submachine guns	800
Côte d'Ivoire	2	0001A-02	13,601	Parts for rifles with war weapons list number [UN mission];	101
		0001A-05	2,406	Components for submachine guns [UN mission]	25
India	6	0001A-02	25,344	Rifles with war weapons list number	4
			6,172	Requisite components;	84
		0001A-05	69,174	Submachine guns	48
			6,612	Requisite components	50
Indonesia	11	0001A-02	210,650	Rifles with war weapons list number	112
			6,185	Requisite components;	410
		0001A-05	439,750	Submachine guns	242
			23,724	Requisite components	952
Iraq	8	0001A-06	2,791,120	Machine guns	8
			694,188	Requisite components	32
Korea, Republic	4	0001A-05	23,320	Submachine guns	22
			2,071	Requisite components	92
Kosovo	4	0001A-02	972,000	Rifles with war weapons list number	900
			53,100	Requisite components;	900
		0001A-05	5,700	Submachine guns	5
			3,435	Requisite components	20
Lebanon	10	0001A-02	21,522	Rifles with war weapons list number [UN mission]	12
			6,422	Requisite components [UN mission];	120
		0001A-05	3,040	Submachine guns [UN mission]	2
			564	Requisite components [UN mission]	6
Malaysia	8	0001A-02	15,482	Rifles with war weapons list number	4
			8,549	Requisite components;	743
		0001A-05	5,220	Submachine guns	2
			42,475	Requisite components	1,930
Oman	4	0001A-02	68,741	Rifles with war weapons list number	48
		0001A-06	64,005	Machine guns	10
		1,500	Requisite components	5	
Philippines	8	0001A-02	289,050	Rifles with war weapons list number	196
			60,415	Requisite components;	1,729
		0001A-05	51,750	Submachine guns	25

Country	Licences Total	EL Item	Value	Designation	Unit
Saudi Arabia	38	0001A-02	6,822,096	Rifles with war weapons list number	4,259
			908,835	Requisite components;	11,578
		0001A-05	1,520,417	Submachine guns	1,233
			93,028	Requisite components;	21,235
		0001A-06	7,120	Components for machine guns	8
Serbia	4	0001A-02	9,060	Components for rifles with war weapons list number	120
		0001A-05	59,950	Submachine guns	50
			6,400	Requisite components	200
Singapore	21	0001A-02	818,540	Rifles with war weapons list number	595
			860,660	Requisite components;	10,420
		0001A-05	90,020	Submachine guns	68
			15,814	Requisite components	160
South Africa	1	0001A-06	2,832	Components for machine guns	600
Uganda	1	0001A-02	4,140	Parts for rifles with war weapons list number [UN mission]	108
UAE	3	0001A-02	17,660	Rifles with war weapons list number	16
			10,140	Requisite components;	184
		0001A-05	33,810	Components for submachine guns	2,767
Hong Kong	8	0001A-05	161,105	Submachine guns	106
			33,630	Components for submachine guns	319
St. Helena	1	0001A-02	3,300	Rifles with war weapons list number [police]	4
			1,042	Requisite components [police]	20
Taiwan	1	0001A-05	479	Components for submachine guns	33
Total	165		17,918,558		

図 1-17 ドイツによる「第3国」向けの個別輸出許可発行数内訳

(出所：BMW)

(2) 優遇国・制度等

【国毎の輸出管理制度】

ドイツ国内から武器等の移送（EU 域内）および輸出（EU 域外）を行う際に適用される規制等は、輸出品の種類と用途、仕向地によって異なる。以下に示すように、ドイツにおいても他の先進国と同様、国際的輸出管理の枠組みに対応したリスト規制やキャッチオール規制を実施している一方、貿易連合である EU の加盟国や他の西側諸国に対する移送・輸出の簡素化や、防衛協力関係に応じた規制緩和措置を講じている。

なお、規制対象となる軍需品とデュアルユース品の区別は EU 規則および国際輸出管理レジームに従ったものとなっている。ここでは、その内、武器及びその他軍需品（規制リスト掲載）について整理する。

通常兵器および他の軍需品については AWV の輸出リスト（AL）および兵器管理法（KWKG）に基づく規制が存在し、輸出ライセンスが必要である。一方、EU 域内ではこれら通常兵器および他の軍需品の輸出を簡素化する制度が設けられている。

AWG/AWV 輸出リスト（AL）PART I, Section A、KWKG

通常兵器および他の軍需品については、先述のとおり、EU 全体の規範である EU 共通軍事リスト（Common List of the European Union）に対応した対外経済法（AWG）および対外経済法施行令（AWV）の輸出リスト（AL）PART I の Section A（兵器、弾薬および戦争物資）に掲載されている品目について、輸出者は輸出許可申請を行う必要がある。

ただし、以降に示すように EU 域内では通常兵器および他の軍需品の輸出を簡素化する制度が設けられており（Directive 2009/43/EC）、それに対応する形でドイツでは 2011 年 8 月に General Licence No.27（Certified recipients：加盟国内で、定められた一定の基準に基づき、その国の輸出管理機関（competent authority）が信頼に耐えうる受領者に対して発行するもの）を導入している。

また、輸出者はドイツ憲法に基づく KWKG に対応した兵器取り扱い（製造、輸送、販売）に関するライセンス申請を別途経済技術省（BMWV）に対して行う必要がある。

その他、他国への輸出ライセンス許可判断については、後述の通り UN や EU の制裁、禁輸措置等に対応している。

表 1-22 ドイツからの武器等の移送・輸出において適用される主要な規制等範囲

輸出品\仕向地	EU域内	EU域外の特定西側諸国	その他国
武器および その他軍需品 (規制リスト掲載)	FA/LoI(6カ国)		禁輸措置・子口関係者への 物資等提供禁止
	Directive 2009/43 EC (General Licence No.27)		
	AWG/AWV (AL PART I, Section A) = EU共通軍事リスト		
		KWKG (KWL)	

四角枠:規制 丸枠:規制緩和
(EC, BAFA他よりMRI作成)

(EC, BAFA 他より MRI 作成)

Directive 2009/43/EC、Framework Agreement (FA/LoI)

加盟国が個別に定めている防衛関連製品に関する輸出規制制度を EU 全体として統一・簡略化し、域内における防衛関連製品の流通の円滑化をはかることで、各国の防衛産業間の協力を促進するとともに、欧州全体として防衛産業の国際競争力を向上させることを目的とした、EU 域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関する EU 指令(Directive 2009/43/EC)により、加盟国共通のライセンス制度が提案されている（詳細については EU の章を参照）。

その他、欧州防衛産業の再構築推進方策に関する枠組み合意（FA: Framework Agreement/LoI）を結んでいる EU の 6 カ国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国）間の軍事プロジェクトにおいては、簡素なライセンス形態（Global Project Licence）の適用が提案され、ドイツ国内でも採用されている。

禁輸措置

ある特定の国については、国連等の国際的な規制の枠組みに従って輸出、輸入、また迂回輸出に関して規制がなされている。国によって、完全禁輸措置（Total Embargoes）/部分的禁輸措置（Partial Embargoes）/武器禁輸措置（Arms Embargoes）の区分が存在する。

完全禁輸措置（Total Embargoes）

人道的な措置等を除いて全ての貿易等を禁止するものである。現在¹¹⁹のところ対象国は設定されていない。

部分的禁輸措置（Partial Embargoes）

特定の経済活動や行為に対して適用される禁輸措置である。対象国¹²⁰は以下の通りである。

¹¹⁹ 2013 年 9 月時点

¹²⁰ 2013 年 9 月時点

- ・ ベラルーシ
- ・ コートジボワール
- ・ コンゴ共和国
- ・ イラン
- ・ イラク
- ・ レバノン
- ・ リベリア
- ・ モルドバ（渡航規制）
- ・ ミャンマー（ビルマ）
- ・ 北朝鮮
- ・ セルビア・モンテネグロ
- ・ シエラレオネ
- ・ ソマリア
- ・ スーダン
- ・ ウズベキスタン
- ・ ジンバブエ

武器禁輸措置 (Arms Embargoes)

対外経済法施行令 (AWV) の輸出リスト (AL) PART I にて規制されている武器の輸出や関連する技術支援等全てについて禁止する措置である。対象国¹²¹は以下の通りである。

- ・ アルメニア
- ・ アゼルバイジャン
- ・ ボスニア＝ヘルツェゴビナ
- ・ 中国
- ・ コンゴ共和国
- ・ イラク
- ・ コートジボワール
- ・ レバノン
- ・ リベリア
- ・ ミャンマー（ビルマ）
- ・ 北朝鮮
- ・ ルワンダ（解除を検討中）
- ・ シエラレオネ
- ・ ソマリア
- ・ スーダン
- ・ シリア

¹²¹ 2013年9月時点

- ・ ウズベキスタン
- ・ ジンバブエ

テロリズムの撲滅

近年の国際的なテロリズムへの対応状況に応じ、ドイツも EU の規制 (Regulation (ED) No. 2580/2001 of 27.12.2001 等) 等に従い国内においてテロリズム対応の輸出規制強化に取り組んでいる。仕向け国に関わらず、リストにて規制対象となっているテロ関係者、関係企業等に対するあらゆる物資、資源、金銭等の提供が禁じられているが、一方で、最終的な受領者のチェック体制は必ずしも十分ではないと考えられている。

なお、これら規制対象となる企業等のリストについては、BAFA が発行するハンドブック (HADDEX) においても整理されている。

【輸出品目毎のライセンス形態】

以下の種類の輸出ライセンスが存在し、輸出品目の内容に応じて適用するライセンスが異なる。

Individual Export Licence/Maximum Amount Licence

個別の注文毎に申請した品目のみを申請した仕向地に輸出することが可能。決められた量に対して許可する形態もある。

Collective Export Licence (SAG)

複数品目を複数の対象に輸出可能な包括ライセンス形態である。

General Licence

特定の品目の特定の利用者に対する輸出を、一度申請が認められれば輸出者はそのライセンスの利用者として登録され、輸出の都度報告する必要のないライセンス形態である (最初の移送・輸出の際は、事前あるいは使用後 30 日以内に BAFA にライセンスの使用を通知する必要がある¹²²)。General Licence は特定の仕向地や特定の品目、特定の活動のみに認められており、ドイツにおいては現在のところ以下の種類の General Licence が存在する。

- ・ Community General Export Authorisation (CGEO) EU No.001 : EC REG 428/2009 ANNEX II Part 2 で規定されている特定の機微品目以外の全てのデュアルユース品が対象。本ライセンス発行の対象となるのは、仕向け国が同規則の ANNEX II Part 3 で定める特定の西側諸国 (オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカ合衆国) の場合のみである
- ・ General Licence No.9 : グラファイト (AL 0C004 にて定義)
- ・ General Licence No.10 : コンピュータおよび関連機器
- ・ General Licence No.12 : 特定の価値上限 (WGG) を超えない範囲でのデュアルユース品 (EC REG 428/2009 ANNEX I 掲載品) の輸出。€5000 を超えない範囲で有効。

¹²² General Licence No.18 を除く

- ・ General Licence No.13 : EC REG の Article 3 で定義されている例外的規制実施品目¹²³
- ・ General Licence No.16 : 情報通信セキュリティ関連の品目
- ・ General Licence No.18 : 痕跡抑制 (Signature Suppression) の特性を有する衣料品および機器 (AL Part I Section A 0017h) の移送・輸送
- ・ General Licence No.19 : 水陸両用車両 (AL Part I Section A 0006b) の移送・輸出
- ・ General Licence No.20 : 取引・仲介活動
- ・ General Licence No.21 : 防護および汚染除去機器および特定物質検出のためのバイオリマー (AL 007f~007h、0013) 移送・輸出
- ・ General Licence No.22 : AL Part I Section A 0008 掲載の爆発物の移送・輸出
- ・ General Licence No.23 : AL Part I Section A 掲載品の再輸出許可
- ・ General Licence No.27(Certified recipients)¹²⁴ : EU 加盟国内での移送の簡素化を目的として、定められた一定の基準に基づき、その国の輸出管理機関 (competent authority) が信頼に耐えうる受領者に対して発行。

なお、General Licence が既に認められている場合、該当する品目について上記の Individual Export Licence を発行することはできない。

Global Project License

複数の国の複数の品目を扱う特性を持つ軍需品目のプロジェクトに応じたライセンスの形態である。一つの軍事プロジェクト単位で関連する輸出全てに対して一括でライセンスが認められ、プロジェクトが終了するまで有効である。

このライセンス形態の根拠となっているのは、上述の 6 カ国による防衛産業再構築推進の協力に関する枠組み合意 (FA) である。なお、政府間の防衛協力プロジェクトだけでなく、産業界同士のプロジェクトでも適用される¹²⁵。

1.6.4 主な輸出案件

SIPRI によれば、ドイツの兵器輸出は、2003-2007 年から 2008-2012 年で、8%減少しており、この減少は、2000 年代になされた高額兵器取引の納品完了と一致している。2008-2012 年のドイツの兵器輸出の 35%を欧州のその他の国々が占め、アジア・オセアニア (31%)、アメリカ (17%) と続く。中東は 2008-2012 年のドイツ兵器輸出の 14%を占める、今後、さらに高額の取引が交渉中である (図 1-18)。

¹²³ 例えば、EC REG 428/2009 ANNEX I に掲載されていない品目であっても人権侵害問題等を考慮して輸出許可を要求した場合等が該当する

¹²⁴ 2011 年 8 月に、Directive 2009/43/EC に対応して導入

¹²⁵ FA の合意に従い、各国の連携推進のため英国等他の FA 参加国においても同様の GPL が設けられている

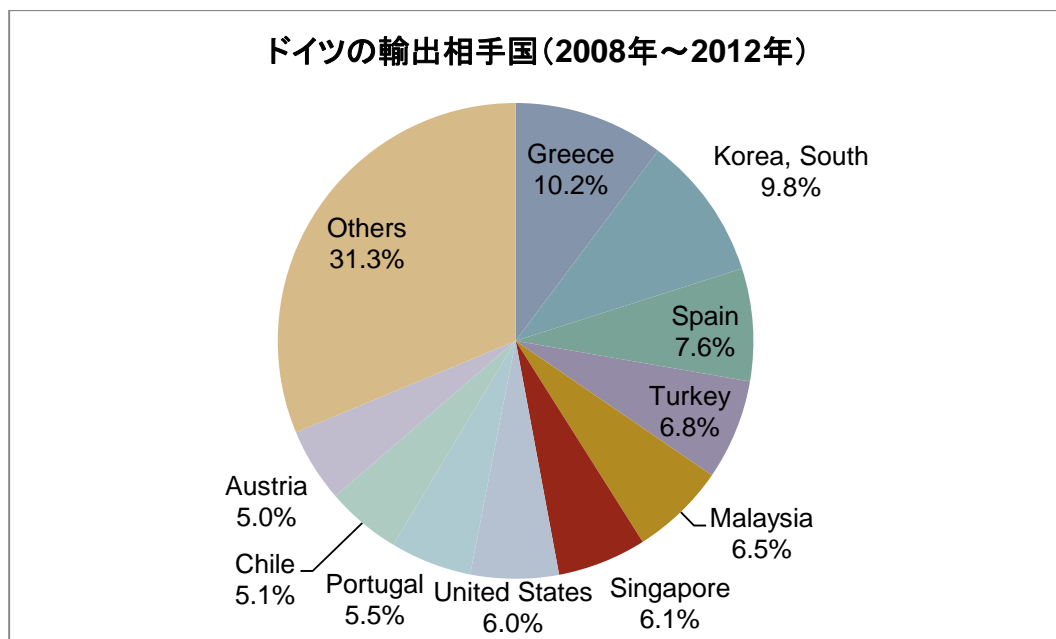


図 1-18 ドイツの輸出相手国 (2008 年～2012 年)
(出所：SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 31 July 2013)

表 1-23 には、輸出量の多いギリシャ、韓国、スペイン向けの近年の主な輸出事例を示す。いくつかの完成品があるが、その多くはディーゼルエンジンであることが特徴的である。

表 1-23 近年の主な輸出事例 (ドイツ)

受領国	オーダー数	兵器名称	兵器の概要	ライセンス年	納入年	納入数	取引額
ギリシャ	1	Type-209/1200	潜水艦	2002			
	8	MTU-595	ディーゼルエンジン	2003	2010	4	
	(70)	RIM-116A RAM	SAM	(2003)	2010	(35)	
	223	M-109A5 155mm	Self-propelled gun	(2008)	2010	223	10 百万ユーロ
	8	MTU-595	ディーゼルエンジン	(2008)			
韓国	(1306)	MTU-881	ディーゼルエンジン	(1998)	1999-2012	(685)	
	(18)	MTU-1163	ディーゼルエンジン	(2005)	2008-2012	(14)	
	(400)	MIM-104A Patriot	SAM	(2007)	2008-2012	(400)	
	(8)	Patriot	SAM システム	(2007)	2008-2009	(8)	370-494 百万ドル
	100	MTU-883	ディーゼルエンジン	2012			
スペイン	(190)	MTU-183	ディーゼルエンジン	2003	2009-2012	(155)	
	2	MAN-3240	ディーゼルエンジン	2004	2010	2	
	12	MTU-396	ディーゼルエンジン	(2004)			

		ジン				
40	DM-2A4 Seehecht	AS/ASW torpedo	2005			76 百万ユー ロ
43	Taurus KEPD-350	ASM	2005	2007-20 10	43	57 百万ユー ロ
(21)	MTU-183	Diesel engine	2007	2010-20 12	(16)	
2	EC-135/EC-635	軽量ヘリコプタ	(2008)	2008	(2)	
4	Lance MTS	IFV turret	(2009)	2011-201 2	(4)	

※カッコ内の数値は推定値。

(出所: SIPRI データベースより作成。 http://armstrade.sipri.org/armstrade/page/trade_register.php)

以下、ドイツにおける特徴的な輸出案件として、対中東の輸出動向を取り上げる。また、連邦安全保障委員会における輸出可否判断事例を取り上げることで、ドイツにおける武器輸出の意思決定の特徴把握を試みる。

- ・ サウジアラビアの国境付近で用いられる UAV の輸出が連邦安全保障委員会の判断で許可されなかった事例が存在する。この事例の場合は、輸出によりイスラエル側に与える影響が考慮されたと考えられている。ドイツは、その歴史的背景（第二次世界大戦におけるホロコーストに基づく外交的配慮）から、イスラエルに影響を与えうる輸出に関しては規制が強い傾向にあるといわれている¹²⁶。一方で、対中東の兵器輸出は 2008-2012 年のドイツ兵器輸出の 14%を占めており、一見その姿勢に反するようにも見える。実際は、地域の盟主であるサウジアラビアや UAE の治安維持能力の向上により中東情勢安定化に寄与し、結果としてイスラエル国家の存続に貢献するという観点から両国への輸出が正当化されており、外交政策的配慮と商業的利益の追求を巧みに使い分けている事例として、ドイツ国内でも長年政策的議論の的となっている¹²⁷。
- ・ 中国への核再処理工場輸出に関して、連邦安全保障委員会が事実上拒否の判断を下している事例が存在する。その当時は緑の党政権であり、フィッシャー首相が本事例に対し反対姿勢であったことが影響していると考えられている。依然として政府としての合意、回答が得られていないため、事実上輸出は拒否された事例である。この様に、ドイツの輸出許可は最終的には時の政権の方針に左右される等流動的な部分があると言える。

1.6.5 武器輸出政策が防衛産業及び国際社会に与えた影響

ドイツの武器輸出政策が防衛産業や国際社会に与えた影響について、特徴的な事例を整理する¹²⁸。地域安全保障への貢献という観点からは、以下の考え方が特徴的である。

- ・ ドイツでは、武器輸出により相手国の防衛力が向上し、地域の安定性向上に寄与し、ま

¹²⁶ Michael Wolfgang 教授（ミュンスター大学）への現地ヒアリング調査（2010年2月）による

¹²⁷ フランクフルト平和研究所（PRIF）Bernard Moltmann 博士へのヒアリング結果による（2013年11月）

¹²⁸ 現地ヒアリング調査（2013年11月）で得られた結果等による

た、ドイツとしても人員を送ることなく安全を確保した状態で地域安全保障に貢献できるという考え方がある。ドイツではその考え方にに基づき、ドイツの大手軍需企業であるラインメタル(Rheinmetall)社によるカタール等への戦車等の輸出を許可してきた。2013年5月にも同社によるインドネシアへの Leopard 2 戦車等の輸出がドイツの安全保障委員会 (Security Council) によって許可されたが、インドネシアにおける人権侵害等の問題から議会内や世論による批判も受けている (安全保障委員会の決定であるため、輸出許可決定に至る資料等詳細は公表されていない)¹²⁹。

また、欧州域内での共同開発・共同調達を促進しており、手続き負荷の軽減や開発促進・コスト削減という観点からその利点が防衛産業にとっては大きい一方、その政策による課題 (技術流出管理の方法等) も指摘されている。

- ・ ドイツでは、例えばユーロファイターの開発では部品提供で20%のみを担当しており、組み立ては英国で行われその後の管理 (技術移転の管理など) が不可能となっている。

その他、開発途上国への輸出による、技術流出等の問題も指摘されている。

- ・ ドイツから韓国に潜水艦を輸出した後、契約上の問題もあったと考えられるが技術が流出し、同じ設計の潜水艦が韓国からインドネシアに輸出された事例がある¹³⁰ (ドイツ企業にとっては損失)。

¹²⁹ フランクフルト平和研究所 (PRIF) Bernard Moltmann 博士へのヒアリング結果 (2013年11月)、
<http://www.spiegel.de/international/germany/german-government-approves-export-of-tanks-to-indonesia-a-898698.html> 等

¹³⁰ <http://www.dephan.go.id/kemhan/?pg=1>

1.7 スウェーデン

1.7.1 政策内容

(1) 武器輸出に関する方針

スウェーデン政府は、欧州連合及び国際的な貿易管理の枠組みを通じて、大量破壊兵器の不拡散及び通常兵器の適切な管理に向けた取り組みを行っている。

スウェーデンは冷戦時、自国の中立政策を維持するため外国からの軍事装備品の調達を最小限に抑え、自国の軍事産業を育成することを重要な国家安全保障戦略として位置づけてきたが、冷戦終結後、国際情勢の変容に合わせて自国の外交安全保障政策を見直し、現在ではEU内外の友好国（like-minded country）との連携による安全保障の推進を重視している。友好国との連携には、軍事装備品の供給を含む軍事レベルでの連携も含まれており、スウェーデンは軍事同盟を持たない代わりに他国との協力体制の強化を重要な防衛政策のひとつと位置づけている。こうした政策により、スウェーデンの武器輸出貿易の売上高は国の大きさにしては大きい。一人当たりの武器輸出額に換算すると、スウェーデンは2011年世界1位（国全体の売上高は139億kr¹³¹（2085億円）で過去最高額）、2012年も世界3位である。なお、スウェーデンにおける防衛産業の代表的な企業としてはSaabがあり、防衛産業の総売り上げの圧倒的なシェアを占めている¹³²

スウェーデン政府の武器の輸出方針に関する最近の動向として、特に欧州連合の方針との統一化が目立っている。スウェーデン政府自国の努力だけでは強力な軍を維持できないという立場を有しており、武器や技術の輸出、軍事産業の国境を越える協力で強い軍事産業の維持と軍事技術の進歩を担保する意図がうかがえる。2009年にできた「EU域内における武器関連製品の移転の条件簡素化に関するEU指令」にスウェーデンは参加しており、2012年6月に国内法令化している。また、武器貿易条約（ATT）に賛同の姿勢を示している等、国際枠組みに協調的である面も確認できる。

一方で、スウェーデン製の武器がシリア紛争等で用いられていたこと、あるいは非民主国家への輸出報道等（防衛大臣によるサウジアラビアへの武器工場建設の裏取引等の事例等）が相次いだことから、武器輸出管理を見直す動きが出てきている。例えば、2012年にスウェーデン議会内に、非民主国家に対する武器輸出規制強化法案を執筆するための委員会（Krigsmaterielexportöversynskommitten: KEX）が立ち上げられている。

(2) 武器輸出管理に関する方針

スウェーデンの武器輸出管理に関する基本方針は、同国の武器の整備、開発、輸出管理等の基本方針を定める「軍事装備品法」（Military Equipment Act (1992:1300)）にて、以下の通り明記されている。

- ・ 当該行為（軍事装備品の輸出等）が、スウェーデンの国家安全保障上望ましいもので

¹³¹ 1 スウェーデンクローネ（kr）=15円で換算（2013年9月時点）。

¹³² Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products (2012/13:114), p. 52.

あること

- ・ 当該行為（軍事装備品の輸出等）が、スウェーデンの外交政策の原則及び目的に反しないこと

武器の輸出許可の審査は、原則としてスウェーデン戦略製品査察庁(Swedish Inspectorate of Strategic Products: ISP)が行う。また、軍事装備品法に基づく「軍事装備品令」(Military Equipment Ordinance(1992:1303))では、軍事装備品を、戦闘用の破壊能力を持つ軍事装備品(Military Equipment for Combat Purpose: MEC)と、その他、直接破壊的行為を持たない軍事装備品(MECの部品等を含む)(Other Military Equipment: OME)に分類し、それぞれについて輸出が禁止される条件を示している。MECについては、以下の国に対する輸出にはライセンスが発行されない¹³³。なお、OMEについても輸出が禁止される条件は概ね同様であるが、MECと異なり武力衝突に繋がりうる国際紛争を抱えている国であることはOME輸出禁止の条件となっていない。

- ・ 他国と武力衝突している国（宣戦布告の有無に係らず）
- ・ 他国との間で武力衝突に繋がりうる国際紛争を抱えている国
- ・ 国内において武力紛争が発生している国
- ・ 幅広くかつ深刻な人権侵害が発生している国

また、スウェーデン政府は、2008年2月に採用されたEUの「軍事技術および装備品輸出管理体制共通規則を規定する共通姿勢(Council Common Position 2008/944/CFSP)」に沿って、輸出相手国の評価を行っている。輸出相手国の評価には以下の基準が用いられている。

- ・ 輸出相手国の状況（人権保護の状況、武力衝突の危険性の有無、第3国への再輸出のリスク、輸出相手国の持続可能な発展を阻害する可能性等）
- ・ 輸出相手国が置かれている地域の状況（地域の安定性、輸出した武器が地域紛争に使用されるリスクの有無等）
- ・ 輸出国（スウェーデン）と輸出相手国の国際関係（武器輸出禁止に係る国際的な取組に反していないか、輸出相手国の国際的な位置づけ（テロとの関係、輸出相手国が持つ同盟関係等）等）

加えて、スウェーデン政府は軍事装備品法に基づき、軍事装備品の輸出等に関する細則を定めた「スウェーデン政府による軍事装備品の輸出に関するガイドライン」(Swedish Guidelines on Exports of Military Equipment and Other Cooperation with Foreign Partners)¹³⁴を作成しており、この中で武器輸出許可の基準等も示している。本ガイドラインでは、輸出を行う際は個別の事案を詳細に検討し、輸出相手国の人権状況について考慮しなければならない

¹³³ 北欧諸国、歴史的に中立な欧州諸国、「6ヶ国イニシアティブ」の参加国及びアメリカについては、武器輸出を含む軍事上の協力体制がスウェーデン政府の外交安全保障政策と合致しているとの観点から、武器輸出についても問題はないと考えられている。

¹³⁴ Annual Government Communication report on Sweden's export control policy and exports of military equipment and dual-use products 2008-2009, Annex 5
http://www.isp.se/documents/_English/Publications/GC/ISP_GovCom2008.pdf

と定めている他、輸出相手国において他国と武力衝突が発生、又は国内で武力紛争が発生した場合、スウェーデン政府は当該国向け輸出許可の撤回を行なうことが可能と書かれている。

さらに、輸出相手国について以下の条件のうち一つでも該当する場合、武器輸出許可は行われなかったこととされている（これらの条件は、「絶対障壁 (Absolute/Unconditional Obstacle)」と呼ばれている）。

- ・ 安保理決議において武器輸出が禁じられている場合
- ・ スウェーデンが従うべき国際合意において武器輸出が禁じられている場合
- ・ 国際法において、戦時の中立国に課せられた禁輸義務に該当する場合

また、非民主国家への輸出増加などを背景に、2007年にスウェーデン政府は武器輸出の透明性と説明責任を一層強化するため、以下の管理方針を示している¹³⁵。

- ・ 銃の輸出に関する情報を公表する
- ・ 移動式高射砲の輸出に関するさらなる規制と公開を行う
- ・ 他国顧客とのリース契約についての情報を公開する（リース契約は正式に売買を含まないので、統計に反映されない）
- ・ 製造権移転や共同開発を行っている会社は協力の実態について年次報告義務を課す
- ・ デュアルユース品についてより詳しい規定を設け、統計を充実させる

(3) 武器輸出の法的枠組み

1) 「軍事装備品法 (Military Equipment Act (1992:1300)) 及び「軍事装備品令 (Military Equipment Ordinance(1992:1303))」

「軍事装備品法」及び「軍事装備品令」は、スウェーデンの武器の輸出の規制を定めている。この法は、旧来の「軍事装備品の製造管理等に関する法律」(Control of the Manufacture of Military Equipment etc. Act (1983:1034))、「軍事装備品の輸出規制等に関する法律」(Prohibition of Exports of Military Equipment etc. Act (1988:558)) 及び関連法令に代わり、1993年1月1日に施行された。同法には、武器輸出や協力に関する規定のほかに、スウェーデン国内の軍事装備品の製造及び軍事訓練の提供、武器開発についての規定もある。これらの行為を行うにあたり、許可を得ず行うことは禁止されている。また、企業の製造や輸出に関する詳細情報を記録する義務も明記されている。

「軍事装備品法」によると、スウェーデン戦略製品査察庁 (Swedish Inspectorate of Strategic Products: ISP) が輸出管理を行うと明記されている一方、政府はその権限を無視することができることも書かれている¹³⁶。

「軍事装備品令」には、武器所有に関する規定などが定められており、武器の輸出にあたっての軍需品目リストも同令に収まっている。スウェーデンの軍需品目リストは2011年に

¹³⁵ スウェーデン政府ウェブサイト <http://www.regeringen.se/sb/d/8652/a/79733>

¹³⁶ 「軍事装備品法」第4条

EU のリストに完全に同化された¹³⁷。

2) 「ISP の管轄令」(Ordinance for Instruction of Swedish Agency of Non-proliferation and Export Controls (ISP)(2010 : 1101))

2010 年に施行された同法は、ISP の管轄と責任を明記している。

- ①スウェーデンが EU や国際的な輸出規制機関に提供する軍事装備品、デュアルユースの物、技術について報告する義務を負う
- ②EU との情報交換を行い、Council Common Position に基づいて欧州連合の武器輸出に関する共通ルールの実現に向けてコンサルティングを行う
- ③それ以外の EU 内の合意の遂行をする
- ④武器の輸出管理に関係する国際的合意の枠内で二国間・多国間の協力に、必要であるだけ参加する

(4) 意思決定プロセスとライセンス発行の手続き

ここでは、貿易管理に関する意思決定機関、法執行機関、輸出管理機関について整理する。

1) 貿易管理実施機関の概要

スウェーデンにおいて貿易管理を行っているのは主にスウェーデン戦略製品査察庁 (Swedish Inspectorate of Strategic Products: ISP) である。ISP は外務省軍縮不拡散局 UD-NIS(Department for Disarmament and Non-Proliferation, Ministry for Foreign Affairs)の管轄下に置かれており、外務省の庁である。

貿易管理とは異なり、貿易促進を行う武器輸出局(Försvarsexportmyndigheten: FXM)という機関もある。同局は防衛省に属している。

¹³⁷ 「軍事装備品令」付録 1

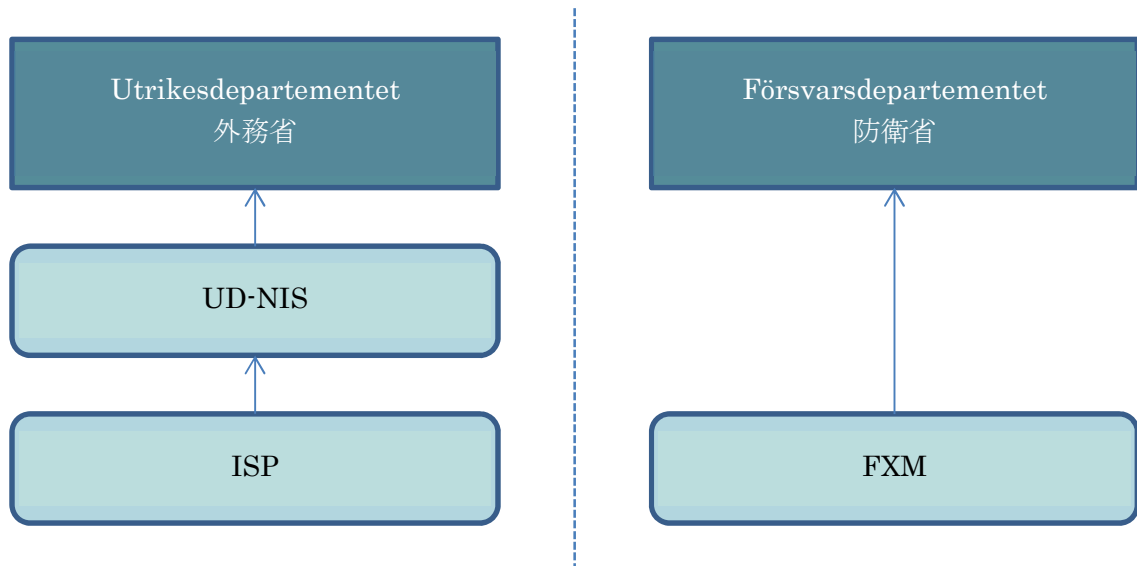


図 1-19 ISP と FXM の位置づけ

UD-NIS は欧州連合の軍縮（CODUN）、不拡散（CONOP）、武器の輸出管理（COARM）、デュアルユース商品（WPDU）のワーキンググループに参加している。

2) 意思決定のプロセス

軍事装備品・デュアルユース品ともに、輸出ライセンスの審査及び交付手続きは ISP が行っている。

ISP は軍事装備品法及びスウェーデン政府による軍事装備品の輸出に関するガイドラインを解釈・適用して輸出ライセンスを発行するが、その解釈に関する諮問機関として、輸出管理審議会(Export Control Council : ECC)があり、ISP の長官が議長を務め、与野党の国会議員で構成されているほか、外務相及び防衛相も会合に参加している。同審議会の目的は一貫性のある解釈を担保することであり、装備品の輸出に関する決定権限はない¹³⁸。また、その他の ISP を支援する機関として、技術・科学審議会(Technical and Scientific Council: TVR)や国防研究局(Swedish Defense Research Agency: FOI)、国防電波局(Swedish Defense Radio Center: FRA)、共同理事会(Strategic Cooperation Council: SCC)¹³⁹等がある。

ISP のライセンス発行手続きと意思決定のプロセスについて下図で示す。

¹³⁸ ISP ウェブサイト(<http://www.isp.se/sa/node.asp?node=1056>)

¹³⁹ SCC は核兵器拡散対策の機関であり、FRA、FOI、防衛相などの人が参加している。

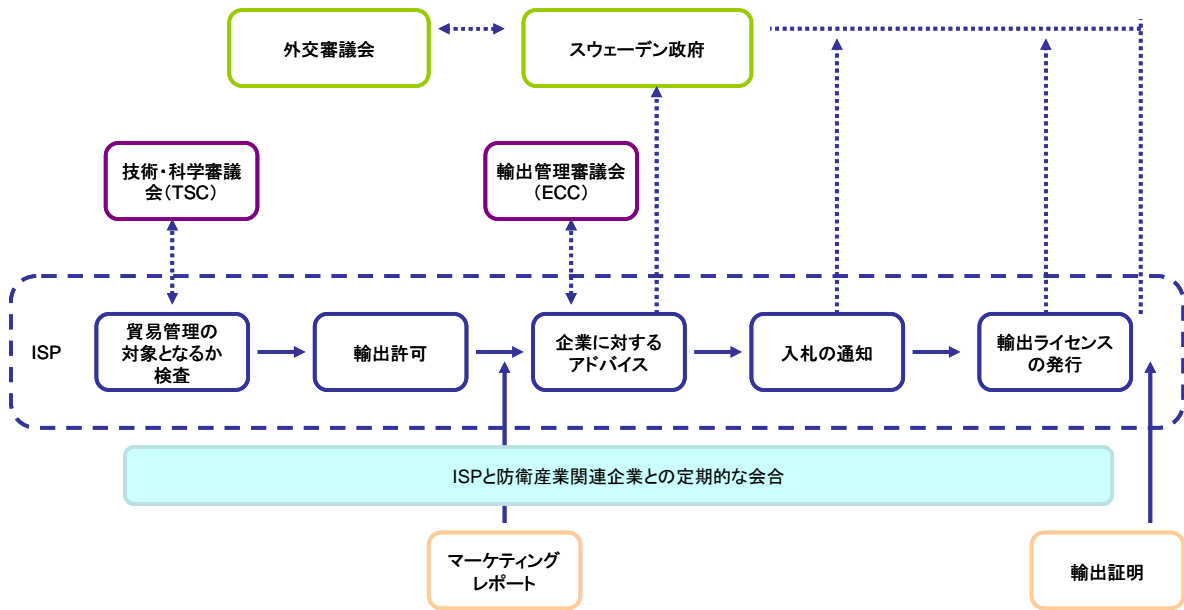


図 1-20 輸出ライセンス発行までのプロセス¹⁴⁰

3) 武器輸出局 (FXM)

FXM は 2010 年 8 月に設立された。FXM の役割は、スウェーデンの武器輸出を促進することにある。武器輸出のほか、非戦争的な目標の軍事的技術の輸出の促進も目指している。それは、戦争においてのみならず、民間でも軍事技術を使用しないかぎり、企業に利益はもたらされにくいからである。

この新しい行政機関の設立の背景には、政府内の武器輸出の促進は、以前は様々な行政機関に分担されていたものの、それを主とする機関はなかったという事態があった。FXM 設立により、武器輸出に力点を置く機関ができ、輸入国にとっての統一連絡先ができた。FXM の設立によって、武器の輸出に関する専門知識が集積したのである。但し、管理やライセンス発行は ISP が依然として担い、FXM の権限外である。よって、ISP が許可しない取引を FXM も支持しえない。

FXM は補助金を出さない。FXM の支援は、他国の輸出管理担当者との連絡を取り友好関係を保つことや、セミナーや展示会の主催することを含んでいる。企業が直接に FXM と連絡を取ることになっている。但し、FXM はあくまでも支援しかせず、連絡義務は企業にない¹⁴¹。

ISP と FXM の関係や権限優劣は定かではない。ISP は外務省の管轄下に置かれているのに対して、FXM は防衛省に属している。ちなみに、スウェーデンには経済産業省は存在せず、貿易促進を担っているのは外務省である。

¹⁴⁰ ISP ウェブサイト(<http://www.isp.se/sa/node.asp?node=1135>)より作成

¹⁴¹ FXM ウェブサイト、<http://fxm.se>

4) 政府による輸出サポート (Coordination and Reference Groups: KRG)

FXM のほかに、政府は大手の武器製造会社と共同で委員会を運営しており、武器の輸出を支援している。これらの委員会は Coordination and Reference Groups: KRG (Koordinations- och ReferenceGrupper) と呼ばれている。KRG は防衛省の管轄範囲に入っている。計 5 グループがある。

- KRG SAAB/Gripen International
- KRG Ericsson Microwave systems
- KRG Hägglunds
- KRG Bofors Defence
- KRG Kockums/Dockstavarvet

KRG の趣旨は、武器の輸出の動向やマーケティング、企業と行政の協力、ISP の許可などについて情報共有をしたり、方針を決めたりするものである¹⁴²。

1.7.2 武器の定義

(1) スウェーデンにおける武器の定義

「武器」はスウェーデン国の法律で定義されている。「武器法」(The Weapon's Act(1996:67))によると、「銃とは、火薬・炭酸・高圧の空気などのような仕組みをもって弾丸・破裂弾・銚などの発射体が発せられる武器をいう」。なお、武器と最終目的が同じの物、号砲、クロスボウ、催涙ガス、武器の部品 (含サイレンサー)、電気を流して人間に痛みをもたらすような性能を持つハンドタイプの道具なども武器の定義に入る。爆発性をもつ弾丸については、「起爆性と可燃性をもつ商品に関する法」(Explosive and Flammable Wares Act (2010:1011))にも規定されている。

(2) 軍需品目リスト

スウェーデンは 2011 年に、欧州連合の軍需品目リストを採用した。リストの最新バージョンは 2013 年 3 月 (「欧州連合の共通軍需品目リスト」(Common Military List of the European Union)) に施行された。同様のリストは「軍事装備品令」の付録 1 にある。軍事装備品は、戦闘用軍事装備品(Military Equipment for Combat Purpose、以下 MEC と表記)とその他の軍事装備品(Other Military Equipment、以下 OME と表記)に分類される。

¹⁴² スウェーデン政府ウェブサイト、<http://www.regeringen.se/sb/d/10834/a/109155>

表 1-24 スウェーデンで有効な軍需品目リスト¹⁴³

項目	品目説明	MEC (その他は OEM)
ML1	口径 20 mm以下の銃身を持つ滑腔砲の武器、それ以外の口径 12.7 mm以下の武器	ML1a (狩猟用の武器は除く) ML1c
ML2	口径 20 mmまたは口径 20 mm以上の銃身を持つ滑腔砲の武器、それ以外の口径 12.7 mm、または口径 12.7 mm以上の武器	ML2a (ステルス技術は除く) ML2d
ML3	銃器用の弾薬または信管	ML3a (煙、閃光、訓練用の弾丸は除く)
ML4	爆弾、魚雷、ロケット、ミサイルなど	ML4a, b
ML5	戦闘目的の軍事品の照準用装置	ML5a, b (ターゲットトラッキング等のみ)
ML6	戦闘車両	ML6a, b
ML7	ABC 兵器 (核、生物、化学兵器)	ML7a, b, e
ML8	エネルギー物質 (爆薬など)	ML8a, b, c
ML9	軍艦	ML9a1, 2a, b
ML10	戦闘機	ML10a, c
ML11	電気品、「宇宙船」とその部品	-
ML12	高動力武器	ML12a
ML13	防衛装備品	-
ML14	訓練用機器	-
ML15	イメージング機器	-
ML16	武器の部品	-
ML17	さまざまな装備品、物質、「ライブラリー」	-
ML18	製造用設備	-
ML19	DEW (指向性エネルギー兵器)	ML19a, b, c, f
ML20	低温・「超伝導」機器	-
ML21	「ソフトウェア」	-
ML22	「技術」	-

1.7.3 輸出先/輸出品目

(1) 武器輸出先/輸出品目

ここでは、スウェーデンの武器輸出の細かい統計について述べる。スウェーデンの武器輸出貿易の 2011 年の売上高は 139 億 kr で、過去最高額であった。2012 年の売上高は 3 割程度落ち、98 億 kr にとどまった。輸出量の大きい順でいえば、インド、サウジアラビア、フランス、パキスタン、タイとなっている。2012 年の輸出の 34%は、米団体の Freedom House が非民主政治と定義している国 (計 20 ヶ国) に対して行われた。一人当たりの武器輸出の観点からみれば、スウェーデンは 2011 年世界 1 位で、2012 年世界 3 位であった。武器製造権を有する企業は 150 社あり、40 社は定期的に輸出を行っている¹⁴⁴。上記のリストに沿って、MEC と OEM の輸出額の推移は下図で表されている。

¹⁴³ Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products 2012/13:114, p. 37ff より作成

¹⁴⁴ Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products 2012/13:114, p. 32

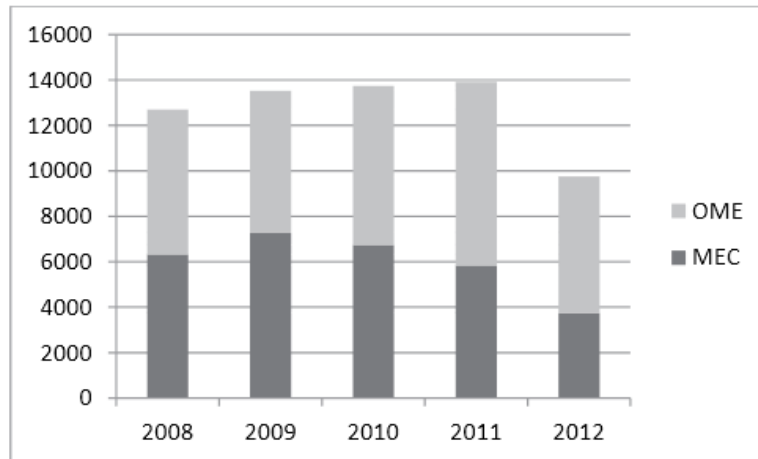


図 1-21 スウェーデンの武器の輸出額の推移¹⁴⁵

主な輸出先（1年に1億kr以上の輸出額）に対する発行されたライセンスの件数と輸出の売上高を以下の表で示す。スウェーデンは2012年に合計61ヶ国に輸出している。

表 1-25 スウェーデンの武器輸出対象国と品目¹⁴⁶

国・領域	輸出ライセンス発行			実際の輸出	
	件数	ライセンス対象	ライセン価格 (百万kr)	輸出された物 (MLリスト)	輸出額 (百万kr)
欧州連合					
デンマーク	24	2,3,4,5,6,8,10,13	181	2,3,4,5,6,8,10,13,14,17,18,21,22	246
フィンランド	44	1,2,3,5,6,7,10,13,14,18,21,22	191	1,2,3,5,6,8,10,11,13,14,17,21,22	246
フランス	37	1,2,3,5,6,10,11,13,14,18,21,22	191	1,2,3,5,6,8,10,11,13,14,22	899
イタリア	25	1,2,3,5,11,13,14,17,18,21,22	514	1,2,3,5,6,8,11,13,17	109
オランダ	13	1,5,6,13,17	8	1,5,6,11,13,17	148
イギリス	33	1,3,4,5,7,8,10,11,13,14,15,17,18,22	140	1,2,3,4,5,6,8,10,11,13,14,15,18,21,22	428
ドイツ	70	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,13,14,17,18,21,22	212	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14,17,18,21	394
欧州その他					
ノルウェー	55	1,3,4,5,6,8,10,11,13,17,19	1312	1,2,3,4,5,6,8,10,13,14,17,19	336
北米					
カナダ	15	3,6,8,13,14,17,22	167	1,2,3,5,6,8,13,14,17,18,22	457
米国	64	1,2,3,5,7,8,13,14,17,18,21,22	1856	1,2,3,5,7,8,10,11,13,14,15,17,18,22	340
北東アジア					
韓国	11	2,5,8,9,10,13,21	38	2,5,8,9,10	169
東南アジア					

¹⁴⁵ Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products 2012/13:114, p. 36

¹⁴⁶ Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products 2012/13:114, p. 40-44 より作成

シンガポール	10	4,5,6,8,13	69	4,5,6,8,9,13,15	445
タイ	12	2,4,5,11,13,21,22	223	2,3,4,5,10,13,14,15,21,22	600
南アジア					
インド	8	2,5,8,9,13,22	291	2,3,5,9,13,18,22	1438
パキスタン	5	4,5,18,21,22	19	4,5,10,18,21,22	615
中東					
UAE	6	5,13,15,21,22	13	5,9,10,13,15	302
サウジアラビア	4	3,14,15,21	40	3,5,10,11	922
北アフリカ					
アルジェリア	2	5,13,21,22	515	17	172
南部アフリカ					
南アフリカ	8	1,2,3,5,10,11,13,15,17,18,21,22	12.5	1,2,3,10,11,13,17,21	403
オセアニア					
オーストラリア	9	3,5,11,13,14,21,22	864	2,3,4,5,11,14,15,18,22	363

本実績から、スウェーデンは以前より ML12（高動力武器）、16（武器部品）、19（DEW（指向性エネルギー兵器））、20（低温・超伝導機器）にあてはまるものを輸出していないことを確認できる。また、スウェーデンはたびたびサウジアラビア、パキスタン、タイのような国への輸出をめぐり批判されるものの、その輸出の範囲は限られている（ML1（口径 20 mm以下の銃身を持つ滑腔砲の武器、それ以外の口径 12.7 mm以下の武器）、6（戦闘車両）、7（ABC 兵器（核、生物、化学兵器））、8（エネルギー物質（爆薬など））、14（訓練用機器）等は輸出されていないようである。

リースに関しては、案件は昨今増えてきている。たとえば、2005年にチェコ共和国に14機の JAS 39 Gripen をリース契約で貸している。この契約は2015年まで及ぶが、延期されると予想されている。同じく14機の JAS 39 Gripen はハンガリーにも、2007年にリースで貸し出された。統計は未だに整っていない。

(2) 優遇国・制度等

欧州連合、国連、欧州安全保障協力機構が定めている制裁対象国・地域に、スウェーデンは原則として武器の輸出を行わないとしている。

北欧とヨーロッパで伝統的に中立的な国との協力・輸出は基本的にスウェーデンの安全保障上問題ない。欧州連合の協力が強化されることに伴い、この公準は EU 圏全国に拡大されると予想されている¹⁴⁷。

¹⁴⁷ ISP ウェブサイト、<http://www.isp.se/sa/node.asp?node=418>

1.7.4 主な輸出案件

(1) 概観

政府が毎年出版しているレポートによると、共同開発や海外への製造権の移転はスウェーデンの武器製造業界で広く行われている。2012年に、3つのライセンスが発行され（米国1つ、ノルウェー2つ）、計21社は26ヶ国において219件のそういったライセンスを報告している¹⁴⁸。ところが、各案件についての詳しい情報は入手できない。

共同開発や武器輸出の案件について、案件決定までの過程、協力体制、社会影響などについては、インターネット上の調査だけでは把握しきれない。現地ヒアリングで調査する予定である。

SIPRI推計によるスウェーデンの輸出相手国と主な輸出事例を、図 1-22 と表 1-25 に示す。

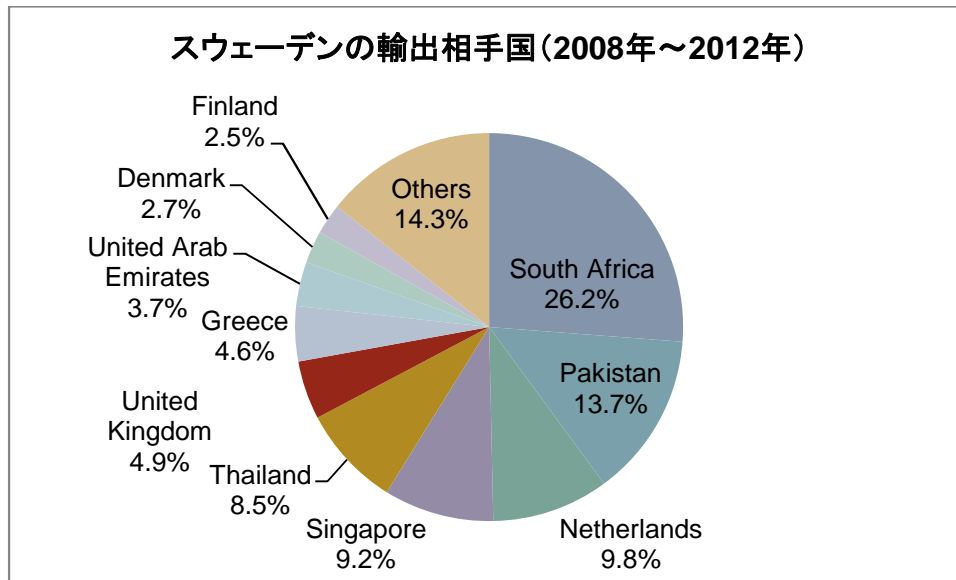


図 1-22 スウェーデンの輸出相手国 (2008年～2012年)
(出所：SIPRI Arms Transfers Database, retrieved 31 July 2013)

表 1-26 近年の主な輸出事例 (スウェーデン)

受領国	オーダー数	兵器名称	兵器の概要	ライセンス年	納入年	納入数	取引額
パキスタン	4	Saab-2000 AEW	AEW&C aircraft	2006	2009-2010	(4)	70 億クローネ
南アフリカ	17	JAS-39C Gripen	FGA aircraft	(2000)	2010-2012	(17)	12 億ドルの取引の一部
	(264)	DI-12	ディーゼルエンジン	2008			
シンガポール	2	Västergötland	潜水艦	2005	2011-2012	2	10 億クローネ (128 百万ドル)
	(100)	RBS-70 Mk-3 Bolide	Portable SAM	(2009)	2011-2012	(100)	
	6	Giraffe	Air search	(2010)	2011-	(4)	

¹⁴⁸ Strategic Export Control in 2012 – Military Equipment and Dual-Use Products 2012/13:114, p. 34

		AMB	radar		2012		
タイ	6	JAS-39C Gripen	FGA aircraft	2008	2011	6	184 億タイバーツ (570~600 百万ドル) の取引の一部
	1	Saab-340	Transport aircraft	2008	2010	1	
	1	Saab-340AE W	AEW&C aircraft	2008	2010	1	THB190 億タイバーツ (637 百万ドル) の取引の一部
	(6)	F404	Turbofan	2010			
	6	JAS-39C Gripen	FGA aircraft	2010			22 億クローネ (320 百万ドル)
	(25)	RBS-15M	Anti-ship missile	2010	2012	(12)	
	1	Saab-340AE W	AEW&C aircraft	2010	2012	1	22 億クローネ (320 百万ドル) の取引の一部
	2	CEROS-200	Fire control radar	2011			454 百万クローネ (70 百万ドル) の取引の一部
	2	Giraffe AMB	Air search radar	2011			454 百万クローネ (70 百万ドル) の取引の一部
	1	Giraffe AMB	Air search radar	2012			

※カッコ内の数値は推定値。

(出所: SIPRI データベースより作成。http://armstrade.sipri.org/armstrade/page/trade_register.php)

(2) 共同開発案件、単独開発案件

以下の開発の案件については防衛省の HP より情報を得た。HP によると、FMV は毎年調達・開発の案件を 1000 件以上扱っている。以下では、その中から十分な情報が提供されている案件について整理する。

a. 砲兵 Archer

スウェーデン防衛装備機関 (FMV) とノルウェー防衛装備機関 (FLO) は共同で、新しいタイプの砲兵を開発している。Archer はスウェーデンの Bofors 市で BAE Systems Bofors に製造される予定である。

現在は市場に Archer に相当する兵器はない。そのため、開発は複雑で多くの労を要したが、ノルウェーとの協力により、相互の知識が活かされた。開発は 2006 年に始まり、2008 年からノルウェーが参加することとなった。スウェーデンとノルウェーは共同開発をするにあたって、共同開発の枠組みを規定する了解覚書を署名している。

Archer プロジェクトには、開発のみならず、国境を越える訓練・教育と維持のプログラムが含まれる¹⁴⁹。

¹⁴⁹ FMV ウェブサイト、<http://www.fmv.se/sv/Projekt/Archer/>



図 1-23 Archer

b. ミサイル Iris-T

Iris-Tはスウェーデン、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャ、ノルウェー、デンマークの6カ国で行われている戦闘機用ミサイルの開発プロジェクトである。互いに協力することで、技術的な成功を収めている。協力はドイツのイニシアティブで1995年に始まった。当初はカナダも参加していたものの、2001年に脱退した。1998年に、この開発に関する「軍事共通条件」(Common Military Requirements)が署名された。開発されたミサイルは開発国のほかに、オーストリア、サウジアラビア、南アフリカに輸出されている¹⁵⁰。



図 1-24 ミサイル Iris-T

c. 戦車 Leopard 2

戦車 Leopard 2 のシステムは1994年にスウェーデンに買収された。元来は、2004年に向けて2つの戦車隊を組織することが目的だったものの、途中で目的が変わった。もともとの戦車は160台ドイツにリースで借用されている。

開発が進み、2000年代前半にオランダ、ノルウェー、ドイツ、スイスとともに新しい装

¹⁵⁰ FMV ウェブサイト、<http://www.fmv.se/sv/Projekt/Jaktrobot-RB-98-IRIS-T/>

甲が開発された。このことによって、Leopard 2は世界一安全な戦車になり、世界最良の戦車という賞を繰り返し受けている¹⁵¹。

(3) 武器輸出の案件

上述したように、スウェーデンは大量の武器を輸出している。以下、注目されているいくつかの案件を表でまとめる。これらの輸出案件は、武器輸出に反対するスウェーデンの平和・仲裁協会によって報告されているものである。スウェーデンの平和・仲裁協会は政府が発表している武器輸出に関する年次報告書を基にデータを抽出している。

表 1-27 スウェーデンの具体的な武器輸出案件¹⁵²

仕向地	案件内容
南アフリカ	2001-2010年で10.7億kr規模。たとえば、JAS戦闘機28機。初期から批判の対象となっている輸出。
オーストラリア	SAAB Electronic Defense Systemsのレーダーや150本のミサイル70、ロケットランチャーの弾丸を輸出。
タイ	2011年にJAS戦闘機6機を輸出。
インド	高射砲や対戦車ロケットランチャーを輸出。ミサイル70も75本を輸出している。タイにおける政治不安のゆえに、この取引は批判されている。
パキスタン	ミサイル70やレーダーシステムを輸出。新規輸出案件は2007年から禁止されているものの、継続案件は今日も続いている。

2012年、スウェーデンのFOI国防研究局は、サウジアラビアにおいて武器製造工場を立ち上げる補助をする合意を、サウジアラビアと結んだことが判明した。この事態の結果として、防衛相 Sten Tolgors が辞任するに至った。

1.7.5 武器輸出政策が防衛産業及び国際社会に与えた影響

スウェーデンにとって、EUは重要な市場であるが同時に衰退していく市場でもある。そのため、新たな市場としてBRICS諸国、中東、及びアジアをターゲットとしている。発電機、ヘリコプター、戦闘機、潜水艦等の余剰防衛品を、タイ、シンガポール、ハンガリー、チェコ等に対して輸出しているが、これは共同訓練の実施とともにバルト海やマラッカ・シンガポール海峡等、スウェーデンとしても重要な地域の安全保障に繋がる意義があるとしている¹⁵³。

一方、国外の顧客の増大と研究開発の国際化、それに伴う国内外の防衛企業のM&Aが進展することにより、スウェーデン国内企業が自国の防衛安全保障ニーズに対応した武器開発に対応しきれず、自国安全保障に影響する懸念等も指摘されている¹⁵⁴。

¹⁵¹ FMV ウェブサイト、<http://www.fmv.se/sv/Projekt/Stridsvagn-121-och-122-Leopard-2/>

¹⁵² スウェーデンの平和・仲裁協会ウェブサイト、<http://www.svenska-freds.se/node/2249> より作成

¹⁵³ FXM 等現地ヒアリング結果による (2013年11月)

¹⁵⁴ 東京工業大学 (元ストックホルム大学) 池上雅子先生へのヒアリング結果等による (2013年11月)

2. テーマ別レポートの作成

2.1 我が国の武器輸出政策が我が国の安全保障に与えた影響

2.1.1 概要

武器輸出三原則等が我が国の安全保障を高めたかを議論するため、武器輸出三原則の成立背景、談話や国会答弁などの政策、これらが与えた影響と専門家による意見を整理した。さらに武器輸出三原則等が与えた経済・産業・安全保障環境への影響について分析を行う。

2.1.2 歴史的背景では戦後から佐藤総理による武器輸出三原則の表明、その後の三木総理による政府統一見解、武器輸出の例外化をすすめた現代に分けて背景と政策について記述する。その後、武器輸出三原則等が与えた影響として防衛技術の発展について記述する。防衛技術の発展の項では戦後の防衛技術開発の経緯と、米国の技術供与から始まり独自の優れた技術とされている誘導弾開発について記述する。また日本が優れている技術であり今後武器開発で取り上げられる技術について紹介する。

2.1.3 我が国の武器輸出政策では我が国における武器の定義、武器輸出三原則、我が国の武器輸出に関するデータを紹介する。我が国の武器輸出は武器輸出三原則表明前後でも行われており、これらの情報についても参考情報として提供する。

2.1.4 安全保障に与えた影響では有識者の武器輸出三原則等に関するコメントを挙げ、国際共同開発の流れ、我が国の防衛産業への影響について記述する。

2.1.5 武器輸出三原則等に関する論点では総論として武器輸出三原則等に関する論点を記述する。このなかでは武器輸出三原則等の与えた功罪を影響分析として挙げる。

2.1.2 歴史的背景

(1) 戦後から佐藤栄作総理の答弁

1) 背景

我が国の武器輸出は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号、以下「外為法」）と同法に基づく政令、輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）のもとで、戦後の防衛産業の再生後、米軍への物品の提供を中心に行われた。当時は主に米軍向けの銃砲弾の製造、軍用車両や航空機の修理が行われ、また少量ではあるがタイヤやビルマ等に対して旧日本軍の武器、弾薬を輸出していた。

朝鮮戦争、ベトナム戦争を背景とした特需では、外為法の制約を受けずに駐留米軍と日本国内事業者が直接契約する直接調達が行われていた。ただし、当時の防衛産業側はこの調達が米国からの調達に強く依存していると認識しており、講和後の米国援助の動向や警察予備隊という形で始まった防衛力整備の将来性に不安を抱えていた。また、第二次世界大戦の敗戦により関連施設が破壊された防衛産業側は米国の要望に応えるために多額の設備投資を行っており、事業展開の面からも武器輸出を求める動きが強まっていた。このよ

うな意向をうけて経団連は防衛生産委員会を設置し、武器輸出増大と自衛隊装備の調達を政府に対して求めるようになる。

我が国は 1952 年に対共産圏輸出統制委員会（Coordinating Committee for Multilateral Export Controls; COCOM。「ココム」と呼ばれる。）に加盟し、戦略物資の輸出規制を開始した。ココム規制は戦略的な輸出管理であり、「安全保障目的の輸出管理」であるが、我が国は外為法によりココム規制を西側世界、特に米国との関係の経済問題として処理してきた。外為法では法律レベルで対外取引の原則を定め、政令や省令によって実体的管理を行っており、規制内容を国際情勢や国内経済にすみやかに反応することができる体制となった。

一方、東京大学生産技術研究所の国産固体ロケット「カップ 6 型」(K-6) が 1963 年にユーゴスラビアに 5 機輸出され、1965 年に「カップ 8 型」(K-8) 10 機が伊藤忠商事を通じて、インドネシアに輸出された。この輸出は東京大学は宇宙空間研究委員会（COSPAR）を通じた国際的な協力を目的に行われ、通産省は軍用に転用されるものではないと確認し、輸出を承認した。

しかし、この事実が公になると、「マレーシア紛争」でインドネシアと敵対していたマレーシア政府よりすぐに日本政府へ抗議が行われ、国会で審議される案件となった。1965 年の科学技術振興対策特別委員会で審議が行われ、1967 年 4 月 21 日の衆議院決算委員会における佐藤榮作首相による答弁へとつながる。

2) 政策

佐藤榮作首相による答弁の前から我が国においては武器の輸出に関する基準があった。これを示すのが、東京大学生産技術研究所のロケットが伊藤忠商事を通じてインドネシアに輸出された案件についての答弁である。1965 年 8 月 5 日の衆議院科学技術振興対策特別委員会における赤沢璋一通商産業省重工業局次長によってココム規制、国連決議、国際紛争の助長をしないという基準のもとに武器を輸出するということが次のように述べられている。

第一は、ココムの制限がございます。これに従うという点が第一でございます。第二は、国連の決議に基づきまして、武器輸出が禁止されておるこの国には輸出ができません。これが第二であります。第三は国際紛争の助長と言うようなおそれがある国に対する輸出につきましてはこれを認めない、こういう方針でございます。

武器輸出三原則のはじまりといわれる出来事の一つが 1967 年 4 月 21 日に東京大学によるロケットの輸出に関連した華山親義議員（社会党）の質問に対しての佐藤榮作総理大臣による衆議院決算委員会の答弁である¹⁵⁵。この答弁はユーゴスラビアおよびインドネシアに輸出されたロケットに関して、当時の通商産業省の輸出貿易管理令の運用基準（武器輸出承認の判断基準）を説明したものである。この発言はこれまでの運用基準を説明したに過ぎない。

「国内で生産した日本防衛のための武器は一切海外に輸出してはならないとは考えない

¹⁵⁵ 第 55 回国会衆議院決算委員会議録第 5 号 昭和 42 年 4 月 21 日 p.10.

が、出貿易管理令によって制限されており、戦争をしている国、あるいはまた共産国向けの場合、あるいは国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、それとただいま国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け、こういうのは輸出してはならない。」

この答弁によって我が国は「3つの地域（共産国、国連決議により武器輸出が禁止されている国、紛争当事国）」向けには「武器輸出を認めない」という方針が表明された。この方針は「武器輸出三原則」政策の原型であるとされている¹⁵⁶。ただし、この方針の確認は「武器輸出を目的に製造しないが、これまでもそうであったように、輸出貿易管理令の運用上、差し支えない範囲において輸出できる」という趣旨であり、「無制限に武器を輸出しない」ことを確認していたといえる。この発言について森本¹⁵⁷では、佐藤総理の答弁が次のように構成されていることから、武器輸出三原則は武器の輸出を禁止するものではなく、自衛権を是認し、自衛権の確保に供する武器の輸出を是認した上での武器輸出三原則であると述べている。（以下森本¹⁵⁸p215より引用）

佐藤榮作総理の武器輸出三原則にかかる発言の構成

- (1) 日本を含めた各国の自衛権の是認
 - (2) (1)から導かれる武器輸出禁止の否定
 - (3) 自衛用の武器の輸出の是認
- (3)に該当しない場合としての武器輸出三原則

佐藤総理の発言以前にも武器輸出は行われていたことは上記に示しているが、特に在日米軍向けの輸出に関しては日米地位協定において輸出令の適用外とされている。日米地位協定（昭和35年条6号）12条は「合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けないで契約することができる」と規定している。そして調達された物品は地位協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令127号）10条により、「法第四十八条第一項、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）に規定する義務又は制限を免除する。」とされている。これによって在日米軍が直接調達によって入手した軍用の用に供している貨物を輸出する場合は輸出令の適用外となる。この米軍による調達は輸出令の適用外であることは国会で通産省に確認されている¹⁵⁹。

¹⁵⁶ 富田圭一郎 武器輸出三原則-その現状と見直し議論- 国立国会図書館 調査と情報 第726号
2011年11月1日

¹⁵⁷ 森本正崇 武器輸出三原則 信山社 2011年3月

¹⁵⁸ 森本正崇 武器輸出三原則 信山社 2011年3月

¹⁵⁹ 今村通産省通商局次長が川崎秀二委員の在日米軍の日本での調達についての質問に答えて「ただ今のところ、米軍が日本国内で物資を調達したり、役務を調達したりします場合に、政府がこれを制約するというはございません」第51回国会衆議院予算委員会議録10号 昭和41年2月10日 p.20

(2) 佐藤総理の発言から三木総理の政府統一見解

1) 背景

佐藤総理による武器輸出三原則が表明されてから、政府は武器輸出三原則の対象とならない地域への輸出についてケースバイケースで判断しているとしつつも、実際の運用では消極的な姿勢で判断を続けていた。この消極的な姿勢を示したのが当時の田中角栄通商産業大臣である¹⁶⁰。

「武器を輸出してはならないという法律が明定はございませんが、これは憲法の精神にのっとりまして、国際紛争は武力をもって解決をしないという精神で、日本から輸出された武器が国際紛争に使われることになれば、これは間接的なものにもなると思いますので、武器というものの輸出ということに対しては、非常に慎重でなければならない」

この後、田中通商産業大臣によって武器輸出全般を「慎む」という方針が明らかにされていく¹⁶¹。また、田中角栄総理大臣時代には、武器輸出をしないことが明言されており、武器輸出三原則の適用外の地域には法的に可能であるが「考えられない」としている。

1976年の衆議院予算委員会において、反安保の急先鋒であった日本社会党の岡田春夫衆議院議員から、武器輸出三原則に関する質問が繰り返され、2月6日の予算委員会において、下記の統一見解を求める件が文書で要求された¹⁶²。

武器輸出の統一見解を求めるの件

武器輸出の風潮が強まっている現状にかんがみ、平和憲法を保持し、平和軍縮外交を展開している我が国としては、現行の武器輸出三原則が不明確であり、かつ、実情にそくさないため、この際、政府の統一見解を示すべきである。

記

一、「武器」の定義を明確化すること。

一、小松通商産業事務次官発言にあるとおり、武器である限りいかなる地域へも輸出しないよう明確にすること。

補足：小松通商産業事務次官発言

1976年1月29日、小松事務次官は、記者会見にて「武器輸出三原則は紛争当事国などへの武器輸出を禁じたものだが、通産省としては武器である限り、どんな地域へも輸出させない方針である」と発言（1976年2月6日の予算委員会議事録より抜粋）。この発言と政府答弁の矛盾を問いただされている。

これをうけ、1976年2月27日、三木武夫内閣は衆議院予算委員会に「武器輸出について

¹⁶⁰ 第68回国会衆議院予算委員会議録第4号 昭和47年3月23日 p.24.

¹⁶¹ 第68回国会衆議院予算委員会議録第4号 昭和47年3月23日 p.24.

¹⁶² 第77回国会衆議院予算委員会議録第9号 昭和51年2月6日 p6（岡田春夫衆議院議員）

の政府の統一見解」を提出し、武器輸出三原則を明文化し強化することとなる。

この三原則強化の背景については一つの事象が原因とは断定できず、複数の指摘が行われている。例えば、当時は国の安全保障とは関係なく武器の禁輸という輸出管理における政策を議論することができた時代であり、憲法の平和主義が他の様々な事柄を考慮せずに輸出管理において表すことができたと言われている¹⁶³。この「憲法の平和主義からすれば武器輸出は許されない」という考えを裏付けるものとして第33回国連総会において日本が兵器の国際移転制限に向けて決議のイニシアティブを取ったこと、1978年7月マニラ空港に到着した手荷物から手榴弾の部品が発見されたフジインダストリアル事件の判決を挙げている¹⁶⁴。前者の兵器の国際移転制限は政府統一方針によって日本の積極的姿勢を明示することができたと指摘している。また、後者については、裁判所が武器の輸出は国際社会における貿易秩序を乱し、武器の輸出を行った被告を平和国家の理念を失わせ、信頼を著しく損なわせる可能性があると言及したことを説明している¹⁶⁵。

「輸出貿易は本来自由であるが、輸出は単なる個人間の取引とは異なる側面を有し、国家が国際社会の一因として遵守すべき貿易秩序が存在する。武器の輸出はまさしくこの秩序を乱すものであり、武器輸出行為によって国家ないし”死の商人”の汚名を我が国は受けかねない。被告人の行為は平和国家の理念を失わせ、国際社会に対する信頼を著しく損なわせる可能性が大であった」

このような時代的な背景があったことから、「憲法の平和主義からすれば武器輸出は許されない」という解釈を素直に取り得たといえる。青井¹⁶⁶はこのような状況について次のように指摘している。

憲法が武器輸出を禁じているとは言えまい。平和憲法の下での貿易体制において、憲法規範を具体化する方法は複数あるのであり、歴史的展開の中でわが国では武器禁輸が選択されてきたのである。

2) 政策

1976年2月27日、三木武夫内閣は衆議院予算委員会に「武器輸出についての政府の統一見解」を提出し、三木武夫総理大臣が読み上げた¹⁶⁷。この明文化と国会への提出が我が国の武器輸出政策をより明確にした。この統一見解が現在まで継続している日本の武器輸出政策の基本となっている。

¹⁶³ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日, <https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁶⁴ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日, <https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁶⁵ 読売新聞大阪社会部『武器輸出』(新潮社、1982年) pp. 255 - 256

¹⁶⁶ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日, <https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁶⁷ 第77回国会衆議院予算委員会議録第18号 昭和51年2月27日 p.17.

武器輸出についての政府の統一見解

一、政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

(一) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

(二) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

(三) 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第百九の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

二、武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

(一) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第百九十七の項から第二百五の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

(二) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等をとう載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の武器に当たると考える。

この統一見解は、我が国において三原則対象地域についての武器輸出について「輸出を認めない」とする方針を明確にしたものである。さらに統一見解において三原則対象地域以外についても、我が国は武器輸出を「慎む」ものであるとした。ここでの「慎む」とは「武器を一切輸出しない」という強い表現ではなかったが、後に政府は「原則としてはだめだ」と説明した¹⁶⁸。

また、統一見解は輸出管理上という「武器」の範囲を限定することにより、事実上の武器を含めた貨物の輸出を図る手法であるといえ。中型輸送機 C1 や多用途飛行艇 US1 については、1976 年 2 月に開催された衆議院予算委員において、河本通産相より武器輸出三原則上の武器ではない旨が答弁されている。例えば、2 月 2 日の予算委員会においては公明党の渡部一郎議員の質問に対し、通産相より以下の答弁がなされている¹⁶⁹。

「US1 とそれから C1 につきましては（中略）それは武器輸出三原則に言うところの武器ではございません。（中略）もし将来引き合いがありましたときにはケース・バイ・ケースで処理する」

¹⁶⁸ 第 94 回国会衆議院予算委員会議録第 8 号 昭和 56 年 2 月 14 日 p.30. (田中六助通産大臣)

¹⁶⁹ 第 77 回国会衆議院予算委員会議録第 5 号 昭和 51 年 2 月 2 日 p14 (河本敏夫通産大臣)

また、2月27日の予算委員会においても、通産相より以下のように答弁している¹⁷⁰。

「C1につきましては、先般の委員会でもお答えいたしました、(中略)汎用性が非常に高いということのために通産省では武器でない、こういう考え方でございます。」

つまり、C1やUS1は防衛庁が企業と共同開発したものであり本来軍用であるが、汎用性が高く。統一見解における「武器」には該当しないという解釈をしている。

(3) 政府統一見解から武器輸出三原則等の例外化

1) 背景

外為法によるココム規制に加えて、前述の政府統一見解によって武器の輸出を認めないとする我が国の輸出管理の仕組みが完成した。その後、1981年に「堀田ハガネ事件」(通産省の承認を得ずに、火砲砲身(半製品)を韓国に輸出していた事件)が報じられた。この報道をうけて、衆参両院において同様の事案が発生することを防止し規制を徹底する趣旨により「武器輸出問題等に関する決議」が可決されることとなる。武器輸出三原則等は政府統一見解と外為法の運用によって事実上の武器禁輸政策となった。その後、通産省では外為法を「武器は輸出できない」という考えのもとで運用することとなる。

米国との関係においては経済摩擦等の問題が発生し、1981年の日米安保事務レベル協議において、防衛関連技術の協力を強く要望されていた。その中では、米国は日本に多くの技術提供をしてきたが、今後両国は技術を平等に分ちあい防衛研究と開発面で協力することを完全にコミットすることが要請されていた¹⁷¹。日本から米国へ防衛関連技術を提供する事は、武器輸出三原則等に抵触するため、例外的措置が必要となる。この例外化措置の検討過程について、1981年11月20日の衆議院商工委員会で中澤忠義通産産業省貿易局長は、対米関係は外務省において検討されており、通産産業省は外務省による検討結果を待っている状況であることを答弁している¹⁷²。また、他の国会における発言でも米国との防衛技術協力にかかる武器輸出三原則等の取り扱いを検討していたのが外務省であることがわかっている¹⁷³。

1980年代に入ると、兵器技術のハイテク化や関連技術のデュアルユース化等を背景として防衛装備品の国際共同開発が欧米で始まった。石油ショックを契機に欧州各国は団結して共同調達を行うようになり、1983年に欧州におけるユーロファイターが例として挙げられる。1990年代にはいると米独伊との中距離拡大防空システム共同開発の打診が行われたが、武器輸出三原則等により米国以外の国との協力は実現しなかった。

一方、国際社会においては、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処等を効果的に行うことが各国に求められるようになる。このような国際社会の状況の変化を受けて日本は平和国家として、国際紛争等を助長することを回避するとの基本理

¹⁷⁰ 第77回国会衆議院予算委員会議録第18号 昭和51年2月27日 p15 (河本敏夫通産大臣)

¹⁷¹ 佐道明広, 戦後日本の防衛と政治, 吉川弘文館, 2003年10月

¹⁷² 第95回国会衆議院商工委員会議録第3号 昭和56年2月14日 p.11. (中澤忠義通産省貿易局長)

¹⁷³ 第95回国会衆議院外務委員会議録第2号 昭和56年11月11日 p.10. (園田直外務大臣)

念を堅持しつつ、こうした平和貢献・国際協力への取組に、より積極的・効果的に取り組むこととなり、日本では1983年1月14日の対米武器技術供与についての内閣官房長官談話以降、関係省庁了解または内閣官房長官談話によって武器輸出三原則等の例外化が行われた。

さらに、2011年12月28日の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により安全保障面で協力関係にある米国以外の諸国との防衛装備品等の国際共同開発・生産を進めていくこととなる。

2) 政策

堀田ハガネ事件をうけて、衆参両院において同様の事案が発生することを防止し規制を徹底する趣旨により「武器輸出問題等に関する決議」が可決された。このように武器輸出三原則等は明文化され定着しているものの、依然として実際の運用は政令・省令による基準に依るところが大きい。

武器輸出問題に関する決議

我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則、並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。しかるに、近年右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。
右決議する。

その後、武器輸出三原則等には、1983年以降例外化措置がとられている(表 2-1)。この例外措置においては、米国が三原則対象地域にあたりと判断されたとしても武器技術の供与、BMD 共同開發生産関係の武器輸出は論理的に可能である点の特徴である。一方、例外化されていない武器については米国が三原則対象地域にあたりと判断されると輸出は「認めない」と経済産業大臣によって判断される。この他に米国向け以外にもテロ・海賊対策支援、中国における遺棄化学兵器の実施、国際平和協力業務等を実施する際の装備品などの例外化措置が行われている。

1983年の対米武器技術供与に係る例外化により日本から同盟国である米国に対しては、武器輸出三原則等によらず武器技術の供与が可能になった。

昭和58年1月14日 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

1. 日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。
2. 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則（昭和 51 年 2 月 27 日の武器輸出に関する政府方針等を含む。）によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術（その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。）を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。
3. なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和 56 年 3 月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。

これにより防衛技術の日米共同による研究が可能となり、20 件近いプログラムが実施された。その後、1998(平成 10)年 12 月 25 日の「弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話」により、BMD に係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されることとなった。

その後 2004 年 12 月 10 日「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」が示された。これをうけて 2005 年 12 月 24 日「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話が発表され、「武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与すること」とされた。以上から BMD 共同開発生産関係の武器輸出が例外化され、日本と米国の間では技術移転から共同開発・生産まで枠組みが広がっている。2011 年 6 月の日米安全保障協議委員会において、「SM-3 ブロック IIA の第三国への移転」は、一定の条件を満たした場合に認められうるとされ、日米両国が第三国移転に関して協議することで移転が可能となることが確認されている。

また、1996 年に締結され、その後 1998 年と 2004 年に改定された「日・米物品役務相互提供協定 (ACSA)」は日米同盟と武器輸出に関する協定である。この協定は自衛隊と米軍の間において、物品・役務(サービス)を相互に提供する枠組み(提供の条件、決済の手続)

を定める協定であり、1996年の協定では共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動、周辺事態に際しての活動に関する枠組みが締結された。2004年の改正ではこの枠組みを武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動と国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動にも適用することとなった。

この協定でいう物品・役務には武器輸出三原則等の「武器」の範疇に入るものがあり、例外化の措置が取られなければ提供できなかった。この協定では具体的に、平和維持活動、周辺事態、災害救援などの諸活動において、日本の自衛隊と米軍との間で相互に物品や役務を提供することを規定している。相互に提供される物品・役務には、軍用航空機、軍用車両、軍用艦船の部品・構成品、修理・整備などが含まれる¹⁷⁴。

武器輸出三原則等の1983年1月以降の例外化措置は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務に伴うもの、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動への自衛隊の部隊等の参加に伴うもの及び自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送に伴うものについては関係省庁の了解により講じ、その他のものについては内閣官房長官談話により講じられている（表 2-1）¹⁷⁵

表 2-1 主な武器輸出三原則等の例外化措置

発表日付	主な例外化措置
1983（昭和58）年1月14日	対米武器技術供与についての内閣官房長官談話
1991（平成3）年9月	国際平和協力業務等を実施する際の装備品の輸出（関係省庁了解）
1991（平成3）年9月	国際緊急援助隊への自衛隊参加に伴う武器の輸出（関係省庁了解）
1996（平成8）年4月15日	日米物品役務相互提供協定下で行われる物品・役務の相互提供（内閣官房長官談話）
1997（平成9）年12月2日	「人道的な対人地雷除去活動に係る支援と武器輸出三原則等に関する基本的考え方」について（内閣官房長官談話）
1998（平成10）年4月28日	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名について（内閣官房長官談話）
1998（平成10）年4月	在外邦人等の輸送の際の武器の携行（関係省庁了解）
1998（平成10）年12月25日	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話
2000（平成12）年4月18日	「中国国内における遺棄化学兵器処理事業の実施と武器輸出三原則等との関係」についての内閣官房長官談話

¹⁷⁴ 外務省、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（略称：日・米物品役務相互提供協定改正協定）平成16年7月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/acsa/acsa_gaiyo.html

¹⁷⁵ 参議院 武器輸出三原則等に関する質問に対する答弁書 平成25年4月16日
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/183/touh/t183073.htm>

2001（平成13）年10月5日	「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2003（平成15）年6月13日	「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係について（内閣官房長官談話）
2004（平成16）年2月27日	「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」の署名についての内閣官房長官談話
2004（平成16）年12月10日	平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について（内閣官房長官談話）
2005（平成17）年12月24日	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話
2006（平成18）年6月13日	政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2007（平成19）年10月17日	「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2009（平成21）年3月13日	ソマリア沖・アデン湾における自衛隊法第82条に基づく海上における警備行動等及び「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく海賊対処行動等と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話
2010（平成22）年5月19日	「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」の署名についての内閣官房長官談話
2011（平成23）年12月27日	「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話
2013（平成25）年3月1日	F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話
2013（平成25）年12月23日	国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力についての内閣官房長官談話

出所：各種資料より三菱総合研究所作成

2011年12月の談話では平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について包括的に例外化を行うとの談話を発表している。具体的な基準は次の通り。

（首相官邸、平成23年12月27日「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話）より抜粋）
 五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開

発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。

- (4) 平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること（以下「目的外使用」という。）及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること（以下「第三国移転」という。）がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。
- (5) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。
- (6) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。

(4) 防衛技術の発展

1) 戦後防衛技術開発の始まり

我が国の防衛産業は 1950 年の朝鮮戦争勃発を期に、アメリカ軍車両、兵器の修理、生産として始まった。その後は 1952 年の占領軍に依る武器製造の許可にともない武器製造が本格化する。また、警察予備隊の装備品の製造にともない、1953 年度予算で軍艦の建造が始まり、1955 年に火器類の国産化方針を決定、1956 年には潜水艦の建造が始まる。航空機や艦艇に関する高度技術はアメリカからの導入、軍用機はライセンス生産が始まり、1958 年には自衛隊に供給する兵器その他装備品の国内生産体制の基礎が確立された。

朝鮮戦争による特需によって鉄鋼業や自動車工業が発展し高度経済成長を牽引するとともに、戦後ゼロから出発した家庭電化製品の生産を推進することとなった。その後、日本の防衛予算は 1990 年代まで平均して毎年 1 割増加していった。

その後オイルショックや為替変動によって重厚長大産業から、付加価値の高い軽薄短小産業への転換が進められ、自動車、電化製品、半導体の輸出が進められた。半導体については米国のミサイルの一部に日本製集積回路が利用されるなど、米国の装備品に日本の半導体や光学分野をはじめとする技術が利用されていた。米国にとっては自国兵器に日本製部品が数多く使用されることは軍事技術の優位性を保持するうえでは好ましいことではない。しかしながら、冷戦下ではソ連に対する軍事的優位性を確保するためにはアメリカ主導のもとに日

本のハイテク製品を利用せざるを得ない状況となっていた。

これを裏付けるのがココムによる規制品にコンピュータ本体および周辺装置が含まれていることである。汎用性のあるハイテク技術は軍事的優位性を保持するために規制を行っていた事実は、米国等の西側諸国が兵器にハイテク製品を使いつつも輸出を規制することで軍事優位性を保とうとしていたことが伺える。

一方、日本では1970年7月16日に中曽根康弘防衛庁長官によって「装備品の生産及び開発に関する基本方針」（事務次官通達）が出された。

装備品の生産及び開発に関する基本方針

昭和45年7月16日 長官決定
昭和45年7月16日 事務次官通達

1. 防衛力の充実にあたっては、装備面からみた防衛力は工業力を中心とするその国の産業力を基盤としているという観点に立ってわが国の防衛に必要な装備を充実するとともに、生産体制の整備について配慮するものとする。
2. 防衛力の本質からみて、国を守るべき装備品はわが国の国情に適したものを自ら整えるべきものであるため、装備の自主的な開発及び国産を推進する。
3. 装備の開発及び生産は、主として民間企業の開発力及び技術力を活用してこれにあたらせるものとする。
4. 装備の開発及び生産は、長期的観点に立ち、その効率性、経済性及び安定性を考慮しつつ、計画的に推進するものとする。
5. 民間企業における開発力及び技術力の向上並びに適正価格の形成は、適正な競争により促進されることにかんがみ、装備の開発及び生産には、積極的に競争原理の導入を行ないその確立に努めるものとする。

1976年10月29日に「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」が国防計画で決定され、そのなかでは「適切な国産化につき配意しつつ、(略)、効率的な実施を図ること。」として装備の国産化方針が明示された。また、1995年(平成7年)11月28日の「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について(07大綱)」では「適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持」として、引き続き国産化方針が示されたが2004年(平成16年)12月10日「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について(16大綱)」から国産化は明示されていない。

日本の防衛産業はこのような国産化の方針とともに発展し、さらにハイテク製品をはじめとするスピノン(またはスピニン)技術が米国から注目を集めることとなる。米国は1983年以降調査団を派遣し、日本の先端技術について調査を行っている。この調査団は政界、関係省庁、業界団体、企業関係者と会合をもち、ガリ砒素、セラミックス、複合材料などの技術を高く評価した。このような高い技術を持つ日本からの技術移転を目指し、

1983年の対米武器技術供与についての内閣官房長官談話以降、複数の技術が米国に提供された。具体的にはF2戦闘機に用いられている翼の一体成型技術やレーダに関する技術が提供されたとされている。

2) 誘導弾技術と武器輸出三原則等

誘導弾開発に関する国際競争力、武器輸出三原則等が与えた影響について分析する。誘導弾は戦後の軍事技術の研究を禁止されていた我が国にとって新たな技術分野であり、国際的にみて技術の遅れが指摘されていた。このように技術の遅れが指摘された軍事技術は航空機（ジェット機）、核兵器、誘導弾（Guided Missile）がある。航空機に関しては米国からのライセンス生産や技術支援による航空兵力の再建で技術の進展が行われ、核兵器に関しては被爆国であることやその巨額の費用により、米国の核の傘という選択肢をとる。

誘導弾については日本としては米国に情報提供、研究開発、技術供与を期待していたが、米国の日本への誘導弾の供与や研究開発の協力を得るには時間がかかった。その理由は日本が秘密保護に関する法律の制定に消極的で1954年に成立した「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」についても、米国側が自国の要望を満たすとは考えていなかったとされている¹⁷⁶。

一方、日本側は1952年9月に設立された保安庁の制度調査委員会が長期防衛計画立案のための課題を定めていた。この課題のなかでは兵力整備の優先順位一番目に「防空兵力（地上及び航空の防空、対潜哨戒、レーダ関係、誘導弾）」が挙げられていた。これをうけて、経団連防衛生産委員会や兵器業界は誘導弾のような電子兵器の生産にかかる難関を克服するため、防衛生産委員会の下に「誘導弾部会」を設置し、将来日本における誘導弾の生産体制を整えるための情報交換の場を作った。

米国側は誘導弾の研究・開発に関して日本側の技術力のポテンシャルを評価する発言を行っており、米国が誘導弾の研究開発計画を援助することは両国の関係強化と相互利益につながるという意見を述べている。具体的には（1）日本は相当の科学技術能力を持ちながら、ともすれば他の国から技術を買うことで技術の発展を推し進めようとする傾向があり、その一方で日本の科学技術力をうまく導けば商業製品の品質向上にも役立つこと、（2）ヨーロッパの企業も誘導弾等の日本への売り込みに興味を示しており、もしアメリカが非協力的であれば研究開発分野での日米の友好関係が弱まるであろうことを挙げている¹⁷⁷。

この後の協議によって空対空誘導弾サイドワインダーが米国より供与され、我が国の誘導弾開発が本格化を迎え、高い技術を獲得することになる。その後の誘導弾の研究によってSAM-1（81式短距離地对空誘導弾）、ASM-1（80式空対艦誘導弾）などが開発された。開発されたミサイルの性能に関しては防衛庁装備局誘導武器室長の浅野揚爾技術研究本部企画官が「米国と肩を並べるところまでできていますが、これは日本の産業基盤技術から生まれた高性能半導体、高密度集積回路、品質管理、マイクロプロセッサといった高度な電子工業技

¹⁷⁶ 岡田 志津枝、誘導弾導入をめぐる日米の攻防、戦史研究年報（12）、20-40、2009年3月、防衛研究所
<http://www.nids.go.jp/publication/senshi/pdf/200903/03.pdf>

¹⁷⁷ 岡田 志津枝、誘導弾導入をめぐる日米の攻防、Request for Assistance for Japan in Research and Development in Guided Missiles, memorandum from Higgins to Pentagon, June 26, 1954 in Hiroshi Masuda (ed.) Rearmament of Japan, Part 2 (Tokyo: Maruzen, 1998) [micro form] Fiche 1E193 (hereafter cited as ROJ).

術が日本のミサイルを引っ張っていったから可能だったのでしょう」と評価している。

誘導弾に関する技術はその後向上したが、武器輸出三原則等は誘導弾の国際共同開発の場において我が国の参加を制約することになった。具体的には米国、ドイツ、イタリアが開発する中距離拡張型防空システムの共同開発を打診されたが、武器輸出三原則等のため共同開発には参加をしなかった事例がある。また、武器輸出三原則等は我が国の防衛上必要な兵器の共同開発へ参加できなかつたために、03 式中距離地对空誘導弾を開発・装備化するという結果にもつながった。すなわち武器輸出三原則等による制約は、独自の武器開発を押し進めることにもなった。

3) 防衛生産基盤への影響

我が国の防衛生産基盤は米国の技術供与、自国での独自技術の開発によって強化されたといえる。まず、米国からの技術供与が防衛関連技術のレベルを向上させたことは先の誘導弾等の例から確認できる。また、そのほかの兵器のライセンス生産により技術力の向上が行われた。例えば現在 BMD 等に用いられるミサイルシステムであるペトリオット・システムをライセンス国産しているのは日本のみである。その他 F15 戦闘機など機体全体をライセンス生産できることも防衛生産基盤が強いことを示している。また、輸出を念頭に置かないことから、米国の国防産業の競争相手とならず技術の提供が受けやすいことも考えられる。武器輸出三原則等からの視点としてはこれらのライセンス生産によって製造した部品が米国を含む海外へ輸出できないことが挙げられる。ペトリオット・システムの発射装置の一部部品については米国で製造が停止しており、日本が唯一の生産国となっているが武器輸出三原則等により「部品」の輸出には至っていない。

1970 年代以降は変動相場制への移行や産業構造の転換が進み、日本はハイテク産業の高度化が進んだ。このハイテク技術は武器技術へ応用され、スピノオンが 1990 年代以降のトレンドを迎える。

一方、1971 年のニクソン大統領によるドル防衛策発表後、日本の防衛力整備計画は第四次防衛力整備計画以降において防衛費の限界の設定が問われる状況を迎えていたが、武器が高性能化するとともに開発費用は増大した。1976 年以降の「防衛計画の大綱」では「適切な国産化に配慮しつつ、(略)、効率的な実施を図ること」とされ、積極的な国産化の流れに変化が現れる。

1996 年以降の防衛計画の大綱では、装備品購入費が減少傾向をむかえる。日本の防衛予算に占める装備品購入費は 1991 年以降減少し、装備の維持整備費が装備品購入費を上回ることとなる。装備品購入費は武器の日本の武器市場規模と等しく、以降の日本の武器市場は縮小傾向となる。

4) 技術水準の高い分野

武器に利用される汎用技術のうち、国際市場で有望とされる技術分野を挙げる。いずれの技術も武器ではないが現在の軍事関連技術において非常に重要な技術である。またこれらを保有する企業にとっては最先端民生技術の防衛用途への利用（スピノオン）で強みを発揮しうる体制を整えることが可能である。

- レーダ

我が国のレーダに関する技術は世界的に水準が高いといえる。例えば機械的動作なしに電波の発射方向等を制御するフェイズド・アレイ・レーダーは航空機としては世界で初めて我が国F-2戦闘機に搭載された。

- 光通信技術

情報通信分野等に利用されている光通信技術は世界的に高い水準にある。光通信技術はその特性のため発生する電磁波が少なく、哨戒機に搭載されるセンサーと干渉しにくい操縦系システムを構築することが可能である。このフライ・バイ・ライトと呼ばれる技術は我が国の哨戒機P-1で量産機として初めて搭載された。

- 先端材料

炭素繊維複合材は釣りやテニスといったレジャー用途を中心に開発が進み、現在ではボーイング787等の航空機の翼として利用されている。その他F35等の海外戦闘機のエンジン部品で使用されている。

2.1.3 我が国の武器輸出政策

(1) 武器の定義

我が国における輸出管理上の武器は、輸出貿易管理令別表第一の一の項に挙げるものとして定義されている。この武器には、軍隊が使用する武器またその部品を示す「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」に相当するものと、猟銃やスポーツ銃などの武器が含まれる。武器輸出三原則の対象となるのは「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」に相当するものである。また、武器輸出三原則の対象となる武器は貨物の性能によって評価され、輸出相手によって変化はしない。これは軍隊向けの輸出であっても武器輸出三原則に必ずしも抵触しないことが確認されている¹⁷⁸。

仕向先がかりに軍隊でありましても、明らかに戦闘用のものとそうでないものの弁別ができますので、したがって、その用途自体が戦闘目的でない、人命救助等々であれば、これは三原則にふれるところはない

(2) 我が国の武器輸出に関する事例

我が国では、政府の統一見解により1976年以降、武器の輸出は慎むこととされている。一方で、戦後ベトナム特需を背景とする米軍向けの武器の提供などが行われており、その他にも武器の輸出が行われていた。公開されている統計情報およびその他の記録から我が国の武器輸出に関する事例を紹介する。

我が国の武器輸出に関する統計はストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の The SIPRI

¹⁷⁸ 宮澤喜一 通商産業大臣 衆議院商工委員会議録 1970年3月12日

arms transfers database¹⁷⁹として情報が公開されている。SIPRI のデータは軍用艦艇、航空機、戦車・装甲車、大砲、誘導レーダーシステム、ミサイル等の通常兵器取引データである。これによると 1960 年代後半にはベトナム戦争関連の武器輸出が行われており、その他にも双発プロペラ機やアメリカ向けにビーチジェット 400T という訓練用輸送機の輸出が登録されている。また、SIPRI のデータベースでは、戦後の日本の輸出は 1954 年にカンボジアおよびベトナム向けの輸出が最初として記録が行われている。この記録は東洋航空工業株式会社がライセンス生産した小型地上攻撃機フレッチャー FD-25 とされている。その後、2012 年までのデータにある輸出相手国は米国、台湾、ブラジル、イラン、ウルグアイ、フィリピン、英国、インドネシア、スウェーデン、インド、中国、シエラレオネ、ミャンマー、タイ、ガボン、カンボジア、ドミニカ、韓国、ベトナムとなっている（図 2-1）。ただし、この記録では中国向けのタンカー、ガボン共和国の大統領専用機向けに輸出した航空機 YS-11A などが含まれており、データベースにおける武器の定義が我が国の輸出管理における定義と異なる。

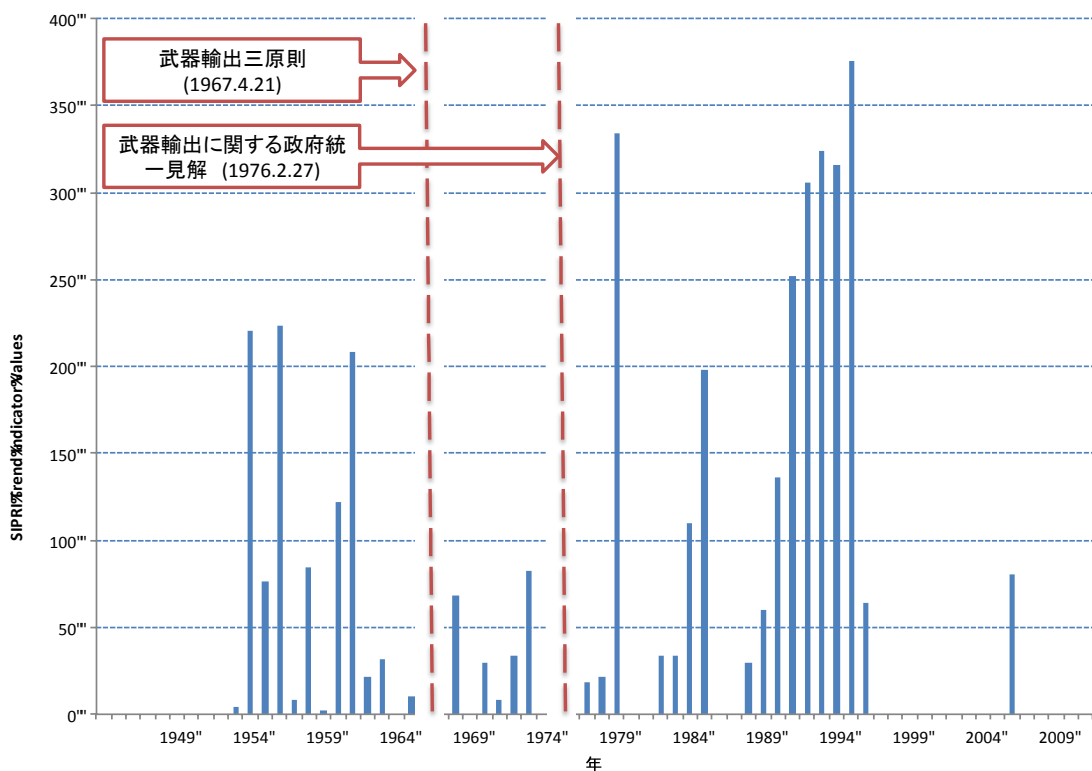


図 2-1 日本の武器輸出に関する統計

出所：The SIPRI arms transfers database

¹⁷⁹ SIPRI では SIPRI Trend Indicator Values (TIVs)を用いた統計を発表している。TIVs は調達にかかる単位原価と軍事移転にかかる費用を表す指数。

http://www.sipri.org/databases/armstransfers/background/explanations2_default

表 2-2 SIPRI データベースにおける日本からの輸出品目 (1945～2013 年)

契約年	移転年	相手国	数	型式等	種類	備考
1953	1955 - 1957	ブラジル	4	Barroso Pereira	輸送船 (Transport ship)	
1953	1955 - 1955	台湾	6	LCU-1466	上陸艇 (Landing craft)	米国オフショア調達プログラムによって資金提供、台湾では Ho Shan と識別されている
1953	1954 - 1954	南ベトナム	4	FD-25 Defender	地上攻撃機 (Ground attack ac)	10 万ドルで日本の製造ラインで生産された
1954	1954 - 1954	カンボジア	7	FD-25 Defender	地上攻撃機 (Ground attack ac)	FD-25B 練習機 3 機が含まれる
1955	1957 - 1957	台湾	2	Fuh Chow	戦闘用艦艇	
1956	1958 - 1960	ビルマ	13	Bell-47/OH-13	軽ヘリコプター (Light helicopter)	第二次世界大戦の戦後賠償プログラム、Bell-47G-2 バージョンでの輸出
1957	1959 - 1959	フィリピン	1	Lapu-Lapu	哨戒艦艇 (OPV)	第二次世界大戦の戦後賠償プログラム; used as presidential yacht and command ship
1957	1958 - 1959	台湾	2	Bell-47/OH-13	軽ヘリコプター (Light helicopter)	Bell-47D バージョン
1958	1959 - 1959	インドネシア	1	T-34 Mentor	練習用航空機 (Trainer aircraft)	
1958	1958 - 1959	フィリピン	36	T-34 Mentor	練習機 (Trainer aircraft)	約 300 万ドルの戦後倍賞プログラム
1960	1961 - 1961	インドネシア	1	LST-1	揚陸艦 (Landing ship)	
1960	1961 - 1961	インドネシア	1	Multatuli	補給船 (Support ship)	
1960	1962 - 1962	ウルグアイ	1	Oribe	油槽船 (Oiler)	国営石油企業 ANCAP が民生用途で利用
1962	1962 - 1964	インドネシア	40	T-34 Mentor	練習用航空機 (Trainer aircraft)	
1962	1963 - 1964	タイ	6	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1963	1963 - 1964	タイ	3	Vertol-107/CH-46A	ヘリコプター (Helicopter)	KV-107-II-2 バージョン; もう 1 機が政府要人移送用に輸出
1964	1966 - 1966	タイ	7	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1965	1966 - 1966	韓国	2	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1965	1966 - 1966	フィリピン	1	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1966	1969 - 1969	台湾	1	Wan Shou	油槽船 (Oiler)	
1968	1971 - 1971	ガボン	2	YS-11A	輸送機 (Transport aircraft)	民生用として提供
1968	1969 - 1969	ビルマ	4	Abamin	上陸艇 (Landing craft)	
1968	1969 - 1969	タイ	3	KH-4	軽ヘリコプター (Light helicopter)	
1971	1972 - 1974	スウェーデン	8	Vertol-107/CH-46A	ヘリコプター (Helicopter)	KV-107-II-5 SAR バージョン、スウェーデンにおける

						型式は Hpk-4C
1973	1974 - 1974	フィリ ピン	2	Tirad Pass	哨戒艇 (Patrol craft)	第二次世界大戦の戦後賠償 プログラム、海上警備用
1975	1978 - 1978	ビルマ	2	Sinde	上陸艇 (Landing craft)	
1975	1979 - 1979	フィリ ピン	3	LCU-1466	上陸艇 (Landing craft)	払い下げ、移送前に近代化
1978	1980 - 1980	イラン	5	Iran Ajr	上陸艇 (Landing ship)	公式には民生用として輸出 したが、海軍によってその 後接收された
1978	1980 - 1980	シエラ レオネ	3	Pompoli	上陸艇 (Landing ship)	
1981	1983 - 1985	インド	7	Jija Bai	哨戒機 (Patrol craft)	インドで製造された 3 機を 含む、沿岸警備隊向け
1983	1985 - 1985	スウェ ーデン	10	MU-2	軽輸送機 (Light transport ac)	標的牽引機として民間会社 がスウェーデン軍向けに運 用
1985	1985 - 1985	ドミニ カ	1	MU-2	軽輸送機 (Light transport ac)	数は 3 の可能性もあり。提 供者は不明。MU-2J バージ ョンでの輸出
1985	1986 - 1986	台湾	17	F-104G Starfighter	戦闘機 (FGA aircraft)	払い下げ F-104J バージ ョン (注 1)
1985	1986 - 1986	台湾	5	F-104G Starfighter	戦闘機 (FGA aircraft)	払い下げ F-104DJ バージ ョン (注 1)
1987	1989 - 1990	中国	3	Jinhou	油槽船 (Tanker)	
1990	1991 - 1997	米国	180	Beechjet-400T	軽輸送機 (Light transport ac)	tanker transporter training system プログラムの一環で 購入;練習機、米国では T-1A Jayhawk として識別
1996	1996 - 1996	英国	1	Sea Crusader	輸送船 (Cargo ship)	ベルギーまたはルクセンブ ルグの民間所有者からリース
2006	2007 - 2007	米国	1	DC-10-40	輸送機 (Transport aircraft)	空中給油機として改造さ れ、米国の企業が米軍及び その他の軍にリースしてい る (注 2)

出所:2013 年 10 月時点の The SIPRI arms transfers database

注 1 : 航空自衛隊退役機が米国に返却後、台湾へ移転

注 2 : 日本航空の中古を米民間が購入し、空中給油機へ改造し、米軍等にリース

そのほかにも我が国の武器輸出に関する記録がある。この記録では我が国の武器輸出は東南アジア、米国を主な仕向地として少額の輸出を行っていたとされている (表 2-3)。青井¹⁸⁰はこの記録が示すように、1950 年代の武器輸出は少額であり、我が国の兵器産業では輸出をするまでの余裕がなかったことを指摘している¹⁸¹。これらの記録をみると、旧日本軍の兵器 (91 式魚雷等) が含まれていることから、新たに開発した兵器の輸出ではなく、旧日本

¹⁸⁰ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005 年 3 月 31 日,
<https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁸¹ 第 28 回国会 1958 年 2 月 19 日参議院外務委員会議録 6 号 1 頁 (松本外務政務次官答弁) 杉原荒太の「武器を輸出する、輸出するような武器が日本に、今の銃弾、砲弾など以外に、実際上そういうものがあるのかどうか、私もまあ実情は詳しく知らないが私の感じでは、そういう余裕もありせぬと思う。特に輸出を目的として、新しくたとえば、小銃等をつくるとかというのなら別だが、今までのところで、そういう余裕なんというものは無いと思う。その辺のところはどうなんですか」という質問に答えて。

軍の兵器を利用する東南アジア諸国向けの輸出が中心であったことが伺える。

一方、1960年代に行われたピストルの輸出はミロク工作所（現株式会社ミロク）による Charles Daly ブランドでの米国でのピストル販売とみられる。1966年にミロク工作所はアメリカのブローニング(Browning)社との販売契約ならびに技術提携を行っている。その後、ミロク工作所は1970年にベルギーのファブリック・ナショナル(FN)との提携も開始された。これよりミロクのショットガンおよびライフルはブローニング・ブランドで世界に向けて供給されるようになった。現在ミロクはスポーツ銃、猟銃の製造、販売を行っている。

表 2-3 我が国の武器輸出に関する記録

年	仕向地	品目	数量	金額（ドル）
1953	タイ	37mm 榴弾	35,000	401,150
1953	タイ	徹甲弾	15,000	
1954	ビルマ	6.5mm 鉄弾	50,000	4,600
1955	台湾	7.5mm 榴弾体	100,000	214,000
1955	ビルマ	6.5mm 鉄弾	1,500kg	460
1956	ビルマ	6.5mm 鉄弾	899,000	84,150
1957	ビルマ	6.5mm 鉄弾	100,000	8,570
1957	台湾	91 式魚雷	20	500,000
1957	ブラジル	9mm ピストル	1	45
1957	南ベトナム	鉄弾	24,000	6,480
1957	南ベトナム	鉄弾プラント	1 式	950,000
1958	南ベトナム	鉄弾	24,000	7,200
1959	インドネシア	射撃管制装置	1 式	83,000
1960	インドネシア	機銃部品	—	36,200
1960	インド	訓練用機雷	2	12,975
1961	インドネシア	機銃部品	—	125,100
1962	アメリカ	ピストル	約 800	9,300
1963	アメリカ(他)	ピストル	約 3000	37,500
1963	インドネシア	機銃部品	—	24,000
1964	アメリカ(他)	ピストル	約 5,000	66,000
1965	タイ	猟銃	5,000	540,000
1965	タイ	銃弾	2,500,000	230,000
1965	アメリカ(他)	ピストル	約 7,000	97,000
1966	タイ	猟銃	5,000	540,000
1966	アメリカ	ピストル	約 8,000	132,000
1967	アメリカ(他)	ピストル	約 12,000	-
1968	アメリカ(他)	ピストル	約 15,000	-
1968	フィリピン	銃弾プラント (賠償)		6,000,000

出所: 国防 1970年8月号、朝雲新聞社

2.1.4 安全保障に与えた影響

(1) 武器輸出三原則等への意見

武器輸出三原則等に関しては多くの有識者が法的な根拠を持たずに武器の輸出を事実上

禁止していると評価している。このような指摘を踏まえ、有識者、政党、経済団体等は武器輸出三原則等の見直しの必要性について意見を表明している。これらの意見では、国際的な理解を得られる武器輸出政策を行うべきと結論している。その根拠として、武器輸出三原則等は特殊な政策であることや今日の安全保障環境に合わせた武器輸出が必要と論じている。例えば、我が国の輸出管理の仕組みについて、青井¹⁸²では次のように述べている。

戦後の我が国の輸出管理の仕組みの実体は、一言でいえば外国為替及び外国貿易管理法によるココム規制の国内実施であり、国際輸出管理レジームにおける合意内容の国内実施である。これだけを見れば、他の先進国と変わりがない。日本の輸出管理が独特なのはこれに禁輸政策が加えられて展開してきたところにある。ココム下で同盟国間では積極的に武器移転をしていたことに照らせば我が国のありようの特殊さは際立つ。

自民党政務調査会・国防部会は2010年6月14日に出された「自由民主党政務調査会・国防部会提言・新防衛計画の大綱について－国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展－」¹⁸³において武器輸出三原則等の見直しとして、輸出管理に関する項目を記述している。

13、武器輸出3原則等の見直し

(1) 新しい武器関連技術に関する輸出管理原則

輸出禁止対象国としては、テロ支援国、国連決議対象国、国際紛争当事国、輸出貿易管理の不十分な国とし、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出については、引き続き抑制的な方針を貫くために許可に係る判断基準「武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針」を定め、厳正に武器などの輸出を管理した上で、個別に輸出の可否を決定する仕組みを構築する。

この記述は2013年6月4日に出された『新「防衛計画の大綱」策定に係る提言』¹⁸⁴においても同様の記述が行われている。

¹⁸² 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日,
<https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁸³ 自由民主党 自由民主党政務調査会・国防部会 提言・新防衛計画の大綱について－国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展－ https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-017.pdf

¹⁸⁴ 自由民主党 『新「防衛計画の大綱」策定に係る提言』2013年6月4日
https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf106_2_1.pdf

装備品の開発・生産コストの高騰に対応すると同時に技術水準の維持向上のため、強みを有する技術分野を生かしつつ、諸外国との共同開発・生産を積極的に進める。また、武器及び関連技術の輸出に関しては、わが国及び国際社会の平和と安全の確保に資するため、一定の制限の下に個別に輸出の可否を判断する新たな仕組みを構築するなど、改定された武器輸出三原則等に更に検討を加えつつ、近年の安全保障環境と戦略環境に適合する輸出管理政策を策定する。

青井¹⁸⁵はこの輸出管理に関する記述について、武器輸出という外交手段を放棄している我が国の政策の転換を促すものとして、次のように述べている。

提案されている輸出管理原則は輸出貿易管理体制が十分に整備されている多国間輸出管理レジームに加盟している供給側先進国—特にアメリカへの武器輸出を解禁するものであり、輸出管理の領域において「ふつうの国」化を目指すものといえる

米国国防副長官室、ジャパンデスクのジェフリー・ブルーム氏は「米国の立場から見た日本の防衛産業政策」のなかで日本の防衛産業の日米同盟における重要性を指摘するとともに、次のように武器輸出三原則等が日本の防衛産業の企業活動を抑制していると指摘する¹⁸⁶。

一方で、二国間協力や多国間協力を進展させるには、大きな課題も存在する。その一つが武器輸出三原則であり、これが日本の防衛産業の企業活動を抑制している。また、防衛能力および戦闘上の要求に関する評価と将来の防衛調達計画が直接的に繋がっていないことも障害の一つである。つまり、防衛装備の協力や防衛産業に関する問題は、日米安全保障協議委員会(2プラス2)の下、日米間の閣僚級レベルの安全保障協議の中核に位置づけられるべきものである。

また、米国側は共同開発に関して、交換公文を交わして第三国移転に関する協議を行うことが煩雑であると認識しているとの指摘がある。さらに、例外化する方法はタイムリーな対応ができず、国際共同開発参加への障害であるとする指摘もある¹⁸⁷。これを解決するためには武器輸出三原則等を根本から議論して米国が「紛争当事国」となった場合でも、

¹⁸⁵ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日,
<https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁸⁶ 平和・安全保障研究所, RIPS 公開セミナー 2009 シンポジウム報告書「防衛産業と日米同盟」, 2009年10月8日

http://www.rips.or.jp/events/2009_Seminer_Symposium_Summary_Japanese.pdf

¹⁸⁷ 西山淳一, 防衛産業と武器輸出三原則<中編>, 防衛技術ジャーナル, 31巻6号, 2011年6月

米国への例外化されていない共同開発関連の輸出を可能とするような見直しが必要であるという意見があった¹⁸⁸。

(2) 国際共同開発

経済界から武器輸出三原則等をはじめとする武器輸出政策に対する要望、見直し議論が1960年代より行われている。この議論の要旨は防衛生産を常に可動の態勢に維持するためには海外への輸出が必要であり、輸出を軽視すると国際競争上著しく不利になるということであった。

一方、武器の国際共同開発を世界的な視点からみると、冷戦終焉後の変化で武器輸出政策は、武器国際共同開発の進展によって変化してきたといえる。冷戦後の防衛力削減及び国防費削減は軍需産業の生き残りをかけた買収合併の企業再編を引き起こした。また、軍事技術や装備の高度化によりハイテク化が進み、米国および欧州各国では一国では防衛研究開発を負担できない状況となっていることから、研究開発費の削減、研究開発期間の短縮、生産単価のコストダウン、最新兵器の効率的導入を目指して武器国際共同開発が進展した。我が国でも防衛産業界はこれらを背景とした提言を行っている。

経団連は2013年5月14日「防衛計画の大綱に向けた提言」¹⁸⁹において、2011年12月に発表された「防衛装備品等の海外移転に関する基準」について、次のように述べている。

2011年12月の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」にある「防衛装備品の国際共同開発・生産」がこれらのどのケースに適用されるのか、わが国の技術的貢献度等を考慮して「国際共同開発・生産」の定義を明確にする必要がある。

防衛装備品の国際共同開発・生産にあたっては、政府間で覚書(MOU)等を締結したうえで、目的外使用や第三国移転に関する適切な管理体制を整備するとともに、装備品に関する技術情報の共有を可能にする情報保護協定等の締結が必要となるため、これらの枠組みの早急な整備を求める。

青井¹⁹⁰は経団連が行っている提言の変遷から、我が国の防衛産業界の共同研究開発についての姿勢を次のように読み解いている。

¹⁸⁸ 富田圭一郎 武器輸出三原則-その現状と見直し議論- 国立国会図書館 調査と情報 第726号
2011年11月1日

¹⁸⁹ 経団連 「防衛計画の大綱に向けた提言」2013年5月14日
http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/047_honbun.html

¹⁹⁰ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日,
<https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

共同開発によって生まれる技術革新についてゆかないと、先端科学技術を保持することはできず、資源のない日本は今後競争力を維持できなくなる。国際共同開発による防衛技術基盤の強化がひとり軍需産業界のみならず、経済界全体の関心事へと変化しつつあるのである。

小林¹⁹¹は国際的な共同開発の流れを概観しつつ、武器輸出三原則等の見直しの推進と国内で維持・向上すべき重点分野を明確にし、技術立国である国際的な安全保障の枠組みづくりにより日本の特性を活かすことを主張している。具体的には「日本でしか作れないもの」を積極的に国際市場に展開することにより、安全保障能力とバーゲニングパワーを確保しつつ、日本を取り巻く安全保障環境やグローバルな安全保障環境の改善を行うことについて次のような記述を行っている。

国際的競争力を有していないものについては輸入、国際的競争力を有しており、直接的な殺傷力を有さないものや平和利用に寄与しえるものは輸出といった選択肢が考えられる。また、完成品としての装備品でなく、サブシステムや部品レベルで国際的競争力を有するものは積極的に輸出・国際共同開発を推進し、「日本でしか作れない」製品を国際市場に増やすことで、日本の安全保障環境の改善に資するといった考え方も防衛技術・生産基盤を維持・向上するために必要となるであろう。

ここでいう「殺傷力を有さないもの」がなぜ良いかという理由については、武器輸出三原則等を見直し、武器およびその部品の輸出を始めたとしても、武器輸出三原則等の「平和国家としての基本理念を維持」という精神を日本は維持していると説明できると考えたためであろう。

また、今後武器輸出三原則等が見直された時に日本の産業が安全保障における役割を国際的に担う効果的な方法を模索する必要性を指摘している。小林氏の発言は日本で武器を一貫して製造することや全ての武器を供与されるといったことは現実的でなく、日本企業が先端技術を活かした武器の中核となるサブシステム、部品のレベルで市場を構成することで日本の産業が国際的な安全保障環境を改善することを期待しているようにとれる。今後は武器に使用される技術が他の分野からのスピニンとなることを考えると、サブシステムや部品の輸出を通じた安全保障環境の改善ということも可能となるだろう。

(3) 国防産業への影響

防衛省の防衛生産・技術基盤研究会はその報告で、我が国の防衛産業は市場原理が働きにくいと指摘している。その理由のひとつとして武器輸出三原則等の制約により原則市場が国内、市場規模が防衛省関係費の枠内に限定されるとともに、管理面などで様々な制約がある

¹⁹¹ 小林 貴, グローバル化時代における日本の防衛産業の現状と課題, 平和研究所内会議報告(概要), 2013年3月 <http://www.iips.org/inhousemeeting/inhousemeeting20130304.pdf>

ためとしている¹⁹²。

また、防衛装備品を製造する企業の中にはコストの増大やイメージダウンを懸念し、武器の輸出に対して消極的な姿勢をとる企業もある。日本の防衛装備品は整備面において厳重な管理体制の下で運用されることを前提として作られており、武器を輸出したとしても、その輸出先において整備体制を整える必要がある。そのため、企業としては装備の運用を含めた環境評価等のコストが発生する。また、輸出用仕様への変更などが必要となる場合もある。さらに、企業が武器輸出に伴うイメージダウンを懸念する場合もある。

青井¹⁹³は我が国の輸出管理政策は、経済関係の観点から主に輸出管理が扱われていると指摘している。すなわち、我が国の輸出管理政策は軍事／政治色が強い従来のココム規制の持つ「安全保障目的の輸出管理」という側面をもって始まったにもかかわらず、「武器は原則として輸出を許可しない」という禁輸政策が加えられ、一般的には強力な外交手段である武器移転を平和主義的理由により放棄して輸出管理を行っている」と指摘している。また、外国為替及び外国貿易法の安全保障条項について次のように指摘している。

政府の一存によってなにか「国際的な平和及び安全の維持の妨げ」に該当し取引が制限され、さらには刑罰の対象となるかが決定されてしまうという点は憲法 41 条及び 31 条に反する可能性が疑われる。この点からも外為法による安全保障目的の輸出管理という仕組みは、不適當と言わざるを得ない。

我が国の世界平和への貢献に関して、政府の「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」はその報告書で、武器輸出禁止が世界平和への貢献への唯一の道であるとは考えず装備品の有効な供与によって相手国との紛争は比較的発生しにくくなり、むしろ友好関係が増進されることで地域の平和に貢献できることを指摘している¹⁹⁴。

これまで日本は「武器を輸出しないことで平和に貢献する」という観点から、武器輸出三原則等により事実上の武器禁輸政策を維持してきた。しかし国際情勢を無視して日本だけが武器輸出を禁じることが世界平和に貢献するという考えは一面的であり、適切な防衛装備の協力や援助の効果を認識すべきである

2.1.5 武器輸出三原則等に関する論点

我が国における武器輸出三原則等に関する見直しの議論は、次のような論点がある。

- 憲法の平和主義を起点として武器輸出三原則等を評価する見直し不要論
- 防衛装備に関する協力を行うことで平和に貢献するために武器輸出三原則等を見直す議論
- 現行の輸出管理体制が政府の運用基準に強く依存していることから適切に法整備す

¹⁹² 防衛生産・技術基盤研究会最終報告－「生きた戦略」の構築に向けて－、2012年6月
<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/houkoku/final/report.pdf>

¹⁹³ 青井未歩 武器輸出三原則を考える 信州大学法学論集 5: 1-64(2005), 2005年3月31日,
<https://soar-ir.shinshu-u.ac.jp/dspace/handle/10091/3858>

¹⁹⁴ 首相官邸 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想－「平和創造国家」を目指して－」2010年8月
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampobouei2010/houkokusyo.pdf>

べきとの法律改正論

武器輸出三原則等を見直すべきという議論と見直し不要論という立場から見ると、両者の立場は一方通行的で武器輸出三原則等の見直し議論をしているとは言い難い。その理由として、武器輸出三原則等の見直し反対論は武器輸出三原則等を評価する議論が中心であり、見直し論に対する具体的な反論となっていないことがいえる。具体的には武器輸出三原則等が憲法9条の理念に沿ったものであり、武器輸出三原則等を見直すことは平和国家としての信頼を損なうとする意見に終始している¹⁹⁵、¹⁹⁶。また、見直し不要論の中では「国際共同開発への当否」を論じたものはない。

以上の調査を元に武器輸出三原則等の功罪としては次のようにまとめられる。

● 功績

- 武器輸出三原則等を理由として、不要な武器の提供を拒否することができた。これによって地域間の紛争に巻き込まれることを防いだ。
- 他国でみられる武器の生産拡大、輸出の増大、兵器市場の増大といった巨大兵器産業育成を防いだ。

● 罪過

- 我が国の武器市場が1つの国と複数の企業による売り手市場となり、企業として利益追求を行えない環境を作った。
- グローバルな武器開発の流れから、我が国の産業が取り残されることになりつつあることとなった。
- 自衛隊の活動に制約をかけ、PKO等国際社会が必要とする活動への日本の参加の障害となった。
- 武器輸出に付随する技術情報交流を通じて、他国の兵力、能力評価に関する情報が得られない。

武器輸出三原則等の功績として不要な武器の提供を拒否することができることや、軍事産業の肥大化防止が挙げられる。不要な武器の提供に関しては、海外から武器の引き合いがあった時に、武器輸出三原則等を輸出ができないと断る理由として挙げることができる。制度上武器輸出ができない印象をあたえることができ、1983年に行われた武器輸出三原則等の例外に関する安倍外務大臣に対する質問では、米国に武器技術の提供が可能であるにもかかわらず、ASEAN諸国に提供できない理由を武器輸出三原則等があるためとしている。

軍事産業の肥大化防止に関しては、武器輸出三原則等が企業に武器の輸出を躊躇させる効果があったとしている¹⁹⁷。例えば、企業は武器かどうか判然としない汎用品に対して、軍事転用の可能性がある物品の輸出に関して躊躇するようになっていたと指摘されている。具体

¹⁹⁵ 竹之内 明, 武器輸出三原則等緩和に反対する声明 東京弁護士会 2012年02月09日
<http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-264.html>

¹⁹⁶ 社民党, 武器輸出三原則の見直しに反対する申し入れ, 2010年12月7日
<http://www5.sdp.or.jp/comment/2010/12/07/%E6%AD%A6%E5%99%A8%E8%BC%B8%E5%87%BA%E4%B8%89%E5%8E%9F%E5%89%87%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%AB%E5%8F%8D%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E7%94%B3%E3%81%97%E5%85%A5%E3%82%8C/>

¹⁹⁷ 森本正崇 武器輸出三原則 信山社 2011年3月

的には杉山弘道通商産業省機械情報産業局長が、民生用途のヘリコプターは汎用品であり需要先が外国の軍隊である場合でも武器輸出三原則等に該当しないが、一般的な風潮として企業が取引を躊躇することが述べられている¹⁹⁸。このような企業に対する萎縮効果は武器輸出三原則等によってもたらされたものであると指摘されているが、これは罪過の側面も併せ持つ者であろう¹⁹⁹。

武器輸出三原則等の罪過としては、企業が利益を追求できない市場環境、グローバルな武器開発の流れからの孤立、国際社会が必要とする活動への障害、他国の能力評価が行えないことが挙げられる。市場環境について、一般的に国家が武器の需要者となるため、輸出を制限することは日本の軍需企業にとって需要者を1つの国に制限することになる。そのため、唯一の需要者の提示する仕様に対して複数の供給者が競争することとなり、買い手市場が形成され企業が利益を追求できない環境となる。グローバルな武器開発の流れからの孤立に関しては、軍事技術や装備の高度化によりハイテク化が進み、米国および欧州各国では一国では防衛研究開発を負担できない状況において、武器は複数の国で共同開発する流れが進んでいるが、武器輸出三原則等によって我が国は共同開発に加わることができなかった。武器輸出に付随する技術情報交流は、他国が必要とする武器およびその国の兵力を知るきっかけとなる。そのため、武器輸出三原則等によって武器の輸出を制限することは、武器の輸出を通じた他国の兵力、能力評価に関する情報が得られないこととなる。

¹⁹⁸ 第104回国会参議院商工委員会議録第6号 1986年4月10日 p.30.

¹⁹⁹ 森本正崇 武器輸出三原則 信山社 2011年3月

2.2 米国の輸出管理制度改革の状況

3. 有識者ヒアリング

国内外の安全保障に関する学識経験者、シンクタンク等の研究者、安全保障貿易管理に関する政策の企画立案の経験者、産業界の有識者等、輸出管理に知見を有する者から、武器輸出に関する現状及び課題についてヒアリングを行う。また、今後の我が国を巡る安全保障情勢と安全保障貿易管理の在り方についてもヒアリングを行った。

経済産業省と相談しながら、ヒアリングを行う有識者を決定し、ヒアリングシートの作成、有識者ヒアリングの実施、ヒアリング内容の取りまとめ等を行う。海外におけるヒアリング先として、欧州の2カ国（独、スウェーデン）の政府機関、シンクタンク等を対象として実施した。

3.1 国内ヒアリング

以下を主なヒアリング事項として、国内有識者へのヒアリングを実施した。有識者の選定に当たっては、文献調査、科研費等の実績より、関連研究者の抽出を行った。

- 安全保障・軍備管理、国際法、貿易管理などの視点（主に大学等有識者）
 - 我が国武器輸出政策の歴史的経緯
 - 我が国武器輸出政策の現状と今後の課題、将来動向
 - 国連での議論、国際法との関係
 - 我が国を対象とした通常兵器輸出管理の在り方へのご意見
 - 欧米諸国における研究事例の照会と国際社会に与えた影響
 - 武器輸出政策に対する政策立案者、国民等との合意形成
- 産業基盤維持などの視点（主に企業関係者、ジャーナリスト）
 - 防衛産業の現状と課題
 - 産業から見た武器輸出三原則等の見直しへの視点

本調査においてヒアリングを実施した、国内の安全保障、安全保障貿易管理等に関する有識者を表 3-1 に示す。

表 3-1 国内有識者（ヒアリング先）

日時	有識者	ポイント
10月29日	慶応大学 青木節子 教授	我が国武器輸出政策の変遷 <ul style="list-style-type: none"> ● 武器輸出三原則が提示された1967年以前、1980年代以降の武器輸出三原則等が厳格化された時代、そして2011年に官房長官談話以降の時代に大別 ● 国連安保理決議等に基づく輸出管理を徹底し、1967年の武器輸出三原則のレベルに戻るといった考え方もある。むしろWMDへ転用可能な汎用品が、非国家主体に渡ることが国際的には問題ではないか ● これまで世界の安全保障に責任を持つという観点は全く持っていなかったのではないか

10月31日	北海道大学 鈴木一人 教授	欧州武器輸出政策 <ul style="list-style-type: none"> ● かつての欧州はナショナルチャンピオン政策が存在し、各国に1つ国防企業が、政府と1対1で価格交渉。 ● 国防予算が削減される中、より性能の良いものを求め、政府側が共同調達に移行したため、産業側も共同開発の枠組みを模索。 ● 兵器は欧州において1つの産業であり、外貨を獲得し、雇用を生み、経済を活性化させており、産業政策の一環として捉えている。
11月18日	東京工業大学 池上雅子 教授	スウェーデン武器輸出、安全保障政策 <ul style="list-style-type: none"> ● 中立国という立場で、国防産業への維持のために輸出に積極的であるが、多くの問題を抱える（サウジアラビア・スキャンダル等）
11月22日	ジャーナリスト 桜林美佐 様	産業界から見た武器輸出政策 <ul style="list-style-type: none"> ● 必ずしも武器輸出緩和を喜んでいるわけではない。煩雑な手続きとそのコストのため輸出が現実的でないことに加え、レピュテーションリスクを取れない。 ● 我が国装備品は、練度の高い部隊であるから運用可能であり、輸出する際は能力開発もセットで行う必要あり。
11月26日	拓殖大学 佐藤丙午 教授	武器輸出政策全般 <ul style="list-style-type: none"> ● 「完成品」、「共同開発」、「部品」、「民生品転用」に大別して議論すべき。また、修理・補修を想定する必要あり。 ● 輸出管理当局として、何らかのフレームワークを持つておくことが大事。 ● 輸出向装備品の開発は国内法律解釈上可能か？共同開発→市場開放となった場合、市場開放欧米巨大企業との競争力は？
12月2日	学習院大学 青井未帆 教授	憲法と法制度からみる武器輸出政策 <ul style="list-style-type: none"> ● 武器輸出は、法律により明確に規定していないが規範として大きな力を持っている実態が興味深い。 ● 合理性（高度な技術の維持など）の議論に、非合理的な発想（憲法解釈など）を入れて考える必要あり。
12月5日	明治大学 横井勝彦 教授	武器輸出の歴史的な考察 <ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的には、装備品開発を民間依存へとシフトしたため、「政治の論理」に加え、「資本の論理」が導入され、「輸出」へ ● 歴史を見ると、武器輸出批判の動き（死の商人）が出てくると、その直後に紛争等が勃発し、批判の空気がなくなるという皮肉な結果

3.2 海外ヒアリング

3.2.1 実施概要

- ・ 訪問先：スウェーデン、ドイツ（欧州武器輸出管理政策関連の有識者、実務者等）
- ・ 実施期間：2013年11月20日（水）～27日（水）

訪問先：

日程	訪問機関	対応者
2013年11月20日（水）	スウェーデン国際関係研究所 （Swedish Institute of International Affairs: UI）@Stockholm	<ul style="list-style-type: none"> - Dr. Linus Hagstrom (Senior Research Fellow and leader for the East Asia Programme) - Dr. Bjorn Jerden (Member of the East Asia Program (Research Associate)) - Marie Söderberg (Professor, Director of the European Institute of Japanese Studies at the Stockholm School of Economics (HHS))

	ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute: SIPRI) @Stockholm	- Dr Sibylle Bauer (Director of SIPRI's Dual-use and Arms Trade Control Programme)
2013年11月21日(木)	スウェーデン防衛安全保障輸出機関 (Försvarsexportmyndigheten: FXM) @Stockholm	- Peter Göthe (Director, Head of Strategy Directorate)
	スウェーデン戦略製品査察庁 (Inspektionen för strategiska produkter: ISP) @Stockholm	- Jan-Erik Lövgren (Deputy Director-General)
2013年11月22日(金)	スウェーデン防衛研究所 (Totalförsvarets forskningsinstitut: FOI) @Stockholm	- Martin Lundmark (Research Director)
2013年11月26日(火)	連邦・経済輸出管理局 (Bundesamt für Wirtschaft und usfuhrkontrolle: BAFA) @Eschborn	- Willy Jeanrond (Licences for Conventional Arms) - Anika Leidinger (Export Control: Basic and Procedural Questions)
	フランクフルト平和研究所 (Hessische Stiftung Friedens- und Konfliktforschung: HSFK/PRIF) @Frankfurt am Main	- Dr Bernard Moltmann (Visiting Fellow)
2013年11月27日(水)	ボン軍民転換国際センター (Bonn International Center for Conversion: BICC) @Bonn	- Marc von Boemcken (Senior Researcher and Project Leader) - Michael Ashkenazi (Senior Researcher) - Jan Grebe (Researcher and Project Leader)

3.2.2 結果概要

(1) 欧州の輸出政策について

【欧州全般】

- EU では武器輸出は国家の競争力の源泉と認識を持っており、各国武器輸出政策に不当に干渉するような姿勢ではない。一方で適正な輸出管理の実施を徹底しており、EU Common Position に対応して加盟各国は武器輸出の実績について毎年報告を行うこととなっている（各国現地語に加え、英語版も作成）。[SIPRI/Sibylle 博士]
- EU 加盟各国の武器輸出の政策体系や意思決定システムは、各国の個別事情や組織体系等により異なるものであり、特に正しい姿というものはない（例えば、同じ EU でもノルウェーは比較的強い規制方針を持っている。また、フィンランドは防衛省が武器輸出の意思決定機関である。）。[SIPRI/Sibylle 博士]

【スウェーデン】

- スウェーデン国民の約半分は武器輸出に反対している²⁰⁰。近年の武器輸出スキャンダル（ミャンマーへの迂回輸出、防衛大臣によるサウジアラビアへの武器工場建設の裏取引

²⁰⁰ 注：スウェーデン放送局 SVT の 2013 年 3 月の調査によると、一般的な武器輸出については、42%が賛成、39%が反対との回答。78%は独裁国に武器輸出をすべきでない、13%はしてもよいと回答。また、2009 年の Demoskop という世論調査会社の調査結果によると、92%は人権が侵害されている国に武器輸出をすべきでないと回答。<http://www.svt.se/nyheter/sverige/svenska-folket-ingen-vapenexport-till-diktaturer>

(法的に規制されているものではないが、秘密裏に進められたため問題となった)等の事例等)を受け、議会でも規制強化の動きもある。それでも武器輸出政策を進める大方針にこれまで大きな変化がなかった背景には、防衛産業に頼っているという経済的な理由がある他、政党の国内防衛産業との強い繋がりがある。[HHS/Marie 教授]

- スウェーデン防衛安全保障輸出機関 (FXM) の設立背景：スウェーデンの防衛関連企業が民営化される流れの中でも、防衛市場は政府が唯一の購買者であり、防衛技術は国家安全保障に直接関わるものであるという特殊な市場であることから、政府が関与・支援を行う目的で FXM が設立された。一方、調達機関である国防省が直接防衛産業を支援することは透明性の観点から望ましくなく、輸出促進を分業する形で FXM が設立されている。また、軍産複合体 (The Military-Industrial Complex) として批判を受ける可能性もあるため、第三者的に客観的に防衛品の調達の透明性等を評価する立場も有している。[FXM/Peter 氏]
- FXM のミッションは、1) 余剰防衛品の輸出 (その際の仲介等)、2) 他国との共同訓練等を含む協力の支援、3) 輸出 (共同開発含む) の促進 (政府と民間の橋渡しやそのメリットの分析等) が挙げられる。余剰防衛品は、発電機、ヘリコプター、戦闘機、潜水艦等を、タイ、シンガポール、ハンガリー、チェコ等に対して輸出しているが、これは共同訓練の実施とともにバルト海やマラッカ・シンガポール海峡等、スウェーデンとしても重要な地域の安全保障に繋がる意義がある。なお、こうした FXM の全ての活動は武器輸出に関連するものとして ISP の事前許可が必要。[FXM/Peter 氏]
- EU は重要な市場であるが衰退していく市場でもある。そのため、新たな市場として BRICS 諸国、中東、及びアジアをターゲットとしている。[FXM/Peter 氏]
- ISP の職員は 24 名。法律、技術、及び政治科学分野の専門家を有している。また、防衛省から人材も登用している。[ISP/Jan-Erik 氏]
- 輸出先として初めての国や機微な品目・国と ISP が判断した場合は、政府が指名した議会議員から構成される Export Control Council (ECC) の助言を受ける (メンバーは議会の構成比率により選定。防衛省、外務省、ISP も参加。年 10 回開催し、年間 25 程度の助言が出される。)。特に機微な案件と判断された場合は、最終的な決定を政府が行う場合もある (1996 年からこれまで 20 件の事例あり)。[ISP/Jan-Erik 氏]
- エンドユース証明には在外公館が協力する。現地査察を行う場合もあるがリソースには限界がある。輸出した武器のメンテナンス契約を締結している場合もあるため、その場合は結果として査察の効果がある [ISP/Jan-Erik 氏]。南アフリカに 1999 年に Gripen 戦闘機を輸出した際、現地企業によるメンテナンスが機能しなかったため、Saab 社がメンテナンス契約を結んだ事例がある [FOI/Lundmark 博士]。
- FA/LoI (Letter of Intent / Framework Agreement for six nations collaboration / Sexnationerssamarbetet – Sweden, France, Italy, Spain, UK, Germany) に基づくスウェーデンの協力事例は、ドイツとのミサイルシステム共同開発、英国との武器システム開発の 2 件のみである (詳細は不明)。[ISP/Jan-Erik 氏]

【ドイツ】

- ・ 最近の動向として、UN Firearms Protocol に対応した EU No.258/2012 Regulation on Firearms に基づき、小型武器のトレーシング（マーキング）を徹底する法律が 2013 年 9 月に制定された。[BAFA]
- ・ BAFA では“plausibility check”として、エンドユーザ及びエンドユースに基づき輸出許可の評価を行う。許可部門が受付した後、技術部門の評価を受け、最終的な許可はホワイト国の場合は BAFA、その他第 3 国の場合は政治的判断が必要なため経済産業技術省（BMWi）及び外務省の判断となる（全体の 10%程度）。防衛省の判断が必要な場合は稀であるが、装甲車両等、特に関連がある事例については関与する場合がある。[BAFA]
- ・ なお、そこでも判断できない場合は首相が座長を務める安全保障委員会での判断となるが、これは冷戦時代に設けられたものであり非公開となっている²⁰¹。[BICC]
- ・ 開発途上国に武器輸出を行う場合は経済開発協力省（BMZ）に助言を求められるため、BMZ は BICC に発注して各国のデータベース（軍拡状況等）を作成している。[BICC]
- ・ BAFA の職員は、技術部門が 100 名、許可部門が 100 名（合計 200 名）の体制となっている。[BAFA]
- ・ FA/LoI を適用した共同開発の事例は、これまで 2 件（スウェーデン及びフランス）のみである。[BAFA]

(2) 日本の武器輸出三原則等について

【武器輸出三原則等にあり方に関するご意見全般】

- ・ 経済的原則に従えば、輸出は不可避なものである。日本の場合はシステムの輸出から始めるのではなく、まずは部品レベルで競争力が高い技術の提供から開始して他国から必要とされる地位を築き、徐々に拡大していくという戦略が取り得るのではないかと²⁰²。
[HHS/Marie 教授]
- ・ 一方、野田政権時 2011 年 12 月の年の官房長官談話により十分に武器輸出三原則等は緩和されていると認識しており、これ以上の緩和政策に利点があるかどうかについては疑問がある。[HHS/Marie 教授]
- ・ 武器輸出政策を検討する際には、1) どの武器を特別にリスト化して取り扱うのかを特定しサンプルとして審査過程を決める、2) 外交政策なのか貿易課題なのか判断する、3) 企業にとって本当に重要な輸出なのか時間軸を持って理解する、4) 政治腐敗や賄賂等の問題発生のリスクを考慮する、ことが求められる。[PRIF]

²⁰¹ 注：正確には、ドイツ憲法（基本法）の第 26 条 2 項（武器の製造、輸送、販売は政府の許可なく実施できない）に基づき、1955 年にはじめて連邦安全保障委員会の前身となる委員会が当時の内閣によって作られ、その後、冷戦期に対共産圏の輸出管理を主な目的として現在の形となった。

²⁰² 同意見に対し、「現在日本企業が iPhone 部品供給に終始しているように、防衛品でも部品供給国に留まる可能性の方が大きい。日本はシステム統合力を高める必要があるが、これは自ら完成品を開発生産しない限り不可能。欧州の関心と期待が日本からのハイテク部品供給のみにある事を露呈している。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご意見あり。

【外交安全保障上考慮すべき事項】

- ・ 日本は憲法第 9 条に基づく平和国家としてのソフトパワーを有していると国際的には認識されており、例えば中国との係争においても日本を支持する一つの根拠となっている。そのようなソフトパワーを損なわないよう、むしろ育てるような政策となるよう留意する必要がある。[UI/Linus 博士]
- ・ 中国等の隣国は日本のどのような積極的な安全保障政策についても反発を示すであろうことから、更なる武器輸出三原則等緩和による固有の反発や影響といったものはないといえる。[UI/Linus 博士]
- ・ 小型武器のエンドユースコントロールは完璧には実現できない。BICC が過去に実施した調査では、10%程度は輸出後も外部に流出しており、コロンビアを対象とした調査では、紛争で用いられている弾薬の 20-25%が国の在庫の弾薬(欧州からの輸出分を含む)であることが明らかとなっている。[BICC]
- ・ EU の事例からも分かる通り、実際に武器輸出の原則(8 原則)を適用することは困難であり、日本も同様に多くの例外や失敗事例が発生すると想定される。[BICC]
- ・ 武器輸出により防衛力が向上し、地域の安定性向上に寄与し、また、ドイツとしても人員を送ることなく安全を確保した状態で地域安全保障に貢献できるという考え方がある。ドイツではその考え方に基づきインドネシアに戦車を輸出している。[PRIF]

【防衛産業に与える影響】

- ・ 仮に武器輸出産業が成長した場合、日本にこれまで存在しなかった大規模の軍産複合体(The Military-Industrial Complex)が形成され、それが米国との緊張といった負の影響をもたらす可能性も否定できない。更なる場合は、米国から独立すべきという国内の論調が再び盛り上がる可能性もある(例えば、石原慎太郎等による「No といえる日本」における、ロシアと関係強化すべき、といった主張等)²⁰³。[UI/Bjorn 氏]
- ・ 日本の武器は高価であり開発に時間がかかる印象があり²⁰⁴、競争力を確保するには販売先にとってのメリットをいかに示すかというオファーの方法が重要となる。また、販売する武器の有用性や信頼性を自国で実証していること、実戦で使われていること、米国に購入され使われていること等がアピールポイントになる。[FOI/Lundmark 博士]
- ・ 共同開発となった場合は日本としていかにその後の流出等の管理をするかを考える必要がある。ドイツでは、例えばユーロファイターの開発では部品提供で 20%のみを担当しており、組み立ては英国で行われその後の管理が不可能となっている。ドイツから韓国に潜水艦を輸出した後、契約上の問題もあったと考えられるが技術が流出し、同じ設計の潜水艦が韓国からインドネシアに輸出された事例もある。[PRIF/Moltmann 博士, BICC]

²⁰³ 同意見に対し、「“日米安保瓶のふた論”を欧米や中韓を始め殆ど全ての欧米諸国が支持していることを率直に表明している。これが果たして日本の長期的国益に繋がるのかは長期的政治課題である。」(東京工業大学 池上雅子教授) とのご意見あり。

²⁰⁴ 同意見に対し、「米国からの装備直輸入の方が安いとは限らない。特にシステムのメンテナンスや部品供給確保など長期的観点からは、輸入の方が安いという議論は必ずしも当たらない。F35 などはどうか？」(東京工業大学 池上雅子教授) とのご指摘あり。

- 一度武器輸出を開始すると、輸出を継続・拡大するよう産業界から政府がプレッシャーを受け続けることとなると予想される。米国等の大きな市場への参入は事実上不可能であるため、アジアや中東への輸出²⁰⁵が不可避となり、輸出管理をいかに担保するかが大きな課題となる。また、ジョイントベンチャーや工場建設等への対応も出てくる可能性があり、そうすると事実上輸出管理は不可能となってしまう。[BICC]

【国民との合意形成方法】

- 報告：EU の様に武器輸出実績の報告（年次報告）を国民等に対して行うことが重要である。[SIPRI/Sibylle 博士]
- 議会の関与：ドイツでは国民の約 70%が武器輸出に反対しているというデータもある²⁰⁶。ドイツでは特に議会による管理システムがないことが問題となっており、いかに議会のチェックを働かせ、透明性を確保するかが重要である。また、透明性という観点からは、防衛関連企業が開示できない問題があり、実効性には課題が多い。[BICC]

【輸出管理当局の対応】

- 情報交換：EU 加盟国内では輸出拒否事例の共有等、情報共有の仕組みが構築されている。日本では EU とは異なりどの国とどのように情報共有すべきか等を検討する必要があるが、EU 諸国等との何等かの情報共有の仕組みは意思決定事例の蓄積等で役立つだろう。[SIPRI/Sibylle 博士]
- 人材確保：武器輸出管理はどれだけの職員を確保できるかがその実施程度に影響する。特に、ドイツ BAFA の様に 200 人規模で技術職員まで内部に抱えることができればよい²⁰⁷。[SIPRI/Sibylle 博士]
- 執行：税関職員の能力開発や METI 武器輸出管理当局とのコミュニケーションの確保も必要である。武器輸出の対応経験がない税関職員の確認・判断基準等の浸透が特に重要となる。輸出許可の不正利用等を防ぐためのクロスチェックの仕組みを導入することも重要となる²⁰⁸。こうした仕組みは輸出政策変更の前に十分な想定に基づき最初から導入しないと、現場に混乱をもたらす恐れがある。[SIPRI/Sibylle 博士]
- 人権対応：原則的アプローチと機能的アプローチの両方を取り得る。日本としての対応方針は固める必要がある。[SIPRI/Sibylle 博士]
- エンドユース管理の実施程度は輸出管理当局の人材リソースの状況に左右されるものである。エンドユース違反の場合の罰則を設けることで予防するという考えもある。厳

²⁰⁵ 「アジアと中東は第三次世界大戦も誘引しかねない世界の火薬庫。ブーメラン効果で被害に遭うので、日本はこれら地域への武器輸出を控えるべき。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご意見もあり。

²⁰⁶ 注：ドイツ連邦議会の左翼党（DIE LINKE）のグループが 2011 年に実施した世論調査によると、ドイツ国民の約 78%が「いかなる武器輸出にも反対」との回答。なお、約 13%が「紛争地域への武器輸出には反対」、7%が「武器輸出に賛成」と回答との結果であった。

http://www.waffenexporte.org/wp-content/uploads/2011/06/Zusammenfassung-UmfrageWaffenexporteHomepage_End.pdf

²⁰⁷ 同示唆について、「これほど多くの職員を配置するに見合う程の武器輸出をする意味はあるのか。ドイツは主要武器輸出国の一つ。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご指摘あり。

²⁰⁸ 同意見について、「既に軍事的に非常に重要な日本の汎用技術や部品は久しく世界に流布している。この問題を等閑にして武器輸出規制云々はあまり意味が無いのでは？」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご指摘あり。

し過ぎるエンドユース管理を強いても実効性を担保出来ないという可能性もある(英国で前例あり) また、武器製造工場の海外建設は管理が不可能となるため原則として行うべきではない²⁰⁹。なお、武器輸出管理のベストプラクティスは EU User's Guide to Common Positions に整理されており、参考とすると良い。[SIPRI/Sibylle 博士]

²⁰⁹ 同意見について、「武器製造は勿論、武器製造に使われる部品の海外製造も規制すべき。例えばアフリカの内戦地域では、トヨタのランクル等日本の汎用品を軍事転用しているが、その大きな理由は当該地域に部品製造工場があり、恒常的に兵器として使用できる為。」(東京工業大学 池上雅子教授) とのご示唆あり。

4. 安全保障政策に関するアンケート調査

4.1 アンケート調査の設計

経済産業省においては、2012 年度に「安全保障貿易管理制度認知度等実態調査」という安全保障政策に関するアンケート調査を実施している。本年度はこの 2012 年度調査結果を踏まえ、アンケート調査の設計を行った。

4.1.1 過年度調査結果のレビューとアンケート調査設計方針の検討

本年度のアンケート票の設計においては、大きく 2 つの方針が考えられた。具体的には、「昨年度のアンケートとの継続性を重視する方針」と「より直接的に武器輸出三原則について調査することを重視する方針」の 2 つである。それぞれの方針のメリット・デメリットを以下に整理する。

表 4-1 2 つの方針のメリット・デメリットの整理

	メリット	デメリット
昨年度との継続性を重視	● 昨年度との経年変化を把握することが可能	● 直接的に関係しない設問が必要
直接的に調査することを重視	● 直接的な意見の収集が可能 ● クロス集計等を行う価値のある設問が増加	● 経年変化についての把握が、継続性重視の方針と比較して困難

- 直接的調査を重視する場合
 - ✓ 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長・北岡伸一国際大学長）関連のニュースにおいて、「武器輸出三原則等の見直し」といった用語もでてきていることから、直接的に調査をしてもよい環境は整いつつある。
 - ✓ 一方で、「武器」という単語を見ただけでも拒否反応を示す層も一定数存在すると思われることから、冒頭から「武器輸出」についての説明を記載すると回答者層が偏る懸念もある。
- 継続性を重視する場合
 - ✓ 一部の設問の入れ替えを行い、より「武器輸出」に関連した設問を増やすことも可能である。入れ替え候補は以下の設問である。
 - Q6：テレビ番組視聴時の CM
 - Q9：スポーツ
 - Q10：好きなスポーツ選手とアーティスト
 - ✓ 追加の設問候補としては、「安全保障と防衛力に関する懇談会」の知名度（他の会議との比較）、武器輸出三原則の内容の理解度、などが想定される。

なお、いずれの方針とする場合も、経年変化の把握を重視し、サンプリング設計等の条件は昨年度調査を踏襲することとした。

経済産業省殿との打合せの結果、継続性を重視する方針とし、設問を一部入れ替えることとなった。

4.1.2 入れ替え設問の検討

継続性を重視する方針となったことを踏まえ、昨年度の調査のレビューにおいて重要度が低いと判断した設問を入れ替え候補として提示し、経済産業省殿との打合せの結果、決定した。入れ替えを行った設問を表 4-2 に示す。なお、武器を輸出することの賛否については、昨年度は武器を輸出することに対する気持ちを聞く自由記述のみであったが、本年度はまず賛否を選択式で聞き、その後、自由記述に進む形へと変更した。

表 4-2 入れ替え設問の検討

昨年度設問	本年度設問
Q6：テレビ番組視聴時の CM	日本が武器を輸出しても良いと思う国
Q9：スポーツ	日本が武器を輸出することのメリット
Q10：好きなスポーツ選手とアーティスト	武器と思わないもの（武器の定義）
	武器を輸出することに対する賛否

また、アンケート調査時に話題となっていた「防空識別圏」について、経済産業省殿の要望を受け、本年度の設問 8「用語の認知度」と設問 9「用語に対する関心度」に選択肢を追加した。

なお、アンケートの構成全般は、2012 年調査の形態を踏襲し、日常生活について質問するパートと、安全保障に関する意識について質問するパートからなる構成とした。最終的に確定した設問表を添付資料 3 として添付する。

4.2 アンケート調査概要

4.2.1 アンケート調査概要

調査対象は、アンケート会社モニタで 15 歳以上の男女とし、サンプル数は 1000 件以上とした。また、サンプル設計において性別・年代別に均等になるように回収した。また、調査地域は全国とした。

調査は 2013 年 11 月 27 日（水）～11 月 30 日（土）にインターネットリサーチで行った。最終的に有効回答数は 1042 となった。性別・年代別の回収数を表 4-3 に示す。

表 4-3 性別・年代別の回収数

No.：セル名称	希望サンプル	有効サンプル
セル 1：男性/15-19 才	70	73
セル 2：男性/20-29 才	72	75
セル 3：男性/30-39 才	72	75
セル 4：男性/40-49 才	72	75
セル 5：男性/50-59 才	72	75
セル 6：男性/60-69 才	71	74
セル 7：男性/70 才以上	71	74
セル 8：女性/15-19 才	70	73

セル 9 : 女性/20-29 才	72	75
セル 10 : 女性/30-39 才	72	75
セル 11 : 女性/40-49 才	72	75
セル 12 : 女性/50-59 才	72	75
セル 13 : 女性/60-69 才	71	74
セル 14 : 女性/70 才以上	71	74
合計	1000	1042

4.2.2 回答者属性

回答者の属性について図 4-1 から図 4-4 に示す。サンプリング設計として、男女比率は 50%対 50%とし（図 4-1 参照）。年齢・男女別のサンプル割付は、図 4-2 に示すように年齢は 10 歳刻みで各セグメントの数は 73 から 75 でほぼ均一となるように設定している。職業は会社員、専業主婦（主夫）、学生などが多くなっている（図 4-3 参照）。居住地は、関東地方、近畿地方、中部地方の順に多く、東北地方、中国地方、そして九州地方などが少なくなっており、国勢調査報告での地方別割合と傾向は合致する（図 4-4 参照）。

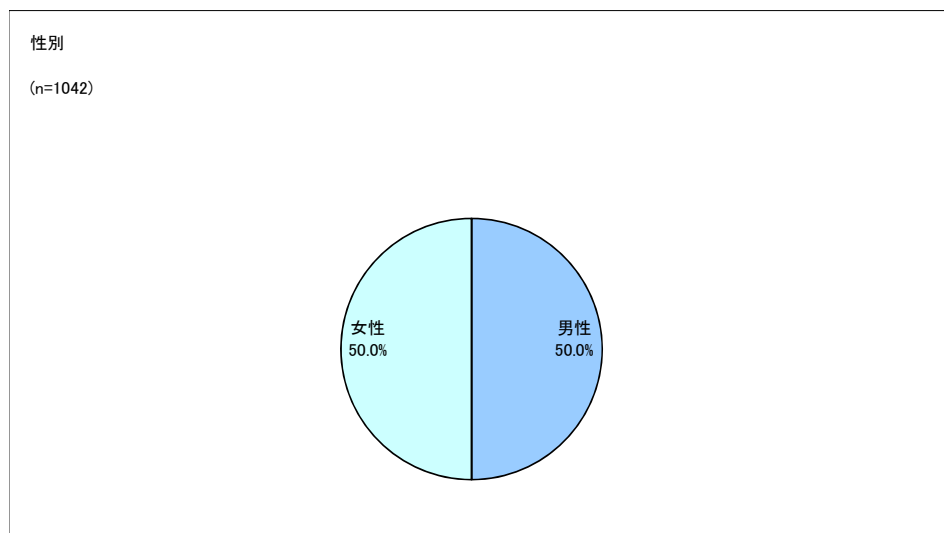


図 4-1 回答者の男女比率

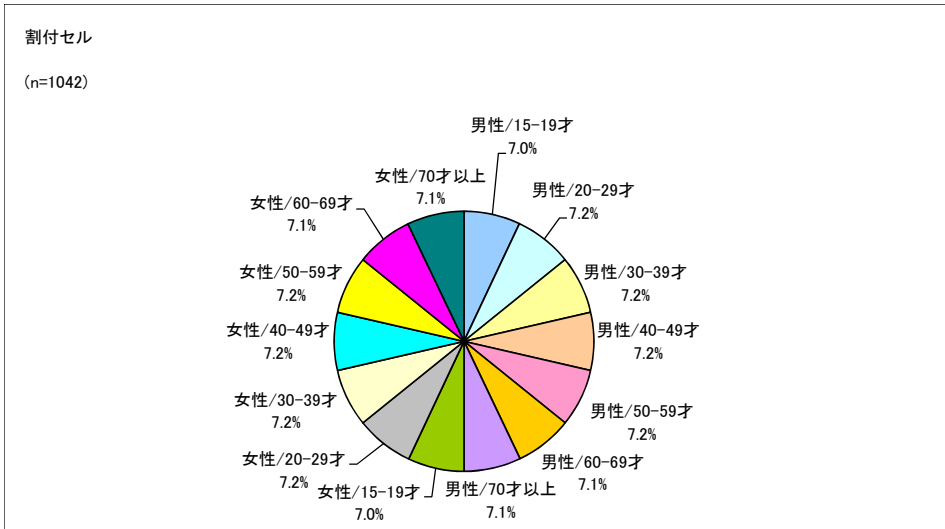


図 4-2 回答者の年齢・性別の割付

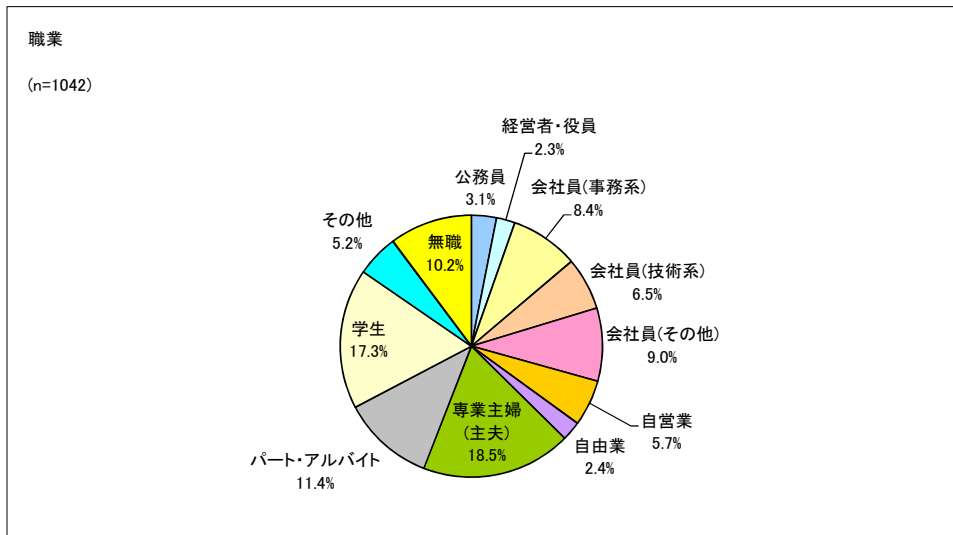


図 4-3 回答者の職業

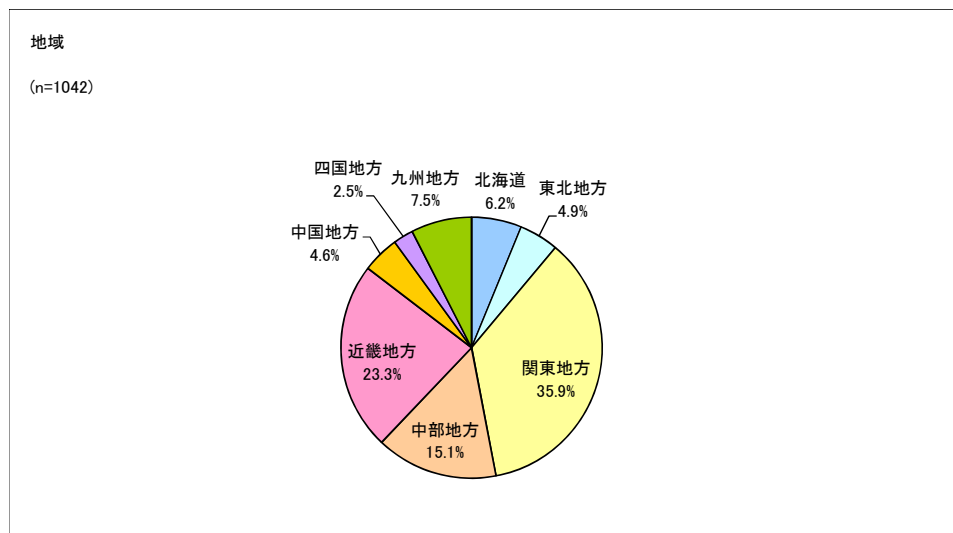


図 4-4 回答者の在住地域

4.3 単純集計結果

4.3.1 日常生活に関する意識調査結果

(1) 「購読新聞」と「新聞を購読していない理由」

Q1「購読新聞」およびQ3「新聞を購読していない理由」の調査結果を図 4-5 と図 4-6 に示す。

Q1を見ると読売、朝日が多くなっているが、新聞を購読していない層が最も多く30%を超えている。新聞を購読していない層にQ3「新聞を購読していない理由」を聞いた結果では、インターネット、テレビで情報を得られるとの回答が多くなっている。

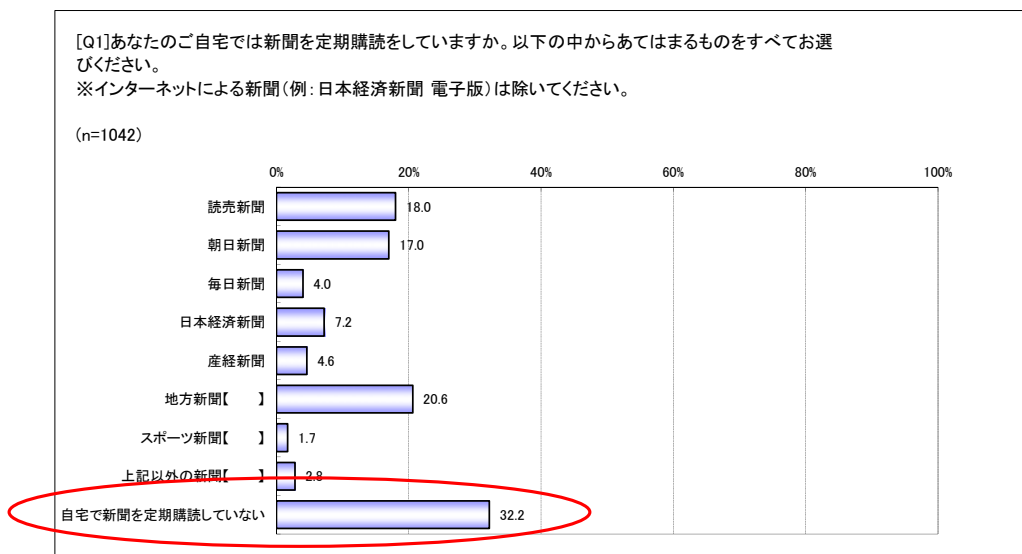


図 4-5 購読新聞

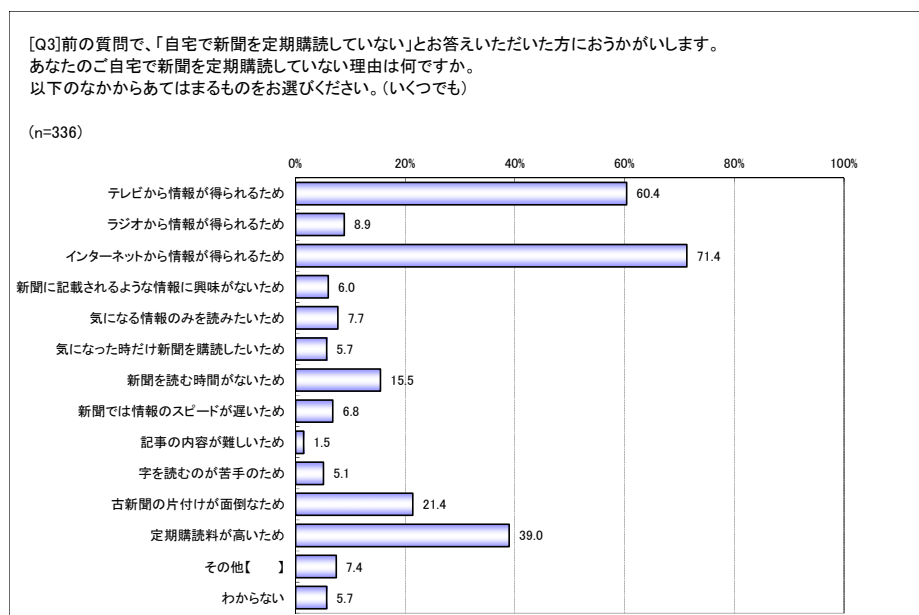


図 4-6 新聞を購読していない理由

(2) 購読している新聞欄

新聞を購読している層に対して、どの欄を読んでいるかを聞いた結果を図 4-7 に示す。社会面、地域面、暮らし面、そしてテレビ欄・ラジオ欄が多い結果となっている。

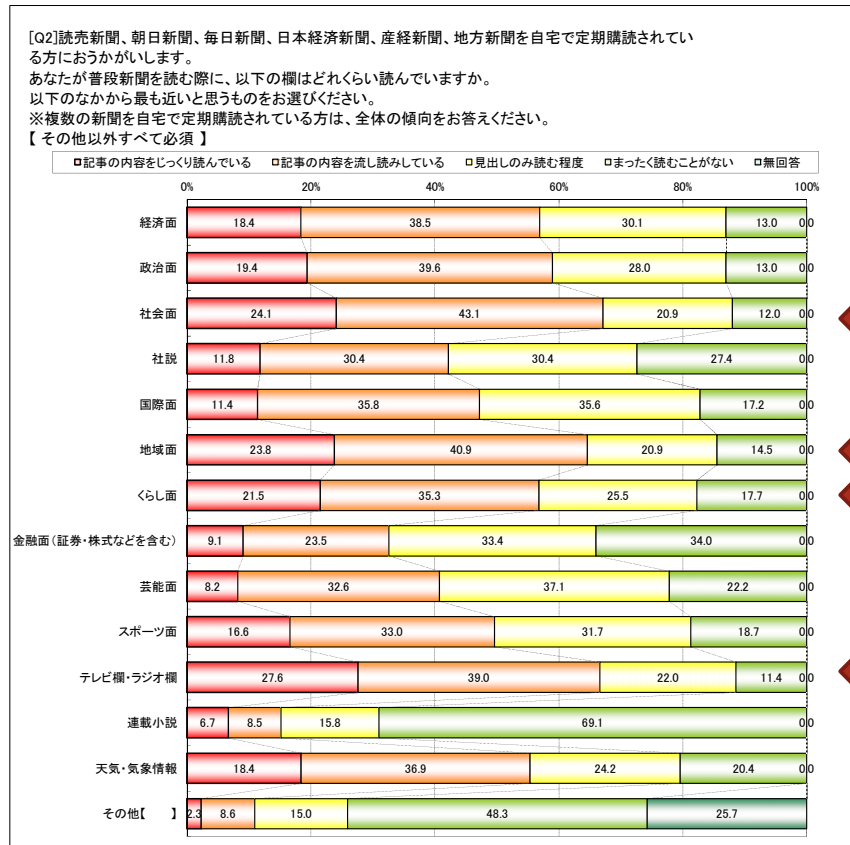


図 4-7 購読する新聞欄

(3) 購読している雑誌

続いて、雑誌について聞いた結果を図 4-8 に示す。女性向けファッション誌、男性向け総合週刊誌がやや多いが、購読しない層が圧倒的に多い結果となっている。

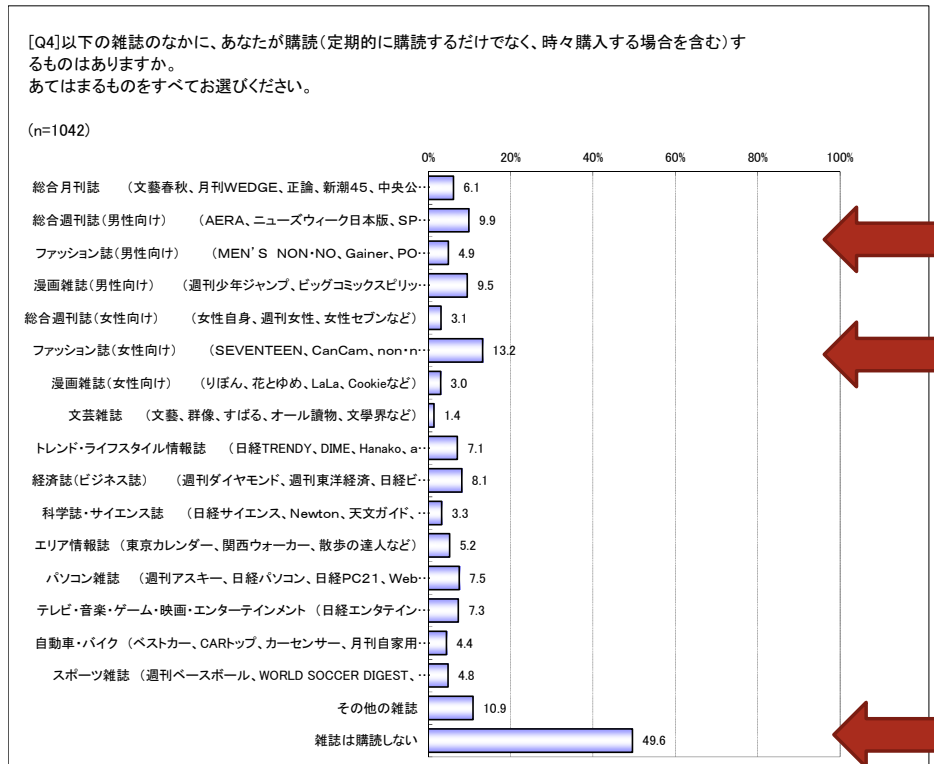


図 4-8 購読している雑誌

(4) 視聴しているテレビ

視聴しているテレビについての調査結果を図 4-9 および表 4-4 に示す。NHK ニュース、報道ステーション、NEWS ZERO が 30% 超えとして目立っている。

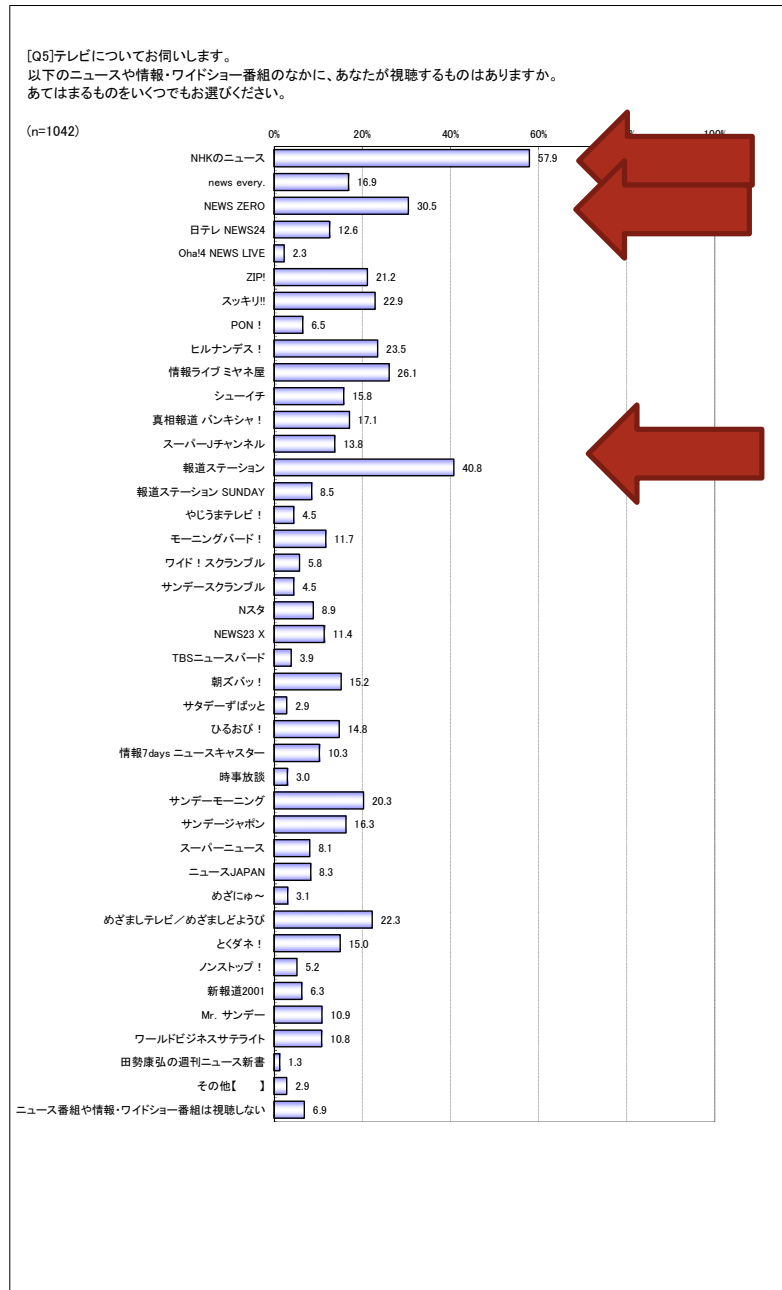


図 4-9 視聴しているテレビ

表 4-4 視聴しているテレビ

Q5	テレビについてお伺いします。以下のニュースや情報・ワイドショー番組のなかに、あなたが視聴するものはありますか。 あてはまるものをいくつでもお選びください。	回答数	回答割合
	複数回答		
1	NHK のニュース	603	57.9
2	news every.	176	16.9
3	NEWS ZERO	318	30.5
4	日テレ NEWS24	131	12.6
5	Oha!4 NEWS LIVE	24	2.3
6	ZIP!	221	21.2
7	スッキリ!!	239	22.9
8	PON!	68	6.5
9	ヒルナンデス!	245	23.5
10	情報ライブ ミヤネ屋	272	26.1
11	シューイチ	165	15.8
12	真相報道 バンキシャ!	178	17.1
13	スーパーJチャンネル	144	13.8
14	報道ステーション	425	40.8
15	報道ステーション SUNDAY	89	8.5
16	やじうまテレビ!	47	4.5
17	モーニングバード!	122	11.7
18	ワイド!スクランブル	60	5.8
19	サンデースクランブル	47	4.5
20	N スタ	93	8.9
21	NEWS23 X	119	11.4
22	TBS ニュースバード	41	3.9
23	朝ズバッ!	158	15.2
24	サタデーずばッと	30	2.9
25	ひるおび!	154	14.8
26	情報 7days ニュースキャスター	107	10.3
27	時事放談	31	3.0
28	サンデーモーニング	212	20.3
29	サンデージャポン	170	16.3
30	スーパーニュース	84	8.1
31	ニュース JAPAN	86	8.3
32	めざにゅ〜	32	3.1
33	めざましテレビ/めざましどようび	232	22.3
34	とくダネ!	156	15.0
35	ノンストップ!	54	5.2
36	新報道 2001	66	6.3
37	Mr. サンデー	114	10.9
38	ワールドビジネスサテライト	113	10.8
39	田勢康弘の週刊ニュース新書	14	1.3
40	その他【 】	30	2.9
41	ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない	72	6.9
	全体	1042	100.0

(5) メディア接触時間

メディア接触時間の調査結果を図 4-10 に示す。新聞を 1 時間以上かけて読む者は、平日・休日とも 1 割程度である。

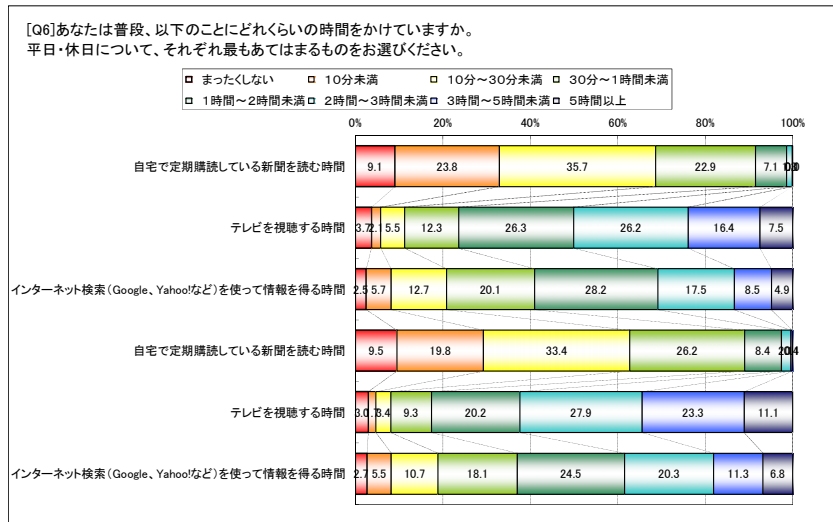


図 4-10 メディア接触時間

(6) 関心事

関心事についての調査結果を図 4-11 に示す。景気動向、年金制度の関心が高く、教育問題、地域活性化、子育て支援などは低い結果となっている。日本の安全保障は中位の結果であった。

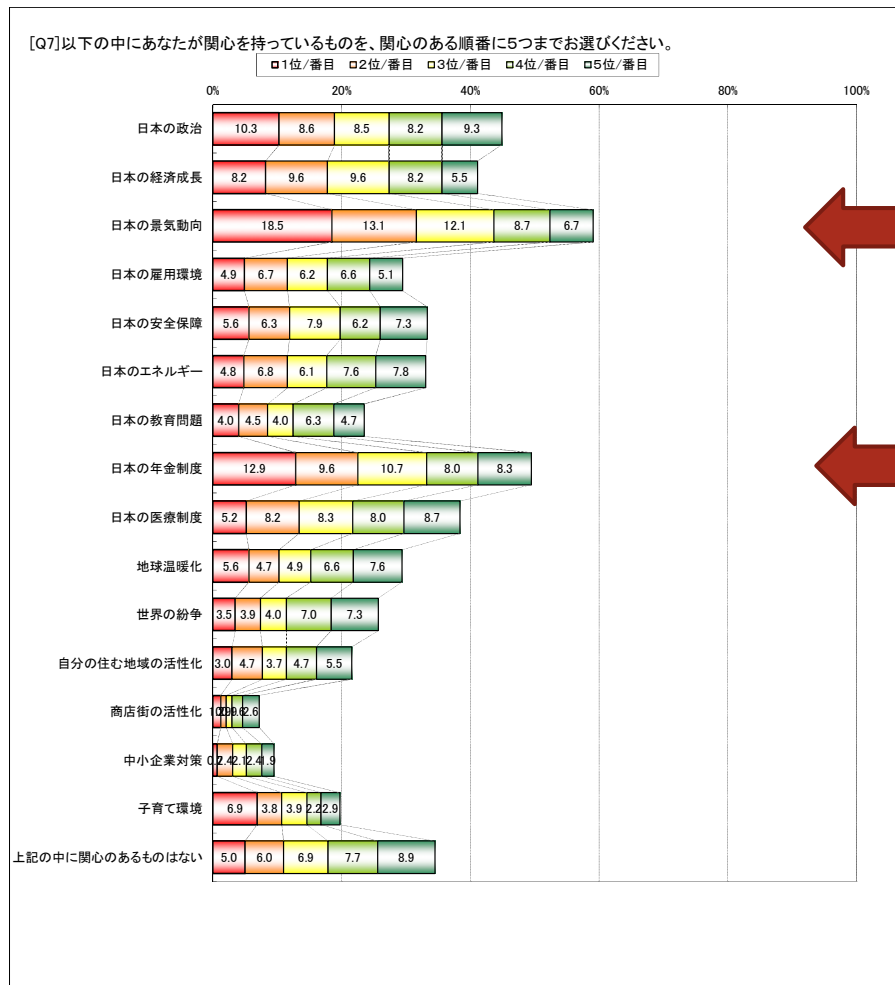


図 4-11 関心事

4.3.2 安全保障に関する意識調査結果

(1) 用語の認知度

用語の認知度についての調査結果を図 4-12 および表 4-5 に示す。表 4-5 の各項目の 2 つの行は上段が回答数、下段が回答割合 (%) を示している。

非核三原則、北朝鮮拉致問題、沖縄米軍基地、竹島、尖閣諸島、北方領土、ベルリンの壁の認知度が高い。新設問の「防空識別圏」の認知度も高めの結果であった。

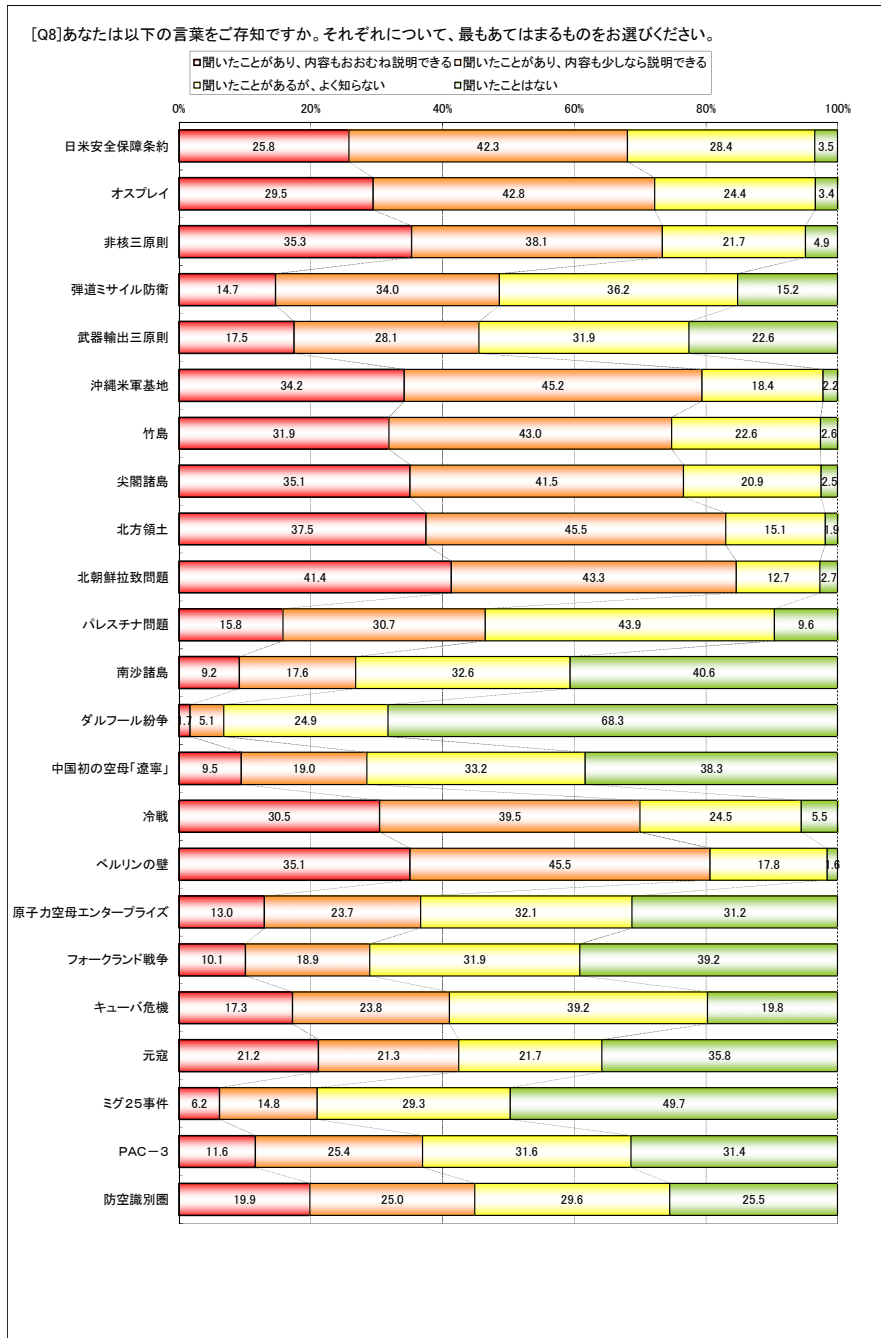


図 4-12 用語の認知度

表 4-5 用語の認知度

Q8	あなたは以下の言葉をご存知ですか。それぞれについて、最もあてはまるものをお選びください。 単一回答	全体	1	2	3	4
			聞いたことがあります、内容もおおむね説明できる	聞いたことがあります、内容も少しなら説明できる	聞いたことがあるが、よく知らない	聞いたことはない
1	日米安全保障条約	1042	269	441	296	36
		100.0	25.8	42.3	28.4	3.5
2	オスプレイ	1042	307	446	254	35
		100.0	29.5	42.8	24.4	3.4
3	非核三原則	1042	368	397	226	51
		100.0	35.3	38.1	21.7	4.9
4	弾道ミサイル防衛	1042	153	354	377	158
		100.0	14.7	34.0	36.2	15.2
5	武器輸出三原則	1042	182	293	332	235
		100.0	17.5	28.1	31.9	22.6
6	沖縄米軍基地	1042	356	471	192	23
		100.0	34.2	45.2	18.4	2.2
7	竹島	1042	332	448	235	27
		100.0	31.9	43.0	22.6	2.6
8	尖閣諸島	1042	366	432	218	26
		100.0	35.1	41.5	20.9	2.5
9	北方領土	1042	391	474	157	20
		100.0	37.5	45.5	15.1	1.9
10	北朝鮮拉致問題	1042	431	451	132	28
		100.0	41.4	43.3	12.7	2.7
11	パレスチナ問題	1042	165	320	457	100
		100.0	15.8	30.7	43.9	9.6
12	南沙諸島	1042	96	183	340	423
		100.0	9.2	17.6	32.6	40.6
13	ダルフール紛争	1042	18	53	259	712
		100.0	1.7	5.1	24.9	68.3
14	中国初の空母「遼寧」	1042	99	198	346	399
		100.0	9.5	19.0	33.2	38.3
15	冷戦	1042	318	412	255	57
		100.0	30.5	39.5	24.5	5.5
16	ベルリンの壁	1042	366	474	185	17
		100.0	35.1	45.5	17.8	1.6
17	原子力空母エンタープライズ	1042	135	247	335	325
		100.0	13.0	23.7	32.1	31.2
18	フォークランド戦争	1042	105	197	332	408
		100.0	10.1	18.9	31.9	39.2
19	キューバ危機	1042	180	248	408	206
		100.0	17.3	23.8	39.2	19.8
20	元寇	1042	221	222	226	373
		100.0	21.2	21.3	21.7	35.8
21	ミグ25事件	1042	65	154	305	518
		100.0	6.2	14.8	29.3	49.7
22	PAC-3	1042	121	265	329	327
		100.0	11.6	25.4	31.6	31.4
23	防空識別圏	1042	207	261	308	266
		100.0	19.9	25.0	29.6	25.5

(2) 用語の関心度

用語の関心度についての調査結果を図 4-13 および表 4-6 に示す。日米安全保障、竹島、尖閣諸島、北方領土、北朝鮮拉致問題などが関心高い。また、新設問の「防空識別圏」の関心度も高めの結果であった。

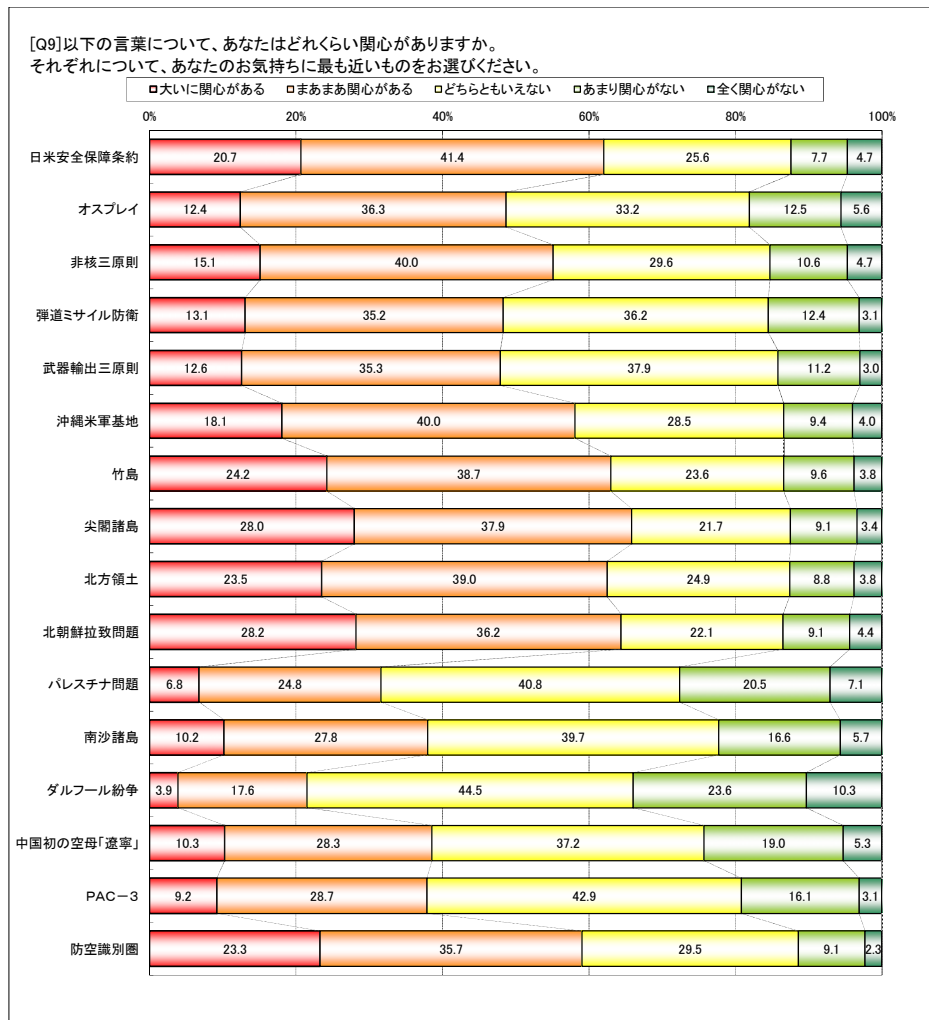


図 4-13 用語の関心度

表 4-6 用語の関心度

Q9			1	2	3	4	5
	以下の言葉について、あなたはどれくらい関心がありますか。それぞれについて、あなたのお気持ちに最も近いものをお選びください。	全体	大いに 関心がある	まあ まあ 関心がある	どちら とも いえない	あまり 関心 がない	全く 関心 がない
	単一回答						
1	日米安全保障条約	1006	208	416	258	77	47
		100.0	20.7	41.4	25.6	7.7	4.7
2	オスプレイ	1007	125	366	334	126	56
		100.0	12.4	36.3	33.2	12.5	5.6
3	非核三原則	991	150	396	293	105	47
		100.0	15.1	40.0	29.6	10.6	4.7
4	弾道ミサイル防衛	884	116	311	320	110	27
		100.0	13.1	35.2	36.2	12.4	3.1
5	武器輸出三原則	807	102	285	306	90	24
		100.0	12.6	35.3	37.9	11.2	3.0
6	沖縄米軍基地	1019	184	408	290	96	41
		100.0	18.1	40.0	28.5	9.4	4.0
7	竹島	1015	246	393	240	97	39
		100.0	24.2	38.7	23.6	9.6	3.8
8	尖閣諸島	1016	284	385	220	92	35
		100.0	28.0	37.9	21.7	9.1	3.4
9	北方領土	1022	240	399	254	90	39
		100.0	23.5	39.0	24.9	8.8	3.8
10	北朝鮮拉致問題	1014	286	367	224	92	45
		100.0	28.2	36.2	22.1	9.1	4.4
11	パレスチナ問題	942	64	234	384	193	67
		100.0	6.8	24.8	40.8	20.5	7.1
12	南沙諸島	619	63	172	246	103	35
		100.0	10.2	27.8	39.7	16.6	5.7
13	ダルフール紛争	330	13	58	147	78	34
		100.0	3.9	17.6	44.5	23.6	10.3
14	中国初の空母「遼寧」	643	66	182	239	122	34
		100.0	10.3	28.3	37.2	19.0	5.3
15	P A C - 3	715	66	205	307	115	22
		100.0	9.2	28.7	42.9	16.1	3.1
16	防空識別圏	776	181	277	229	71	18
		100.0	23.3	35.7	29.5	9.1	2.3

(3) 武器を輸出していると思われる国

武器を輸出していると思われる国についての調査結果を図 4-14 に示す。米、露、中、印、イスラエル、韓国が高く（図中赤矢印）、スイス、北欧（ノルウェー、スウェーデン）、ベルギーは低い結果（図中青矢印）であった。

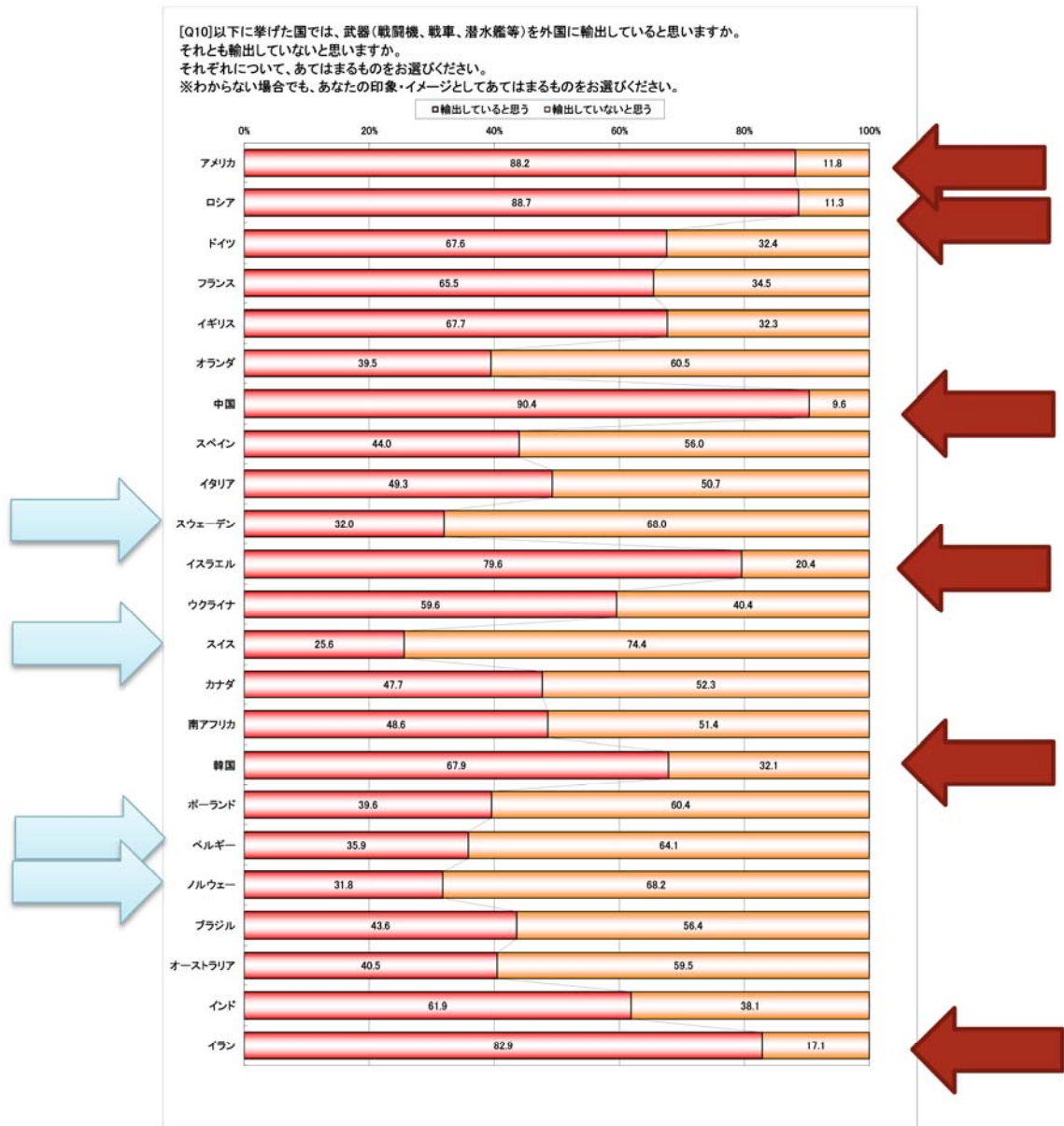


図 4-14 武器を輸出していると思われる国

(4) 日本が外国に武器を輸出することについて

日本が外国に武器を輸出することに対する意見の調査結果を図 4-15 に示す。「断固反対」と「どちらかという反対」で 6 割弱であり、「賛成」と「どちらかという賛成」は 2 割弱という結果であった。

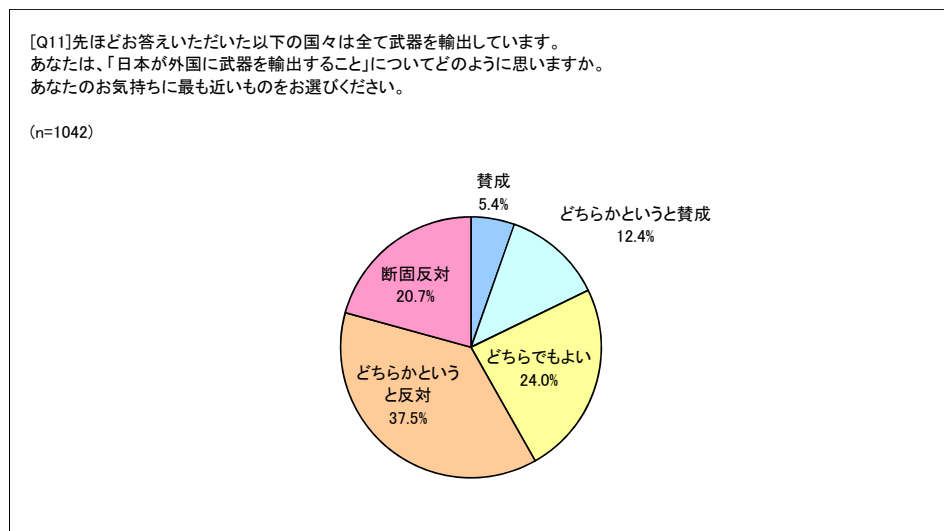


図 4-15 日本が武器を輸出することについての意見

(5) 日本が武器を輸出しても良いと思う国

日本が武器を輸出しても良いと思う国についての調査結果を図 4-16 に示す。米国のみ 20%超えと突出して多く、次いで欧州およびカナダが 10%超えである。また、アセアン 2 カ国（タイ、インドネシア）と台湾も 10%超えである。一方、中国、シリア、パキスタン、韓国などが低い結果であった。また、あてはまるものはないとの回答が 65%強あり、最も多い回答であった。

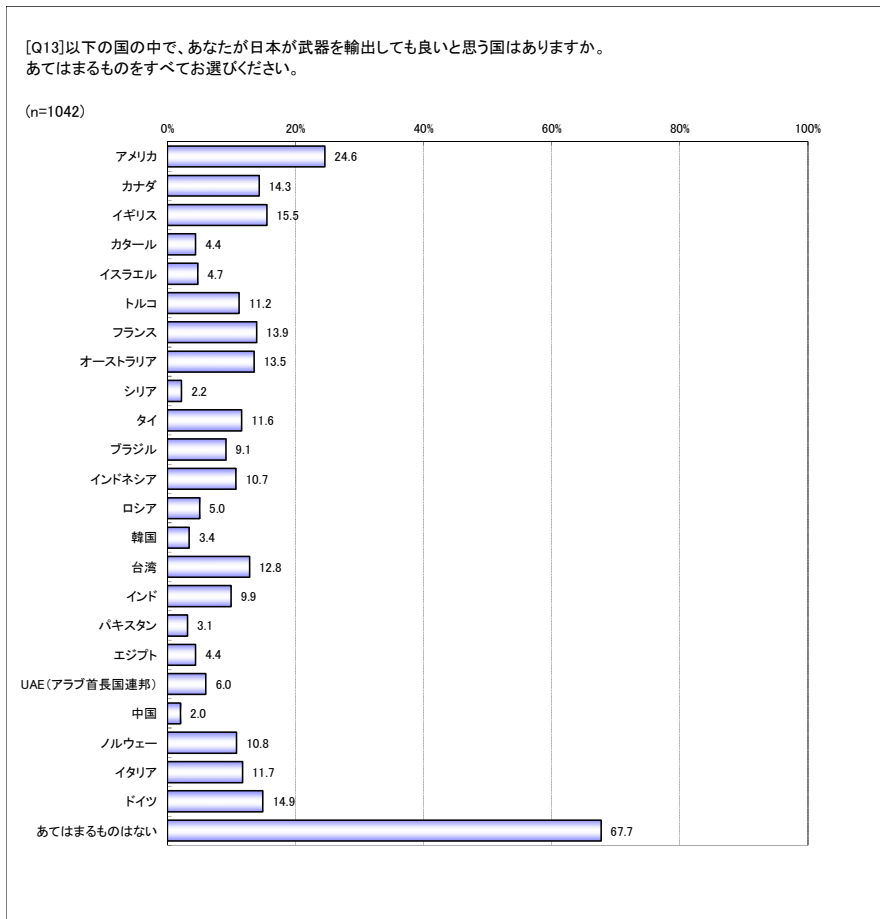


図 4-16 武器を輸出しても良いと思う国

(6) 武器を輸出することのメリット

武器を輸出することのメリットについての調査結果を図 4-17 に示す。選択肢の中では技術発展がもっとも高く、次いで防衛産業の技術向上であった。ただし、あてはまるものはないとの回答が 4 割以上で最も多かった。

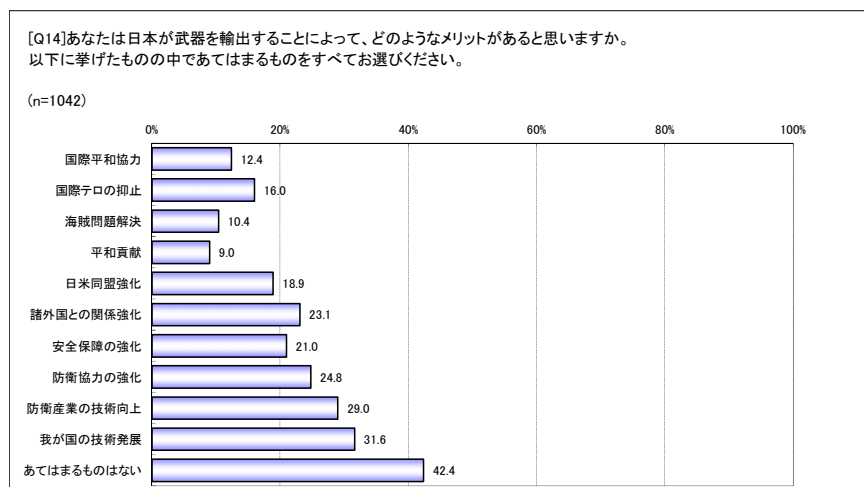


図 4-17 武器を輸出することのメリット

(7) 武器と思わないもの（武器の定義についての意識）

武器と思わないもの(武器の定義についての意識)についての調査結果を図 4-18 に示す。ヘルメットが最も高く、次いで救難艇、防弾チョッキ、衛星、無線機などが続いている結果であった(図中赤矢印)。そのほか、輸送機、巡視艇、レーダーも 20%を越えている。

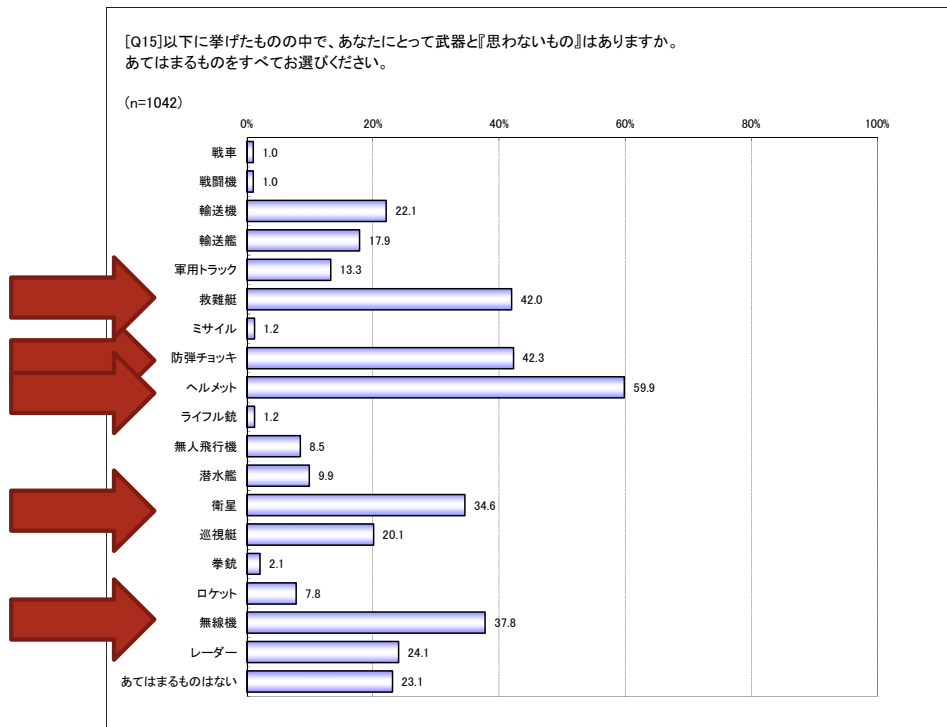


図 4-18 武器の定義についての意識

(8) 武器を輸出することに対する気持ち（テキストマイニング）

武器を輸出することに対する気持ちについての自由回答記述について、テキストマイニングを行った。

まず、頻出単語についての整理を行った。表 4-7 に示す。

「武器」、「戦争」、「日本」、そして「輸出する」といった言葉が 100 を超えて出現している。評価につながる形容詞では、「良い」が 72 件、「反対だ」が 58 件、「必要だ」が 45 件であった。形容詞に注目した結果では、前述の 3 つの後に、否定的なニュアンスでの「必要だ」(22 件)、「仕方がない」(20 件)と続き、「嫌いだ」、「おかしい」、「危険だ」と否定的な用語が多い傾向であった。

これらの用語間の関係について名詞を中心としてマッピングした結果を図 4-19 に示す。マッピングでは上位の単語(青い単語)とその係り受けの単語(緑の単語)をマッピングで表示することで「どんな話題が発言されているのか」の全体傾向を把握することができる表現方法である。また、話題がどのように分類されるか、視覚的に把握することもできる。

本調査結果では、大きく 5 つのクラスターに分かれる結果であった。それぞれの傾向としては、左上は人殺しの道具としての懸念の視点、右上は防衛産業的視点、左下は世界平和の維持の視点、中央は技術による外貨獲得の視点、そして右下は戦争や紛争のきっかけとなる

懸念や憲法との関係の視点であった。

表 4-7 武器を輸出することに対する気持ち (左：全単語、右：形容詞のみ)

No.	単語	品詞	件数	割合
1	武器	名詞	332	31.9%
2	戦争	名詞	256	24.6%
3	日本	名詞	192	18.4%
4	輸出する	動詞	154	14.8%
5	国	名詞	98	9.4%
6	輸出	名詞	79	7.6%
7	良い	形容詞	72	6.9%
8	世界	名詞	59	5.7%
9	使う	動詞	58	5.6%
10	反対だ	形容詞	58	5.6%
11	平和	名詞	54	5.2%
12	分かる(否)	動詞	51	4.9%
13	技術	名詞	50	4.8%
14	必要だ	形容詞	45	4.3%
15	外国	名詞	44	4.2%
16	経済	名詞	42	4.0%
17	繋がる	動詞	41	3.9%
18	作る	動詞	41	3.9%
19	加担する	動詞	39	3.7%
20	輸出する(否)	動詞	39	3.7%

No.	単語	品詞	件数	割合
1	良い	形容詞	72	6.9%
2	反対だ	形容詞	58	5.6%
3	必要だ	形容詞	45	4.3%
4	必要だ(否)	形容詞	22	2.1%
5	仕方がない	形容詞	20	1.9%
6	嫌いだ	形容詞	19	1.8%
7	良い(否)	形容詞	18	1.7%
8	多い	形容詞	17	1.6%
9	おかしい	形容詞	13	1.2%
10	危険だ	形容詞	12	1.2%
11	高い	形容詞	11	1.1%
12	駄目だ	形容詞	10	1.0%
13	同じ	形容詞	9	0.9%
14	悪い	形容詞	7	0.7%
15	危ない	形容詞	7	0.7%
16	いけない	形容詞	6	0.6%
17	間接的だ	形容詞	6	0.6%
18	唯一だ	形容詞	6	0.6%
19	やむを得ない	形容詞	5	0.5%
20	優秀だ	形容詞	5	0.5%

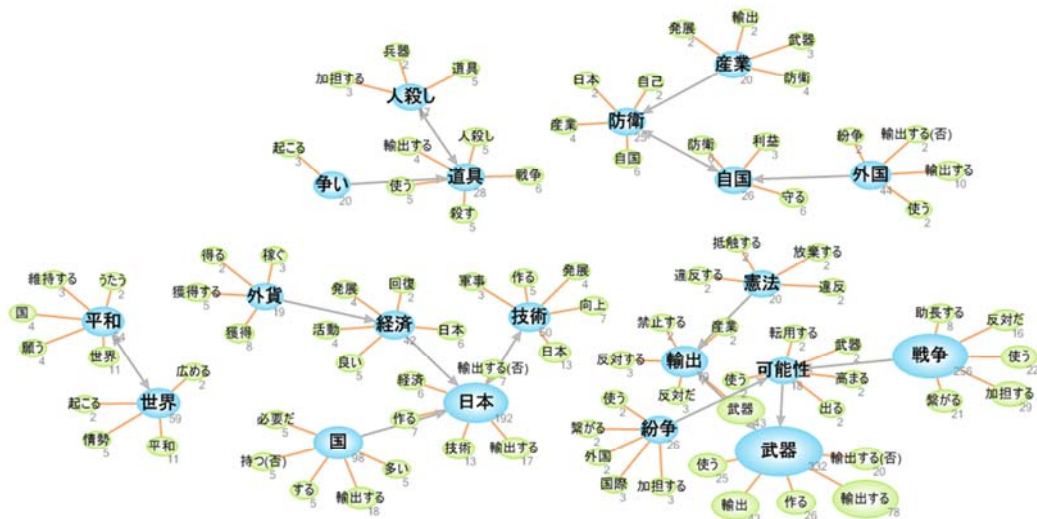


図 4-19 用語間の関係

4.4 クロス集計結果

いくつかの重要かつ関係が深いと思われた設問について、クロス集計を行った。クロス集計は、設問間だけでなく、男女、そして年齢層での集計も行った。

4.4.1 設問間のクロス分析

(1) 用語の認知度「武器輸出三原則」とメディア（新聞、視聴 TV）

Q1「購読新聞」と Q8「用語の認知度」（武器輸出三原則）についてのクロス集計結果を図 4-20 に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 32%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(28%)の順である。

全体として、日経新聞購読者層の認知度が高い。また、産経新聞購読者層も比較的高い結果であった。各新聞の傾向は以下のとおりである。

- 「朝日新聞」購読者は、「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(33%)がやや高い。
- 「毎日新聞」購読者は「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(38%)がやや高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(21%)が低い。
- 「日本経済新聞」購読者は「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(36%)がやや高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(17%)が低い。
- 「産経新聞」購読者は「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(33%)がやや高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(23%)がやや低い。
- 「読売新聞」購読者にはあまり特徴がみられない。

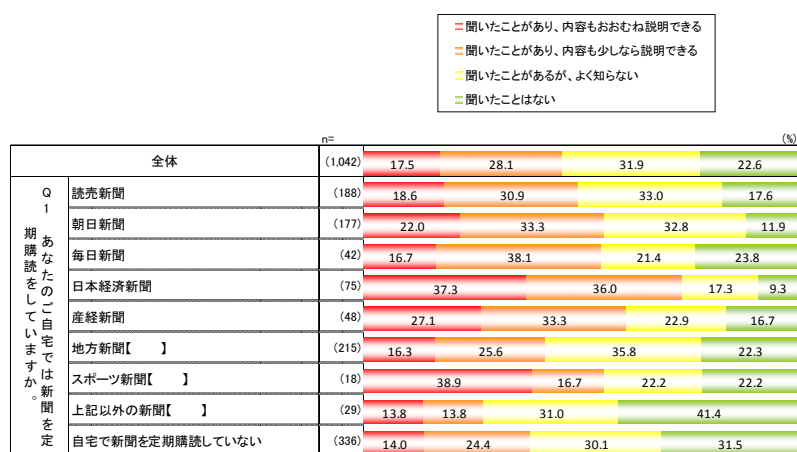


図 4-20 Q1「購読新聞」×Q8「用語の認知度」（武器輸出三原則）

Q5「視聴 TV」と Q8「用語の認知度」（武器輸出三原則）についてのクロス集計結果を図 4-21 に示す。

30%を超えている「NHK ニュース」、「NEWS ZERO」、そして「報道ステーション」の傾向を見る。「NHK ニュース」視聴者層は、「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」(23%)がやや高い。「NEWS ZERO」の視聴者層はあまり目立った傾向は見られない。「報

道ステーション」視聴者層は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(34%)がやや高い。「ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない」層は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(22%)がやや低い。

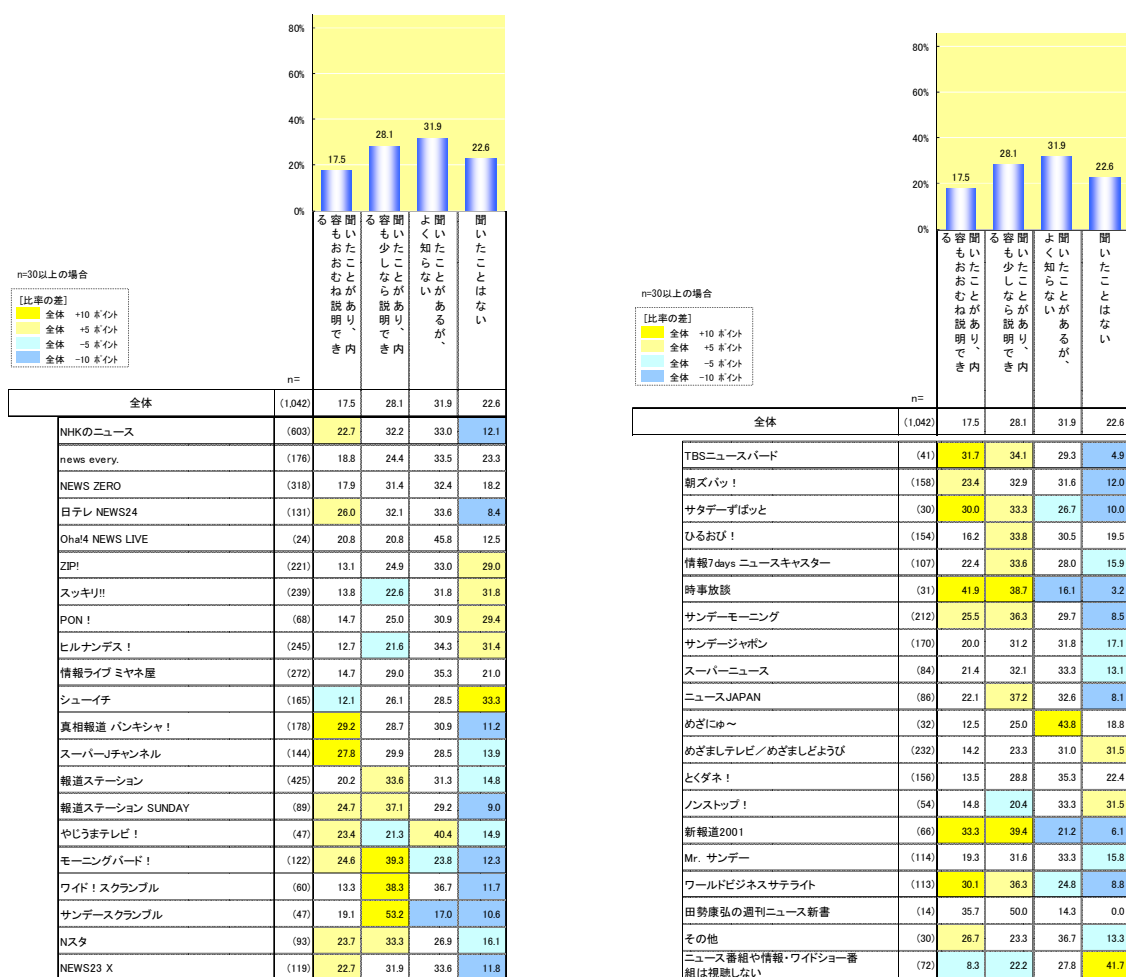


図 4-21 Q5「視聴TV」×Q8「用語の認知度」(武器輸出三原則)

(2) 用語の認知度「防空識別圏」とメディア(新聞、視聴TV)

Q1「購読新聞」とQ8「用語の認知度」(防空識別圏)についてのクロス集計結果を図4-22に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が30%と最も高く、次いで「聞いたことはない」(26%)の順である。

全体として、日経新聞購読者層の認知度が高く、また、産経新聞購読者層も比較的高い結果であった。各新聞の傾向は以下のとおりである。

- 「朝日新聞」購読者は「聞いたことはない」(12%)が低い。
- 「毎日新聞」購読者は「聞いたことがあるが、よく知らない」(21%)がやや低い。
- 「日本経済新聞」購読者は、「聞いたことがあり内容もおおむね説明できる」(31%)、「内容も少しなら説明できる」(39%)が高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」

- (20%) がやや低く、「聞いたことはない」(11%) が低い。
- 「産経新聞」購読者は「聞いたことはない」(12%) が低く、「聞いたことがあり内容もおおむね説明できる」(35%) が高い。
 - 「自宅で新聞を定期購読していない」は「聞いたことはない」(35%) がやや高い。

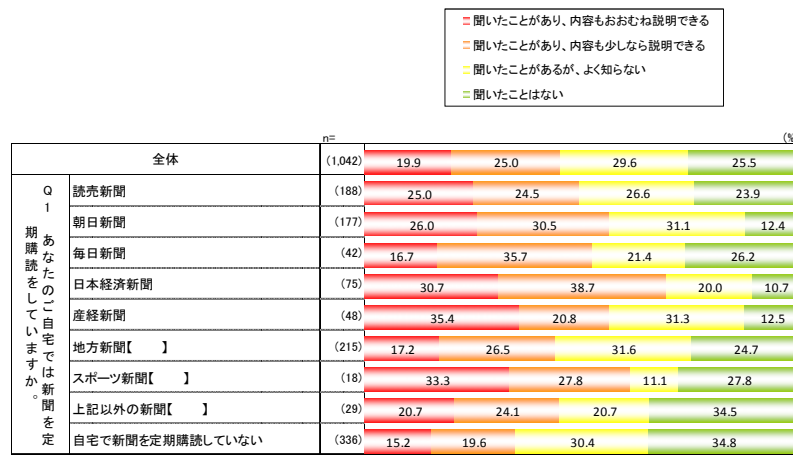


図 4-22 Q1「購読新聞」×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)

Q5「視聴 TV」と Q8「用語の認知度」(防空識別圏) のクロス集計結果を図 4-23 に示す。30%を超えている「NHK ニュース」、「NEWS ZERO」、そして「報道ステーション」の傾向を見る。

「NHK のニュース」、は「聞いたことはない」(17%)、「NEWS ZERO」は「聞いたことはない」(20%)、「報道ステーション」は「聞いたことはない」(19%) と 3 番組とも「聞いたことはない」がやや低い傾向がみられる。

「ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない」層は、「聞いたことがあるが、よく知らない」(35%) がやや高く、「聞いたことはない」(46%) が高い結果であった。

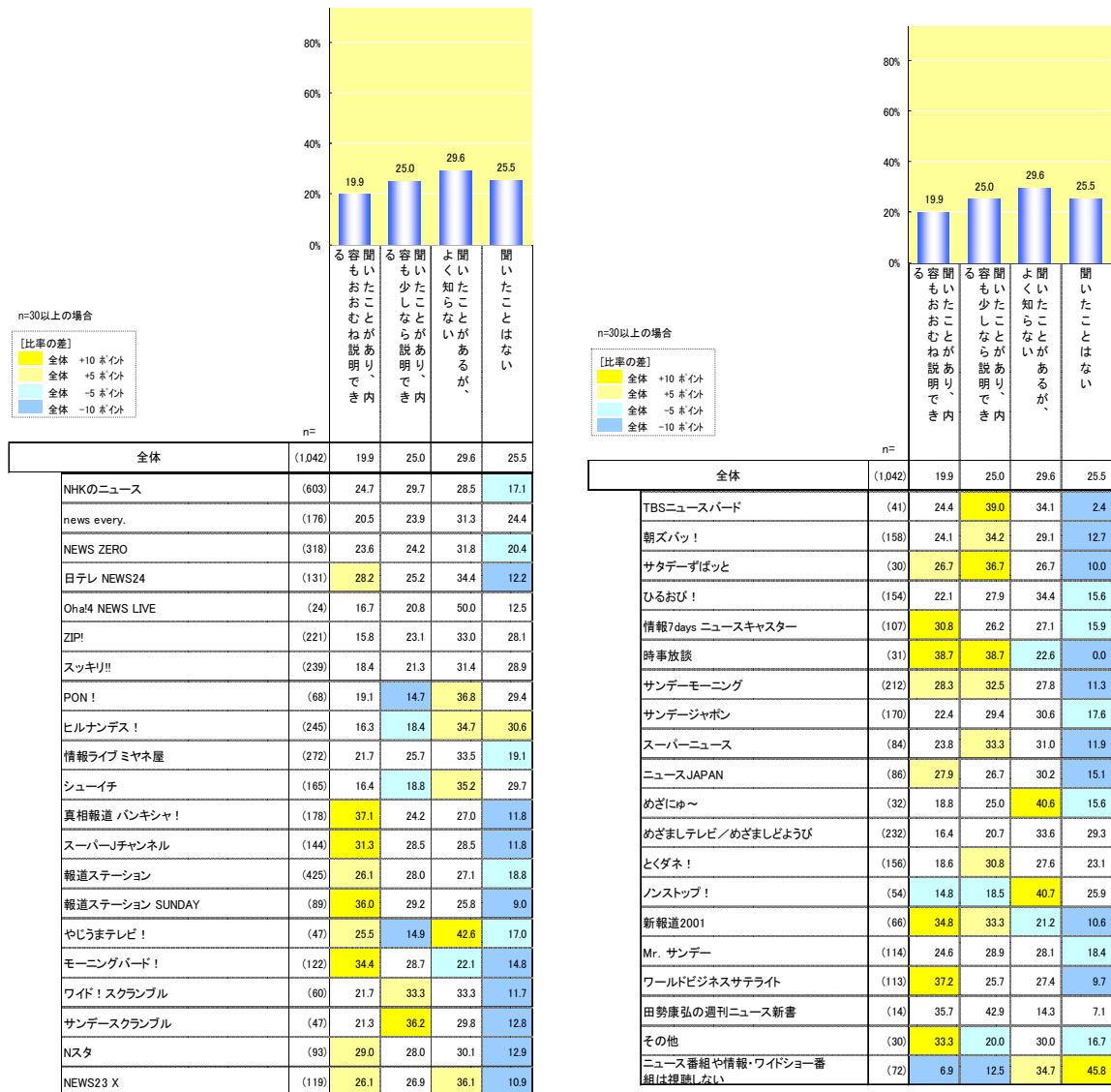


図 4-23 Q5「視聴TV」×Q8「用語の認知度」(防空識別圏)

(3) 用語の関心度「武器輸出三原則」とメディア(新聞、視聴TV)

Q1「購読新聞」とQ9「関心事項」(武器輸出三原則)についてのクロス集計結果を図 4-24 に示す。

全体では、「どちらともいえない」が38%と最も高く、次いで「まあまあ関心がある」(35%)の順である。

「日本経済新聞」購読者は「まあまあ関心がある」(41%)がやや高い。「産経新聞」購読者は「まあまあ関心がある」(50%)が高く、「どちらともいえない」(20%)が低い。その他の新聞はあまり特徴的な傾向はみられない。



		n=	(%)				
全体		(807)	12.6	35.3	37.9	11.2	3.0
Q1 あなたのご自宅では新聞を定期購読をしていますか。	読売新聞	(155)	12.9	31.0	41.3	11.0	3.9
	朝日新聞	(156)	17.3	33.3	34.0	11.5	3.8
	毎日新聞	(32)	12.5	31.3	34.4	15.6	6.3
	日本経済新聞	(68)	11.8	41.2	36.8	5.9	4.4
	産経新聞	(40)	22.5	50.0	20.0	5.0	5.0
	地方新聞【 】	(167)	12.6	34.7	39.5	10.8	2.4
	スポーツ新聞【 】	(14)	21.4	14.3	50.0		14.3
	上記以外の新聞【 】	(17)		47.1	23.5	5.9	23.5
	自宅で新聞を定期購読していない	(230)	10.0	35.2	40.0	11.7	3.0

図 4-24 Q1「購読新聞」×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)

Q5「視聴TV」とQ9「関心事項」(武器輸出三原則)のクロス集計結果を図 4-25 に示す。

「NHK ニュース」、「NEWS ZERO」、そして「報道ステーション」の3番組とも特に目立った傾向は見られない。「ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない」層は「まあまあ関心がある」(29%)がやや低く、「どちらともいえない」(50%)が高い。

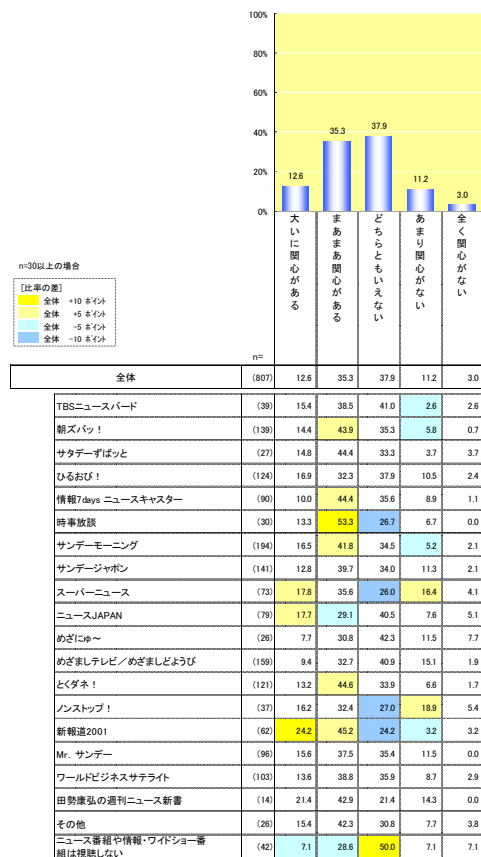
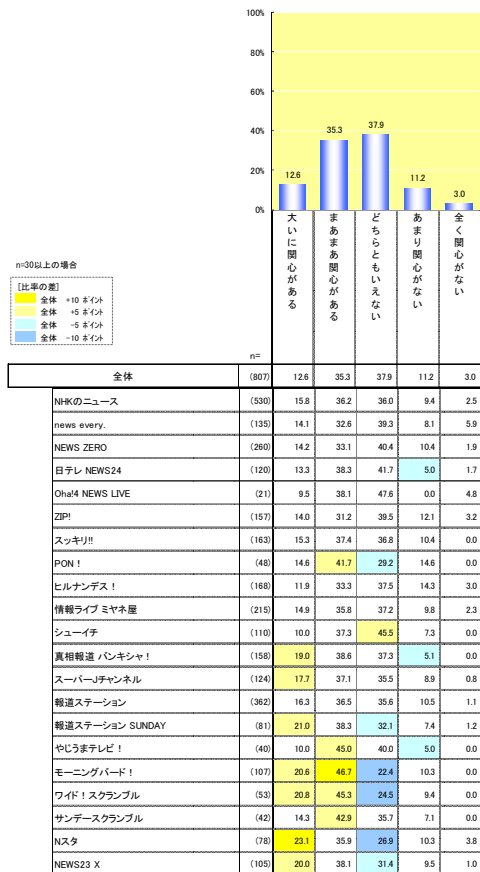


図 4-25 Q5「視聴TV」×Q9「関心事項」(武器輸出三原則)

(4) 用語の関心度「防空識別圏」とメディア（新聞、視聴 TV）

Q1「購読新聞」とQ9「関心事項」（防空識別圏）のクロス集計結果を図 4-26 に示す。

全体では、「まあまあ関心がある」が 36%と最も高く、次いで「どちらともいえない」(30%)の順である。

全体として、産経新聞購読者層と読売新聞購読者層の関心が高い。ただし、読売新聞購読者層は、「まあまあ関心がある」層が少ない結果であった。各新聞の傾向は以下の通り。

- 「読売新聞」購読者は「大いに関心がある」(36%)が高いが、一方で「まあまあ関心がある」(22%)が低い。
- 「朝日新聞」購読者は、「大いに関心がある」(18%)が低い。
- 「毎日新聞」購読者は「どちらともいえない」(19%)が低く、「あまり関心がない」が高い。
- 「産経新聞」購読者は「大いに関心がある」(41%)が高く、「どちらともいえない」(24%)がやや低い。

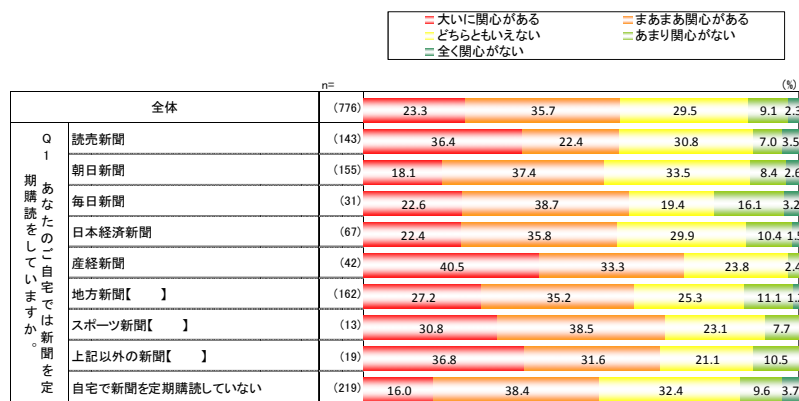


図 4-26 Q1「購読新聞」×Q9「関心事項」（防空識別圏）

Q5「視聴 TV」とQ9「関心事項」（防空識別圏）のクロス集計結果を図 4-27 に示す。

「NHK ニュース」、「NEWS ZERO」、そして「報道ステーション」の3番組とも特に目立った傾向は見られない。

「ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない」層は「どちらともいえない」(38%)がやや高い。

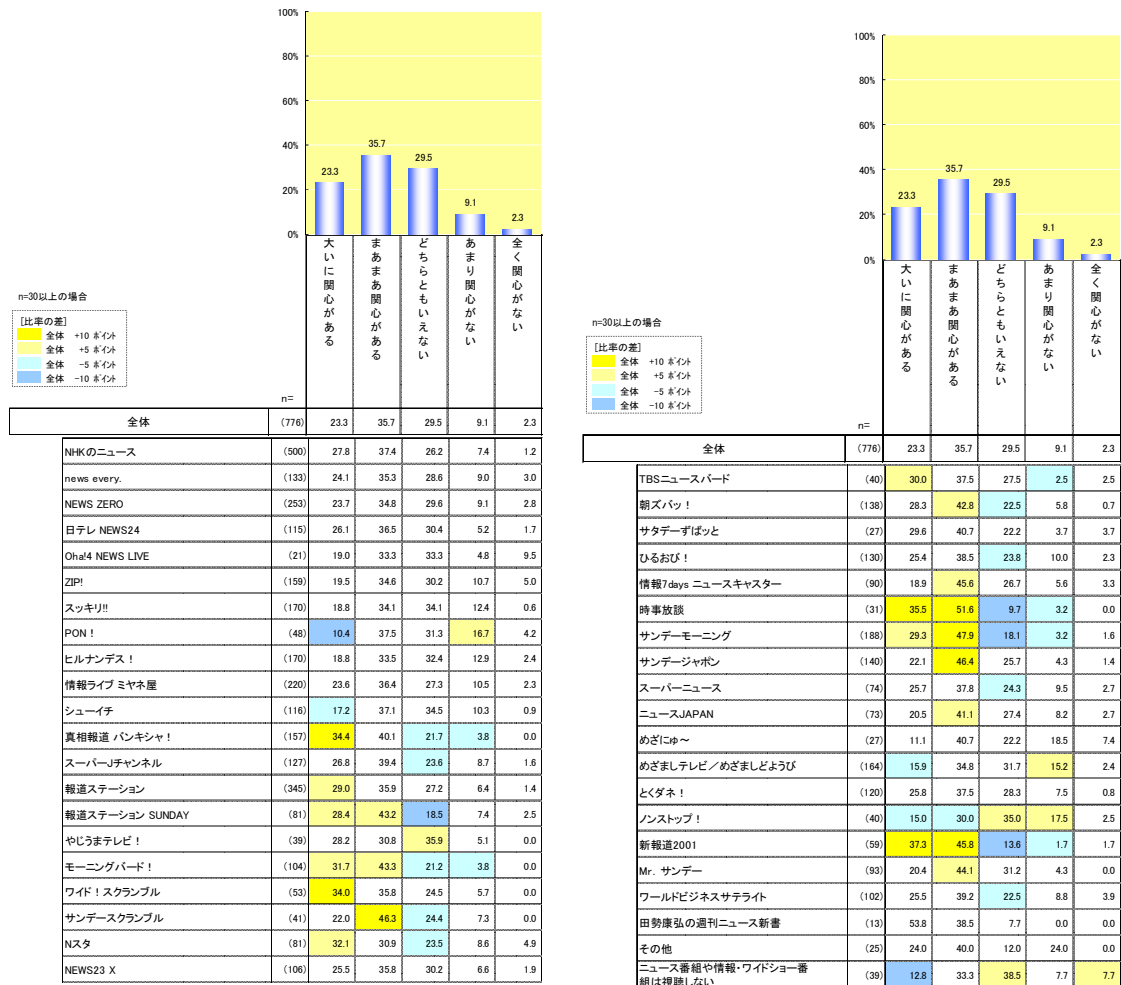


図 4-27 Q5「視聴TV」×Q9「関心事項」(防空識別圏)

(5) 日本が外国に武器を輸出すること

Q11「日本が外国に武器を輸出すること」とQ13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」のクロス集計結果を図 4-28 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が68%と最も高く、次いで「アメリカ」(25%)、「イギリス」(16%)、「ドイツ」(15%)、「カナダ」(14%)の順である。

外国に武器を輸出することに「賛成」および「どちらかという賛成」の人が輸出しても良いと思う国は、「アメリカ」、「ドイツ」、「カナダ」、「イギリス」が高い。

「どちらでもよい」の人は「あてはまるものはない」(56%)が多くなり、また、「アメリカ」(33%)がやや高い。「どちらかという反対」および「断固反対」の人は「あてはまるものはない」が圧倒的に高い。

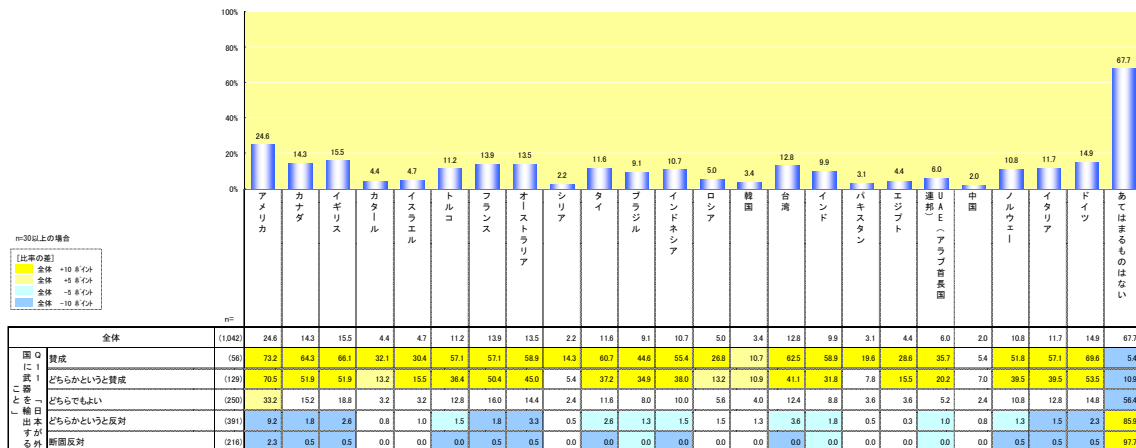


図 4-28 Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」

Q11「日本が外国に武器を輸出すること」とQ14「武器を輸出するメリット」のクロス集計結果を図 4-29 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が 42%と最も高く、次いで「我が国の技術発展」(32%)、「防衛産業の技術向上」(29%)、「防衛協力の強化」(25%)の順である。

外国に武器を輸出することに「賛成」および「どちらかという賛成」の人が考えるメリットは「防衛協力の強化」、「防衛産業の技術向上」、「我が国の技術発展」が高くなっている。「どちらでもよい」の人は「防衛産業の技術向上」、「我が国の技術発展」がやや高くなっているが、「あてはまるものはない」も多めである。「どちらかという反対」および「断固反対」の人は「あてはまるものはない」が高くなっている。

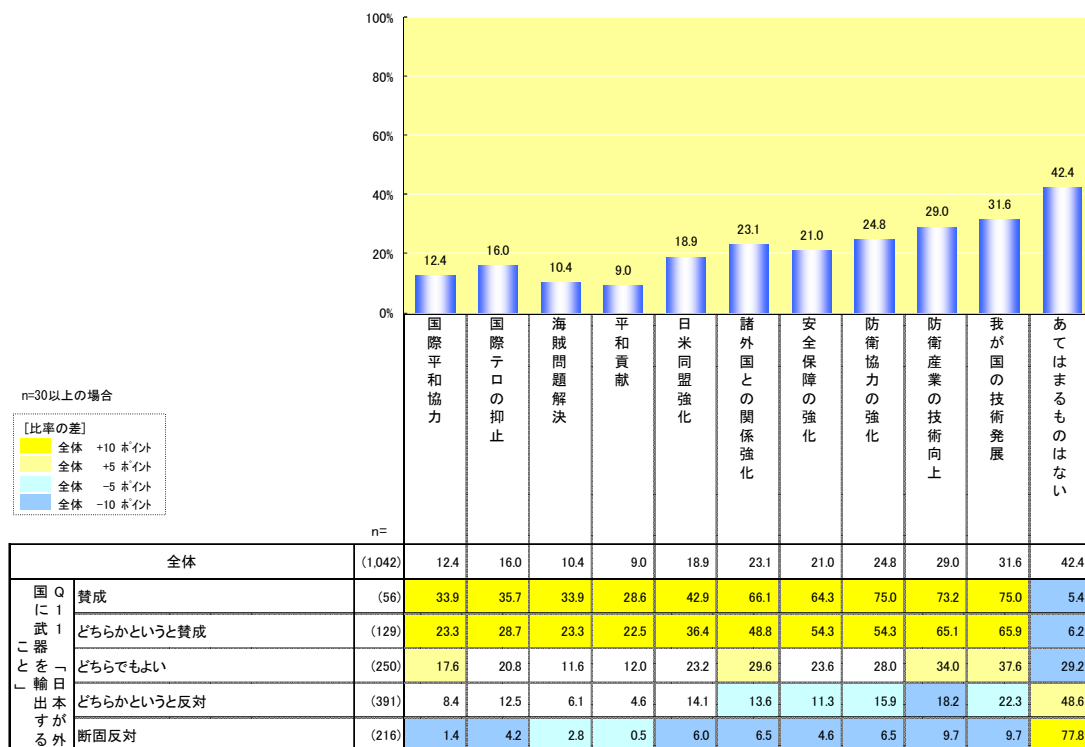


図 4-29 Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q14「武器を輸出するメリット」

Q11「日本が外国に武器を輸出すること」と Q15「武器と『思わないもの』」のクロス集計結果を図 4-30 に示す。

全体では、「ヘルメット」が 60%と最も高く、次いで「防弾チョッキ」(42%)、「救難艇」(42%)、「無線機」(38%)、「衛星」(35%) の順である。

総じて、それほど目立った傾向は見られなかったが、個別の比較的特徴的な傾向は以下のとおりである。

- 「日本が外国に武器を輸出すること」について「どちらか」として賛成と回答した人は「防弾チョッキ」(49%)、「救難艇」(50%) がやや高い傾向が見られた。また、軍用トラックがとても高い(27%) 傾向が見られた。
- 「どちらでもよい」と回答した人は「防弾チョッキ」(37%)、「救難艇」(35%)、「衛星」(29%) がやや低い傾向が見られた。

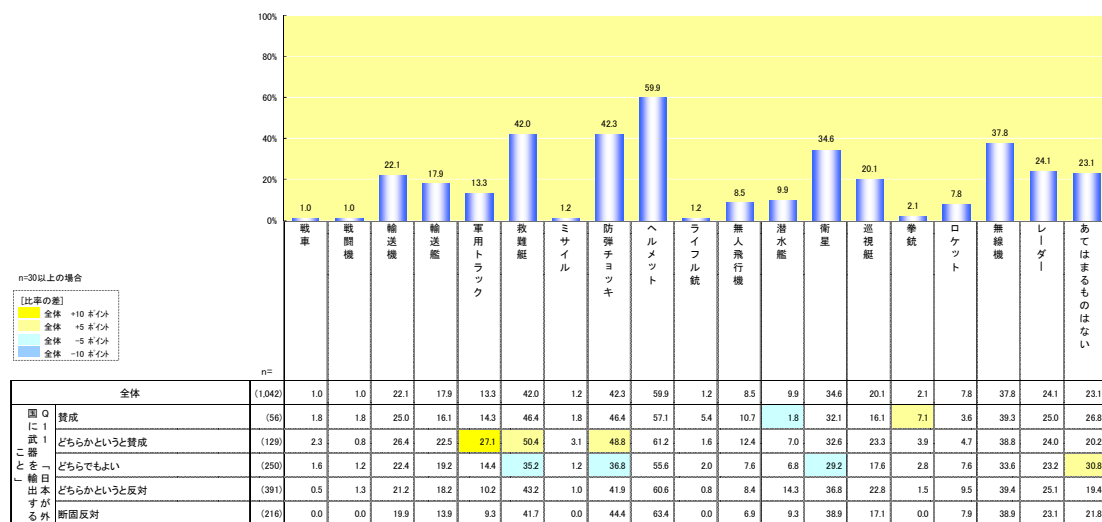


図 4-30 Q11「日本が外国に武器を輸出すること」×Q15「武器と『思わないもの』」

4.4.2 男女間のクロス分析

(1) 男女と Q8 「用語の認知度」 (武器輸出三原則)

男女と Q8 の「用語の認知度」(武器輸出三原則)のクロス集計結果を図 4-31 および図 4-32 に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 32%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(28%) の順である。

「男性」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(34%) がやや高い傾向であった。また、「女性」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(22%) がやや低い傾向であった。

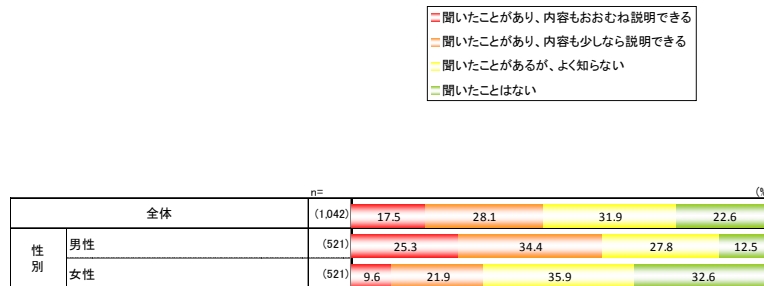


図 4-31 男女×Q8 「用語の認知度」 (武器輸出三原則)

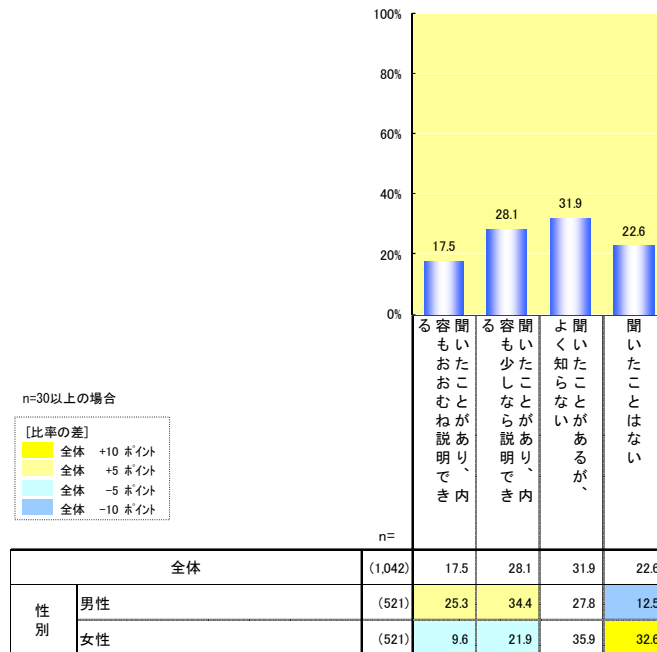


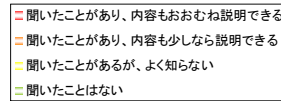
図 4-32 男女×Q8 「用語の認知度」 (武器輸出三原則)

(2) 男女と Q8 「用語の認知度」 (防空識別圏)

男女と Q8 の「用語の認知度」(防空識別圏) のクロス集計結果を図 4-33 および図 4-34 に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 30%と最も高く、次いで「聞いたことはない」(26%) の順である。

「男性」は「聞いたことはない」(16%) がやや低い傾向であった。また、「女性」は「聞いたことはない」(35%) がやや高い傾向であった。



		n=	(%)			
全体		(1,042)	19.9	25.0	29.6	25.5
性別	男性	(521)	29.4	28.4	26.3	15.9
	女性	(521)	10.4	21.7	32.8	35.1

図 4-33 男女×Q8 「用語の認知度」 (防空識別圏)

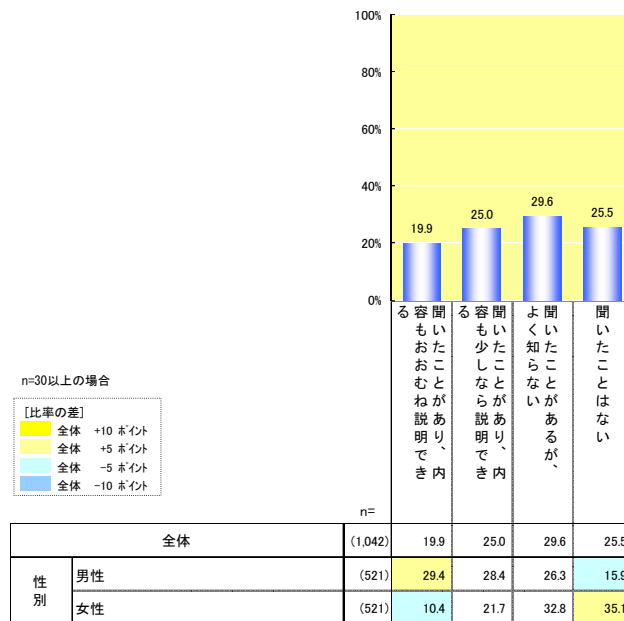


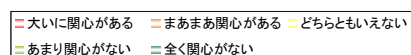
図 4-34 男女×Q8 「用語の認知度」 (防空識別圏)

(3) 男女と Q9 「関心事項」 (武器輸出三原則)

男女と Q9 の「用語の認知度」(武器輸出三原則) のクロス集計結果を図 4-35 および図 4-36 に示す。

全体では、「どちらともいえない」が 38% と最も高く、次いで「まあまあ関心がある」(35%) の順である。

男女間では、女性の方がやや関心が低めではあるが、それほど大きな差異ではない結果であった。



		n=	(%)				
性別	全体	(807)	12.6	35.3	37.9	11.2	3.0
	男性	(456)	14.5	35.1	37.7	10.1	2.6
	女性	(351)	10.3	35.6	38.2	12.5	3.4

図 4-35 男女×Q9 「関心事項」 (武器輸出三原則)

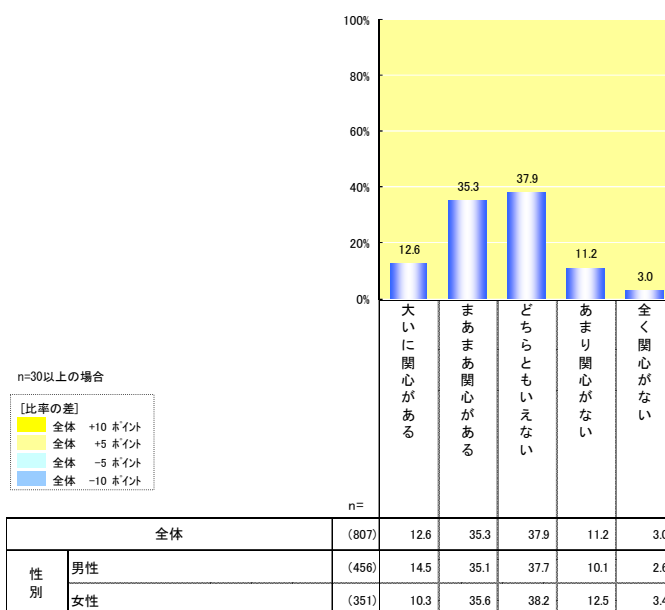


図 4-36 男女×Q9 「関心事項」 (武器輸出三原則)

(4) 男女×Q9「関心事項」(防空識別圏)

男女と Q9 の「用語の認知度」(防空識別圏) のクロス集計結果を図 4-37 および図 4-38 に示す。

全体では、「まあまあ関心がある」が 36%と最も高く、次いで「どちらともいえない」(30%) の順である。

男女間では、男性は「大いに関心がある」(30%) がやや高い傾向であった。また、女性は「どちらともいえない」(35%) がやや高く、「大いに関心がある」(15%) がやや低い傾向であった。

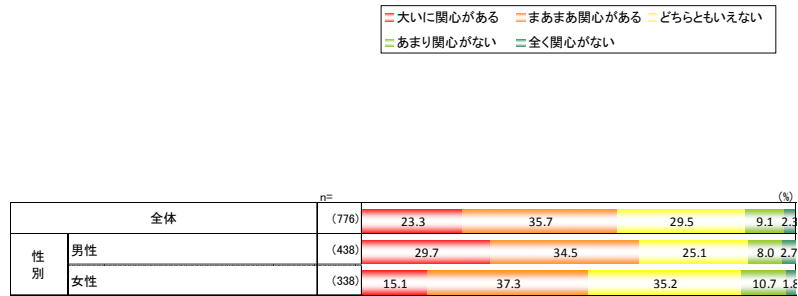


図 4-37 男女×Q9 の「用語の認知度」(防空識別圏)

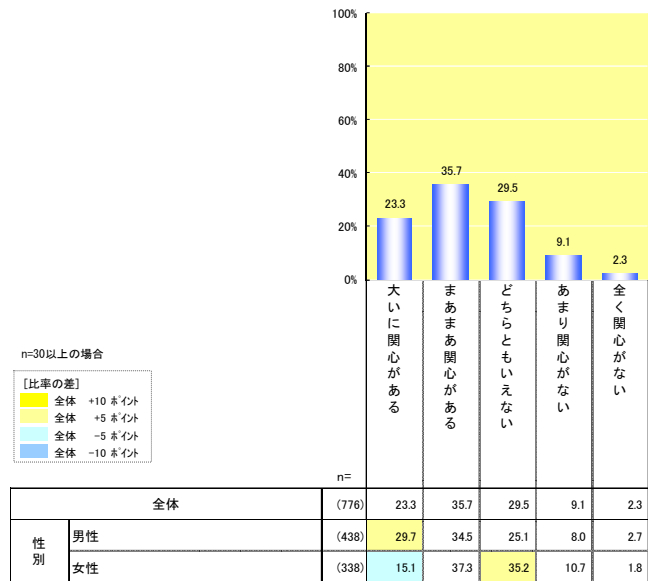


図 4-38 男女×Q9 の「用語の認知度」(防空識別圏)

(5) 男女×Q11「日本が外国に武器を輸出すること」

男女と Q11「日本が外国に武器を輸出すること」のクロス集計結果を図 4-39 および図 4-40 に示す。

全体としては、「どちらかという反対」が 38%と最も高く、次いで「どちらでもよい」(24%) の順である。

「男性」は「どちらかという反対」(30%) がやや低く「どちらかという賛成」(18%) がやや高くなっている傾向であったが、「女性」は「どちらかという反対」(45%) がやや高く、どちらかという賛成 (7%) がやや低くなっている傾向であった。



図 4-39 男女×Q11「日本が外国に武器を輸出すること」

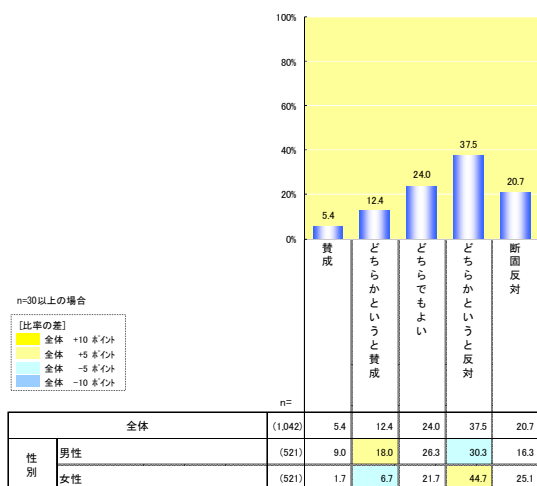


図 4-40 男女×Q11「日本が外国に武器を輸出すること」

(6) 男女×Q13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」

男女と Q13「日本が武器を輸出しても良いと思う国」のクロス集計結果を図 4-41 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が 68%と最も高く、次いで「アメリカ」(25%)、「イギリス」(16%)、「ドイツ」(15%)、「カナダ」(14%) の順である。

「男性」は「アメリカ」(37%) が高く、「ドイツ」(24%)、「カナダ」(22%)、「イギリス」(25%) がやや高い傾向である一方、「あてはまるものはない」(55%) が平均より低い傾向であった。

「女性」は「あてはまるものはない」(81%) が高く、「アメリカ」(12%) が低い。また、「ドイツ」(6%)、「カナダ」(6%)、「イギリス」(6%) がやや低い傾向が見られた。

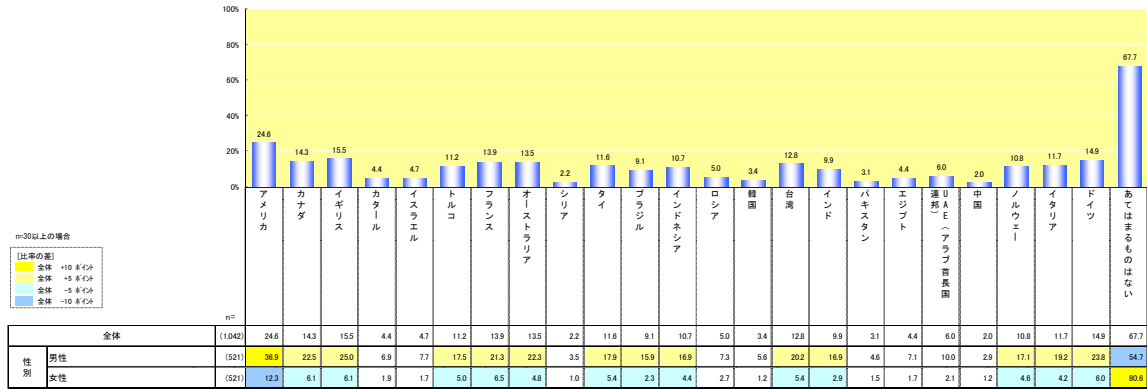


図 4-41 男女×Q13 「日本が武器を輸出しても良いと思う国」

(7) 男女×Q14 「武器を輸出するメリット」

男女と Q14 「武器を輸出するメリット」 のクロス集計結果を図 4-42 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が 42%と最も高く、次いで「我が国の技術発展」(32%) 「防衛産業の技術向上」(29%) 「防衛協力の強化」(25%) の順である。

「男性」は「防衛協力の強化」(32%)、「防衛産業の技術向上」(37%)、「我が国の技術発展」(39%) がやや高く、「あてはまるものはない」(35%) がやや低い傾向である。

「女性」は「あてはまるものはない」(50%) がやや高く、「防衛協力の強化」(18%)、「防衛産業の技術向上」(21%)、「我が国の技術発展」(24%) がやや低い傾向であった。

国際平和協力、国際テロの抑止、海賊問題解決、平和貢献、などの選択肢は男女とも少なかった。

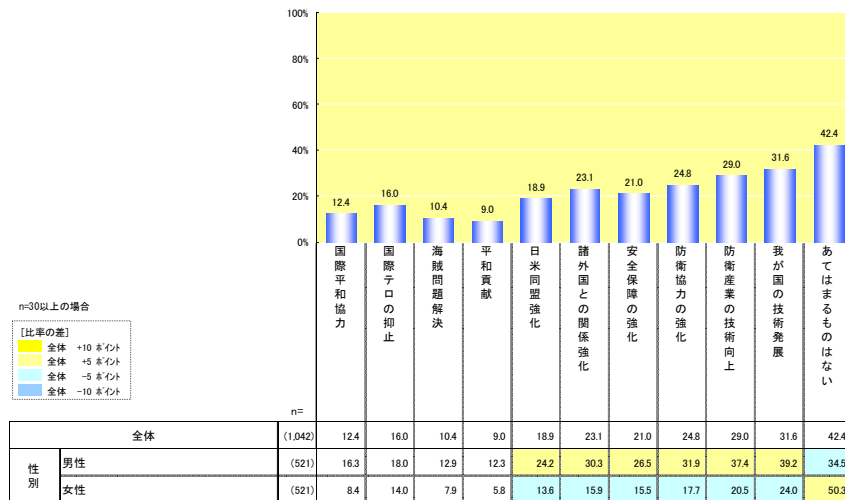


図 4-42 男女×Q14 「武器を輸出するメリット」

4.4.3 年齢別のクロス分析

年齢別のクロス集計結果を以降に示すが、より詳細に傾向を把握するため、男女別も含め、回答セグメントごと（計 14 セグメント）に分けて傾向を分析した。

(1) 年齢と用語の認知度「武器輸出三原則」

年齢と用語の認知度「武器輸出三原則」のクロス集計結果を図 4-43 および図 4-44 に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 32%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(28%)の順である。

総じて、男性の高年齢層では認知度が高く、女性の低年齢層では認知度が低いという結果であった。セグメントごとの特徴的な傾向は以下のとおりである。

- 男性セグメント
 - ✓ 「男性/30-39 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(33%)がやや高い。
 - ✓ 「男性/50-59 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(40%)が高い。
 - ✓ 「男性/60-69 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(39%)が高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(22%)が低い。
 - ✓ 「男性/70 才以上」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(42%)が高く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(19%)が低い。
- 女性セグメント
 - ✓ 「女性/15-19 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(19%)がやや低く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(14%)が低い。
 - ✓ 「女性/20-29 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(13%)が低い。
 - ✓ 「女性/30-39 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(20%)がやや低い。
 - ✓ 「女性/40-49 才」は「聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる」(20%)がやや低く、「聞いたことがあるが、よく知らない」(44%)が高い。
 - ✓ 「女性/50-59 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(43%)が高い。
 - ✓ 「女性/60-69 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(45%)が高い。
 - ✓ 「女性/70 才以上」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(42%)が高い。

■ 聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる
■ 聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる
■ 聞いたことがあるが、よく知らない
■ 聞いたことはない

		n=	(%)			
全体		(1,042)	17.5	28.1	31.9	22.6
割付セル	男性/15-19才	(73)	11.0	24.7	30.1	34.2
	男性/20-29才	(75)	14.7	32.0	30.7	22.7
	男性/30-39才	(75)	22.7	33.3	36.0	8.0
	男性/40-49才	(75)	28.0	29.3	29.3	13.3
	男性/50-59才	(75)	26.7	40.0	28.0	5.3
	男性/60-69才	(74)	35.1	39.2	21.6	4.1
	男性/70才以上	(74)	39.2	41.9	18.9	
	女性/15-19才	(73)	12.3	19.2	13.7	54.8
	女性/20-29才	(75)	9.3	13.3	28.0	49.3
	女性/30-39才	(75)	6.7	20.0	36.0	37.3
	女性/40-49才	(75)	9.3	20.0	44.0	26.7
	女性/50-59才	(75)	8.0	24.0	42.7	25.3
	女性/60-69才	(74)	9.5	25.7	44.6	20.3
	女性/70才以上	(74)	12.2	31.1	41.9	14.9

図 4-43 年齢×用語の認知度「武器輸出三原則」

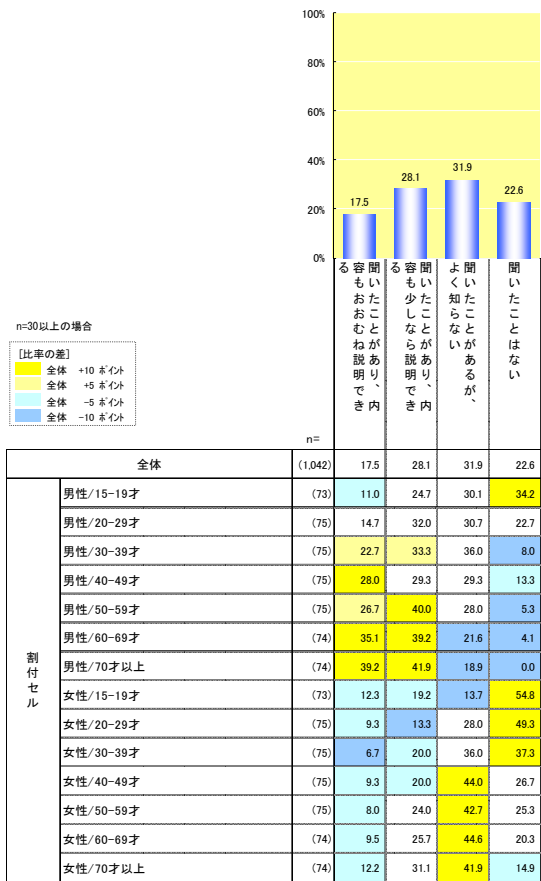


図 4-44 年齢×用語の認知度「武器輸出三原則」

(2) 年齢と用語の認知度「防空識別圏」

年齢と用語の認知度「防空識別圏」のクロス集計結果を図 4-45 と図 4-46 に示す。

全体では、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 30%と最も高く、次いで「聞いたことはない」(26%) の順である。

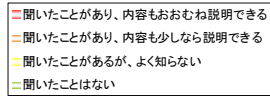
男性の 50 代、女性の 60 代がやや異なった傾向を示しているが、総じて、男性の高年齢層での認知度が高く、女性の低年齢層での認知度が低いという結果で、武器輸出三原則と同じ傾向であった。セグメントごとの特徴的な傾向は以下のとおりである。

● 男性セグメント

- ✓ 「男性/15-19 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(36%) がやや高い。
- ✓ 「男性/30-39 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(20%)、「聞いたことはない」(20%) がやや低い。
- ✓ 「男性/40-49 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(23%)、「聞いたことはない」(16%) がやや低い。
- ✓ 「男性/50-59 才」は「聞いたことはない」(12%) が低い。
- ✓ 「男性/60-69 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(19%)、「聞いたことはない」(3%) が低い。
- ✓ 「男性/70 才以上」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(23%) がやや低く、「聞いたことはない」(3%) が低い。

● 女性セグメント

- ✓ 「女性/15-19 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(23%) がやや低く、「聞いたことはない」(52%) が高い。
- ✓ 「女性/20-29 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(35%) がやや高く、「聞いたことはない」(51%) が高い。
- ✓ 「女性/30-39 才」は「聞いたことはない」(39%) が高い。
- ✓ 「女性/40-49 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(39%) がやや高い。
- ✓ 「女性/50-59 才」は「聞いたことはない」(36%) が高い。
- ✓ 「女性/60-69 才」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(36%) がやや高い。
- ✓ 「女性/70 才以上」は「聞いたことがあるが、よく知らない」(41%) が高く、「聞いたことはない」(18%) がやや低い。



		n=	(%)			
全体		(1,042)	19.9	25.0	29.6	25.5
割 付 セ ル	男性/15-19才	(73)	17.8	17.8	35.6	28.8
	男性/20-29才	(75)	22.7	16.0	32.0	29.3
	男性/30-39才	(75)	26.7	33.3	20.0	20.0
	男性/40-49才	(75)	30.7	30.7	22.7	16.0
	男性/50-59才	(75)	24.0	32.0	32.0	12.0
	男性/60-69才	(74)	35.1	43.2	18.9	2.7
	男性/70才以上	(74)	48.6	25.7	23.0	2.7
	女性/15-19才	(73)	11.0	13.7	23.3	52.1
	女性/20-29才	(75)	5.3	9.3	34.7	50.7
	女性/30-39才	(75)	10.7	21.3	29.3	38.7
	女性/40-49才	(75)	6.7	26.7	38.7	28.0
	女性/50-59才	(75)	6.7	30.7	26.7	36.0
	女性/60-69才	(74)	17.6	23.0	36.5	23.0
	女性/70才以上	(74)	14.9	27.0	40.5	17.6

図 4-45 年齢×用語の認知度「防空識別圏」

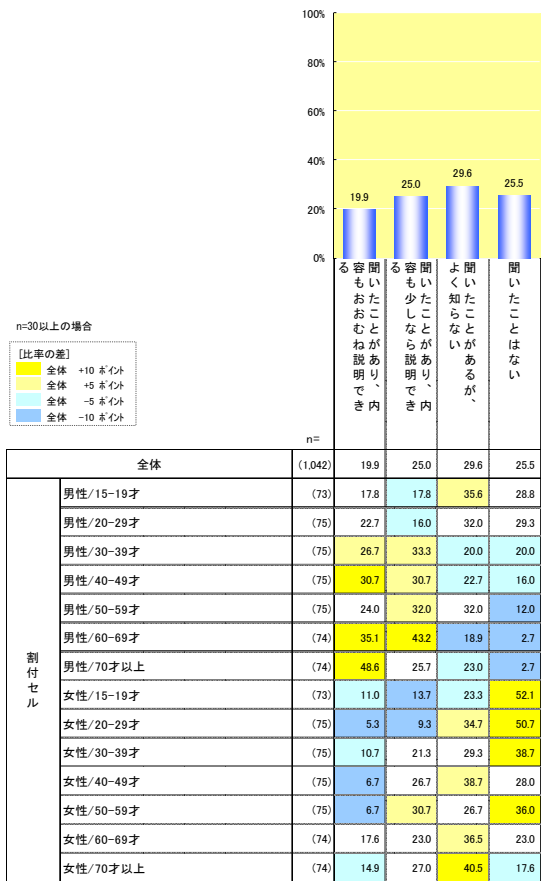


図 4-46 年齢×用語の認知度「防空識別圏」

(3) 年齢と用語の関心度「武器輸出三原則」

年齢と用語の関心度「武器輸出三原則」のクロス集計結果を図 4-47 と図 4-48 に示す。

全体では、「どちらともいえない」が 38%と最も高く、次いで「まあまあ関心がある」(35%)の順である。

特に女性の若年層での関心度が低い傾向であるが、女性の 70 代では高い関心度がある結果であった。同様に男性の 70 代も関心度が高く、武器輸出に対して感度の高い世代と思われる。セグメントごとの傾向は以下のとおりである。

● 男性セグメント

- ✓ 「男性/15-19 才」は「まあまあ関心がある」(21%) が低い。
- ✓ 「男性/20-29 才」は「どちらともいえない」(31%) がやや低い。
- ✓ 「男性/50-59 才」は「まあまあ関心がある」(27%) がやや低く、「どちらともいえない」(52%) が高い。
- ✓ 「男性/60-69 才」は「まあまあ関心がある」(45%) がやや高い。
- ✓ 「男性/70 才以上」は「まあまあ関心がある」(42%) がやや高い。

● 女性セグメント

- ✓ 「女性/15-19 才」は「まあまあ関心がある」(30%) がやや低く、「どちらともいえない」(27%) が低い。
- ✓ 「女性/20-29 才」は「まあまあ関心がある」(29%) がやや低く、「どちらともいえない」(47%) がやや高い。
- ✓ 「女性/40-49 才」は「どちらともいえない」(56%) が高い。
- ✓ 「女性/70 才以上」は「まあまあ関心がある」(46%) が高く、「どちらともいえない」(21%) が低い。



図 4-47 年齢×用語の関心度「武器輸出三原則」

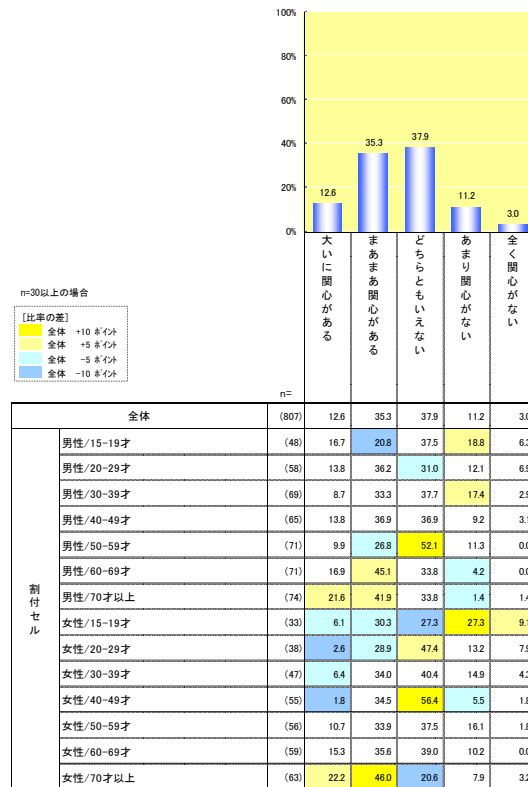


図 4-48 年齢×用語の関心度「武器輸出三原則」

(4) 年齢と用語の関心度「防空識別圏」

年齢と用語の関心度「防空識別圏」のクロス集計結果を図 4-49 および図 4-50 に示す。全体では、「まあまあ関心がある」が 36%と最も高く、次いで「どちらともいえない」(30%)の順である。

全体として 60 代、70 代の高年齢階層で関心が高い傾向が見られた。セグメントごとの傾向は以下のとおりである。

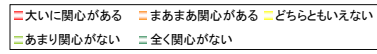
- 男性セグメント

- ✓ 「男性/15-19 才」は「まあまあ関心がある」(19%) が低い。
- ✓ 「男性/20-29 才」は「まあまあ関心がある」(28%) がやや低い。
- ✓ 「男性/30-39 才」は「まあまあ関心がある」(43%) がやや高い。
- ✓ 「男性/50-59 才」は「まあまあ関心がある」(42%) がやや高い。
- ✓ 「男性/60-69 才」は「どちらともいえない」(15%) が低い。
- ✓ 「男性/70 才以上」は「まあまあ関心がある」(28%)、「どちらともいえない」(21%) がやや低い。

- 女性セグメント

- ✓ 「女性/20-29 才」は「まあまあ関心がある」(30%) がやや低く、「どちらともいえない」(38%) がやや高い。
- ✓ 「女性/30-39 才」は「どちらともいえない」(39%) がやや高い。
- ✓ 「女性/40-49 才」は「まあまあ関心がある」(41%)、「どちらともいえない」(35%) がやや高い。
- ✓ 「女性/50-59 才」は「どちらともいえない」(44%) が高い。

- ✓ 「女性/60-69才」は「どちらともいえない」(42%)が高い。
- ✓ 「女性/70才以上」は「まあまあ関心がある」(43%)がやや高く、「どちらともいえない」(20%)がやや低い。



		n=	(%)				
割付セル	全体	(776)	23.3	35.7	29.5	9.1	2.3
	男性/15-19才	(52)	28.8	19.2	25.0	19.2	7.7
	男性/20-29才	(53)	28.3	28.3	30.2	7.5	5.7
	男性/30-39才	(60)	18.3	43.3	26.7	10.0	1.7
	男性/40-49才	(63)	20.6	36.5	31.7	6.3	4.8
	男性/50-59才	(66)	19.7	42.4	28.8	9.1	0.0
	男性/60-69才	(72)	38.9	40.3	15.3	5.6	0.0
	男性/70才以上	(72)	48.6	27.8	20.8	1.4	1.4
	女性/15-19才	(35)	17.1	31.4	31.4	17.1	2.9
	女性/20-29才	(37)	5.4	29.7	37.8	24.3	2.7
	女性/30-39才	(46)	6.5	37.0	39.1	13.0	4.3
	女性/40-49才	(54)	11.1	40.7	35.2	11.1	1.9
	女性/50-59才	(48)	10.4	39.6	43.8	4.2	2.1
	女性/60-69才	(57)	15.8	35.1	42.1	7.0	0.0
	女性/70才以上	(61)	32.8	42.6	19.7	4.9	0.0

図 4-49 年齢×用語の関心度「防空識別圏」

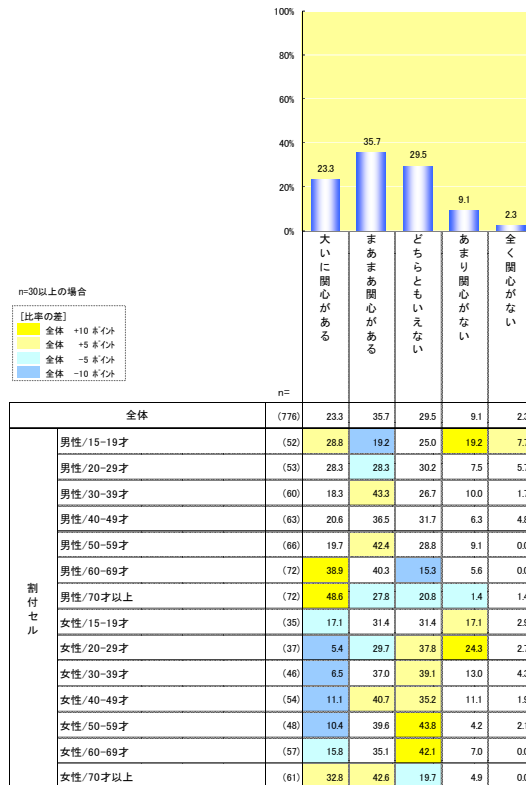


図 4-50 年齢×用語の関心度「防空識別圏」

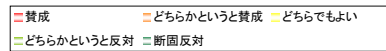
(5) 年齢と「日本が外国に武器を輸出すること」

年齢と「日本が外国に武器を輸出すること」のクロス集計結果を図 4-51 および図 4-52 に示す。

全体では、「どちらかという反対」が 38%と最も高く、次いで「どちらでもよい」(24%)の順である。

年代を問わず女性は反対が多い。男性は 10 代と 50 代で反対が多いが、それ以外の年代は賛成が多かった。セグメントごとの傾向は以下のとおりである。

- 男性セグメント
 - ✓ 「男性/15-19 才」は「どちらかという反対」(44%) がやや高い。
 - ✓ 「男性/30-39 才」は「どちらでもよい」(31%) がやや高く、「どちらかという反対」(24%) が低い。
 - ✓ 「男性/40-49 才」は「どちらでもよい」(29%) がやや高く、「どちらかという反対」(27%) が低い。
 - ✓ 「男性/50-59 才」は「どちらかという反対」(28%) がやや低い。
 - ✓ 「男性/70 才以上」は「どちらかという反対」(20%) が低い。
- 女性セグメント
 - ✓ 「女性/20-29 才」は「どちらかという反対」(45%) がやや高い。
 - ✓ 「女性/30-39 才」は「どちらでもよい」(29%)、「どちらかという反対」(45%) がやや高い。
 - ✓ 「女性/40-49 才」は「どちらかという反対」(56%) が高い。
 - ✓ 「女性/50-59 才」は「どちらでもよい」(17%) がやや低く、「どちらかという反対」(47%) がやや高い。
 - ✓ 「女性/60-69 才」は「どちらでもよい」(18%) がやや低く、「どちらかという反対」(47%) がやや高い。



		n=	(%)				
全体		(1,042)	5.4	12.4	24.0	37.5	20.7
割付セル	男性/15-19才	(73)	5.5	13.7	26.0	43.8	11.0
	男性/20-29才	(75)	10.7	13.3	25.3	33.3	17.3
	男性/30-39才	(75)	9.3	24.0	30.7	24.0	12.0
	男性/40-49才	(75)	9.3	18.7	29.3	26.7	16.0
	男性/50-59才	(75)	6.7	10.7	25.3	28.0	29.3
	男性/60-69才	(74)	8.1	20.3	24.3	36.5	10.8
	男性/70才以上	(74)	13.5	25.7	23.0	20.3	17.6
	女性/15-19才	(73)	16.5	26.0	35.6	31.5	
	女性/20-29才	(75)	2.7	12.0	21.3	45.3	18.7
	女性/30-39才	(75)	2.3	29.3	45.3	21.3	
	女性/40-49才	(75)	13.3	20.0	56.0	21.3	
	女性/50-59才	(75)	3.8	17.3	46.7	26.7	
	女性/60-69才	(74)	9.5	17.6	47.3	25.7	
	女性/70才以上	(74)	2.7	9.5	20.3	36.5	31.1

図 4-51 年齢×「日本が外国に武器を輸出すること」

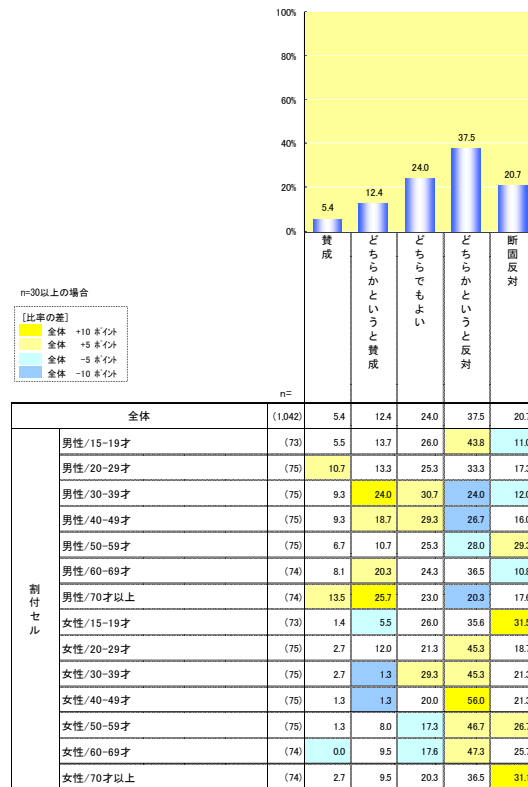


図 4-52 年齢×「日本が外国に武器を輸出すること」

(6) 年齢と日本が武器を輸出しても良いと思う国

年齢と日本が武器を輸出しても良いと思う国のクロス集計結果を図 4-53 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が 68%と最も高く、次いで「アメリカ」(25%)、「イギリス」(16%)、「ドイツ」(15%)、「カナダ」(14%) の順である。

傾向としては、年齢差より男女差の方が大きい。男性の 10 代ではエジプトや中国が選択されていること、男性 70 代はシリアなどのごく限られた国以外には積極的な回答が多いことが注目される。セグメントごとの傾向は以下の通りである。

● 男性セグメント

- ✓ 「男性/15-19 才」は「あてはまるものはない」(59%) がやや低く、「アメリカ」(34%) がやや高い。
- ✓ 「男性/20-29 才」は「あてはまるものはない」(55%) が低く、「アメリカ」(33%)、「カナダ」(21%) がやや高い。
- ✓ 「男性/30-39 才」は「ドイツ」(32%) が高く、「あてはまるものはない」(51%) が低く、「アメリカ」(41%)、「カナダ」(25%)、「イギリス」(29%) が高い。
- ✓ 「男性/40-49 才」は「ドイツ」(24%) がやや高く、「あてはまるものはない」(55%) が低く、「アメリカ」(35%) が高く、「イギリス」(25%) がやや高い。
- ✓ 「男性/60-69 才」は「ドイツ」(26%) が高く、「あてはまるものはない」(50%) が低く、「アメリカ」(41%) が高く、「カナダ」(23%) がやや高く、「イギリス」(30%) が高い。
- ✓ 「男性/70 才以上」は「ドイツ」(31%) が高く、「あてはまるものはない」(47%)

が低く、「アメリカ」(45%)、「カナダ」(39%)、「イギリス」(39%)が高い。

● 女性セグメント

- ✓ 「女性/15-19才」は「ドイツ」(7%)がやや低く、「あてはまるものはない」(77%)がやや高く、「アメリカ」(15%)がやや低く、「カナダ」(4%)、「イギリス」(5%)が低い。
- ✓ 「女性/20-29才」は「ドイツ」(8%)がやや低く、「あてはまるものはない」(75%)がやや高く、「アメリカ」(12%)が低く、「カナダ」(7%)、「イギリス」(7%)がやや低い。
- ✓ 「女性/30-39才」は「ドイツ」(8%)がやや低く、「あてはまるものはない」(84%)が高く、「アメリカ」(9%)が低く、「カナダ」(8%)がやや低く、「イギリス」(5%)が低い。
- ✓ 「女性/40-49才」は「ドイツ」(0%)が低く、「あてはまるものはない」(85%)が高く、「アメリカ」(8%)、「カナダ」(0%)、「イギリス」(1%)が低い。
- ✓ 「女性/50-59才」は「ドイツ」(5%)がやや低く、「あてはまるものはない」(88%)が高く、「アメリカ」(9%)、「カナダ」(4%)、「イギリス」(3%)が低い。
- ✓ 「女性/60-69才」は「ドイツ」(5%)がやや低く、「あてはまるものはない」(80%)が高く、「アメリカ」(12%)が低く、「カナダ」(8%)、「イギリス」(9%)がやや低い。
- ✓ 「女性/70才以上」は「ドイツ」(8%)がやや低く、「あてはまるものはない」(76%)がやや高い。

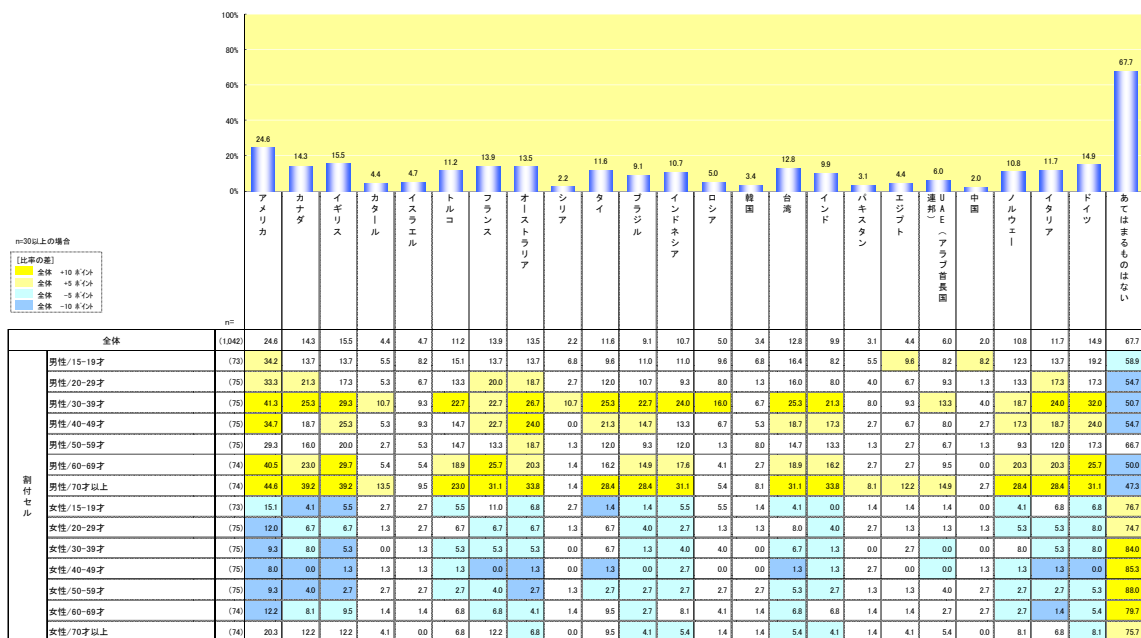


図 4-53 年齢×「日本が武器を輸出しても良いと思う国」

(7) 年齢と「日本が武器を輸出することによるメリット」

年齢と「日本が武器を輸出することによるメリット」のクロス集計結果を図 4-54 に示す。

全体では、「あてはまるものはない」が 42% と最も高く、次いで「我が国の技術発展」(32%)、「防衛産業の技術向上」(29%)、「防衛協力の強化」(25%) の順である。

男性は 50 代を除き、高年齢になるほど多くのメリットを感じている。女性は総じて男性より低い傾向がでていますが、70 代の女性が「国際テロの抑止」にメリットを感じていることが特徴的である。セグメントごとの傾向は以下の通りである。

● 男性セグメント

- ✓ 「男性/15-19 才」は「防衛産業の技術向上」(21%) がやや低い。
- ✓ 「男性/20-29 才」は「防衛協力の強化」(31%)、「防衛産業の技術向上」(37%)、「我が国の技術発展」(40%) がやや高く、「あてはまるものはない」(28%) が低い。
- ✓ 「男性/30-39 才」は「防衛協力の強化」(33%)、「防衛産業の技術向上」(37%)、「我が国の技術発展」(41%) がやや高く、「あてはまるものはない」(28%) が低い。
- ✓ 「男性/40-49 才」は「防衛協力の強化」(32%) がやや高く、「防衛産業の技術向上」(40%) が高い。
- ✓ 「男性/60-69 才」は「防衛協力の強化」(41%)、「防衛産業の技術向上」(49%)、「我が国の技術発展」(43%) が高く、「あてはまるものはない」(30%) が低い。
- ✓ 「男性/70 才以上」は「防衛協力の強化」(43%)、「防衛産業の技術向上」(47%)、「我が国の技術発展」(59%) が高く、「あてはまるものはない」(28%) が低い。

● 女性セグメント

- ✓ 「女性/15-19 才」は「防衛産業の技術向上」(16%)、「我が国の技術発展」(21%) が低い。
- ✓ 「女性/20-29 才」は「防衛協力の強化」(17%) がやや低く、「防衛産業の技術向上」(19%) が低く、「我が国の技術発展」(25%) がやや低い。
- ✓ 「女性/30-39 才」は「防衛産業の技術向上」(23%) がやや低く、「我が国の技術発展」(21%) が低く、「あてはまるものはない」(49%) がやや高い。
- ✓ 「女性/40-49 才」は「防衛協力の強化」(12%)、「防衛産業の技術向上」(19%) が低く、「我が国の技術発展」(23%) がやや低く、「あてはまるものはない」(53%) が高い。
- ✓ 「女性/50-59 才」は「防衛協力の強化」(15%)、「防衛産業の技術向上」(17%)、「我が国の技術発展」(21%) が低く、「あてはまるものはない」(51%) がやや高い。
- ✓ 「女性/60-69 才」は「防衛協力の強化」(11%) が低く、「防衛産業の技術向上」(23%)、「我が国の技術発展」(24%) がやや低く、「あてはまるものはない」(58%) が高い。「女性/70 才以上」は「あてはまるものはない」(50%) がやや高い。

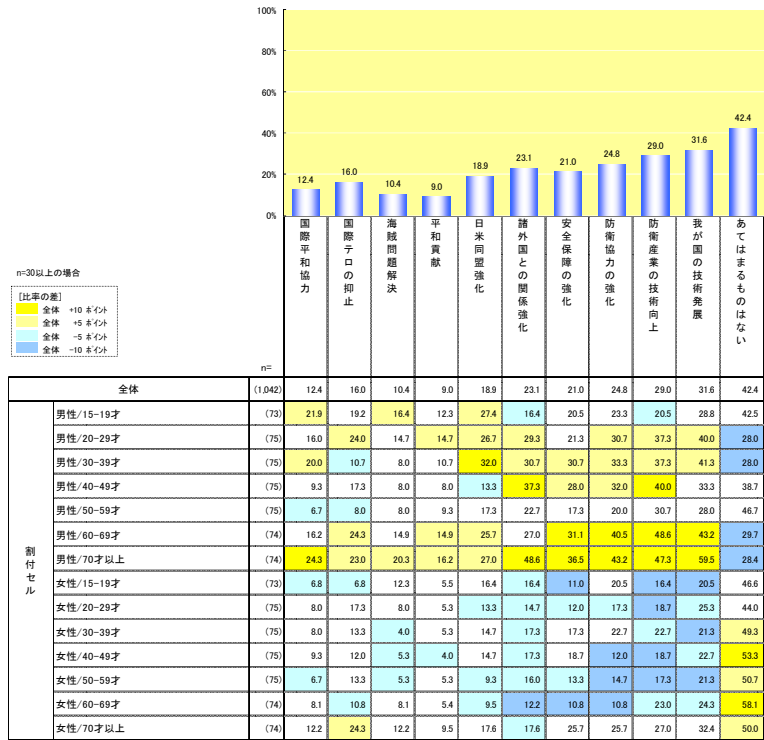


図 4-54 年齢×「日本が武器を輸出することによるメリット」

4.5 経年変化分析

2013年調査と2012年調査の変化を把握するために、経年変化の分析を行った。分析は、同じ設問を保持した7問について行った。

4.5.1 安全保障に関する意識の変化

(1) 用語の認知度

2年間の用語の認知度の変化を表4-8に示す。なお、防空識別圏は2013年度調査で新設した設問のため、分析対象外としている。表4-8では3.5ポイント以上の変化があったセルに色をつけているが、大きな変化があった用語については総じて認知度が下がっている結果であった。

表 4-8 用語の認知度の変化

Q8	あなたは以下の言葉をご存知ですか。それぞれについて、最もあてはまるものをお選びください。 単一回答	1	2	3	4
		聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる	聞いたことがあり、内容も少しなら説明できる	聞いたことがあるが、よく知らない	聞いたことはない
1	日米安全保障条約	-1.2	-1.9	3.4	-0.3
2	オスプレイ	-0.1	-2.7	3.5	-0.6
3	非核三原則	-0.6	-2.7	4.0	-0.8
4	弾道ミサイル防衛	-3.1	-2.9	3.9	2.2
5	武器輸出三原則	-0.9	1.3	1.3	-1.6
6	沖縄米軍基地	0.1	-2.6	2.8	-0.3
7	竹島	-2.5	-2.9	5.0	0.4
8	尖閣諸島	-1.6	-4.5	5.8	0.2
9	北方領土	0.0	0.0	0.7	-0.7
10	北朝鮮拉致問題	-1.2	-2.5	3.3	0.5
11	パレスチナ問題	-0.7	-3.4	1.6	2.5
12	南沙諸島	-1.6	0.6	1.4	-0.4
13	ダルフル紛争	-1.4	-1.0	1.2	1.2
14	中国初の空母「遼寧」	-0.6	-1.0	3.5	-2.0
15	冷戦	0.6	1.4	-1.7	-0.3
16	ベルリンの壁	0.4	-2.9	2.3	0.3
17	原子力空母エンタープライズ	-0.8	-0.1	1.0	-0.1
18	フォークランド戦争	-0.5	0.8	-1.3	1.1
19	キューバ危機	2.2	-1.8	1.1	-1.4
20	元寇	-0.3	-1.4	2.3	-0.6
21	ミグ25事件	-1.4	-0.3	2.1	-0.5
22	PAC-3	-3.0	-2.7	0.2	5.5

また、「聞いたことがあり、内容もおおむね説明できる」についての2カ年の変化を図4-55に示す。多くの用語で右肩下がり傾向（22用語中17用語）であった。この層は全般として大きな変化ではないが、比較的变化が大きいのは「弾道ミサイル防衛」、「南沙諸島」、「ダルフル紛争」、「ミグ25事件」、「PAC-3」であった。

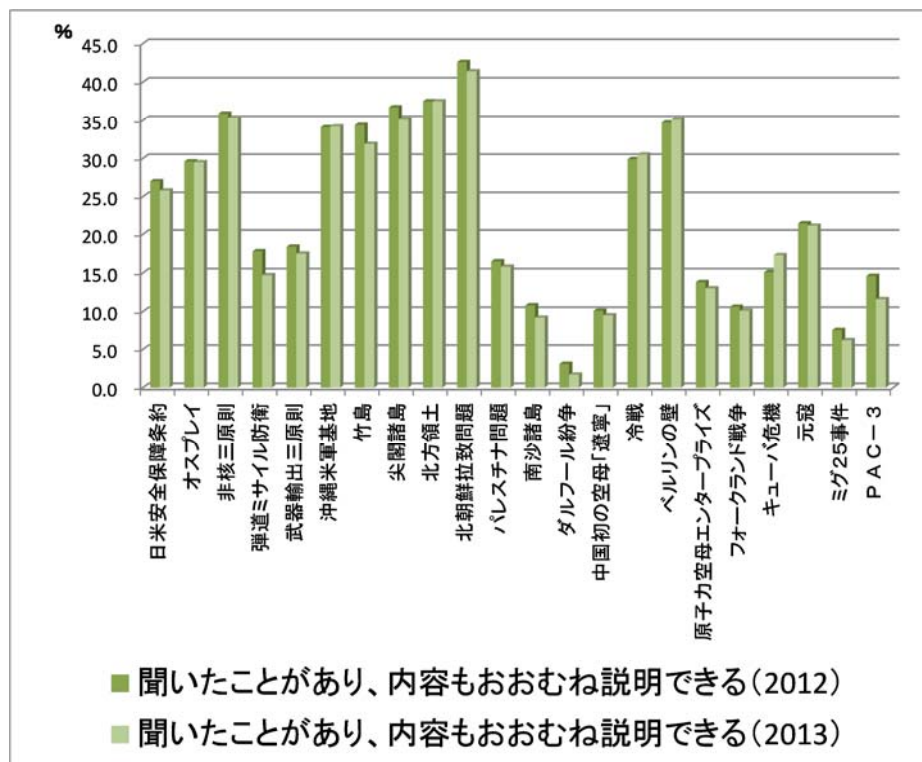


図 4-55 認知度の経年変化（内容もおおむね説明できる）

(2) 用語の関心度の変化

2年間の用語の認知度の変化を表 4-9 に示す。なお、防空識別圏は 2013 年度調査で新設した設問のため、分析対象外としている。

表 4-9 では先の設問と同様に 3.5 ポイント以上の変化があったセルに色をつけている。弾道ミサイル防衛、沖縄米軍基地、竹島、尖閣諸島などは、「まあまあ関心がある」の層が減り、「どちらともいえない」の層が増えている傾向がみられた。南沙諸島、ダルフール紛争については、「あまり関心がない」の層が減っている傾向が見られたが、その意味は異なり、南沙諸島は「どちらともいえない」の層が増えているが、ダルフール紛争については「まったく関心がない」層が増えている結果であった。

また、「まあまあ関心がある」と「どちらともいえない」の経年変化を図 4-56 および図 4-57 に示す。「まあまあ関心がある」層が減少し、「どちらともいえない」の層が増加しており、全ての用語（16 用語）で「どちらともいえない」が増加していた。比較的变化が大きいのは、沖縄米軍基地、竹島、尖閣諸島であった。

表 4-9 用語の関心度の変化

Q9	以下の言葉について、あなたはどれくらい関心がありますか。それぞれについて、あなたのお気持ちに最も近いものをお選びください。	1	2	3	4	5
		大いに関心がある	まあまあ関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	全く関心がない
1	日米安全保障条約	-2.3	3.7	0.2	-3.4	1.9
2	オスプレイ	-1.0	-0.1	2.3	-2.7	1.5
3	非核三原則	0.7	-0.6	0.6	-1.6	0.9
4	弾道ミサイル防衛	-0.1	-4.6	3.5	1.4	-0.1
5	武器輸出三原則	0.3	-1.2	2.5	-2.0	0.3
6	沖縄米軍基地	-1.4	-4.9	5.7	-0.3	0.9
7	竹島	-1.9	-3.7	4.2	0.6	0.8
8	尖閣諸島	-1.7	-4.2	4.4	1.1	0.5
9	北方領土	-1.2	-1.3	2.3	-0.6	0.7
10	北朝鮮拉致問題	1.2	-4.5	2.1	0.0	1.3
11	パレスチナ問題	-0.5	-1.0	0.2	1.1	0.3
12	南沙諸島	-0.2	-1.3	4.1	-3.9	1.3
13	ダルフル紛争	-0.5	0.4	1.9	-6.4	4.5
14	中国初の空母「遼寧」	2.9	-1.9	0.7	-0.5	-1.1
15	PAC-3	0.7	-3.2	4.7	-1.5	-0.7

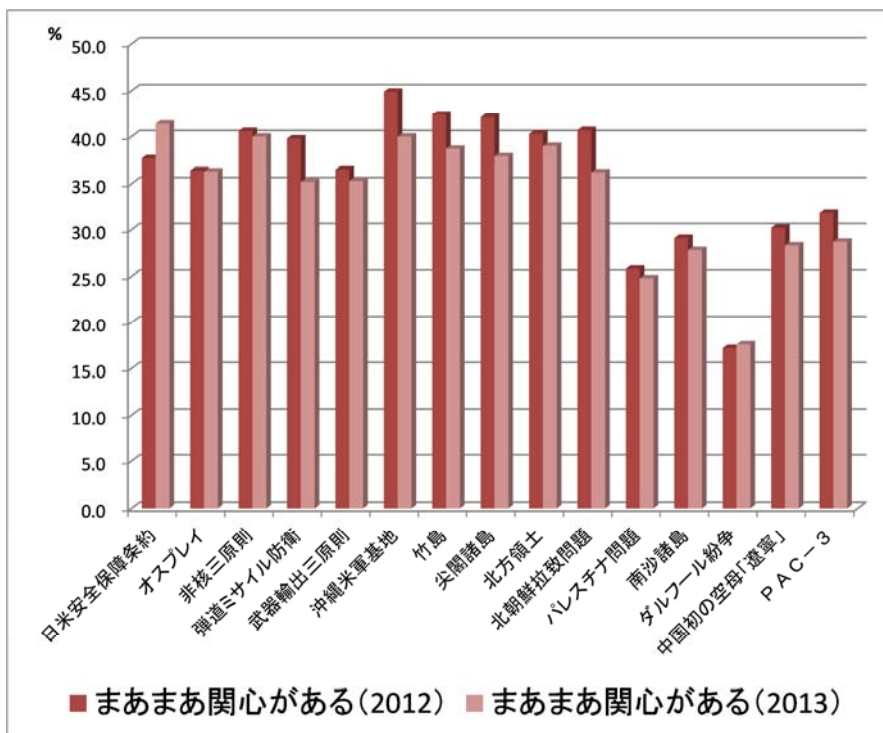


図 4-56 関心度の変化 (まあまあ関心がある)

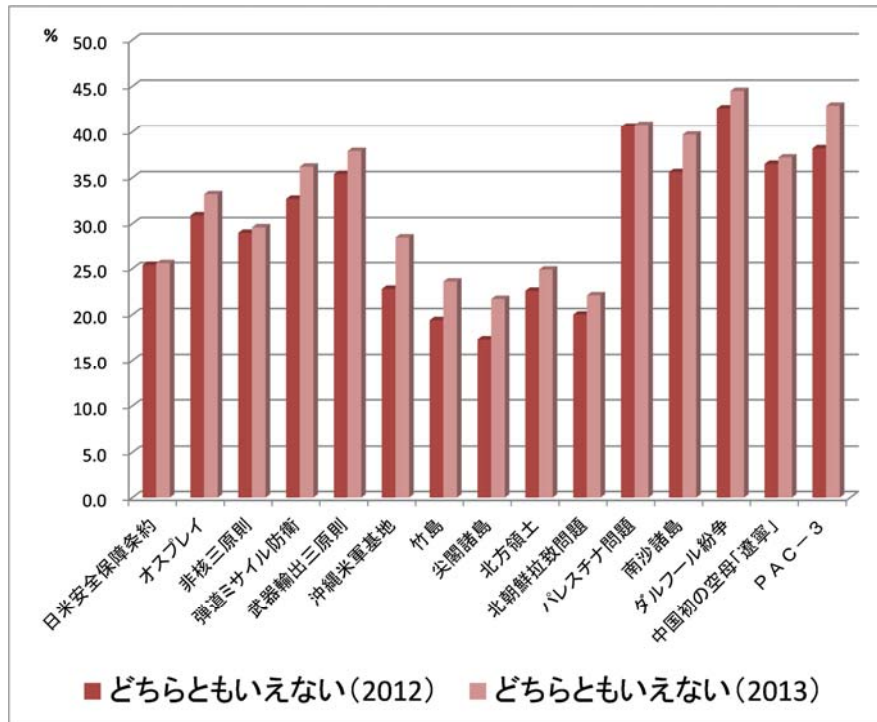


図 4-57 関心度の変化 (どちらともいえない)

(3) 武器を輸出していると思われる国についての変化

2年間の武器を輸出していると思われる国の変化を表 4-10 に示す。

3.5ポイント以上の変動が見られたのはスウェーデン、カナダ、ノルウェーであり、いずれも「輸出していると思う」の回答が増加した傾向が見られた。全般として北欧の平和イメージは残っているものの、実情がやや知られてきている可能性が考えられる。

表 4-10 武器を輸出していると思われる国の変化

Q10	以下に挙げた国では、武器(戦闘機、戦車、潜水艦等)を外国に輸出していると思いますか。それとも輸出していないと思いますか。それぞれについて、あてはまるものをお選びください。※わからない場合でも、あなたの印象・イメージとしてあてはまるものをお選びください。単一回答	1	2
		輸出していると思う	輸出していないと思う
1 アメリカ		-1.5	1.5
2 ロシア		-2.9	2.9
3 ドイツ		2.4	-2.4
4 フランス		-0.6	0.6
5 イギリス		1.4	-1.4
6 オランダ		2.1	-2.1
7 中国		-0.6	0.6
8 スペイン		0.6	-0.6
9 イタリア		1.5	-1.5
10 スウェーデン		4.0	-4.0
11 イスラエル		1.9	-1.9
12 ウクライナ		1.0	-1.0
13 スイス		2.5	-2.5
14 カナダ		4.8	-4.8
15 南アフリカ		3.2	-3.2
16 韓国		-0.6	0.6
17 ポーランド		0.9	-0.9
18 ベルギー		1.2	-1.2
19 ノルウェー		3.9	-3.9
20 ブラジル		0.4	-0.4
21 オーストラリア		-0.2	0.2
22 インド		2.7	-2.7
23 イラン		0.9	-0.9

4.5.2 日常生活に関する意識の変化

(1) 購読新聞の変化

2年間の購読新聞の変化を表 4-11 に示す。ほとんど目立った傾向は見られない結果であった。

表 4-11 購読新聞の変化

Q1	あなたのご自宅では新聞を定期購読をしていますか。以下の中からあてはまるものをすべてお選びください。 ※インターネットによる新聞(例:日本経済新聞 電子版)は除いてください。	
	複数回答	
	読売新聞	-0.5
	朝日新聞	0.7
	毎日新聞	0.6
	日本経済新聞	-0.6
	産経新聞	1.1
	地方新聞【 】	-0.8
	スポーツ新聞【 】	0.5
	上記以外の新聞【 】	0.1
	自宅で新聞を定期購読していない	-1.9

(2) 購読する新聞欄の変化

2年間の購読する新聞欄の変化を表 4-12 に示す。社説の流し読みをする層が増えているが、じっくり読んでいる層が減っており、その層が移動したものと考えられる。

表 4-12 購読する新聞欄の変化

Q2	1	2	3	4	
読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、地方新聞を自宅で定期購読されている方におうかがいします。 あなたが普段新聞を読む際に、以下の欄はどれくらい読んでいますか。 以下のなかから最も近いと思うものをお選びください。 ※複数の新聞を自宅で定期購読されている方は、全体の傾向をお答えください。 【その他以外すべて必須】 単一回答	記事の内容をじっくり読んでいます	記事の内容を流し読みしている	見出しのみ読む程度	まったく読むことがない	無回答
1 経済面	-1.4	-3.0	2.7	1.7	0.0
2 政治面	-0.8	-3.0	1.1	2.6	0.0
3 社会面	-1.0	-0.8	0.1	1.8	0.0
4 社説	-3.1	3.9	-2.2	1.4	0.0
5 国際面	0.9	0.0	0.0	-0.8	0.0
6 地域面	-1.2	0.6	-0.6	1.3	0.0
7 暮らし面	0.7	-1.5	-1.0	1.8	0.0
8 金融面(証券・株式などを含む)	-1.4	2.3	-1.8	0.9	0.0
9 芸能面	0.7	1.5	-1.4	-0.7	0.0
10 スポーツ面	1.3	-1.3	-1.7	1.7	0.0
11 テレビ欄・ラジオ欄	1.9	-2.5	0.2	0.4	0.0
12 連載小説	-1.0	-1.0	1.4	0.7	0.0
13 天気・気象情報	-0.5	-0.8	1.8	-0.5	0.0
14 その他【 】	0.2	-1.0	-4.2	-2.4	7.4

(3) 新聞を購読していない理由の変化

2年間の新聞を購読していない理由の変化を表 4-13 に示す。インターネットから情報を得られるとする層が減っている傾向が見られた。これは、インターネット新聞の登録制あるいは有料化が影響を与えている可能性もあるが、要因分析には追加調査が必要と思われる。

表 4-13 新聞を購読していない理由の変化

Q3	前の質問で、「自宅で新聞を定期購読していない」とお答えいただいた方におうかがいします。 あなたのご自宅で新聞を定期購読していない理由は何ですか。 以下のなかからあてはまるものをお選びください。(いくつでも) 複数回答	
1	テレビから情報が得られるため	0.4
2	ラジオから情報が得られるため	-1.0
3	インターネットから情報が得られるため	-4.9
4	新聞に記載されるような情報に興味がないため	-0.5
5	気になる情報のみを読みたいため	-1.6
6	気になった時だけ新聞を購読したいため	0.3
7	新聞を読む時間がないため	-0.8
8	新聞では情報のスピードが遅いため	0.9
9	記事の内容が難しいため	-0.8
10	字を読むのが苦手のため	-0.3
11	古新聞の片付けが面倒なため	-2.3
12	定期購読料が高いため	-3.0
13	その他【 】	0.6
14	わからない	0.9

(4) 視聴しているテレビの変化

視聴しているテレビの変化を表 4-14 に示す。調査時期がみのもんた氏の降板騒ぎ直後だったこともあり、朝ズバッが大きく下がっている結果となった。一方、「シューイチ」が大幅にポイントを上げている結果であった。

表 4-14 視聴しているテレビの変化

Q5	テレビについてお伺いします。 以下のニュースや情報・ワイドショー番組のなかに、あなたが視聴するものはありますか。 あてはまるものをいくつでもお選びください。 複数回答	
1	NHKのニュース	2.0
2	news every.	1.7
3	NEWS ZERO	-1.2
4	日テレ NEWS24	-1.6
5	Oha!4 NEWS LIVE	-0.5
6	ZIP!	-1.6
7	スッキリ!!	0.4
8	PON!	0.1
9	ヒルナンデス!	0.9
10	情報ライブ ミヤネ屋	0.3
11	シューイチ	4.5
12	真相報道 バンキシャ!	-2.3
13	スーパーJチャンネル	0.9
14	報道ステーション	-0.5
15	報道ステーション SUNDAY	0.6
16	やじうまテレビ!	-1.9
17	モーニングバード!	-1.1
18	ワイド!スクランブル	-0.1
19	サンデースクランブル	-0.2
20	Nスタ	1.7
21	NEWS23 X	0.7
22	TBSニュースバード	-0.1
23	朝ズバッ!	-4.0
24	サタデーずばッと	-1.6
25	ひるおび!	-0.9
26	情報7days ニュースキャスター	-2.0
27	時事放談	-0.9
28	サンデーモーニング	-2.7
29	サンデージャポン	0.1
30	スーパーニュース	-2.6
31	ニュースJAPAN	-0.6
32	めざましゆ〜	-1.8
33	めざましテレビ/めざましどようび	-3.5
34	とくダネ!	-0.7
35	ノスタップ!	-1.1
36	新報道2001	-0.8
37	Mr. サンデー	-1.0
38	ワールドビジネスサテライト	0.0
39	田勢康弘の週刊ニュース新書	-0.6
40	その他【 】	0.2
41	ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない	0.9

4.6 安全保障政策に関するアンケート調査まとめ

本章では、安全保障政策に関するアンケート調査結果について述べた。アンケートは 2012 年に実施されたものを踏襲しつつ、一部設問を入れ替え・追加して行った。

安全保障に関する意識調査の単純集計結果からは、非核三原則、沖縄米軍基地などとならび、竹島、尖閣諸島、北方領土などのわが国固有の領土関係の用語が認知度および関心度が高めの結果であった。また、新たに追加した「防空識別圏」については、耳慣れない用語にも関わらず、報道等で耳にする機会が多い時期と合わさり、認知度、関心度ともに高めの結果であった。武器と思わないものについては、「ヘルメット」、「救難艇」、「防弾チョッキ」、「衛星」、「無線機」、「レーダ」、「輸送機」、「巡視艇」が高めの結果であり、このうち第 8 期であった「巡視艇」でも 20%が、第 1 位であった「ヘルメット」では 60%が武器と思わないとの回答であった。このあたりのものであれば、輸出に対して比較的理解を得やすいと思われる。一方で、武器を輸出することに対しては、「断固反対」と「どちらかという反対」を合わせると 6 割弱であり、前章までで述べたスウェーデンなどと比較してそれほど高い結果ではないものの、過半数を超えている結果であった。「武器」という言葉に対する拒否反応もあると思われることから、説明の際に注意が必要と思われる。武器を輸出することのメリットについては、「あてはまるものはない」との回答が 4 割以上で最も多かったが、それを除くと「技術発展」がもっとも高く、次いで「防衛産業の技術向上」が多い結果であった。「平和貢献」については用意した選択肢の中で最も低いという結果であった。

テキストマイニングの結果からは意見が大きく 5 つのカテゴリに分類されることが明らかとなった。今後の働きかけを行っていく際に、各カテゴリを分析することで効果的な活動へとつながる可能性がある。

設問間のクロス集計ではメディアとの関連は本調査では明確には現れなかった。また、武器輸出への賛否との関連でも、それほど目立った傾向は見られなかった。

男女間のクロス分析においては、一般的な傾向ではあるが、男女間で安全保障に関する意識差が大きくみられる結果であった。年齢間のクロス分析においては、高年齢層かつ男性の層がもっとも肯定的であり、若年層かつ女性の層がもっとも否定的な傾向が見られた。両分析を通じて、女性層が武器輸出についてのメリットを感じていない傾向がみられ、例えば、武器輸出のメリットについて聞く設問に対し、「メリットにあてはまるものはない」の回答が男性平均は 34.6%であったのに対して女性平均は 50.3%という結果であった。女性層に対しては、より丁寧な周知活動が必要と思われる。また、若年層に武器輸出反対の意見が多い傾向も見られ、例えば、「日本が外国に武器を輸出すること」に「賛成」あるいは「どちらかという賛成」の回答の比率は、「男性 15-19 歳」(19.2%)、「男性 70 歳以上」(39.2%)、「女性 15-19 歳」(6.8%)、「女性 70 歳以上」(12.2%) と若年層の賛成数が特に低い結果であった。これらの層へのアピールも重要と思われる。

調査全般を通じて、武器輸出について聞いたことや関心はあるが、まだ現実的な問題として捉えられていないこともあり、女性や若年層を中心に直感的な拒否反応が先行している結果であったと言える。

5. 提言

5.1 我が国の武器輸出三原則等、防衛産業の歴史的整理

まず、我が国の武器輸出三原則等、防衛産業に係る歴史的な推移について整理を試み、第二次大戦後から現在に至る潮流を把握することとした。

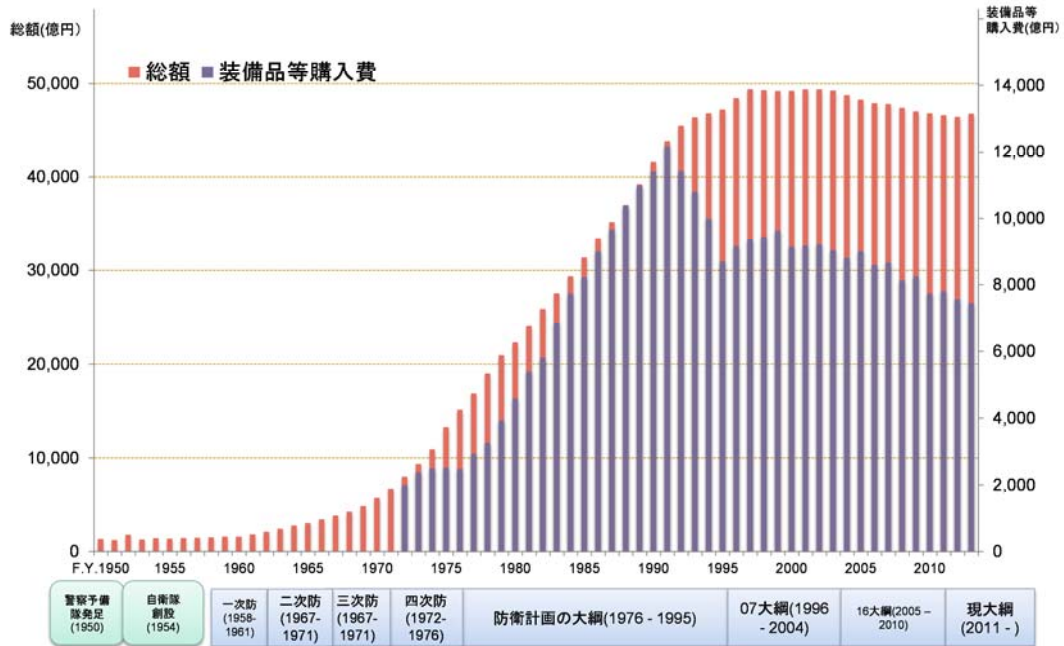


図 5-1 日本の防衛関係費と装備品等購入費の推移
(出所：総務省統計局 HP データ²¹⁰より MRI 作成)

図 5-1 に日本の防衛関係費と装備品等購入費の推移を示す。装備品等購入額は、防衛省予算のうち、装備品調達に係る契約額を示し、我が国防衛産業（特に機器産業）の市場規模に大きな影響を及ぼす数値である。

- 東西冷戦等の世界の安全保障環境の変化、高度経済成長の波にも乗り、1972 年から 1990 年までの予算総額・装備品等購入費は平均毎年約 1 割増であった。
- 防衛関係費は 1998 年以降、横ばい、ないしは減少。
- 装備品等購入費は 1991 年（平成 3 年）をピークとして減少傾向にあり、政府調達を唯一の顧客とする国内防衛産業の売上減少（市場縮小）へとつながる。

図 5-2 には、日本の防衛関係費と装備品等購入費の前年度比較の推移を示す。特徴を以下に示す。

- 我が国の装備品購入費は大綱と関連している。
 - 新防衛大綱の策定時（1976、1995、2004、2010）に減少

²¹⁰ <http://www.stat.go.jp/data/chouki/31.htm>

➤ 07 大綱以降は減少が続く

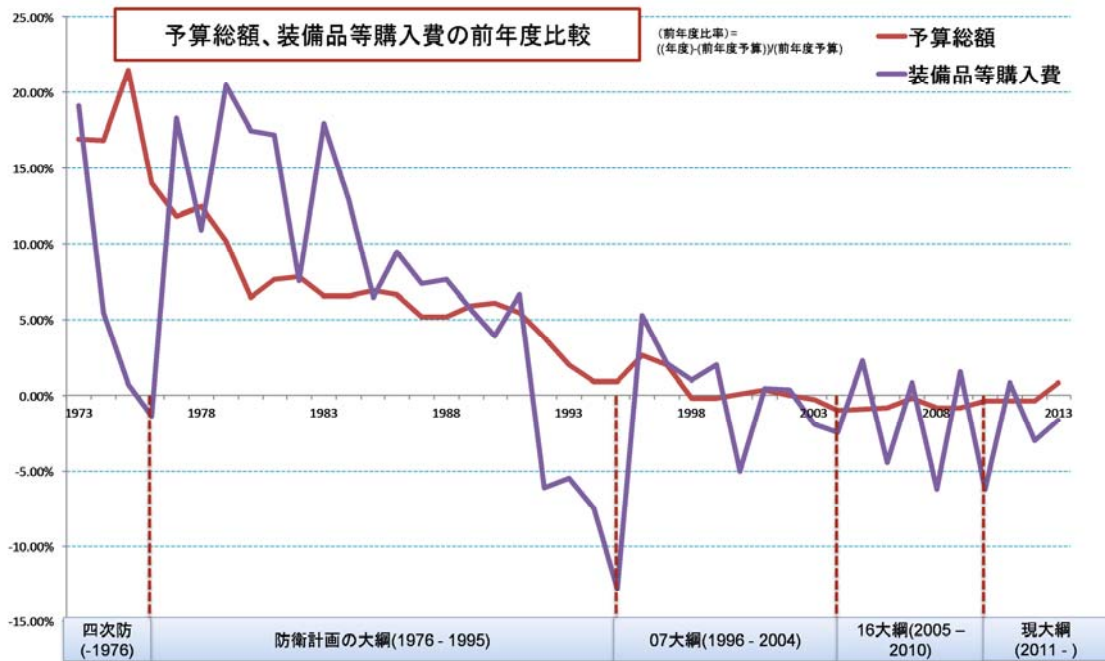


図 5-2 日本の防衛関係費と装備品等購入費の前年度比較の推移
(出所：総務省統計局データ HP²¹¹より MRI 作成)

図 5-3 と図 5-4 には、日本の輸出政策と防衛産業の関わりについて、年代をおって、主な出来事をまとめている。

²¹¹ <http://www.stat.go.jp/data/chouki/31.htm>

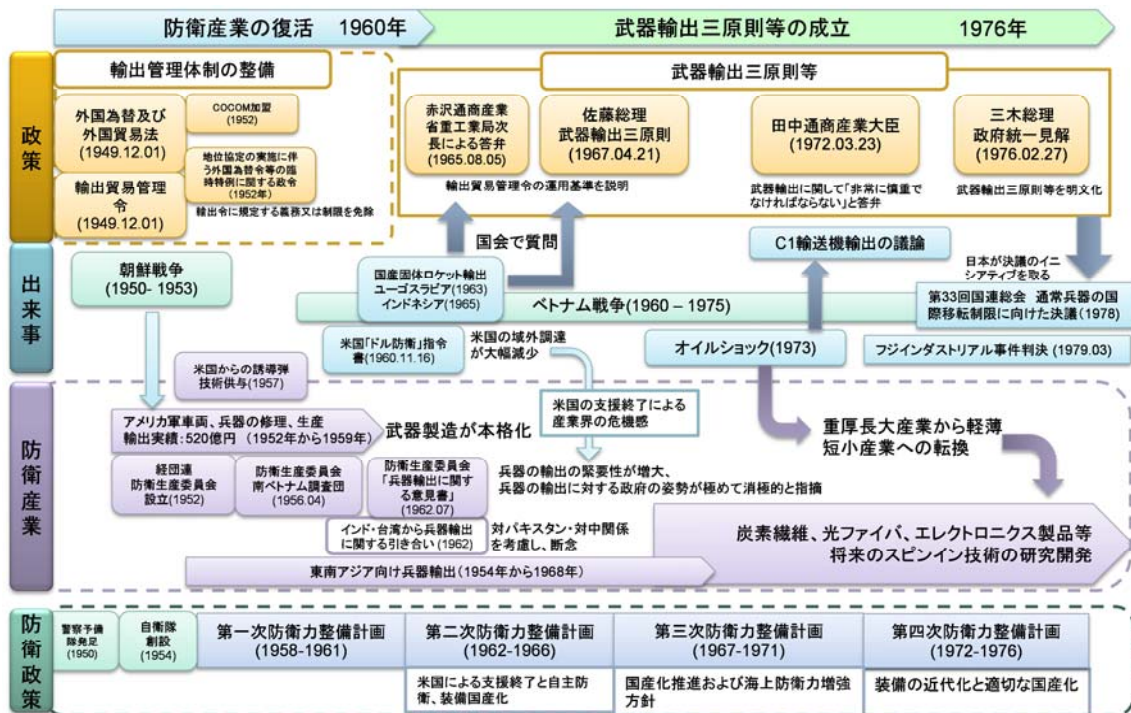


図 5-3 日本の輸出政策と防衛産業の関わり（戦後～1980年）
 （出所：各種資料より MRI 作成）

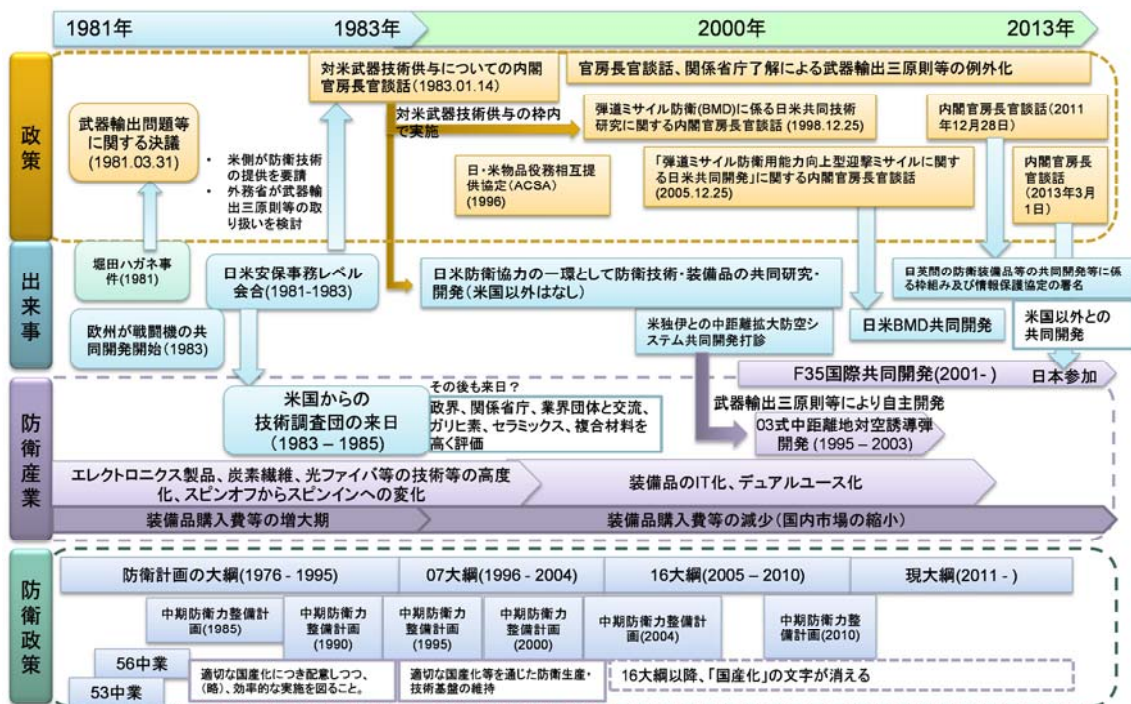


図 5-4 日本の輸出政策と防衛産業の関わり（1980年以降）
 （出所：各種資料より MRI 作成）

5.2 武器輸出に係る論点整理

有識者ヒアリングや文献調査等で浮かびあがった武器輸出三原則等の見直し、あるいは日本が武器輸出を行う場合の課題等について整理を行った（図 5-5）。

横軸は、武器輸出三原則等の見直しへの考え方を軸に、消極、積極に分類した。縦軸は、課題解決にあたり時間的なスケールを観点として、短期的な議論と中長期的な議論を要するに分類した。それぞれを象限の特徴化するとすれば、左下は最も保守的な意見の集合帯であり、現状の武器輸出三原則等の維持、あるいはそもそも武器輸出に反対するものである。左上は、中長期的な視点において経済的な利益が限定的であることや、技術保護の観点から見直し消極派の意見の集合帯である。

右下は、武器輸出三原則等での武器への該当可否あるいは運用ケースの場合分けなどにより、品目を選別し輸出を行うべきという集合帯であり、例外措置の拡大や別表 1 第一項の見直し・整理により、輸出を行えるようにするという意見である。右上の集合帯は、理念等の整理を踏まえ武器輸出三原則等を見直すことに積極的な意見である。

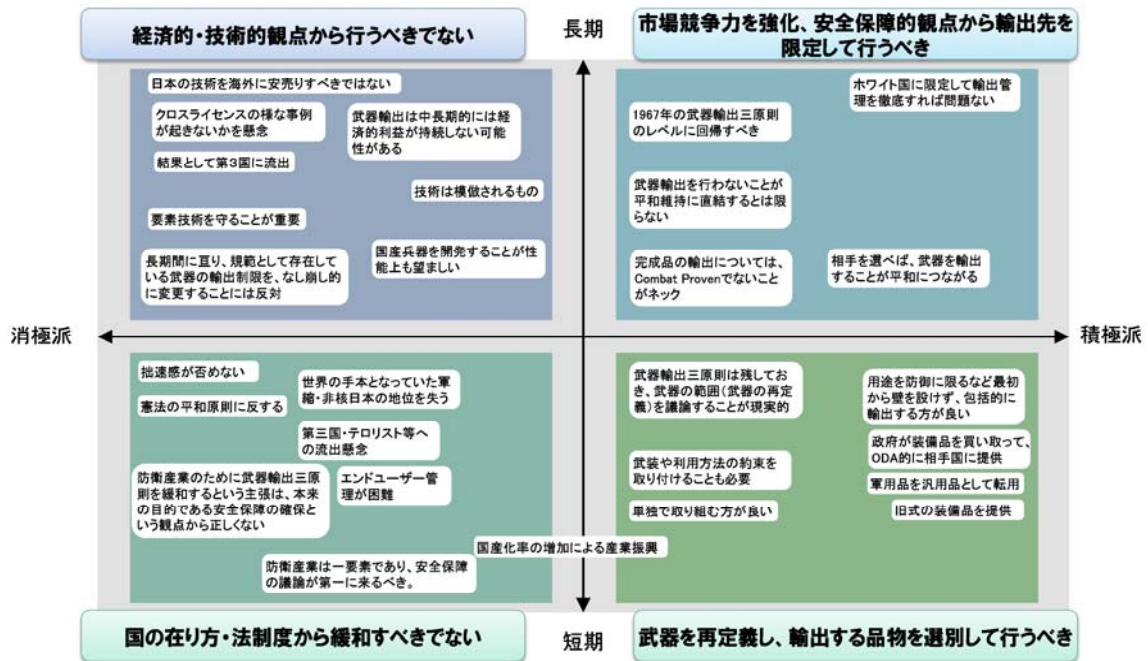


図 5-5 武器輸出三原則等の見直しに関する意見整理

5.2.1 今後の政策議論の方向性

武器の輸出については、これまでに輸出実績を有する諸外国においても、様々な作用が指摘されているところである。

(1) 経済的な手段として

武器輸出が容認されていない国家の軍需産業企業は、自国政府のみを顧客とする。即ち、極めて限定された市場に対しての製品供給となるため、生産（販売）数量が抑制され、開発コストの転化なども必要であることから、単価が上昇することにつながる。武器輸出規制が緩

和されることによって、出荷数量が増加、継続的な部品供給なども合わせ考えると、防衛生産基盤強化と調達単価の低減が実現するものと見られている。

(2) 安全保障環境の醸成に資する

輸出規制が緩和される「武器」は、完成品は元より、部品や関連技術を含むことから、武器の輸入国は、供与国に対して敵対的立場をとることが困難となるものと言われている。万一、敵対関係に陥った場合、武器・部品（場合によってはメンテナンス等のサービスを含む）の供給が停止する事態を生じかねないことから、様々な場面での交渉時に有利な要素として働くものと考えられているものである。他方、装備品の多くを輸入に依存している国々では、万一にも特定国との関係が悪化する可能性を考慮して、武器体系の整備に工夫を凝らし、複数国からの調達を行っている。メンテナンスや調達コストが膨らむ負担増よりも安全保障上のリスク低減を優先させているものである。

(3) 経済利益と安全保障の両立

防衛生産基盤の強化あるいは外交関係の緊密化に一定の効果が期待されるものの、第三国・テロリスト等への技術流出が懸念される等、本来目的である「安全保障の確保」の観点から、経済利益のみでは割り切れない要素があることは否めない。国民の生命と財産の安全を守ることを第一にすべきであり、防衛産業の保護は二義的な目標となるべきであるとの意見も聞かれる。

- 「平和貢献・国際協力に伴う案件」及び「我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件」の包括的例外化措置⇒平和国家の理念の堅持(H23.12.27官房長官談話より抜粋)
- 武器輸出三原則見直しにあたり、武器輸出の理念を定める必要があるのではないが
 - 輸出産業的側面を重視(欧州的取組み)、安全保障環境を重視(米国的取組み;ただし量的には他国を凌駕)、あるいは外交の一手段(新興国等への供与、外交ツール化)、ポリシーレベルでのコンセンサス
 - 個別ケースごとによる議論からの進展
- 論点:「安全保障に資する武器輸出」、「経済的な手段としての武器輸出」、「安全保障と経済利益」

5.2.2 官民連携・武器輸出管理の運用

民間企業の立場から、武器輸出規制が緩和され、市場が拡大することは、一般の商業活動であれば歓迎されるべきところではあるが、他方、輸出製品が「武器」であることに起因する多様なコスト(手間)が発生することから、民間企業としての採算ラインにのらず、必ずしも歓迎されていない、との指摘もある。武器輸出においては、通常の貿易とは異なり、一定の付加的手続きを必要とすることは各国共通である。例えば、武器輸出を積極的に行っているフランスでは、輸入国の国防省・在輸入国大使館・輸出者によるエンドユーザ証明が必要とされている。これは、一般貨物に必要とされる場合のエンドユーザ証明に比して負担感の伴う対応を求められているものである。

我が国では、輸出貿易管理令別表第1において「武器」が定められているところである。他方、武器の技術が汎用品(民生品)に活用されるケースも少なくなく、武器搭載用の架台

を取り除いたり、多少のスペックダウンにより、「武器」として分類しないなどの工夫がなされてもよいのではないかと、また、WA等との整合性を念頭に置きつつ別表第1の詳細化を行うことを指摘する専門家の声もある。

純粋な「武器」については、民間企業による直接輸出ではなく、日本政府が「武器」を調達し、被供与国に対して、有償・無償で提供することで、戦略的武器輸出が可能となる、との指摘もある。この場合の「武器」とは、戦闘行為に供されるものを指し、例えば、救助用の飛行艇や輸送用トラック等とは別個の扱いとなすことで複次的な対応が可能となる。即ち、純軍事的な「武器」と、限りなく民生品に近い「武器」の取り扱い手順を別個に定めることが一案ではないかと、との考え方である。

- 武器輸出三原則見直しにあつた武器輸出の理念にあわせた輸出管理の考え方
- 輸出管理運用におけるケース分類
 - 正面装備品 ⇄ 後方支援系等の装備品
 - 国防機関向け防衛装備品 ⇄ 民間転用する防衛装備品
 - スポーツ用、産業用等
- 輸出貿易管理令別表第1の第1の項(武器)の省令レベルの詳細化、WA/MLとの整合性。
- 諸外国のように貨物を分類し等、我が国の輸出管理対象レベルの分類も工夫が必要ではないか

5.2.3 国民の啓発・合意形成

「武器」とは、殺傷能力を持つ火器等をイメージすることが一般的であり、「武器」の輸出によって、我が国が間接的に人命の殺傷に加担することへのアレルギー反応を示す論調もある。本調査において実施したアンケートにおいても、興味深い結果が見られた。例えば、「軍用トラック」の輸出に対する拒否反応が、「レーダー」や「無線機」に対するそれを上回るという結果を得られたことである。冷静に考えれば、「軍用トラック」は、トラックを軍が使用しているだけのことであり、他方、「レーダー」や「無線機」には、拡散が憚られるような高度な技術が応用されているとともに、ミサイルなどと組み合わせることによって相応の殺傷能力を有するものであることが自明である。アンケート結果は、「軍用」の部分に反応しているものと推察される。また、「武器」と思わないものの筆頭は「ヘルメット」、次いで「防弾チョッキ」であったが、これらの防弾構造・素材に関する技術・データは、仮想敵国の小火器等開発(特に貫通能力の検討過程)に貴重なデータを提供する可能性がある。

徴兵制を採用している国家・地域においては、一般国民が実際に武器を使用する経験を有していること、また、既に多くの武器輸出実績を有している国々においては、一般国民も相応の知見を有しているものであるが、我が国においては、これらいずれの経験をも有していないことから、一般国民に対する正確な情報提供・啓発活動が必要なものと思料する。

添付資料

添付資料 1 米国軍需品リスト

添付資料 2 海外ヒアリング議事録

添付資料 3 アンケート設問票、速報値データ

添付資料 4 参考図書

添付資料 1

米国軍需品リスト

米国軍需品リスト (US Munition List: USML) ¹

カテゴリ	品目
I	火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃
II	火炮及び発射器
III	弾薬／兵器
IV	打上げ用の飛しょう体、誘導ミサイル、弾道ミサイル、ロケット、魚雷、爆弾及び地雷
V	爆発物及び高エネルギー物質、推進薬、焼夷剤並びにこれらの成分
VI	軍用船舶及び特別海軍関連装備品
VII	戦車及び軍用車両
VIII	航空機及び関連物品関連装備品
IX	軍事訓練関連装置及び軍事訓練
X	要員防護装備品及びシェルター
XI	軍事用電子装置
XII	火器管制装置、測距儀、光学装置及び誘導制御装置
XIII	軍用補助装置
XIV	毒素質（化学剤、生物剤及び関連装置を含む）
XV	宇宙航空システム及び附属装置
XVI	核兵器の設計及び試験関連品目
XVII	機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務で他の項目で列挙されていないもの
XVIII	指向性エネルギー兵器
XIX	(2013年までは RESERVED でした) ガスタービンエンジン及び関連装置
XX	潜水艦、海洋装置及び附属装置
XXI	他のカテゴリで列挙されていない物品、技術資料、及び防衛役務

・カテゴリI – 火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃

- *(a) 非自動火器及び半自動火器であって、口径が 12.7mm (口径 0.50 インチ) 以下のもの
- *(b) 全自動火器であって、口径が 12.7mm (口径 0.50 インチ) 以下のもの
- *(c) 火器又はその他の兵器（例えば、反乱・対反乱近接攻撃兵器システム）であって、専用の軍事用途を持つもの（口径を問わない）
- *(d) 戦闘用散弾銃 これには、銃身長が 18 インチ未満の散弾銃を含む。
- *(e) 本カテゴリの(a)から(d)項に掲げる物品のためのサイレンサー、マフラー、サウンドサプレッサー及びフラッシュサプレッサー並びにこれらの特別に設計、改造又は適合された部分品及び部品
- (f) 軍の仕様に合わせて製造されたライフルスコープ（夜間照準器の規制についてはカテゴリXII(c)を参照のこと）
- *(g) 本カテゴリの(a)から(d)項に掲げる物品のための銃砲身、シリンダー、レシーバ（フレーム）又は完全尾栓装置

¹ “米国軍需品リスト 物品一覧表” 米国国務省 防衛取引管理部・国際武器取引規則に則って米国の輸出規制 (http://www009.upp.so-net.ne.jp/kgm1_ear/ITAR_J/J121.pdf) (2013年10月15日)、
Report by the Department of State Pursuant to Section 655 of the Foreign Assistance Act of 1961, as Amended – Direct Commercial Sales Authorizations for Fiscal Year 2011 より作成

- (h) 本カテゴリーの(a)から(g)項に掲げる物品のための部分品、部品、附属品及びアタッチメント
- (i) 本カテゴリーの(a)から(h)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章²の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）。本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。
- (j) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：
- (1) 火器とは、口径が 0.50 インチ（12.7mm）以下の兵器であって、爆薬の作用により弾丸を発射するように設計されたもの又はそうするために容易に転用できるものをいう。
 - (2) ライフルは、肩に当てて射撃する火器であって、銃身長が 16 インチ以上の施条銃身を通して銃弾を発射することができるものをいう。
 - (3) カービン銃は、肩に当てて射撃する軽量の火器であって、銃身長が 16 インチ未満のものをいう。
 - (4) ピストルは、手で操作する火器であって、銃腔と一体化した弾倉を有するもの又は銃腔と取り外せない方法で配置された弾倉を有するものをいう。
 - (5) リボルバーは、手で操作する火器であって、個々の弾薬用の薬室を内蔵した回転式弾倉を有するものをいう。
 - (6) 短機関銃、"機関拳銃"又は"機関銃"は、引き金を 1 度引くことにより全自動で、発射するように又は発射することができるように元々設計されたものをいう。

注：本カテゴリーの(a)から(i)項に掲げる米国軍需品リストによる本適用範囲には、銃身長が 18 インチ以上の非戦闘用の散弾銃、BB 弾、ペレット弾及び先込め式の（黒色火薬）火器については除外する。本カテゴリーは、軍の仕様に合わせて製造されていないライフルスコープ及び照準器については対象としない。本カテゴリーは、火器のための附属品及びアタッチメント（例えば、ベルト、スリング[銃を肩に掛ける背負いひも]、アフターマーケットのラバークリップ、クリーニングキット）であって、当該火器、部分品及び部品の有用性、有効性又は能力を強化しないものについても除外する。商務省が、そのような品目の輸出を管理している。輸出管理規則（15 CFR parts 730~799）を参照のこと。それに加えて、本カテゴリーの品目に対する除外条項が、本副章の種々の部品に適用される（例えば、§ 123.17、§ 123.18 及び § 125.4）。

・カテゴリーII—火砲及び発射器

- *(a) 口径が 0.50 インチ（12.7mm）超の火砲（繫索式、航空機搭載式、自走式又は固定式のいずれであるかを問わない）。これには、榴弾砲、迫撃砲、機関砲及び無反動ライフル砲を含むが、これに限定されるものではない。
- (b) 軍用に特別に設計又は改造された火炎放射器。

² 以下、本副章とは連邦規則タイトル 22 の副章 M（120 部～130 部）を指す。

(c) 兵器を発射又は投下するための装置及び機器（カテゴリーIV で規制される物品を除く）。

* (d) 高速運動エネルギー兵器システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすために特別に設計又は改造されたもの。

(e) シグネチャ[痕跡]抑制材料（例えば、貼付型、構造材型、塗装型、遮蔽型）技術、及び本カテゴリーで規制される防衛物品のシグネチャ[痕跡]（例えば、砲口消炎、レーダ、赤外線、レーザー、可視光／電子光学的、音響シグネチャ）を変質させたり減少させるために特別に設計、開発、構成、適合又は改造された装置。

* (f) 本カテゴリーの(a)項に掲げる自走式の火砲及び榴弾砲のために特別に設計又は改造されたエンジン。

(g) 本カテゴリーで規制される防衛物品の製造のために特別に設計又は改造された工具及び装置。

(h) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計又は改造された試験評価装置及びテストモデル。

これには診断装置及び物理的テストモデルが含まれるが、これに限定されるものではない。

(i) 本カテゴリーで規制される防衛物品のための発射機能の電子プログラミングのためのオートローディングシステム。

(j) 本カテゴリーの(a)から(i)項に掲げる物品のために特別に設計又は改造された、その他のすべての部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置。

これには本カテゴリーで規制される物品のための銃架及び砲架を含むが、これに限定されるものではない。

(k) 本カテゴリーの(a)から(j)項に列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）。本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。

(l) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：

(1) 本カテゴリーの(d)項の高速運動エネルギー兵器システムには、限定されるものではないが、以下のものを含む：

(i) 発射システム及びサブシステムであって、例えば、電磁気、電熱、プラズマ、軽ガス又は化学剤等の方法を用いて、0.1g を超える質量を、単発又は速射モードにおいて、1.6km/秒を超える速度に加速することができるもの；

(ii) 主動力発電、電気装甲、エネルギー貯蔵、熱管理；調整、交換若しくは燃料取扱い装置；及び電力供給火砲と他の回転砲塔の電気駆動機能との間の電氣的インタフェース；

(iii) 目標捕捉、追尾火器管制又は損傷評価システム；並びに

(iv) 発射体用のホーミングシーカ、誘導システム又は偏向推進（横加速）システム。

(2) 本カテゴリーに掲げる物品には、本カテゴリーで規制される技術資料及び防衛役務を用いて設計又は製造された最終製品、部分品、附属品、アタッチメント、部品、

ファームウェア、ソフトウェア又はシステムが含まれる。

- (3) 本カテゴリーで規制される軍用に特別に設計又は改造された物品には、軍用に特別に開発、構成又は適合された物品を含む。

・カテゴリーIII－弾薬／兵器

- *(a) 本節のカテゴリーI 及び II に掲げる物品のための弾薬／兵器。
- (b) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計又は改造された弾薬／兵器取扱装置（例えば、保弾帯装置、弾薬連結装置及び弾薬分離装置）。
- (c) 本カテゴリーで規制される防衛物品の製造のために特別に設計又は改造された装置及び工具。
- (d) 本カテゴリーに掲げる物品のために特別に設計又は改造された部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置：
- * (1) 本カテゴリーの(a)項に掲げる物品のための誘導用及び制御用の部分品；
- * (2) 本カテゴリーの(a)項に掲げる物品のための安全装置、安全解除装置及び起爆用の部分品（標的探知機及び位置測定器を含む）；並びに
- (3) 本カテゴリーの(a)から(c)項に掲げる物品のためのその他のすべての部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置。
- (e) 本カテゴリーの(a)から(d)項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）。本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。
- (f) 以下は、本カテゴリー及び本副章の他の箇所で使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：
- (1) 本カテゴリーで規制される部分品、部品、附属品及びアタッチメントには、限定されるものではないが、本カテゴリーで規制される防衛物品のための薬莢、薬囊（若しくは、その他の発射弾薬）、銃弾、ジャケット[被甲]、コア[弾芯]、シェル[薬莢]（散弾銃のシェルを除く）、弾丸（散弾及びその子弾を含む）、ブースター[伝爆薬]、これらのための発射用部分品、雷管並びにその他の起爆装置を含む。
- (2) 本カテゴリーは、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管であって、輸出の前に、加熱、火炎処理、マングリング[切り刻むこと]、破砕、切断又はポッピング[割ること]の手段により、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管としての再生使用能力の範囲を超えて役立たないようにしたものについては規制しない。
- (3) 本カテゴリーの(c)項に掲げる装置及び工具には、手動装填の弾薬用の装置は含まない。
- (4) 本カテゴリーに掲げる物品には、本カテゴリーで規制される技術資料及び防衛役務を用いて設計又は製造された最終製品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア又はシステムを含む。
- (5) 本カテゴリーで規制される軍用に設計又は改造された物品には、軍用に特別に開発、

構成又は適合された物品を含む。

・カテゴリーIV－打上げ用の飛しょう体、誘導ミサイル、弾道ミサイル、ロケット、魚雷、爆弾及び地雷³

***(a)** ロケット、宇宙空間への打ち上げ用飛しょう体 (SLVs)、ミサイル、爆弾、魚雷、爆雷、地雷及び手榴弾であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
- (2) 500 キログラム未満のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
- (3) 携行型地对空ミサイル (MANPADS)；
- (4) 対戦車ミサイル及びロケット；
- (5) ロケット、SLVs、及びミサイルであって、本カテゴリーの(a)(1)項から(a)(4)項の基準に合致しないもの；
- (6) 爆弾；
- (7) 魚雷；
- (8) 爆雷；
- (9) 対人地雷、対車両地雷、又は対装甲地雷（例えば、地域制圧機器）；
- (10) 対ヘリコプター地雷；
- (11) 機雷；又は
- (12) 破片及び爆薬手榴弾。

(a)項の注 1：「航続距離」とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態での国際民間航空機関 (ICAO) の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(a)項の注 2：「ペイロード」とは、指定されたロケット、SLV、又はミサイルにより運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。

(a)項の注 3：この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものについては、規制しない。そのようなロケットには、能動制御（例えば、RF、GPS）を搭載してはな

³ 2014年1月2日改正（2014年7月1日施行）、Federal Register / Vol. 79, No. 1
(<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2014/79FR0034.pdf>)

らない。

(a)項の注 4:「地雷」は、地中、地表、若しくは地表の近く又はその他の表面のエリアに置かれる軍需品であって、人又は車両の存在、近接、又は接触によって爆発するように設計されたものをいう。

***(b)** ロケット、SLVs、及びミサイルのための発射装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構（例えば、発射台、有線にて誘導するミサイル、MANPADS[携行型地对空ミサイル]）（MT）；又は

(2) 本カテゴリーの(a)(3)項から(a)(5)項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構（例えば、発射台、有線にて誘導するミサイル、MANPADS[携行型地对空ミサイル]）。

(b)項の注 1: 航空機で使用するための SLV 以外の発射装置に対する規制については、USML のカテゴリーVIII(h)を参照のこと。

(b)項の注 2: 船舶又は地上車両に一体化された発射機構に対する規制については、USML のカテゴリーVI 及び VII を参照のこと。

(b)項の注 3: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものの民生用途のために特別に設計された部品及び附属品（例えば、点火装置、発射スタンド）については、規制しない。

(c) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される物品の取扱い、制御、起動、監視、検出、防御、発射、又は起爆のために特別に設計された装置及び機器（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、及び(b)(1)項で列挙されるそれらのシステムについては、MT）。

(c)項の注 1: この項は、固定発射場及び移動式発射装置からの発射及び準備のための、本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される物品を取扱うために特別に設計された、特化された取扱い装置（運搬装置、クレーン、及びリフト）が含まれる。この項における装置には、USML のカテゴリーV、CCL の ECCN 1C011、1C111、及び 1C608 で規制される推進薬、又はその他の液体の推進薬であって、本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、又は(a)(5)項で列挙されるシステムで使用されるものの貯蔵又は取扱いのために特別に設計されたロボット、ロボット制御装置、及びロボットのエンドエフェクター並びに液体の推進薬のタンクについても含まれる。

(c)項の注 2: 航空機ミサイル防御装置（AMPS）については、USML のカテゴリーXI で規制される。

***(d)** ロケット、SLV、及びミサイルの電源設備であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 本カテゴリーの(d)(2)項又は(d)(3)項で列挙される場合を除いて、本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、又は(a)(5)項で列挙される物品のための多段ロケットの各段（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの各段

については、MT)；

- (2) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 1.1 メガニュートン秒以上のもの (MT)；
- (3) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 0.841 メガニュートン秒以上 1.1 メガニュートン秒未満のもの (MT)；
- (4) 複合サイクル、パルスジェット、ラムジェット、又はスクラムジェットエンジン (MT)；
- (5) マッハ 4 超で動作する空気吸い込み式エンジンであって、本カテゴリーの(d)(4)項で列挙されていないもの；
- (6) 加圧燃焼をベースとする推進装置であって、本カテゴリーの(d)(4)項及び(d)(5)項で列挙されていないもの；
- (7) ロケット、SLV、及びミサイルエンジン及びモーターであって、本カテゴリーの(d)(1)項から(d)(6)項又は USML のカテゴリーXIX で、別途列挙されていないもの。

(d)項の注：この項は、モデルロケットモーター及びハイパワーロケットモーター（内蔵する推進薬が 5 ポンド以下のもの）であって、米国消防協会のコード 1125 で定義される米国の民生用のものとして認証されたものについては規制しない。

(e) [Reserved]⁴

(f) [Reserved]⁵

- * (g) ロケット、爆弾、及びミサイル用の核以外の弾頭（例えば、榴弾、キネティック[運動エネルギーで破壊する]弾頭、EMP[電磁衝撃波]弾、サーモバリック[熱爆風]爆薬、成形炸薬弾、及び燃料気化爆薬弾 (FAE)）。
- (h) システム、サブシステム、部品、部分品、附属品、アタッチメント、又は関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 飛行制御及び誘導装置（誘導セットを含む）であって、本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計されたもの（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるそれらの物品については、MT)；
- (h)(1)項の注：**誘導セットは、ビークルの位置及び速度の計測及び計算（すなわち、ナビゲーション）と合わせて、計算及びビークルの飛行制御装置に軌道を補正するためのコマンドの送信のプロセスを統合したものである。
- (2) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された目標検知追尾装置（例えば、高周波、赤外線）（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙される物品については、MT)；
- (3) 衝突破壊弾体並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (4) ミサイル又はロケットの推力方向制御システム（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙される物品で使用可能なそれらの推力方向制御システムについては、MT)；

⁴ カテゴリーIV の(e)項の爆薬を利用した掘削装置（軍用）は、ECCN0A604.b のもと商務省管轄へ移行

⁵ カテゴリーIV の(f)項のアブレーション材料は、カテゴリーXIII の(d)項に移動（78FR 40922 参照）

- (5) MANPADS[携行型地对空ミサイル]のグリップストック並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (6) ロケット又はミサイルのノズル及びノズルスロート、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのノズル及びノズルスロートについては、MT）；
- (7) ロケット又はミサイルのノーズチップ、ノーズフェアリング[整形板]、又はエアロスパイク、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (8) ミサイル弾頭又は弾頭部の熱シールド(本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのミサイル弾頭及び熱シールドについては、MT）；
- (9) ミサイル及びロケットの安全装置設定、安全装置解除、信管活性化、及び発射(SAFF)用の部分品（標的探知及び近接センシングデバイスを含む）、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのSAFFの部分品については、MT）；
- (10) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された自爆装置（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (11) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品に対して使用可能な分離機構、切離し機構、及び段間継手、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの分離機構、切離し機構、及び段間継手については、MT）；
- (12) ポストブーストビークル（PBV）（MT）；
- (13) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される物品のために特別に設計されたエンジンマウント又はモーターマウント（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、及び(b)(1)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (14) 本カテゴリーの(a)項及び(d)項で列挙される物品のために特別に設計された燃焼室（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、(b)(1)項、及び(d)(1)項から(d)(5)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (15) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計された燃料噴射装置（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用できるように特別に設計されたそれらの燃料噴射装置については、MT）；
- (16) 固体燃料ロケットのエンジン又は液体燃料エンジンの点火装置；
- (17) ミサイル弾頭及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所指定されていないもの（MT）；
- (h)(17)項の注：**本項は、宇宙船については規制しない。宇宙船の規制については、USMLのカテゴリーXV及び、同項で規定されていない場合、CCLのECCN 9A515を参照のこと。
- (18) (g)項で規制される物品のために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所指定されていないもの；
- (19) 弾頭再突入支援器資材並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品

- (例えば、物理的又は電子的対抗手段一式、ミサイル弾頭の複製品若しくはデコイ、又は子弾)；
- (20) ロケットエンジンケース及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケットエンジンケース並びに本カテゴリーの(d)(2)項及び(d)(3)項で列挙されるハイブリッドロケットエンジンのために特別に設計された部品及び部分品については、MT)；
- (21) 固体燃料ロケットエンジンのライナー及びロケットエンジンの断熱材（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの固体燃料ロケットエンジンのライナー又は本カテゴリーの(a)(2)項で列挙されるシステムのために特別に設計されたもの；並びに本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なロケットエンジンの断熱材については、MT)；
- (22) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計されたレードーム、センサー窓、及びアンテナ窓（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのレードーム、並びに本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、(d)(1)項、(h)(8)項、(h)(9)項、(h)(17)項、又は(h)(25)項で列挙されるシステム及び部分品で使用するために特別に設計された複合材料の構造材又はラミネートとして製造されたレードーム、センサー窓、又はアンテナ窓については、MT)；
- (23) ロケット又はミサイルのペイロードのフェアリング[整形板]；
- (24) ロケット又はミサイルの発射キャニスター（本カテゴリーの項(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムのために設計又は改造されたそれらのロケット又はミサイルの発射キャニスターについては、MT)；
- (25) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された信管（例えば、近接、接触、電子的、近接タイプディスペンサー、空中破裂、可変遅延、又はマルチオプション）（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの信管については、MT)；
- (26) ロケット又はミサイルの液体燃料タンク（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケット又はミサイルの液体燃料タンクについては、MT)；
- (27) 本カテゴリーの(a)(1)項で列挙される物品で使用するために特別に設計されたロケット又はミサイルの高度計（MT)；
- (28) 本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計された空気圧式、油圧式、機械式、電気光学式、又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤー装置を含む）及び姿勢制御装置（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるもののために設計又は改造されたそれらのシステムについては、MT)；
- (29) 本カテゴリーの(a)(1)項又は(a)(2)項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計されたアンビリカル[命綱]及び接合部の電気コネクタ（MT)；又は
- (h)(29)項の注：**この項には、本カテゴリーの(a)(1)項又は(a)(2)項で指定されるシス

テムとそれらのペイロードの間に設置される電気コネクタも含まれる。

***(30)** 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（そのように指定されたそれらの物品については、MT）；

(i) 機密扱いであるもの

(ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

(iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。

(h)(30)項の注：「機密扱いである」とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(i) 本カテゴリーの(a)から(h)項で列挙されている防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）、並びに ECCN 0A604、0B604、0D604、9A604、9B604、又は 9D604 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。（除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（そのように指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(j)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）⁶。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーIV の注：ミサイル技術管理レジームのカテゴリーI の品目がシステムに含まれている場合、そのシステムもカテゴリーI として番号分類される（ただし、組み込まれた品目が分離、取り外し、又は複製されることができない場合を除く）。

・カテゴリー V—爆発物及び高エネルギー物質、推進薬、焼夷剤並びにこれらの成分⁷

***(a)** 爆発物、及びこれらの混合物：

(1) ADNBF (アミノジニトロベンゾフロキササン又は 7-アミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザ

⁶ (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーIV で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

⁷ 2014 年 1 月 2 日改正（2014 年 7 月 1 日施行）、Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmdtdc.state.gov/FR/2014/79FR0034.pdf>)

⁸ 本改正による大きな変化は、これまで「キャッチオール」項で掲げられていた ITAR 規制が必要な材料を具体的にリストしたことである。これまで「キャッチオール」項で掲げられていた材料で、USML で規制されないものは、CCL で規制される。「キャッチオール」項から CCL の規制に移った材料には、球形のアルミニウム粉末、ヒドラジン及び誘導体などがある。

- ン-1-オキシド) (CAS 97096-78-1) ;
- (2) BNCP (シス-ビス (5-ニトロテトラゾレート) テトラアミン-コバルト (III) パークロレート) (CAS 117412-28-9) ;
- (3) CL-14 (ジアミノジニトロベンゾフロキサノール又は 5,7-ジアミノ-4,6-ジニトロベンゾフロキサノール-1-オキシド) (CAS 117907-74-1) ;
- (4) CL-20 (HNIW 又はヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン) (CAS 135285-90-4) ;
クラスレート構造の CL-20 (CL-20 については、MT)
- (5) CP (2-(5-シアノテトラゾレート)ペンタアミンコバルト (III) パークロレート (CAS 70247-32-4) ;
- (6) DADE (1,1-ジアミノ-2,2-ジニトリエチレン、FOX7) ;
- (7) DATB (ジアミノトリニトロベンゼン Diaminotrinitrobenzene) (CAS 1630-08-6) ;
- (8) DDFP (1,4-ジニトロジフラザンピペラジン) ;
- (9) DDPO (2,6-ジアミノ-3,5-ジニトロピラジン-1-オキシド、PZO) (CAS 194486-77-6) ;
- (10) DIPAM (3,3-ジアミノ-2,2,4,4,6,6-ヘキサニトロビフェニル又はジピクラミド) (CAS17215-44-0) ;
- (11) DNAN (2,4-ジニトロアニソール) (CAS 119-27-7) ;
- (12) DNGU (DINGU 又はジニトログリコルリル) (CAS 55510-04-8) ;
- (13) フラザンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) DAAOF (DAAF、DAAFox、若しくはジアミノアゾキシフラザン) ;
- (ii) DAAzF (ジアミノアゾフラザン) (CAS 78644-90-3) ;
- (iii) ANF (フラザンアミン、4-ニトロ-若しくは 3-アミノ-4-ニトロフラザン ; 若しくは 4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン ; 若しくは 4-ニトロ-3-フラザンアミン ; CAS66328-69-6); 又は
- (iv) ANAzF (アミノニトロアゾフラザン 若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[2-(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) ジアゼニル] ; 若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) アゾ]- (9CI) ; 若しくは フラザンアミン、4-[(ニトロフランアニル) アゾ]- ; 若しくは 4-[(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) アゾ]-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン) (CAS155438-11-2) ;
- (14) GUDN (グアニル尿素 - ジニトロアミド) FOX-12 (CAS 217464-38-5) ;
- (15) HMX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) HMX (シクロテトラメチレンテトラニトラミン、オクタヒドロ-1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラジン、1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラザ-シクロオクタン、オクトゲン(octogen 又は octogene)) (CAS 2691-41-0) ;
- (ii) HMX のアミノエチル化類似化合物 ; 又は
- (iii) K-55 (2,4,6,8-テトラニトロ-2,4,6,8-テトラアザビシクロ [3,3,0] オクタノン-3 (テトラニトロセミグリコウリル又はケト-二環式 HMX)) (CAS 130256-72-3) ;
- (16) HNAD (ヘキサニトロアダマンタン) (CAS 143850-71-9) ;
- (17) HNS (ヘキサニトロスチルベン) (CAS 20062-22-0) ;

- (18) イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの：
(i) BNNII (オクタヒドロ-2,5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾ [4,5-d]イミダゾール)；
(ii) DNI (2,4-ジニトロイミダゾール) (CAS 5213-49-0)；
(iii) FDIA (1-フルオロ-2,4-ジニトロイミダゾール)；
(iv) NTDNIA (N-(2-ニトロトリアゾール)-2,4-ジニトロイミダゾール)；又は
(v) PTIA (1-ピクリル-2,4,5-トリニトロイミダゾール)；
- (19) NTNMH (1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン)；
- (20) NTO (ONTA 又は 3-ニトロ-1,2,4-トリアゾール-5-オン) (CAS 932-64-9)；
- (21) 5 つ以上のニトロ基をもつポリニトロクバン；
- (22) PYX (2,6-ビス(ピクリルアミノ)-3,5-ジニトロピリジン) (CAS 38082-89-2)；
- (23) RDX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの：
(i) RDX (シクロトリメチレントリニトラミン、サイクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン、1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアザシクロヘキサン、ヘキソゲン(hexogen 又は hexogene)) (CAS 121-82-4) (MT)；
(ii) ケト-RDX (K-6 又は 2,4,6-トリニトロ-2,4,6-トリアザシクロヘキサノン) (CAS115029-35-1)；又は
(iii) RDX のジフルオロ化誘導体；1,3-ジニトロ-5,5-ビス (ジフルオラミノ) 1,3-ジアザヘキサン (CAS No. 193021-34-0)；
- (24) TAGN (トリアミノグアニジンニトレート) (CAS 4000-16-2)；
- (25) TATB (トリアミノトリニトロベンゼン) (CAS 3058-38-6)；
- (26) TEDDZ (3,3,7,7-テトラキス (ジフロロアミンオクタヒドロ-1,5-ジニトロ-1,5-ジアジン)；
- (27) テトラジンであって、次のいずれかに該当するもの：
(i) BTAT (ビス (2,2,2-トリニトロエチル) -3,6- ジアミノテトラジン)；又は
(ii) LAX-112 (3,6-ジアミノ-1,2,4,5-テトラジン-1,4-ジオキシド)；
- (28) テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの：
(i) NTAT (ニトロトリアゾールアミノテトラゾール)；又は
(ii) NTNT (1-N-(2-ニトロトリアゾール)-4-ニトロテトラゾール)；
- (29) テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン) (CAS 479-45-8)；
- (30) TEX (4,10-ジニトロ-2,6,8,12-テトラオキサ-4,10-ジアザイソウルツィタン)；
- (31) TNAD (1,4,5,8-テトラニトロ-1,4,5,8-テトラアザデカリン) (CAS 135877-16-6)；
- (32) TNAZ (1,3,3-トリニトロアゼチジン) (CAS 97645-24-4)；
- (33) TNGU (SORGUYL 又はテトラニトログリコルリル) (CAS 55510-03-7)；
- (34) TNP (1,4,5,8-テトラニトロ-ピリダジノ[4,5 d]ピリダジン) (CAS 229176-04-9)；
- (35) トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの：
(i) DNAM (2-オキシ-4,6-ジニトロアミノ-s-トリアジン) (CAS 19899-80-0)；又は
(ii) NNHT (2-ニトロアミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン) (CAS 130400-13-4)；
- (36) トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの：
(i) 5-アジド-2-ニトロトリアゾール；

- (ii) ADHTDN (4-アミノ-3,5-ジヒドラジノ-1,2,4-トリアゾール ジニトラミド) (CAS1614-08-0) ;
 - (iii) ADNT (1-アミノ-3,5-ジニトロ-1,2,4-トリアゾール) ;
 - (iv) BDNTA (ビス (ジニトロトリアゾール) アミン) ;
 - (v) DBT (3,3-ジニトロ-5,5-ビ-1,2,4-トリアゾール) (CAS 30003-46-4) ;
 - (vi) DNBT (ジニトロビストリアゾール) (CAS 70890-46-9) ;
 - (vii) NTDNT (1-N-(2-ニトロトリアゾロ) 3,5-ジニトロトリアゾール) ;
 - (viii) PDNT (1-ピクリル-3,5-ジニトロトリアゾール) ; 又は
 - (ix) TACOT (テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール) (CAS 25243-36-1) ;
- (37) 70°Cから 100°Cの間で溶融する高エネルギーイオン材料であって、爆発速度が 6,800 m/s を超えるもの、若しくは爆発圧力が 18GPa (180 キロバール) を超えるもの ; 又は
- (38) 爆発物 (本項の他の箇所若しくは CCL の ECCN 1C608 で列挙されているものを除く) であって、爆発速度が最大密度で 8,700m/s を超えるもの、又は爆発圧力が 34GPa (340 キロバール) を超えるもの ;
- * (b) 推進薬であって、次のいずれかに該当するもの (CDB 推進薬[ダブルベース推進薬に燃料結合剤を加え、高性能化を図った推進薬]及び CMDB 推進薬[ダブルベース推進薬に酸化剤、金属燃料などの固体充填剤を加え、高性能化を図った推進薬]については、MT) :
- (1) 固体推進薬であって、理論的比推力 (本カテゴリーの(k)(4)項を参照のこと) が次のいずれかに該当するもの :
 - (i) 非金属組成、非ハロゲン組成の推進薬については 240 秒を超えるもの ;
 - (ii) 非金属組成、ハロゲン組成の推進薬については 250 秒を超えるもの ; 又は
 - (iii) 金属組成の推進薬については 260 秒を超えるもの ;
 - (2) 推進薬であって、force constant[力定数]が 1,200kJ/kg を超えるもの ;
 - (3) 推進薬であって、6.89MPa (68.9 バール) の圧力及び 294K (21°C) の温度の標準条件において、38mm/秒を超える定常状態での燃焼速度 (化学反応を抑制されたシングルストランド方式で測定した速度) が維持できるもの ;
 - (4) エラストマ化した注型方式ダブルベース推進薬であって、233K (-40°C)の温度での最大応力における伸びが 5%を超えるもの ; 又は
 - (5) その他の CDB 推進薬及び CMDB 推進薬。
- (c) 火工品、燃料及び関連物質、並びにこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) アラン (水素化アルミニウム) (CAS 7784-21-6) ;
 - (2) カルボラン ; デカボラン (CAS 17702-41-9) ; ペンタボラン及びこれらの誘導体 (MT) ;
 - (3) 高エネルギー密度の液体燃料であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
 - (i) 液体燃料と固体燃料の双方を混和した混合燃料 (例えば、ホウ素スラリー) であって、質量を基準としたエネルギー密度が 40 MJ/kg 以上のもの ; 又は

- (ii) その他の高エネルギー密度の燃料及び燃料添加剤（例えば、キューバン、イオン溶液、JP-7、JP-10）であって、温度が 20° C で、1 気圧 (101.325kPa) で測定した、体積を基準とするエネルギー密度が、37.5GJ 毎立法メートル以上のもの；
- (c)(3)(ii)項の注：**民間航空機で使用されるために認証された JP-4、JP-8、化石精製燃料又はバイオ燃料、又はエンジン用燃料は、含まれない。
- (4) 粒子状の金属燃料、及び粒子状の燃料又は火工品の混合物（球形粉、噴霧粉、回転楕円体状、薄片状、又は粉末のいずれか）であって、次のいずれかの物質の含有率が 99%以上の材料から製造されたもの：
 - (i) 金属及びその混合物であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) ベリリウム (CAS 7440-41-7) であって、粒子サイズが 60µm 未満のもの；
又は
 - (B) 鉄粉 (CAS 7439-89-6) であって粒子サイズが 3µm 以下のもののうち、水素による酸化鉄の還元により製造されたもの；
 - (ii) 燃料混合物若しくは火工品の混合物であって、次のいずれかを含有するもの：
 - (A) ホウ素 (CAS 7440-42-8) 又は炭化ホウ素 (CAS 12069-32-8) 燃料であって、純度が 85%以上で粒子サイズが 60µm 未満のもの；又は
 - (B) ジルコニウム (CAS 7440-67-7)、マグネシウム (CAS 7439-95-4) 又はこれらの合金であって、粒子サイズが 60µm 未満のもの；
 - (iii) 本カテゴリーの(c)(4)(i)項及び(c)(4)(ii)項でリストされる金属又は合金を含有する爆発物又は燃料（金属または合金が、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムの内部に閉じ込められているものであるか否かを問わない）；
- (5) 燃料、火工品、又はエネルギー物質の混合物であって、ナノサイズのアルミニウム、ベリリウム、ホウ素、ジルコニウム、マグネシウム、又はチタンを有するものうち、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 粒子サイズが、どの方向でも 200nm 未満のもの；
 - (ii) 純度が 60%以上のもの；
- (6) 火工品及び発光材料であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 火工品及び発光材料であって、IR スペクトル（赤外線波長域）のいずれかの波長で放射するエネルギーの生成を強化或いは制御するために特別に調製されたもの；又は
 - (ii) マグネシウム、ポリテトラフルオロエチレン及び二フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体の混合物 (MT)；
- (7) 亜水酸化チタン (TiHn) であって、化学量論比 n=0.65-1.68 のもの；又は
- (8) 火炎放射器又は焼夷弾の軍需品で使用するために特別に調製された炭化水素燃料であって、金属ステアリン酸塩（例えば、オクトール）又はパルメート；並びに M1、M2 及び M3 濃化剤を含有するもの。
- (d) 酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) ADN (アンモニウムジニトラミド又は SR 12) (CAS 140456-78-6) (MT)；
 - (2) AP (過塩素酸アンモニウム) (CAS 7790-98-9) (MT)；

- (3) BDNPN (ビス (2,2-ジニトロプロピル) ニトレート) ;
 - (4) DNAD (1,3-ジニトロ-1,3-ジアゼチジン) (CAS 78246-06-7) ;
 - (5) HAN (硝酸ヒドロキシアニモニウム) (CAS 13465-08-2) ;
 - (6) HAP (過塩素酸ヒドロキシアニモニウム) (CAS 15588-62-2) ;
 - (7) HNF (ニトロ蟻酸ヒドラジニウム) (CAS 20773-28-8) (MT) ;
 - (8) 硝酸ヒドラジン (CAS 37836-27-4) (MT) ;
 - (9) 過塩素酸ヒドラジン (CAS 27978-54-7) (MT) ;
 - (10) 化学反応を抑制された赤色発煙硝酸 (IRFNA) (CAS 8007-58-7) 及び IRFNA 又は
ニフツ化酸素を構成若しくは含有する液体の酸化剤 (IRFNA を構成する液体の酸化剤については、MT) ; 又は
 - (11) 本カテゴリーで規制される金属粉末又はその他の高エネルギー燃料成分で合成された過塩素酸塩、塩素酸塩及びクロム酸塩 ; (MT)。
- * (e) 結合剤、及びこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) AMMO (アジドメチルメチルオキシセタン及びその重合体) (CAS 90683-29-7) (本カテゴリーの(g)(1)項を参照のこと) ;
 - (2) BAMO (ビス (アジドメチル) オキシセタン及びその重合体) (CAS 17607-20-4) ;
 - (3) BTTN (ブタントリオールトリナイトレート) (CAS 6659-60-5)
 - (4) FAMAO (3-ジフロロアミノメチル-3-アジドメチルオキシセタン) 及びその重合体 ;
 - (5) FEFO (ビス-(2-フロロ-2,2-ジニトロエチル)ホルマール) (CAS 17003-79-1) ;
 - (6) GAP (グリシジルアジドポリマー) (CAS 143178-24-9) 及びその誘導体 (GAP については、MT) ;
 - (7) HTPB (末端ヒドロキシル基ポリブタジエン) であって、ヒドロキシル基の末端官能性が 2.2 以上でかつ 2.4 以下で、ヒドロキシル価が 0.77meq[ミリグラム当量]/g 未満で、かつ、30°Cにおける粘度が 47 ポアズ未満であるもの (CAS 69102-90-5) (MT) ;
 - (8) 4,5 ジアジドメチル-2-メチル-1,2,3-トリアゾール (iso-DAMTR) (MT) ;
 - (9) NENAS (ニトラーテエチルニトラミン化合物) であって、次のいずれかに該当するもの :
 - (i) N-メチル 2-ニトラーテエチルニトラミン (メチル 1-NENA) (CAS 17096-47-8) (MT) ;
 - (ii) N-エチル 2-ニトラーテエチルニトラミン (エチル-NENA) (CAS 85068-73-1) (MT) ;
 - (iii) N-プロピル 2-ニトラーテエチルニトラミン (CAS 82486-83-7) ;
 - (iv) N-ブチル-2-ニトラーテエチルニトラミン (BuNENA) (CAS 82486-82-6) ; 又は
 - (v) N-ペンチル 2-ニトラーテエチルニトラミン (CAS 85954-06-9) ;
 - (10) ポリ-NIMMO (ポリニトラーテメチルメチルオキシセタン) 又はポリ-NMMO (ポリ[3-ニトラーテメチル-3-メチルオキシセタン]) (CAS 84051-81-0) ;
 - (11) PNO (ポリ (3-ニトラーテオキシセタン)) ;
 - (12) TVOPA (1,2,3-トリス[1,2-ビス(ジフルオロアミノ)エトキシ]プロパン ; トリスビノキシプロパンの添加剤) (CAS 53159-39-0) ;
 - (13) ポリニトロオルトカーボネート ;

- (14) FPF-1 (ポリ-2,2,3,3,4,4-ヘキサフルオロペンタン-1,5-ジオールホルマー) (CAS376-90-9) ;
- (15) FPF-3 (ポリ-2,4,4,5,5,6,6-ヘプタフルオロ-2-トリ-フルオロメチル-3-オキサヘプタン-1,7-ジオールホルマー) ;
- (16) PGN (ポリグリシジルニトレート又はポリ(ニトレートメチルオキシレン) ;ポリ-GLYN ; (CAS 27814-48-8) ;
- (17) N-メチル-p-ニトロアニリン ;
- (18) 低分子量 (10,000 未満) でアルコールにより官能基化されたポリ (エピクロロヒドリン) ; ポリ (エピクロロヒドリンジオール) 及びトリオール ;
- (18) ビス (2,2-ジニトロプロピル)ホルマー及びアセター ; 又は
- (19) ジニトロプロピル系可塑剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
 (i) BDNPA (ビス (2,2-ジニトロプロピル) アセター) (CAS 5108-69-0) ; 又は
 (ii) BDNPF (ビス (2,2-ジニトロプロピル) フォルマー) (CAS 5917-61-3)。
- (f) 添加剤であって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) 塩基性サリチル酸銅 (CAS 62320-94-9) ;
- (2) BHEGA (ビス (2-ヒドロキシエチル) グリコルアミド) (CAS 17409-41-5) ;
- (3) BNO (ブタジエンニトリルオキシド) ;
- (4) フェロセンの誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :
 (i) ブタセン (CAS 125856-62-4) ;
 (ii) カトセン (2,2-ビスエチルフェロセンプロパン) (CAS 37206-42-1) ;
 (iii) フェロセンカルボン酸及びフェロセンカルボン酸エステル ;
 (iv) n-ブチルフェロセン (CAS 31904-29-7) ;
 (v) エチルフェロセン (CAS 1273-89-8) ;
 (vi) プロピルフェロセン ;
 (vii) ペンチルフェロセン (CAS 1274-00-6) ;
 (viii) ジクロロペンチルフェロセン ;
 (ix) ジクロロヘキシルフェロセン ;
 (x) ジエチルフェロセン (CAS 173-97-8) ;
 (xi) ジプロピルフェロセン ;
 (xii) ジブチルフェロセン (CAS 1274-08-4) ;
 (xiii) ジヘキシルフェロセン (CAS 93894-59-8) ;
 (xiv) アセチルフェロセン (CAS 1271-55-2)) /1,1' -ジアセチルフェロセン (CAS 1273-94-5) ; 又は
 (xv) フェロセン分子に結合された炭素数が 6 の芳香族官能基を含有しないその他のフェロセンの誘導体 (記載しない Other フェロセン誘導体は、フェロセン分子 (ロケット推進薬の燃焼速度変性剤として使用できる場合、MT) ;
- (5) ベーターレゾルシン酸鉛 (CAS 20936-32-7) ;
- (6) クエン酸鉛 (CAS 14450-60-3) ;
- (7) ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛-銅のキレート ;
- (8) マレイン酸鉛 (CAS 19136-34-6) ;

- (9) サリチル酸鉛 (CAS 15748-73-9) ;
- (10) すず酸鉛 (CAS 12036-31-6) ;
- (11) MAPO (トリス-1-(2-メチル)アジリジニルホスフィンオキシド (CAS 57-39-6) ; BOBBA 8 (ビス(2-メチルアジリジニル) 2-(2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド) ; 及びその他の MAPO 誘導体 (MAPO については、MT) ;
- (12) メチル BAPO (ビス(2-メチルアジリジニル) メチルアミノ酸化ホスフィン) (CAS85068-72-0) ;
- (13) 3-ニトラザ-1,5-ペンタンジイソシアネート (CAS 7406-61-9) ;
- (14) 有機金属結合剤であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) ネオペンチル[ジアリルオキシ、トリ[ジオクチル]ホスフェイト-酸化チタン (CAS103850-22-2) ; チタン IV としても知られている、2,2[ビス 2-プロペノレイト-メチル、ブタノレイト、トリス (ジオクチル) ホスフェイト] (CAS 110438-25-0) ; 又は LICA 12 (CAS103850-22-2) ;
- (ii) チタン IV、[(2-プロペノレイト-1) メチル (n-プロペノレイトメチル)] ブタノレイト-1、トリス[ジオクチル]ピロホスフェイト又は KR3538 ; 又は
- (iii) チタン IV、[(2-プロペノレイト-1)メチル (n-プロパノレイトメチル)] ブタノレイト-1 (トリス(ジオクチル)ホスフェイト) ;
- (15) PCDE (ポリシアノジフロロアミノエチレンオキシド) ;
- (16) 特定の結合剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT) :
- (i) 1,1R,1S-トリメソイル-トリス (2-エチルアジリジン) (HX-868, BITA) (CAS 7722-73-8) ; 又は
- (ii) イソフタル酸、トリメシン酸、イソシアヌル酸又はトリメチルアジピン酸主鎖と合わせて2-メチル若しくは2-エチルアジピン基を持つ多官能性アジリデンアミド ;
- (f)(16)(ii)項の注 :** (f)(16)(ii)項には、以下のものを含む :
- (1) 1,1H-イソフタロイル-ビス(2-メチルアジリジン) (HX-752) (CAS 7652-64-4) ;
- (2) 2,4,6-トリス (2-エチル-1-アジリジニル) -1,3,5-トリアジン (HX-874) (CAS18924-91-9) ; 及び
- (3) 1,1' -トリメチルアジポイルビス (2-アチルアジリジン) (HX- 877) (CAS 71463-62-2)
- (17) スーパーファイン酸化鉄 (Fe₂O₃ ヘマタイト) であって、比表面積が 250 m²/g 超で、かつ平均粒子サイズが 3.0nm 以下のもの (CAS 1309-37-1) ;
- (18) TEPAN (HX-879) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル) (CAS 68412-45-3) ; シアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPAN (HX-879) については、MT) ;
- (19) TEPANOL (HX-878) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール) (CAS68412-46-4) ; グリシドールと結合したシアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPANOL (HX-878) については、MT) ;

- (20) TPB (トリフェニルビスマス) (CAS 603-33-8) (MT) ;
- (21) トリス (エトキシフェニル) ビスマス (TEPB) (CAS 90591-48-3)。
- (g) 原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) BCMO (ビスクロロメチルオキシタン) (CAS 142173-26-0) ;
 - (2) DADN (1,5-ジアセチル-3,7-ジニトロ-1, 3, 5, 7-テトラアザシクロオクタン) ;
 - (3) ジニトロアゼチジンターシャリーブチル塩 (CAS 125735-38-8)
 - (4) CL-20 の原料となる物質 (ヘキサアザイソウルツィタンを含有する分子) (例えば、HBIW (ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン)、TAIW (テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン)) ;
 - (5) TAT (1・3・5・7-テトラアセチル-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン) (CAS41378-98-7) ;
 - (6) テトラアザデカリン (CAS 5409-42-7) ;
 - (7) トリクロロベンゼン (CAS 108-70-3) ; 又は
 - (8) 1・2・4-トリヒドロキシブタン (1・2・4-ブタントリオール) (CAS 3068-00-6)。
- * (h) 爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又は原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの (そのように設計された物品については、MT)
- (1) 機密扱いであるもの
 - (2) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの (本副章の § 120.10(a)(2)を参照のこと)。
- (h)項の注 :** 「機密扱いである」とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。
- (i) 開発段階の爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金提供されたもの。
- (i)項の注 1 :** 本項は、爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない
- (a) 生産段階にあるもの、
 - (b) 貨物管轄権の決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されたもの、又は
 - (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。
- (i)項の注 2 :** 注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品 (生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない) には適用されない。
- (i)項の注 3 :** 本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 1 月 5 日以降の日付が入っているものにも適用できる。
- (j) 技術資料 (本副章の § 120.10 で定義される) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 で定義される) であって、本カテゴリーの(a)から(i)項で列挙されている防衛物品に直接関連するもの (本副章の § 123.20 についても参照のこと) (そのように設計されたぶっぴん

については、MT)。

(k) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する。

(1) USML のカテゴリーV には、爆発物、高エネルギー物質、推進薬及び信号・照明弾類、並びに航空機、ミサイル及び海軍用に特別に調製された燃料が含まれる。爆発物は、固体、液体若しくは気体の物質又は物質の混合物であって、弾頭、爆破又はその他の軍の用途で、それらの起爆薬、ブースター[伝爆薬]、主爆薬において、爆発させるのに必要なものをいう。

(2) 本カテゴリーで規制される物質を、規制されていない品目に結合又は変換した結果としての生成物は、規制される品目が、溶解、熔融、ふるい分け等により容易に回収することができない場合、これ以降は本カテゴリーで規制されない。例えば、熱間等静圧圧縮成形法を使用してニアネットシェイプに変換されたベリリウムは、結果的に規制されない部分に入る。ベリリウム粉末を含有する硬化された熱硬化性樹脂は、爆発物又は推進薬の規制条件に合致しない限り、規制されない。硬化された熱硬化性樹脂の造形品におけるベリリウムの粉末の混合物は、本カテゴリーで規制されない。特有の推進薬用の結合剤で混合された規制されているベリリウム粉末の混合物は、依然として本カテゴリーで規制される。乾燥ベリリウム粉末への乾燥シリカ粉体の添加は、依然として規制される。

(3) 本カテゴリーの(c)(4)(ii)(A)項は、ホウ素 10 で濃縮されたホウ素及び炭化ホウ素(ホウ素 10 の総量の 20%以上) には適用されない。

(4) 理論比推力 (Isp) は、標準条件 (14.7psi に膨張された 1000psi の圧力室) を用いて計算され、また、ポンド質量当たりのポンド重秒 (lbf-s/lbm) 又は単純化された秒(s)の単位で計測される。計算は、移動平衡に基づく。

(5) 粒子サイズは、重量基準での平均粒子径である。粒子サイズの測定には産業界の最良の慣行が用いられる、また、平均径をシフトするためにより大きな又はより小さなサイズの材料を加えることにより、この規制が損なわれてはならない。

(l)から(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの (本副章の § 120.42 を参照のこと)。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1(b)を参照のこと) を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される⁹。

USML のカテゴリーV の注 1：輸出者の手助けとするために、品目は最も一般的な用途によって分類された。また、適切な場合には、関連の規制されている原料となる物質への言及が提示されている。

⁹ (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーV で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

USML のカテゴリーV の注 2 : 化学情報検索サービス機関 (CAS) の登録番号は、本カテゴリーで規制されるすべての物質及び混合物をカバーしているわけではない。この番号は、輸出許可審査過程で政府機関の手助けとするため並びに輸出許可申請書及び輸出関連書類を作成する際の輸出者の手助けとするための例示として示されているものである。

・カテゴリーVI—軍用水上艦艇及び海軍関連特別装備品¹⁰¹¹

- ***(a)** 軍艦及びその他の戦闘用艦艇 (本副章の § 121.15 を参照のこと)。
- (b)** 本カテゴリーの**(a)**項で規制されないその他の船舶 (本副章の § 121.15 を参照のこと)。
- (c)** 開発段階の船舶、及びこれらのための特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、国防総省により契約又はその他の資金提供権限によって資金を助成されたもの。
- (c)項の注 1:** 本項は開発段階にある船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントには適用されない、
- (a)** 製造中のもの、
- (b)** 貨物の管轄権決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c)** 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。
- (c)項の注 2 :** 注 1 は、製造中又は開発中にかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。
- (c)項の注 3 :** この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。
- (d)** [Reserved]¹²
- ***(e)** 海軍原子力推進力プラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備 (本副章の § 123.20 を参照のこと)。
- (f)** 船舶並びに海軍の装備品、部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの :
- (1)** 船体又は上部構造物 (これらのための指示構造物を含む) であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i)** 本カテゴリーの**(a)**項で規制される船舶のために特別に設計されたもの ;

¹⁰ 2013 年 7 月 8 日改正 (2014 年 1 月 6 日施行)、Federal Register / Vol. 78, No. 130 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR40922.pdf>) 及び 2014 年 1 月 2 日修正 (2014 年 1 月 6 日施行) Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2014/79FR0026.pdf>)

USML で規制する軍用水上船舶および海軍関連特別装備品の種類が、AECA の要件のもと規制が必要とされるものみに狭められ、潜水艦は含まれなくなった。

¹¹ 改正されたカテゴリーVI には、防衛物品のために特別に設計または改修された一般的な部品、部分品、付属品及びアタッチメントについて、米国の軍事的優位の維持に対する重要性を問わず、それらの規制は含まない。むしろ、USML の規制が引き続き必要とされる特定の種類の部品、部分品、付属品及びアタッチメントのポジティブリストを含む。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCL のカテゴリー8 の新しい 600 シリーズ規制の対象である。

¹² 上記の理由から、これまでカテゴリーVI(d)で規制されていた港湾出入探知装置はカテゴリーXX で規制される。

- (ii) 装甲、アクティブ防護システム、若しくは開発段階にある装甲装置を有するもの又は
- (iii) 計測された垂線間長さ全体の 12.5%以上の損傷を受けた後でも効力を失わないように特別に設計されたもの；
- (2) エネルギーを管理、貯蔵、生成、分配、節約、及び伝達するシステムであって、次のすべてに該当するもの：
 - (i) エネルギー貯蔵量が 30 メガジュールを超えるもの；
 - (ii) 放電速度が 3 秒未満のもの；かつ
 - (iii) サイクル時間が 45 秒未満のもの；
- (3) 化学・生物・放射能・核（CBRN）の隔離、過圧、及び濾過装置のための海上輸送用の補助システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- * (4) 固定している障害及び移動している障害を避ける際に船舶をナビゲートするのに必要な船内取付型の自律精密意思決定能力及び人間の介在なしに海上衝突予防ルールを守る能力を有する自律型無人船舶用の制御及び監視システム；
- * (5) 本節の(e)項で規制されるプラント又は設備のために特別に設計された機械類、機器、部分品、又は装置（製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む）（本副章の § 123.20 を参照のこと）；
- (6) USML のカテゴリーII、IV、若しくは XVIII で規制される物品又は航空機を発進するためのカタパルト又は航空機を帰投するための着艦拘束装置を組み込むために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置（航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT）；
(f)(6)項の注：「航続距離」とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強えられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO（国際民間航空機関）の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。
- (7) 海上輸送のアクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、船舶に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (8) 機雷掃海装置及び機雷掃討装置（航空機によって配備される機雷掃海装置を含む）、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；又は
- * (9) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
 - (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接

的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

(iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

"機密扱いの"[Classified]とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(f)項の注 1：本カテゴリーで列挙される船舶のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(f)項にリストされていないものは、ECCN 8A609のもとにEARの対象となる。

(f)項の注 2：船舶のシグネチャの管理に関連する規制については、USMLのカテゴリー-XIIIを参照のこと。

(g) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）であって、本カテゴリーの(a)項から(f)項で列挙される防衛物品に直接的に関連するもの、並びにECCN 8A609、8B609、8C609 及び 8D609 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。

（MTとして指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）(h)–(w) [Reserved]

(x) EARの対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）¹³。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類にEARの対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

・カテゴリーVII – 陸上車両^{14,15,16}

***(a)** 装甲された戦闘用陸上車両（本副章の § 121.4 を参照のこと）であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) タンク；又は
- (2) 歩兵戦闘車。

¹³ (x)項が新たに追加され、EARの対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーVIで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対するITAR認可が可能になる。

¹⁴ 2013年7月8日改正（2014年1月6日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 130 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR40922.pdf>) 及び2014年1月2日修正（2014年1月6日施行）Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2014/79FR0026.pdf>)

¹⁵ USMLで規制する陸上車両の種類が、AECAの要件のもと規制が必要とされるものみに狭められた。1956年以前に製造された非装甲及び非装甲軍事用車両、トラック、トレーラー及び列車（0.5口径以上の兵器用の射撃台として特別に設計されたものを除く）、及び装甲車両（非武装又は使用不可能な兵器を備えるもの）のほとんどが除外された。

¹⁶ 改正されたカテゴリーVIIには、防衛物品のために特別に設計または改修された一般的な部品、部分品、付属品及びアタッチメントについて、米国の軍事的優位の維持に対する重要性を問わず、それらの規制は含まない。むしろ、USMLの規制が引き続き必要とされる特定の種類の部品、部分品、付属品及びアタッチメントのポジティブリストを含む。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCLのカテゴリー0の新しい600シリーズ規制の対象である。

- ***(b)** 陸上車両（本カテゴリーの**(a)**項で列挙されていないもの）及び発射若しくは打上げ用のプラットフォームとしての機能を果たすように特別に設計された又は戦備を有するトレーラー（本副章の § 121.4 を参照のこと）（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）。
- (c)** 本副章で規制される任務システムを備えた陸上車両及びトレーラー（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）（本副章の § 121.4 を参照のこと）。
- (b)項及び(c)項の注：**「ペイロード」とは、指定されたロケットシステム、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機により運搬若しくは届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。航空機システムに係る「航続距離」の定義については、USML のカテゴリーVIII の**(a)**項の注を参照のこと。ロケットシステムに係る「航続距離」の定義については、USML のカテゴリーVIII の**(f)(6)**項の注を参照のこと。
- (d)** [Reserved]
- ***(e)** 装甲された支援用陸上車両（本副章の § 121.4 を参照のこと）。
- (f)** [Reserved]¹⁷
- (g)** 陸上車両用の部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 装甲された車体、装甲された砲塔、及び砲塔リング；
 - (2) アクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、車両に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (3) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された複合材料の装甲用部品及び部分品；
 - (4) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された多層装甲用の部分品及び部品（スラット装甲用の部品及び部分品を含む）；
 - (5) 爆発反応装甲用の部品及び部分品；
 - (6) 電磁装甲用の部品及び部分品（これらのために特別に設計されたパルス電源を含む）；
- (g)(3)項から(g)(6)項の注：**これらの項で使用される用語を説明又は詳説する解釈については、USML のカテゴリーXIII の**(m)(1)**から**(m)(4)**を参照のこと。
- (7) 本カテゴリーで特定される車両のための兵器又はその他の任務システムの状態を評価するための内蔵試験装置（BITE）（当該車両の単に基本動作に関するサブシステム又は部分品に関する診断を備えている装置を除く）；
 - (8) 砲架、安定砲塔駆動自動昇降装置、並びにこれらのために特別に設計された部品及

¹⁷ **(f)**項目で規制されていたエンジンは、現在、改正されたカテゴリーXIX でカバーされているか、EAR ECCN 0A606 の対象である。

び部分品；

- (9) 定格クラスが 60 以上の自己発射橋の部分品であって、本カテゴリーに掲げる車両による配備のためのもの；
- (10) サスペンション用部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたロータリーショックアブソーバ；又は
 - (ii) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたトーションバー；
- (11) 本カテゴリーに掲げる車両を、無人運転又はドライバーによる運転のいずれかを選択できる車両に改造するように特別に設計されたキット。本項で規制されるキットについては、最低限、次のすべてに該当する装置を含むものとする：
 - (i) 遠隔型又は自律型ステアリング；
 - (ii) 加速装置及びブレーキ装置；並びに
 - (iii) 操縦システム；
- (12) 射撃統制コンピュータ、任務統制コンピュータ、車両管理コンピュータ、統合中央処理装置、在庫管理システム、火器管制装置、車載兵器装置及びコンピュータ；
- (13) 本カテゴリーに掲げる車両の任務システムのための試験用又は較正用の装置（別途列挙されているものを除く）；又は
- *(14) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（MT として指定されるこれらの物品については、MT）：
 - (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

「機密扱いの」[Classified]とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(g)項の注：本カテゴリーで列挙される車両のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(g)項にリストされていないものは、ECCN0A606 のもとに EAR の対象となる。

- (h) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）であって、本カテゴリーの(a)項から(g)項で列挙される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN 0A606、0B606、0C606、及び 0D606 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）

(i)~(w) [Reserved]

- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を

参照のこと)¹⁸。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

・カテゴリー VIII – 航空機及び関連物品^{19,20,21}

(a) 航空機（本副章の § 121.3 参照）であって、次のいずれかに該当するもの：

- * (1) 爆撃機；
- * (2) 戦闘機、戦闘爆撃機、及び固定翼攻撃機；
- * (3) 戦闘機、攻撃機、又は爆撃機のパイロットを訓練するのに使用されるターボファン若しくはターボジェット搭載訓練機；
- * (4) 攻撃用ヘリコプター；
- * (5) 非武装の軍用無人航空機（UAV）
（UAV が 300km 以上の"航続距離"を有する場合、MT）
- * (6) 戦備を有する無人航空機（UAV）
（UAV が 300km 以上の"航続距離"を有する場合、MT）
- * (7) 軍用の情報収集、監視、及び偵察航空機；
- * (8) 電子戦及び空中警戒管制機；
- (9) 空中給油機及び戦略的空輸機；
- (10) 標的無人機（無人機が 300km 以上の"航続距離"を有する場合、MT）
- (11) 本副章で規制される任務システムを組み込んだ航空機；
- (12) 飛行中に給油を受けることができる航空機（ホバリング飛行しながらのヘリコプターへの給油（HIFR）を含む）；又は
- * (13) 有人無人両用機（OPV : Optionally Piloted Vehicles）（OPV が 300km 以上の"航続距離"を有する場合、MT）。

(a)項の注："航続距離"とは、指定された航空機システムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航

¹⁸ (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーVII で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

¹⁹ 2013 年 4 月 16 日改正（2013 年 10 月 15 日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 73 (<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2013/78FR22740.pdf>) 及び 2013 年 10 月 3 日修正（2013 年 10 月 15 日施行）Federal Register / Vol. 78, No.192 (<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2013/78FR61750.pdf>)

²⁰ USML で規制される航空機及び関連物品の種類が、AECA の要件のもとで規制が必要とされるものみに狭められた。ガスタービン・エンジンの規制がカテゴリーXIX に移動するなど、複数のカテゴリーで規制されていた同類の物品が 1 つのカテゴリー及び CCL ECCN 9Y619 へ移動。

²¹ 改正されたカテゴリーVIII には、防衛物品のために特別に設計または改修された一般的な部品、部分品、付属品及びアタッチメントについて、米国の軍事的優位の維持に対する重要性を問わず、それらの規制は含まない。1 つ重要な例外があるが、USML の規制が引き続き必要とされる特定の種類の部品、部分品、付属品及びアタッチメントのポジティブリストを含む。例外とは、次にあげる米国原産の航空機でステルス性の特徴又は特性をもつものために、「特別に設計された」部品、部分品、付属品及びアタッチメントに関するものである；B-1B, B-2, F-15SE, F/A-18 E/F/G, F-22, F-35 及びその将来の派生型又は F-117 又は米国政府の技術実証機。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCL のカテゴリー9 の新しい 600 シリーズ規制の対象である。

続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。航空機システムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。航空機システムの場合、航続距離は、無風状態において国際民間航空機関（ICAO）の標準大気を仮定条件として、"航続距離"を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(b) [Reserved]

(c) [Reserved]

(d) 本カテゴリーの(a)項で記述される防衛物品のために特別に設計された艦船用の発艦及び着艦装置並びに地上配備のこれらの派生装置（艦船用の発艦及び着艦装置が、300km以上の航続距離を有する無人航空機、無人機、又はミサイル用のものである場合、MT）。

(d)項の注:固定型の地上設置のアレスティングギア[着艦拘束装置]は、本項に含まない。
"航続距離"の定義について、本カテゴリーの(a)項を参照のこと。

***(e)** 慣性航法装置（INS）、補強型又はハイブリッド慣性航法装置、慣性計測装置（IMU）、及び姿勢方位基準装置（AHRS）であって、本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計されたもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品、部品、及び附属品（INS、IMU、又は AHRS が、300km 以上の"航続距離"を有する無人航空機、無人機、又はミサイル用のものである場合、MT）。その他の慣性基準装置及び関連する部分品については、カテゴリーXII(d)を参照のこと。

(f) 契約又はその他の資金調達の見積りを介して国防総省により資金を助成された開発段階の航空機、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント。

(f)項の注 1: (f)項は、航空機並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

(a) 製造中のもの；

(b) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 参照）により EAR の対象であると決定されたもの；又は

(c) 民間用途及び軍事用途の双方のために開発されているとして国防総省の契約又はその他の資金調達の認可により特定されたもの。

(f)項の注 2: 注 1 は、製造中であるか開発中であるかにかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。

(f)項の注 3: この条項は、2014 年 4 月 16 日以降の日付が入っている契約又はその他の資金調達の認可に適用される。

(g) [Reserved]

(h) 航空機の部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 以下の米国原産航空機のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置：

B-1B、B-2、F-15SE、F/A-18 E/F/G、F-22、F-35 及びこれらの将来の派生機；又は

F-117 若しくは米国政府の技術実証機。

F-15SE 及び F/A-18 E/F/G の部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置であって、これらの航空機の初期のモデルと共通であるものは、EAR の対象である（ただし、本カテゴリーの(h)項でリストされるものを除く）；

(h)(1)項の注： 特別に設計されたもの（本副章の § 120.4(b)(3)(ii)を参照のこと）は、このカテゴリーの(a)項で列挙される航空機であって(h)(1)項で特定されていないもの、及び(h)(1)項で特定されているものに共通の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントについては、規制しない。例えば、F-14 と F-35 のみに共通の部品は、ITAR でいうところにおいて、特別に設計されたものではない。(h)(1)項で特定される F-22 と F-35 の 2 機種 of 航空機モデルでのみ共通の部品は、特別に設計されたものである。

- (2) 20,000 フィート/分を超えるインターナルピッチ線速度で動作するフェースギアのギアボックス、スプリットトルクギアボックス、可変速ギアボックス、同調軸、内部連結駆動軸、又は回転翼機用ギアボックスであって、潤滑油が失われた状態で 30 分間動作することができるもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (3) 尾部支材、スタビレータ及び回転翼自動折たたみシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (4) 翼折たたみシステム並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (5) テールフック及びアレスティングギア[着艦拘束装置]、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (6) 爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、無人航空機 (UAV) 発射システム、武器又は兵器用の外部搭載品支持架システム並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品（爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、UAV 発射システム、UAV 用の外部搭載品支持架システム、無人機、又はミサイルが、300km 以上の"航続距離"を有する場合、MT）。
- (7) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計された耐損傷又は耐故障飛行制御システム；
- (8) 耐脅威適応自律飛行制御システム；
- (9) 非表面型の飛行制御システム及びエフェクター（例えば、メインエンジンの推力以外のガス噴出孔からの推力ベクタリング）；
- (10) 出力管理又は信号変調（すなわち、周波数ホッピング、チャーピング、ダイレクトシーケンススペクトル拡散）の LPI（低妨害確率）能力を有するレーダ高度計（300km 以上の"航続距離"を有する無人航空機、無人機、又はミサイルについては MT）；
- (11) 空中給油システム及びホバリング中給油 (HIFR) システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (12) 無人航空機 (UAV) 飛行制御システム及びスウォーミング能力を持つ機体管制システム（すなわち、お互いに衝突を回避し、並んで滞空するために相互に作用す

- ること、又は、兵器として使用する場合、目標を相互に調整すること）（300km 以上の"航続距離"を有する無人航空機、無人機、又はミサイルについては MT）；
- (13) 28V を超える直流定格電圧を供給することができるリチウムイオンバッテリー；
- (14) 短距離離陸垂直着陸のための揚力ファン、クラッチ、及びロールポスト並びに上記の揚力ファン及びロールポストのために特別に設計された部品及び部分品；
- (15) 照準器又は旋回装置（これには、軍需品の照準、発射、追跡、管理の能力を含む）を組み込んだ一体型ヘルメット（例えば、キューイングシステムを装着したヘルメット、統合ヘルメットマウンテッドキューイングシステム（JHMCS）、ヘルメット装着型ディスプレイ、表示・照準ヘルメット（DASH））；
- (16) 火器管制コンピュータ、在庫管理システム、軍備管理装置、航空機-兵器インタフェースユニット及びコンピュータ（例えば、AGM-88 HARM[高速対電波源ミサイル]航空機発進インタフェースコンピュータ（ALIC））；
- (17) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計された任務統制コンピュータ、機体管制コンピュータ、及び統合中央処理装置；
- (18) 7.62mm 以上の発射体の衝撃を受けた後でも機能するよう特別に設計された駆動システム及び飛行制御システム；
- (19) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機について飛行中にうまく使われるように特別に設計された推力逆転装置；
- *(20) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
- (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品又は EAR に対象の 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されたもの（本副章の § § 120.10(a)(2)を参照のこと）。
- "機密扱い"とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくはは国際組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する；
- (21) レイアウトが本カテゴリーの防衛物品のために特別に設計されたプリント回路基板又はパターン化マルチチップモジュール；
- (22) 次のいずれかに該当する航空機又は UAV のために特別に設計されたレードーム又は電磁アンテナウインドウ：
- (i) 無線周波数選択面を組み込んだもの；
 - (ii) 複数又は多くの非隣接レーダ帯域で動作するもの；
 - (iii) 銃弾、榴散弾、又は爆発の衝撃から保護するために特別に設計された構造体を組み込んだもの；
 - (iv) 1,300° C を超える融点を持ち、500° C を超える温度において、6 を超える誘電率を維持するもの；
 - (v) 100MHz から 100GHz の周波数における誘電率が 6 を超えるセラミック材料

- から製造されたもの；
- (vi) 6,000 ポンド毎平方フィートを超えるよどみ点圧力で、構造的完全性を維持するもの；又は
 - (vii) 50kPa を超えるピーク過圧を伴った $4.184 \times 106\text{J/m}^2$ を超える組み合わせた熱衝撃に耐えるもの（この基準に合致するレードームについては、MT）；
- (23) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計された燃料電池；
- (24) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計されたサーマルエンジン；
- (25) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計された熱電池（この熱電池が、300km 以上の"航続距離"を有する無人航空機、無人機、又はミサイル用のものについては、MT）；又は
- (26) 本カテゴリーで規制される又は ECCN 9A610 で規制される航空機のために特別に設計された熱電子発電機。
- (i) 本カテゴリーの(a)項から(h)項に列挙される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）並びに ECCN 9A610、9B610、9C610 及び 9D610 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）
- (j)~(w) [Reserved]
- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用される EAR 対象（本副章の § 120.42 参照）の貨物、ソフトウェア、及び技術資料。

(x)項の注：この項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品であって、購入書類に EAR 対象の貨物、ソフトウェア、又は技術資料が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の 123.1(b)参照）。

注：(e)項に掲げる慣性航法装置、補強型又はハイブリッド慣性航法装置、慣性計測装置及び姿勢方位基準装置並びに(h)(2)から(h)(5)、(h)(7)、(h)(13)、(h)(14)、(h)(17)から(h)(19)、及び(h)(21)から(h)(26)に掲げる部品、部分品、附属品及びアタッチメントは、EAR 対象の軍用航空機及び ECCN9A610 に番号分類される航空機に組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。交換用のシステム、部品、部分品、附属品及びアタッチメントは、ITAR の規制の対象である。

・カテゴリーIX－軍事訓練関連装置²²³

- (a) 訓練装置であって、次のいずれかに該当するもの：

²² 2014年1月2日改正（2014年7月1日施行）、Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2014/79FR0034.pdf>)

²³ 訓練機器のみを対象とするように、タイトルが変更された。防衛物品の訓練は、その防衛物品が列挙されているカテゴリーで対象とされる防衛役務となる。

- (1) 地上、水上、水中、宇宙、若しくは曳航式空中の標的であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 特定の防衛物品、特定のその他の品目、又は特定の個人を擬態する、赤外線、レーダ、音響、磁気、又は熱的な識別特性を有するもの；又は
- (ii) 本副章で規制される防衛物品に対して成り行きに任せての[hit/miss]性能情報を備えるために装備されたもの；
- (a)(1)項の注：**無人標的機は、USML のカテゴリ-VIII(a)で規制される。
- (2) 本副章で列挙される物品のモックアップである機器であって、本副章で列挙される兵器に対する保守の訓練又は処分の訓練のために使用されるもの；
- (a)(2)項の注：**本項は、技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）を明らかにしないモックアップであって、本副章で規制される部品、部分品、附属品、又はアタッチメントを含んでいないものについては規制しない。
- (3) 航空機戦技訓練評価装置及びそれらのための地上局；
- (4) 戦闘機又は攻撃ヘリコプターのための生理学的な飛行訓練装置；
- (5) USML のカテゴリ-XI で規制されるレーダでの訓練のために特別に設計されたレーダ訓練装置；
- (6) 本副章で規制される物品の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器に取り付けられるために特別に設計された訓練機器；
- (a)(6)項の注：**本項には、実際の装備品に訓練装置として動作させる組込型又は追加型の機器であるシミュレーション装置を含む。
- (7) 対潜水艦戦訓練装置；
- (8) ミサイル発射訓練装置；
- (9) レーダーターゲットジェネレーター²⁴；
- (10) 赤外線シーンジネレーター²⁵；又は
- * (11) 訓練機器であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- "機密扱いである"とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。
- (a)項の注：**訓練装置には、本副章で対象とされる品目の識別特性又は戦術、技術及び手順のない戦闘ゲームを含まない。
- (b) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 本副章で規制される最終品目の個々の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器

²⁴ レーダーターゲットジェネレーターはカテゴリ-XI で規制される予定だが、改正が施行されるまで、この項目に列挙される。

²⁵ 赤外線シーンジネレーターはカテゴリ-XII で規制される予定だが、改正が施行されるまで、この項目に列挙される。

の作戦を再現するシミュレーション装置に固有のシステム；

(2) [Reserved]

(3) [Reserved]

(4) ソフトウェア及び関連するデータベース（本副章の他の箇所で列挙されているものを除く）であって、次のいずれかに該当するものをモデリング又はシミュレーションするために使用することができるもの：

(i) 本カテゴリーの(a)項で列挙される訓練装置；

(ii) 戦闘管理；

(iii) 軍用の試験シナリオ／モデル；又は

(iv) 本副章で列挙される兵器効果；又は

* (5) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 機密扱いであるもの；

(ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくはEARに対象となる600シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

(iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(b)(5)項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(c) [Reserved]²⁶

(d) [Reserved]²⁷

(e) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）。

(e)項の注：本項には、たとえいかなる防衛物品も使用されたり、移転されない場合であっても、本カテゴリーの(b)(4)項で列挙されるソフトウェア及び関連するデータベースに直接的に関連する防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）を含む。

(f)~(W) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類にEARの対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される²⁸。

²⁶ カテゴリーIXの(C)項目で規制されていた工具および装置は、CCL ECCN0B614の対象となる。

²⁷ 改正されたカテゴリーIXには、カテゴリーIXに記載される防衛物品のために特別に設計または改修された一般的な部品、部分品、付属品及びアタッチメント（これまで(d)項で規制されていた）について、米国の軍事的優位の維持に対する重要性を問わず、それらの規制は含まない。むしろ、USMLの規制が引き続き必要とされる特定の種類の部品、部分品、付属品及びアタッチメントのポジティブリストを含む。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCLのカテゴリー0の新しい600シリーズ規制の対象である。

²⁸ (x)項が新たに追加され、EARの対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーIXで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対するITAR認可が可能になる。

USML カテゴリーIX の注：本カテゴリーに掲げるシミュレーション装置の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントであって、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目と共通であるものは、同じ USML のカテゴリー又は CCL の ECCN のもとで、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントとして規制される。

・カテゴリーX－個人用の防衛装備品^{29,30}

(a) 個人用の防衛装備品であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防衛レベルを備える防弾服；

(a)(1)項の注 1：タイプ I、タイプ II、タイプ IIA、タイプ IIIA 又はタイプ III の防衛レベルを備える防弾服については、ECCN 1A005 及び 1A613 を参照のこと。

(a)(1)項の注 2：関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリーXIII(e) を参照のこと。

(2) 個人用の防護服、装備品、又はフェースペイントであって、900 ナノメートルを超える波長においてレーダ、赤外線又はその他のセンサーによる探知を防いだり、探知を弱めるように特別に設計されたもの；

(a)(2)項の注：関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリーXIII(j)を参照のこと。

(3) [Reserved]³¹

(4) [Reserved]³²

(5) 統合型ヘルメット（USML のカテゴリーVIII(h)(15)又は USML のカテゴリーXII で指定されていないもの）であって、光学式照準装置又は旋回装置（これには照準、発射、追尾、又は軍需品の管理を含む）を組み込んだもの³³；

(6) 及び NIJ 規格タイプ IV 以上の防衛レベルを備えるヘルメットの外殻；

(7) 次のいずれかに該当するものに対して防衛するゴーグル、バイザー、ビジョンブロック、キャノピー、又は光学式照準装置若しくはビューワーであって、防衛手段として一般的な広帯域吸収染料若しくは紫外線抑制剤以外のもの（例えば、狭帯域のフィルター／染料又は可視帯透明度が高い広帯域のリミッター／コーティング）を使用したもののうち、光学密度が 3 を超えるもの：

(i) 複数の可視（帯域内）レーザ波長；

(ii) 核爆発に関連した熱閃光；又は

(iii) 近赤外線若しくは紫外線（帯域外）レーザ波長；又は

²⁹ 2014 年 1 月 2 日改正（2014 年 7 月 1 日施行）、Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2014/79FR0034.pdf>)

³⁰ シェルターが除外されたため、タイトルが変更となった。改正されたカテゴリーX は、防衛物品のために特別に設計または改修された一般的な部品、部分品、付属品及びアタッチメント（これまで(d)項で規制されていた）について、米国の軍事的優位の維持に対する重要性を問わず、それらの規制は含まない。むしろ、USML の規制が引き続き必要とされる特定の種類の部品、部分品、付属品及びアタッチメントのポジティブリストを含む。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCL のカテゴリー1 の新しい 600 シリーズ規制の対象である。

³¹ これまで(a)(3)で規制されていた反重力スーツは EAR の対象となった。

³² これまで(a)(4)で規制されていた与圧服は EAR の対象となった。

³³ これまで(a)(5)で規制されていた大気圧潜水服は EAR の対象となった。

(a)(7)項の注 1: 関連する部品、部分品、及び材料に対する規制については、本カテゴリーの(d)(2)項及び(d)(3)項を参照のこと。

(a)(7)項の注 2: センサー防護装置については USML のカテゴリーXII を参照のこと。

(8) 開発段階の個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省のために開発されたもの。

(a)(8)項の注 1: 本項は、個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

- (a) 生産段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権の決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。

(a)(8)項の注 2: 注 1 は、USML で列挙される防衛物品 (生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない) には適用されない。

(a)(8)項の注 3: 本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 1 月 5 日以降の日付が入っているもののみ適用できる。

(b) [Reserved]³⁴

(c) [Reserved]³⁵

(d) このカテゴリーで規制される個人用の防御装備品のための部品、部分品、組立品、附属品、アタッチメント、及び関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防御レベルを備えるセラミック製又は複合材料製の板；
 - (2) このカテゴリーの(a)(7)項で対象とされる物品のために"特別に設計された"レンズ、基板、又はフィルター；
 - (3) このカテゴリーの(a)(7)項で対象とされる物品のために特別に設計された材料及びコーティングであって、光学密度が 3 を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 狭帯域の吸収染料；
 - (ii) 広帯域の光スイッチ又はリミッター (すなわち、非線形材料、同調可能型若しくは切替可能型アジャイルフィルター、光パワーリミッター、近赤外形干渉ベースのフィルター)；又は
 - (iii) 狭帯域の干渉ベースのノッチフィルター (すなわち、多層誘電体コーティング、ルーゲートタイプ、ホログラム若しくはハイブリッド (すなわち、染料を使用した干渉)) であって、複数のレーザー波長に対して防御し、可視帯透明度が高いもの；又は
- * (4) 何らかの部分品、部品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、

³⁴ これまで(b)項で規制されていたシェルターは、現在、ECCN 1A613 のもとで EAR の対象となった。

³⁵ これまで(c)項で規制されていた本カテゴリーで規制される物品の製造機器は、CCL ECCN 1B613 で規制される。

次のいずれかに該当するもの：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR に対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(d)(4)項の注："機密扱いである"とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(a)項及び(d)項の注：装甲についての防御レベルの説明については、国立司法省研究所の分類 (NIJ[国立司法省研究所]規格-0101.06) 又は同等の国家規格を参照のこと。

(e) 本カテゴリーの(a)項から(d)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料 (本副章の § 120.10 を参照のこと) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 を参照のこと)。

(f)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの (本副章の § 120.42 を参照のこと)。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1(b)を参照のこと) を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される³⁶。

・カテゴリーXI—軍事用電子装置

(a) 米国軍需品リストのカテゴリーXII に含まれていない電子装置であって、軍事利用のために特別に設計、改造又は構成されたもの。この装置には、下のものが含まれるが、これに限定されるものではない：

* (1) 水中探知装置 (能動型及び受動型の探知、識別、追尾及び兵器制御装置を含む)。

* (2) 水中音響を利用した能動型及び受動型の妨害手段装置及び対妨害手段対抗装置。

(3) レーダーシステムであって、次のいずれかに該当する能力を有するもの：

* (i) 探査、

* (ii) 捕捉、

* (iii) 追尾、

* (iv) 移動目標指示、

* (v) イメージングレーダーシステム、

(vi) 地上設置航空交通管制レーダであって、軍事利用のために特別に設計又は改造されたもの。

* (4) 戦闘用の電子装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 能動型及び受動型の妨害手段装置、

³⁶ (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーX で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

- (ii) 能動型及び受動型の対妨害手段対抗装置、並びに
 - (iii) その他の通信機器又は送信を妨害するために特別に設計又は改造された無線装置（トランシーバーを含む）。
- * (5) 指揮統制通信システム（無線装置（トランシーバー）、航法装置及び識別装置を含む）。
- (6) 軍事利用のために特別に設計又は改造されたコンピュータ、及び米国軍需品リストのいずれかのカテゴリーに掲げる防衛物品で使用するよう特別に設計又は改造されたコンピュータ。
 - (7) 実験用又は開発用の電子装置であって、軍事利用のために特別に設計又は改造されたもの又は軍事システムで使用するよう特別に設計又は改造されたもの。
- * (b) 電磁スペクトルからの情報の探査、偵察、収集、監視、方向探査、表示、解析及び生成で使用するために、諜報、セキュリティ又は軍事目的で特別に設計、改造若しくは構成された電子システム又は電子装置、並びに電子偵察若しくは監視に対応するために設計若しくは改造された電子システム。この定義に合致するシステムは、たとえシステムを構成する装置の個々の部分のいずれかが他の米国政府機関の規制を受ける可能性がある場合であっても、本副章のもとに規制される。上記で定めるシステム又は装置には、以下のものが含まれるが、これに限定されるものではない：
- (1) スペクトル拡散のための拡散符号又は周波数アジリティのためのホッピング符号を生成するために暗号技術を用いるように設計又は改造されたもの。これには、スペクトル拡散のための固定式符号化技術については含まれない。
 - (2) 諜報、セキュリティ又は軍事目的のためにバースト伝送技術（例えば、時間圧縮技術）を使用するよう設計又は改造されたもの。
 - (3) 情報を伝送する信号のセキュリティ破壊を招来する放射を抑制するため、情報セキュリティを目的として設計又は改造されたもの。これは、TEMPEST 抑制技術及び政府の TEMPEST 規格に合致する装置又は合致するよう設計した装置を対象とする。[TEMPEST： Transient Electromagnetic Pulse Surveillance Technology（電磁波盗聴技術）]この定義は、連邦通信委員会（FCC）の商用電磁干渉規格に合致するよう設計された装置又は健康及び安全のために設計された装置を含むことを意図していない。
- (c) 本カテゴリーの(a)及び(b)項に掲げる装置で使用するために特別に設計又は改造された部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置（通常、商業用途で用いられている品目を除く）。
- (d) 本カテゴリーの(a)から(c)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（§ 120.10 で定義される）及び防衛役務（§ 120.9 で定義される）。（除外条項については § 125.4 を参照のこと。）本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。

・カテゴリーXII－火器管制装置、測距儀、光学装置及び誘導制御装置

- * (a) 火器管制システム；火砲及びミサイル追尾誘導システム；火砲の測距機、目標標定機、

測高機、射弾観測標定器及び照準器；照準機器（電子式、光学式及び音波式）；爆撃照準器、爆撃コンピュータ、軍用テレビ照準装置及び観測ユニット、並びに本節の物品用の潜望鏡。

- ***(b)** 軍事利用のために特別に設計、改造又は構成されたレーザー（軍事用通信機器で使用されるものを含む）、レーザー目標照射機及びレーザー測距器、目標探知システム、並びに指向性エネルギー兵器。
- ***(c)** 軍事使用のために特別に設計、改造又は構成された赤外線フォーカルプレーンアレー；軍事使用のために特別に設計、改造又は構成されたイメージ増強管及びその他の夜間照準装置又はシステム；軍事使用のために特別に設計、改造又は構成された第二世代及び上記の軍用のイメージ増強管（下記で定義される）、並びに軍事利用のために特別に設計、開発、改造又は構成された赤外線、可視光線及び紫外線機器。本副項で特定される軍用の第二世代及び第三世代のイメージ増強管並びに軍用の赤外線フォーカルプレーンアレーは、商用システムの一部（すなわち、もともと商業的利用のために設計されたもの）である場合、商務省により輸出が許可される（ECCN 6A002A 及び 6A003A）。これには、非軍事仕様の部分品から構成される軍用システムは含まない。本項で特定される交換用の管又はフォーカルプレーンアレーであって、商用システムのために輸出されるものについては、ITAR の規制対象である。

注：特別な定義

本副項で言うところにおいて、第二世代及び第三世代のイメージ増強管は、次のいずれかに該当するものとして定義される：

0.4 から 1.05 μm の波長範囲で最大感度を有するものであって、隣接する 2 のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が 25 μm 未満の電子イメージ増強用マイクロチャンネルプレートを有するもののうち、次に掲げるいずれかの光電陰極を有するもの：

(a) S-20、S-25 若しくはマルチアルカリを用いた光電陰極；又は

(b) 砒化ガリウム、砒化インジウムガリウム若しくはその他の化合物半導体を用いた光電陰極。

- ***(d)** 兵器若しくは兵器システム用の慣性プラットフォーム及びセンサー；誘導システム、管制システム及び安定化システム（カテゴリーVIII で対象とするものを除く）；天測コンパス及びスタートラッカー[恒星位置観測装置]並びに軍用の加速度計及びジャイロ。航空機用の慣性参照システム及び関連する部分品については、カテゴリーVIII を参照のこと。
- (e)** 本カテゴリーの(a)から(d)項に掲げる物品のために特別に設計又は改造された部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置（ただし、通常、商業用途で用いられている品目を除く）。
- (f)** 本カテゴリーの(a)から(e)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（§ 120.10 で定義される）及び防衛役務（§ 120.9 で定義される）。（除外条項については § 125.4 を参照のこと。）本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。

・カテゴリーXIII－軍用補助装置³⁷

- (a) カメラ及びこれらのための専用の現像装置、写真解析装置、実体図化機、及び写真測量装置であって、軍事目的のために特別に設計、開発、改造、適合又は構成されたもの、並びにこれらのために特別に設計又は改造された部分品³⁸；
- (b) 情報セキュリティシステム及び装置又は情報保証システム及び装置、暗号機器、ソフトウェア及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 軍事用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インターフェースを含む）であって、情報又は情報システム（追尾、テレメトリ、及び管制（TT&C）暗号化及び復号化のための装置又はソフトウェアを含む）のセキュリティ又は機密性を保持する能力を有するもの；
 - (2) 軍事用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インターフェースを含む）であって、スペクトル拡散システム又は装置のための拡散符号又はホッピング符号を生成する能力を有するもの；
 - (3) 軍事用又は諜報機関用の暗号解析システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品及びソフトウェア；
 - (4) 軍事用若しくは諜報機関用のシステム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、又はソフトウェア（すべての旧バージョン又は派生バージョンを含む）（米国クロスドメイン管理室（UCDMO）の規制リスト（UCL）にリストされる異なるセキュリティドメイン間でデータのアクセス又は伝送を制御することが認可されたもの；或いは
 - (5) 本カテゴリーの(b)(1)項から(b)(4)項に掲げる物品のために特別に設計された補助装置。
- (c) [Reserved]³⁹
- (d) 材料であって、次のいずれかに該当するもの：
- * (1) USML のカテゴリーIV に掲げる物品のために特別に設計された先端複合材料（例えば、シリカ、黒鉛、カーボン／カーボン、及びほう素フィラメント）から製品化又は半製品化されたアブレーション材料[融蝕性材料]（到達可能航続距離が300km 以上のロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体（SLV）、若しくはミサイルで使用可能なノズル、再突入機の先端部、若しくはノズルフラップで使用可能な場合、MT）；又は
 - (2) 炭素－炭素結合のビレット[棒状の素材]及びプリフォームであって、三次元以上の平面において、連続した単一方向性のファイバー、トウ、テープ又は織布で補強されたもの（ロケット、SLV、若しくはミサイルのために設計されている場合であ

³⁷ 2013年7月8日改正（2014年1月6日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 130

（<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2013/78FR40922.pdf>）及び2014年1月2日修正（2014年1月6日施行）
Federal Register / Vol. 79, No. 1（<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2014/79FR0026.pdf>）

³⁸ (a)項で規制される物品は、USMLの他の項及びCCLで規制されるが、国務省がカテゴリーXIIの最終ルールを発表し商務省がそれに伴うルールを発表するまでは、(a)項目で規制される。

³⁹ ECCN 8A620 で規制される。

って、到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、若しくはミサイルで使用可能である場合、MT)。

(d)項の注：「航続距離」とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO(国際民間航空機関)の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d)(2)項の注：本項は、炭素-炭素結合のビレット及びプリフォームであって、三次元での補強が隣接層のみの結合に限定されているものについては規制しない。

(e) 装甲板（例えば、有機物、セラミック、金属）及び装甲板材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 多層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (2) 透明の装甲板であって、Em が 1.3 未満で、かつ、NIJ の Level III の規格を超え、面密度が 40 ポンド毎平方フィート以下のもの又は Em が 1.3 以上のもの；
- (3) 透明性の装甲板のための透明のセラミック製の板であって、厚さが 1.4 インチ超で大きさが 8 インチ X 8 インチを超えるもの；
- (4) 透明性の装甲板のための不透明のセラミック製の板又は素材であって、厚さが 1.4 インチ超で大きさが 8 インチ X 8 インチを超えるもの。これには、尖晶石及びアルミニウム酸化窒化物 (ALON) が含まれる；
- (5) 複合装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (6) 金属積層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；又は
- (7) 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている装甲板。

(e)(7)項の注 1：本項は、開発段階の装甲板であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

- (a) 製造中のもの、
- (b) 貨物の管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(e)(7)項の注 2：USML で列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(e)(7)項の注 3：この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる

* (f) 本カテゴリーで列挙される物品であって、次のいずれかに該当するもの (MT として指

定されるこれらの物品については、MT)⁴⁰：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくはEARの対象となる600シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

"機密扱いの"[Classified]とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

***(g) 隠蔽偽騙装置であって、次のいずれかに該当するもの：**

(到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV（宇宙空間への打上げ用の飛しょう体）、ミサイル、無人機、若しくは無人航空機(UAV) で使用可能な用途については、MT。本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと)：

- (1) カルボニル鉄の粉末、フェライト、鉄ホイスカー、ファイバー、フレーク、又はその他の磁性添加物で装填されたポリマーのうち、表面抵抗率が 10 オーム毎スクウェア超、500 オーム毎スクウェア未満であって、電気的な等方性が 5%未満のもの；
 - (2) 赤外線又は紫外線周波数スペクトルにおいて、プラットホーム又はは装置の探知を低下させるように特別に設計された多層構造の偽造システム；
 - (3) 高温（動作温度が 300° F を超える）セラミック又は磁気レーダ波吸収材料 (RAM) であって、EAR 対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの；又は
 - (4) 広帯域（帯域幅の 30%を超えるもの）で、軽量（2 ポンド毎平方フィート未満）の磁気レーダ波吸収材料 (RAM) であって、EAR 対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの。
- (h) エネルギー変換機器であって、本副章の中の他の箇所で列挙されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの：**
- (1) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された燃料電池；
 - (2) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱機関；
 - (3) 熱電池；(到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV のために設計若しくは改造されている場合、MT。本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと)；又は
- (h)(3)項の注：**熱電池は、電解液として固体非電導性無機塩を含有する単一用途の電池である。これらの電池は、加熱されたとき、電解液を熔融して、電池を起動させる発熱材料を組み込んでいる。
- (4) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱電子発電機。

⁴⁰ カテゴリーXIIIの(f)項は、機密扱いの物品を対象とするように再指定されている。以前の(f)項の物品（構造材料など）は、ECCN 0C617、改正されたカテゴリーVI、VII及びVIII、XIIIの(d)(e)及び(f)項で規制される。

***(i)** シグネチャ減少ソフトウェア及び技術資料であって、次のいずれかに該当するもの（到達可能航続距離（本カテゴリーの**(d)**項の注を参照のこと）が 300km 以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV、並びにこれらのサブシステムで使用可能な用途に対して可観測性を減少するために特別に設計されたソフトウェア（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたソフトウェアを含む）については、**MT**。**MT**として指定されている装置、材料又はソフトウェアの開発、製造又は使用に係る技術資料（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたデータベースを含む）については、**MT**）⁴¹

- (1) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシステムシグネチャの計測若しくは修正に関連するソフトウェア；
 - (2) 低可観測性のプラットフォームを設計するためのソフトウェア；
 - (3) 防衛物品に対するシグネチャマネジメントソリューションの設計、分析、予測、若しくは最適化のためのソフトウェア；
 - (4) 防衛物品のための赤外線シグネチャの計測若しくは予測ソフトウェア又はレーダ断面積計測若しくは予測ソフトウェア；
 - (5) シグネチャ計測用技術資料（防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するコード及びアルゴリズムを含む）；
 - (6) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシグネチャ制御設計手法（本副章の § 125.4(c)(4)を参照のこと）；
 - (7) プラットホーム若しくは装置の赤外線、レーダ、若しくは視覚的な探知を減少するためのマイクロカプセル封入若しくは微小球化に係る技術資料；
 - (8) プラットホーム若しくは装置の探知を減少させるための多層偽装装置関連の技術資料；
 - (9) プラットホーム若しくは装置の赤外線、可視光線若しくは無線周波数を変更するためのマルチスペクトラル表面処理関連の技術資料；
 - (10) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により、防衛プラットフォーム若しくは防衛装置の 視覚的、電気光学的、無線周波数的、電氣的、磁氣的、電磁的、若しくは航跡的なシグネチャの変更に係る技術資料；又は
 - (11) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により防衛プラットフォーム若しくは防衛装置の音響的なシグネチャの変更に係る技術資料。
- (j)** 他の箇所指定されていない装置、材料、コーティング、及び処理であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 900 ナノメートルを超える波長で、レーダ、赤外線、若しくはその他のセンサーによる探知に対して保護若しくは減少するために設計された兵員の衣服、装備品、若しくはフェースプリントの設計、製造、若しくは生成で使用される、特別に処理若しくは調製された染料、コーティング、及びファブリック（USML のカテゴリーX(a)(2)を参照のこと）；又は
- ***(2)** 検出性若しくは可観測性を減少するため吸収、反射若しくは放射により、防衛物

⁴¹ (i)項はシグネチャ減少ソフトウェアを規制するために再指定され、これまで(i)項で規制されていた金属脆化剤は、CCL ECCN 0A617.fに移動した。

品若しくはEAR対象の600シリーズの品目の電気光学的、無線周波数、赤外線、電氣的、レーザー、磁氣的、電磁的、音響的、静電的、若しくは航跡的なシグネチャを変更するために特別に設計された装置、材料、コーティング、及び処理（到達可能航続距離が300km以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAV、及びこれらのサブシステムのために使用できる用途については、MT。本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）。

***(k)** 工具類及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) ステルス性（LO）を持つ部分品のために特別に設計された工具及び装置；又は
- (2) 可搬型のプラットホームシグネチャ現場修理検証装置（例えば、シグネチャ減少構造体への修理の完全性を検証する可搬型の光学式インテロゲーター）。

(l) 本カテゴリーの(a)項から(h)項、(j)項、及び(k)項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の§ 120.10を参照のこと）並びに本カテゴリーで列挙される防衛物品に直接的に関連する防衛役務（本副章の§ 120.9を参照のこと）。（本副章の§ 123.20を参照のこと。）（MTとして指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）

(m) 次の解釈は、本カテゴリー及び本副章の他の箇所で使用される用語を説明及び詳説するものである：

- (1) 複合装甲板は、異なる材料又はマトリックスの複数の層を持つものとして定義される。
- (2) 多層装甲板は、破壊メカニズムの一部として空気層又は傾斜角又は不連続材料の経路を組み込んだ金属製又は非金属製の装甲板をいう。
- (3) 爆発反応装甲は、弾道事象中において装甲板を強化する目的で、又は別途ペネトレーター[弾芯]を撃破する目的で装甲板の間に火薬、推進薬、又はその他の材料を用いるものをいう。
- (4) 電磁装甲板は、成形炸薬のような破壊の威力に対して電気を用いるものをいう。
- (5) 複合装甲板で使用される材料は、金属、プラスチック、エラストマー、ファイバー、ガラス、セラミック、プラスチックラミネートで強化されたセラミックガラス、金属若しくは非金属をマトリックスとするカプセル封入したセラミック、機能的に傾斜しているセラミック金属材料、又は鋳造金属をマトリックスとするセラミックボールの層を含んでもよい。
- (6) 本カテゴリーに関して、材料は、厚さが1mmの基準サンプルを通過する可視光スペクトラムで、75%以上の光の透過率（屈折率について補正された数値）を可能にする場合、透明であるとみなされる。
- (7) 本カテゴリーの(e)(4)項で規制される材料は、本カテゴリーの(m)(6)項で引用される透過率レベルが75%に到達するものとはみなされていない。
- (8) 金属積層装甲は、装甲装置を形成するために機械的に又は接着して互いに接合された2層以上の金属材料をいう。
- (9) **Em** は、照準線方向の攻撃目標の有効質量比であって、均質圧延鋼装甲の性能に対して検査される装甲板の性能の尺度を示すものである、ここで、**Em** は以下の通り定義される：

$$Em = \frac{\rho_{RHA}(P_o - P_r)}{AD_{Target}}$$

ここで：

ρ_{RHA} =RHA[均質圧延鋼装甲]の密度 (7.85g/cm³)

P_o =RHA[均質圧延鋼装甲]のベースラインを貫通する侵徹長 (mm)

P_r =照準線方向で貫通する侵徹長の残分(正又は負のいずれか) (mm RHA 換算値)

AD_{Target} =攻撃目標の照準線方向の面密度(kg/m²)

検証板が貫通された場合、 P_r は発射体から検証板の先端までの間隔とする。貫通されない場合、 P_r は負の値で、攻撃目標の後端縁から発射体までの間隔とする。

(10) NIJ とは国立司法研究所をいい、レベル III は、NIJ 規格 0108.01 (防弾素材の耐弾性能) で指定される要求事項を指す。

(n)~(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの (本副章の § 120.42 を参照のこと) ⁴²。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1(b)を参照のこと) を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

・カテゴリー XIV—毒物物質 (化学剤、生物剤及び関連装置を含む)

*(a) 化学剤 (以下のものを含む)：

(1) 神経ガス：

(i) O-アルキル (炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) -ホスホノフルオリダート、例えば：

サリン (GB)：O-イソプロピルメチルホスホノフルオリダート (CAS 107-44-8)；
及び

ソマン (GD)：O-メチルホスホノフルオリド酸 ピナコリル (CAS 96-64-0) (CWC 別表 1A)；

(ii) O-アルキル (炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) N、N-ジアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) -ホスホルアミドシアニダート、例えば：

タブン (GA)：O-エチル= N・N-ジメチルホスホルアミドシアニダート (CAS 77-81-6) (CWC 別表 1A)；

(iii) O-アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) S-2-ジア

⁴² (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーXIII で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

ルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-アミノエチル
アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホノチオ
ラート、及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、例えば：

VX: O-エチル-S- (2-ジイソプロピルアミノエチル) メチルホスホノチオラート
(CAS50782-69-9) (CWC 別表 1A)；

(2) アミトン(別名チオラート)：

O・O-ジエチル=S-[2(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート、及びそのアル
キル化塩類及びプロトン化塩類 (CAS 78-53-5) (CWC 別表 2A)；

(3) 糜爛性毒ガス：

(i) 以下に例示するサルファマスタード：

2-クロロエチルクロロメチルスルフィド (CAS 2625-76-5) (CWC 別表 1A)；

ビス (2-クロロエチル) スルフィド[別名マスタードガス] (CAS 505-60-2) (CWC
別表 1A)；

ビス (2-クロロエチルチオ) メタン (CAS 63869-13-6) (CWC 別表 1A)；

1,2-ビス (2-クロロエチルチオ) エタン[別名セスキマスタード] (CAS 3563-36-8)
(CWC 別表 1A)；

1,3-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-プロパン (CAS 63905-10-2) (CWC 別表 1A)；

1,4-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ブタン (CAS 142868-93-7) (CWC 別表 1A)；

1,5-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ペンタン (CAS 142868-94-8) (CWC 別表 1A)；

ビス (2-クロロエチルチオメチル) エーテル(CWC 別表 1A)；

ビス (2-クロロエチルチオエチル) エーテル[別名O-マスタード] (CAS
63918-89-8) (CWC 別表 1A)；

(ii) ルイサイト (糜爛性毒ガス) であって、以下に例示するもの：

2-クロロビニルジクロロアルシン[別名ルイサイト 1] (CAS 541-25-3) (CWC 別
表 1A)；

トリス (2-クロロビニル) アルシン[別名ルイサイト 3] (CAS 40334-70-1) (CWC
別表 1A)；

ビス (2-クロロビニル) クロロアルシン[別名ルイサイト 2] (CAS 40334-69-8)
(CWC 別表 1A)；

(iii) 窒素マスタードであって、以下に例示するもの：

HN1：ビス (2-クロロエチル) エチルアミン (CAS 538-07-8) (CWC 別表 1A)；

HN2：ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (CAS 51-75-2) (CWC 別表 1A)；

HN3：トリス (2-クロロエチル) アミン (CAS 555-77-1) (CWC 別表 1A)；

(iv) エチルジクロロアルシン (ED)；

(v) メチルジクロロアルシン (MD)；

(4) 無能力化剤であって、以下に例示するもの：

(i) 3-キヌクリジニル=ベンジラート (BZ) (CAS 6581-06-2) (CWC 別表 2A)；

(ii) ジフェニルクロロアルシン (DA) (CAS 712-48-1)；

(iii) ジフェニルシアノアルシン (DC)；

*(b) 生物剤及び生物学的に誘導される物質であって、人又は家畜に障害を生じさせたり、

装置を劣化させたり、農作物に損害を与えたりする、それらの能力を強化する目的で特別に開発、構成、適合又は改造されたもの。

* (c) 二種混合型の原料となる化学剤及び主たる原料となる化学剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホニルジフルオリド、例えば：

DF：メチルホスホニルジフルオリド（CAS 676-99-3）（CWC 別表 1B）；

メチルホスフィニルジフルオリド；

(2) O-アルキル（水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）=O-2-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）アミノエチル=アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホニット並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化 塩類、例えば：

QL：イソプロピルアミノエチルホスホニット（CAS 57856-11-8）（CWC 別表 1B）；

(3) クロロサリン：O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート（CAS 1445-76-7）（CWC 別表 1B）；

(4) クロロソマン：O-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート（CAS 7040-57-5）（CWC 別表 1B）；

(5) DC：メチルホスホニルジクロリド（CAS 676-97-1）（CWC 別表 2B）；メチルホスホニルジクロリド；

(d) 催涙ガス及び催涙剤であって、以下のものを含む：

(1) アダムサイト（ジフェニルアミンクロロアルシン又は DM）（CAS 578-94-9）；

(2) CA（プロモベンジルシアニド）（CAS 5798-79-8）；

(3) CN（1 塩化フェナシル又は ω -クロロアセトフェノン）（CN）（CAS 532-27-4）；

(4) ジベンゾ - (b・f) - 1・4-オキサゼピン、（CR）（CAS 257-07-8）；

(5) CS（o-クロロベンジリデンマロノニトリル又は o-クロロベンジリデンマロノニトリル）（CS）（CAS 2698-41-1）；

(6) ジブロモジメチルエーテル（CAS 4497-29-4）；

(7) ジクロロジメチルエーテル（CICi）（CAS 542-88-1）；

(8) エチルジブromoアルシン（CAS 683-43-2）；

(9) ブローモアセトン；

(10) ブロモメチルエチルケトン；

(11) ヨードアセトン；

(12) フェニルカルビルアミンクロリド；

(13) ヨード酢酸エチル；

(e) 枯葉剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) オレンジ剤（2、4-ジクロロフェノキシ酸と混合された 2、4、5-トリクロロフェノキシ酸）；

(2) LNF（2-クロロ-4-フルオロフェノキシ酢酸）

* (f) 軍事作戦のため及び軍用装置との適合性のため、特別に設計又は改造された装置並びにその部分品、部品、附属品及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当する

もの：

- (1) 本カテゴリーの(a)、(b)、(d)及び(e)項でそれぞれリストされる化学剤、生物剤、催涙ガス及び催涙剤、並びに枯葉剤の散布、分散又は試験；
- (2) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項でリストされる化学剤及び生物剤の検知、特定、警戒又は監視；
- (3) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項でリストされる化学剤及び生物剤のサンプル採集及び処理；
- (4) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項でリストされる化学剤及び生物剤に対する個別的防護。
- (5) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項でリストされる化学剤及び生物剤に対する集団的防護。
- (6) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項でリストされる化学剤及び生物剤の汚染除去又は改善。
- (g) 本カテゴリーの(f)項で規制される物品で使用するために特別に設計又は改造された抗体、ポリヌクレオイド、生体高分子又は生体触媒。
- (h) 医療用の対処手段（前処理及び後処理、ワクチン、解毒剤及び医療用診断用薬を含む）であって、本カテゴリーの(a)項でリストされる化学剤で使用するよう特別に設計又は改造されたもの、並びに本カテゴリーの(b)項で特定される生物剤に対する防護だけを目的とするワクチン。例えば、以下のものが含まれる：皮膚に塗るよう特別に設計された保護クリーム及び本カテゴリーの(a)項で規制される糜爛性毒ガスから保護するための個人用の装備品；神経ガス中毒に対処するために特別に設計されたアトロピン自動注射器。
- (i) 生物化学兵器の設計、開発又は使用のために特別に設計又は改造されたモデリングツール又はシミュレーションツール。モデリング及びシミュレーションの概念には、本カテゴリーの(m)項で対象とするソフトウェアであって、生物剤又は本カテゴリーの(b)項にリストされる材料に対する感染性又は脆弱性を示すよう特別に設計されたものが含まれる。
- (j) 本カテゴリーの(f)項で規制される物品の証明及び適格性評価のために特別に設計又は改造された試験設備。
- (k) 本カテゴリーの(a)項に掲げる化学剤又は本カテゴリーの(b)項に掲げる生物剤の破壊のために特別に設計又は改造された装置、部分品、部品、附属品及びアタッチメント（焼却炉（廃棄物供給装置及び専用の取扱い設備を有するものを含む）を除く）。この破壊装置には、破壊操作のために特別に設計又は改造された設備が含まれる。
- (l) 本カテゴリーの(f)項で定義される物品の製造のために特別に設計又は改造した工具及び装置。
- (m) 本カテゴリーの(a)から(l)項で列挙される防衛物品に関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）。（除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと。）本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。

(n) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語について説明し、一部の用語については詳しく説明する：

(1) カテゴリーXIV(a)に掲げる化学剤は、軍事用途を持つ物質であって、その通常の直接的な化学作用により強力な生理的影響を生み出すものをいう。

(2) 本カテゴリーの(b)項に掲げる生物剤又は生物学的に誘導される物質は、人又は家畜に障害を生じさせたり、装置を劣化させたり、農作物に損害を与えたりする可能性がある生物剤及び物質、並びにこのような影響を増大させる特別な目的のために改変されたものをいう。そのような改変の例には、紫外線照射に対する耐性を強めること又は伝播特性を増大させることが含まれる。これには、民生用途（例えば、医療用途又は環境用途）のためにのみ行われる改造については含まれない。

(3) (b)項に掲げる生物剤に関連して本カテゴリーで規制される破壊装置は、本カテゴリーの(b)項で特定される生物剤のみを破壊するように特別に設計された装置をいう。

(4) (i) 本カテゴリーで規制される化学剤及び生物剤に対する個人用物品には、軍用の防護服及びマスクが含まれるが、国内の防備（例えば、市民防衛）のために設計されたこれらの品目は含まれない。国内防備のために設計された個人防護用機器であって、本副項で特定される部分品及び部品を統合したものは、そのような構成部品が以下に該当する場合、商務省により輸出が許可される：

(A) その機器にとって必要不可欠であること；

(B) その機器から分離できないこと；かつ

(C) その機器の有効性を損なうことなしに交換できないもの。

(ii) 本副項で特定される部分品及び部品であって、国内防備のために設計された個人防護用機器に組込むために輸出されるものは、ITARの規制の対象となる；

(5) (l)項に掲げる技術資料及び防衛役務には、本カテゴリーの(f)項で規制される物品で使用するように特別に設計又は改造されたライブラリ、データベース及びアルゴリズムが含まれる。

(6) 本カテゴリーの(l)項で対象とする工具及び装置には、(f)項で規制される防護マスク、オーバーブーツ及び手袋を製造するために使用される成形型、並びに本カテゴリーの(f)項で規制されるフィルターをテストするために特別に設計されたリーク検知装置が含まれる。

(7) 本副章で規制される品目で合成又は混合された規制物質又は非規制物質を配合した結果として生じる製品についても、本カテゴリーの規制の対象となる。

NOTE 1: 本カテゴリーには、含有率が1%以下のCN[クロロアセトフェノン]若しくはCS[オルソクロロベンザルマロノニトリル]を含む配合剤又は個人の自衛用として個別に包装された催涙ガス又は催涙剤については規制しない。

NOTE 2 : カテゴリーXIV(a)及び(d)には、以下のものは含まれない：

(1) シアン化塩素；

(2) シアン化水素；

(3) 塩素；

(4) 塩化カルボニル（ホスゲン）；

- (5) ブロモ酢酸エチル；
- (6) キシリルブロミド；
- (7) 臭化ベンジル；
- (8) ヨウ化ベンジル；
- (9) クロロアセトン；
- (10) クロロピクリン（トリクロロニトロメタン）；
- (11) フッ素；
- (12) 胡椒液。

NOTE 3：化学情報検索サービス機関（CAS）の登録番号は、本カテゴリーで規制されるすべての物質及び混合物をカバーしているわけではない。この番号は、輸出許可審査過程で政府機関の手助けとするため並びに輸出許可申請書及び輸出関連書類を作成する際の輸出者の手助けとするための例示として示されているものである。

NOTE 4：化学兵器禁止条約（CWC）のもとでの米国の義務に関しては、化学兵器禁止条約規則（CWCR）（15 CFR § 710 から § 722）を参照のこと。適用される場合、CWC の別表が輸出者を援助するために提供されている。

Note 5：窒素マスタードを含む薬理学的配合剤及びこれらの薬剤のための特定の常用参照標準物質であって、以下に該当するものについては、化学剤であるとはみなされず、商務省によって輸出許可される：

- (1) 当該薬剤が、最終医薬製品の形態をもつもの；又は
- (2) 常用参照標準物質には、HN2[ビス（2-クロロエチル）メチルアミン]の塩類を含み、出荷される数量は 150mg 以下で、かつ、個々の出荷は最終需要者毎に、暦年につき 12 回を超えないこと。

HN1[ビス（2-クロロエチル）エチルアミン]；

HN2[ビス（2-クロロエチル）メチルアミン]、HN3[トリス（2-クロロエチル）アミン]；

又は

これらの塩類（例えば、トリス（2-クロロエチル）アミン塩酸塩）の生産に関する技術資料は、引き続き本カテゴリーのもとで規制される。

・カテゴリーXV—宇宙航空システム及び附属装置

- ***(a)** 宇宙空間への打上げ用の飛しょう体（通信衛星、遠隔探査衛星、科学衛星、観測衛星、航法衛星、実験衛星及び複数任務を持つ衛星を含む）。
 - ***(a)項の注釈：**商業通信衛星、科学衛星、観測衛星及び実験衛星は、その装置が外国の軍隊による使用を目的とする場合にのみ、SME（重要軍用装備品）として指定される。
- (b)** 宇宙空間用の飛しょう体若しくは衛星の遠隔測定、追跡及び管制のための地上管制ステーション又は本副章のカテゴリーXIII で規制されるいずれかの暗号品目を使用した地上管制ステーション。
- (c)** 軍事用途のために特別に設計、改造若しくは構成された全地球測位システム（GPS）受信装置；又は次の特性のいずれかを有する GPS 受信装置：
 - (1) GPS 精密測位サービス（PPS）の信号の暗号化又は復号化（例えば、Y コード）の

ために設計されたもの；

- (2) 60,000 フィートをを超える高度で、かつ、1,000 ノット以上の速度において、ナビゲーション結果が取り出せるように設計されたもの；
- (3) 妨害信号を減少又は回避するために設計されたナルステアリングアンテナで使用するよう、又はナルステアリングアンテナを搭載するよう特別に設計又は改造されたもの；
- (4) 500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができる無人機システムで用いるように設計又は改造されたもの。

注：軍用の無人機システムで使用するよう設計又は改造された GPS 受信機は、上記より低い能力を有するものであっても、軍事利用のために特別に設計、改造又は構成されたものとみなされ、それ故に本(d)(4)項で対象となる。この定義に合致しない GPS 装置については、商務省 (DOC) の管轄対象である。DOC の管轄のもとの装置の製造業者又は輸出者は、米国政府が民生用のナビゲーション用 GPS の P コードの有効性を保証していないことをアドバイスされている。P コードを使用している GPS 受信機であって、それらの受信機が Y コードを使用するよう設計又は改造されたか否かに関して明確化されないものは、Y コードの能力があるものと推定され、よって本項の対象になるとするのが、国防総省(DOD) の政策である。さらに、DOD の方針として、輸出のために提供されるすべての P コード受信機に通告書が添付されることを義務付けている。この通告文には、以下の文言を記載しなければならない：

"通告書：この受信装置は、GPS の P コード信号を使用しています、この信号は米国の政策により予告なしに切断されることがあります。"

- (d) 次に掲げる 5 つの特性のすべてに合致するか超える放射線照射に耐えられるように設計したマイクロエレクトロニクス回路：
 - (1) 全吸収線量が、 5×10^5 ラド[5,000 グレイ] (シリコン 換算)；
 - (2) 障害を発生しない基準での吸収線量率が、 5×10^8 ラド[5×10^6 グレイ] (シリコン換算) /秒；
 - (3) 1 メガ電子ボルト相当の中性子束 (単位面積を通過する放射束の積算値) が、 1×10^{14} n/cm²；
 - (4) CREME96[宇宙放射線環境計算コード：半導体デバイスの放射線によるエラー発生率予測プログラム] (静止軌道上、太陽活動極小期の環境条件) による、単事象障害エラー率[単一の高エネルギー粒子の効果により、回路素子が誤動作する率]が、 1×10^{-10} エラー/ビット/日以下；
 - (5) 単一事象ラッチアップ[単一の高エネルギー粒子の効果により、永久的損傷に至ること]がないか、ラッチアップ吸収線量率[永久的損傷に至る吸収線量率]の閾値が、 5×10^8 ラド[5×10^6 グレイ] (シリコン換算)。
- (e) 本カテゴリーに掲げる物品のために特別に設計又は改造されたすべてのシステム若しくはサブシステム、部分品、部品、附属品、アタッチメント及び附属装置であって、公法 105.261 の § 1516 で特定される以下の物品が含まれる：

衛星の燃料、地上支援装置、試験装置、ペイロードアダプター又はインタフェースハ

ードウェア、交換部品及び組み込まれていない固体燃料推進軌道変換用エンジン（本節のカテゴリーIV 及び V についても参照のこと）。

注：米国軍需品リストによるこの適用範囲には以下のものは含まれない（ただし、軍事利用のために特別に設計又は改造されたものを除く）（本副章の § 120.3 を参照のこと）：（これらの品目に対する規制については、輸出管理規則の商務省規制品目表(15 CFR § 730 から § 799)を参照のこと。）

- (1) 宇宙用に設計した進行波管（ヘリックス管又は TWTs ともいう）、マイクロ波用固体増幅器、マイクロ波用組立品及び進行波管増幅器であって、定格動作周波数が 31GHz 以下のもの。
 - (2) 宇宙用に設計した光起電力型アレーであって、シリコンセルを有するもの又は接合材料の 1 つに砒化ガリウムを持つ 1 層、2 層若しくは 3 層接合の太陽電池を有するもの。
 - (3) 宇宙用に設計されたテープレコーダ。
 - (4) 原子周波数標準器であって、宇宙用に設計されていないもの。
 - (5) 宇宙用に設計されたデータレコーダ。
 - (6) 宇宙用に設計された通信システム、装置及び部分品であって、衛星で使用するために設計又は改造されていないもの。
 - (7) 衛星以外の用途のために特別に設計された通信装置の開発又は製造のために必要な技術。
 - (8) 宇宙用に設計されたフォーカルプレーンアレーであって、アレー当たりの素子数が 2,048 を超え、かつ、300nm 超 900nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの。
 - (9) 宇宙用に設計されたレーザーレーダー又は光探知測距装置（ライダー）。
- (f) 本カテゴリーの(a)から(d)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）に加えて、すべての宇宙空間用の飛しょう体並びにすべての宇宙空間用の飛しょう体システムのために特別に設計又は改造された部分品のための詳細な設計、開発、製造又は生産に関する資料。本項には、全ての打上げ支援活動に関する技術資料が、例外なく、含まれる（例えば、形状、寸法、機能、質量、電気、機械、動、環境、テレメトリー、安全、施設、ローンチ・パッド・アクセス、及びローンチ・パラメータに関して、並びにローンチ・メイテイング及びパラメータに関して、ローンチ提供者に対して提供された技術資料）。（合衆国人がその防衛役務を履行する過程で信頼した全ての情報が公知のものであり、若しくは、その他本編のライセンス要求の適用除外とされている場合であっても、当該防衛役務が提供される前の技術援助契約について課される要求については、§ 124.1 を参照のこと）。本項には、すべての打上げ支援活動に関して、例外なく、すべての技術資料が含まれる（例えば、打上げプロバイダーに提供される、形状、適合性、機能、質量、電氣的、機械的、動力、環境、遠隔測定、安全、設備、発射台アクセス及び発射パラメータに加えて、結合インタフェース及び発射パラメータ）。（防衛役務が提供される可能性がある前における技術援助契約の要求事項については、防衛役務を実行する際に米国人が拠り所とするすべての情報が、たとえ公知であるか、さもなければ本副章の輸出許可要求事項から適用除外されている場合であっても、§

124.1 を参照のこと。) 本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品 (SME) として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。さらに、すべての宇宙空間用の飛しょう体の製造又は生産に直接関連する技術資料は、目的とする最終用途の内容にかかわらず (例えば、たとえハードウェアが SME でない場合であっても)、SME に指定される。

(f)項の注： 米国人が打上げの失敗の調査若しくは分析に関与する前に、及び北大西洋条約機構の加盟国でもなく、米国の非 NATO 主要同盟国でもない国における打上げ又はこれらの国の国民による打上げのために本カテゴリーの中の物品若しくは防衛役務を輸出する前に、本副章の § 124.15 に収載されている特別な輸出規制が常に義務付けられている。また、この特別な輸出規制は、米国の安全保障及び外交政策を推進するために適切であると考えられる仕向地についても課せられる場合がある。

・カテゴリーXVI－核兵器関連物品^{43,44}

(a) [Reserved]

***(b)** 核爆発により引き起こされる環境又はシステム、部分品、構造物、又は人間に対するそれらの環境の影響をモデリング又はシミュレートするモデリングルール又はシミュレーションツール。

(c) [Reserved]⁴⁵

(d) 本カテゴリーの**(b)**項に掲げる物品のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、並びに製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類。

(e) 本カテゴリーの**(b)**項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料 (本副章の § 120.10 を参照のこと) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 を参照のこと)。(本副章の § 123.20 についても参照のこと。)(核関連規制については、本副章の § 123.20 を参照のこと。)

(f)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの (本副章の § 120.42 を参照のこと) ⁴⁶。

(x)項の注： この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1(b)を参照のこと) を含む場合に、本カテゴリーで規制され

⁴³ 2014年1月2日改正 (2014年7月1日施行)、Federal Register / Vol. 79, No. 1
(<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2014/79FR0034.pdf>)

⁴⁴ 改正によって、これまでカテゴリーXVIに列挙されていた物品の多くが移動した。これまでカテゴリーXVIに記載されていた物品、技術資料及び役務は、そうした物品、技術資料又は役務の輸出が、原子力法及び核不拡散法に従って、エネルギー省又は原子力規制委員会の輸出規制を受ける、又は、それらの法に従って米国政府の輸出許可に従う場合においては、22 CFR 120-130の条項が適用されない。

⁴⁵ これまで(c)項で規制されていた放射線検知測定装置は、EARの対象となり、既存のECCN 1A004.c.2又は2A291.eのもとでEARの対象となった。

⁴⁶ (x)項が新たに追加され、EARの対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーXVIで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対するITAR認可が可能になる。

る防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

・ *カテゴリーXVII* – 機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務で他の項目で列挙されていないもの⁴⁷

* (a) 国家安全保障上の国益において機密扱いにされ、かつ、米国軍需品リストの他の項目で列挙されていない、すべての物品、技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及びこれらに関連する防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）。

・ *カテゴリーXVIII* – 指向性エネルギー兵器

* (a) 軍事利用のために特別に設計又は改造された指向性エネルギー兵器システム（例えば、標的を破壊したり、性能を低下させたり、任務を阻止させるようにするもの）。これらには、限定されるものではないが、以下のものが含まれる：

- (1) レーザーシステム（持続波レーザーシステム又はパルスレーザーシステムを含む）であって、失明を引き起こすように特別に設計又は改造されたもの；
- (2) 通常兵器の様態と類似の破壊をもたらすのに十分な連続波出力又はパルス出力のレーザー発振器；
- (3) 粒子線システム；
- (4) 破壊出力を有する荷電粒子線或いは中性粒子線を照射する粒子加速装置；
- (5) 高出力無線周波数（RF）システム；
- (6) 高パルス波出力又は高平均出力の無線周波数ビーム発振機であって、遠く離れた標的の電子回路を使用不能にするのに十分な強度の電界を発生するもの；
- (7) 主電力発電装置、エネルギー貯蔵装置、交換装置、電力調整装置、熱管理装置又は燃料取扱装置；
- (8) 標的捕捉・追尾システム；
- (9) 標的の損傷、破壊又は任務阻止を評価することができるシステム；
- (10) ビームの操作、伝播又は照準装置；
- (11) 複数の標的のすばやい活動に対して、すばやくビームの向きを変える能力を有する装置；
- (12) 負イオンビーム集束装置；並びに
- (13) 高エネルギーのイオンビームを制御してすばやくその向きを変える装置。

* (b) 本カテゴリーの(a)項で規制される物品の探知若しくは特定又はこれらの物品に対する防備のために特別に設計又は改造された装置。

(c) 本カテゴリーで規制される防衛物品の製造のために特別に設計又は改造された工具及び装置。

(d) 本カテゴリーで規制される防衛物品のために特別に設計又は改造された試験評価装置及び試験モデル。これには診断計器及び物理的試験モデルが含まれるが、これに限定

⁴⁷ 2013年4月16日改正（2013年10月15日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 73 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR22740.pdf>) 及び2013年10月3日修正（2013年10月15日施行）Federal Register / Vol. 78, No.192 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR61750.pdf>)

されるものではない。

- (e) 本カテゴリーの(a)から(d)項に掲げる物品のために特別に設計又は改造された部分品、部品、附属品、アタッチメント及び附属装置。
- (f) 本カテゴリーの(a)から(e)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）。本カテゴリーの他の項目で列挙されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。
- (g) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語について説明し、一部の用語については詳しく説明する：
 - (1) 部分品、部品、附属品、アタッチメント及び附属装置には、限定されるものではないが、適応光学素子及び位相共役素子、宇宙用に設計された加速装置の部分品、標的及び専用に設計された標的診断ルーチン、水素負イオンビームのため電流注入器、並びに負水素アイソトープビームを中性化するための宇宙用に設計されたフォイルが含まれる。
 - (2) 本カテゴリーの(a)(3)項に掲げる粒子線システムには、粒子線及び電磁パルス技術を組み込んだ装置並びに関連する部分品及びサブアッセンブリ（例えば、イオンビーム電流注入器、中性粒子又は荷電粒子の粒子加速器、ビーム操作及び照射装置、ビームのスクラン装置、火力制御装置、及び指向装置、試験及び診断用の計器及び標的）であって、指向性エネルギー兵器への適用のために特別に設計又は改造されたものが含まれる。
 - (3) 本カテゴリーで規制される物品には、本カテゴリーで規制される技術資料及び防衛役務を用いて設計又は製造された最終製品、部分品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア又はシステムが含まれる。
 - (4) 本カテゴリーで規制される軍事利用のために特別に設計又は改造された物品には、軍事利用のために特別に開発、構成又は適合された物品が含まれる。

・カテゴリーXIX—ガスタービンエンジン及び関連装置^{48,49}

- * (a) 推力が 15,000lbf（66.7 キロニュートン）以上のターボファンエンジン及びターボジェットエンジン（技術実証機を含む）であって、次のいずれかを有するもの：
 - (1) 推力増強（アフターバーナー）搭載のもの若しくは推力増強（アフターバーナー）のために特別に設計されたもの；

⁴⁸ 2013年4月16日改正（2013年10月15日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 73 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR22740.pdf>) 及び2013年10月3日修正(2013年10月15日施行) Federal Register / Vol. 78, No.192 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR61750.pdf>)

⁴⁹ これまでカテゴリーIV、VI、VII及びVIIIでカバーされていたガスタービンエンジン及び関連装置を対象とする。この変更は、巡航ミサイル、水上艦艇、車両及び一定の目的パラメーターを満たす航空機用のガスタービンエンジンがUSMLで規制されることを明確にすることを意図している。USMLの改正の実施時期がずれているため、まだカテゴリーIV、VI及びVIIで対象となっているガスタービンをカテゴリーXIXで規制するようにみえるが、実際には、カテゴリーXIXは、カテゴリーIV、VI及びVIIのものとの規制に優先しない。

- (2) 推力ベクタリング若しくは排気ノズルベクタリング；
 - (3) 本カテゴリーの(f)(6)項で規制される部品若しくは部分品；
 - (4) 30 秒の背面飛行若しくはマイナス G での操縦を維持するために特別に設計されたもの；又は
 - (5) 50,000 フィートを超える高度での高い抽出動力（高度におけるエンジン推力の 50 パーセントを超える動力）のために特別に設計されたもの。
- * (b) 機械的軸馬力が 1,500 馬力 (1,119 キロワット) 以上のターボシャフトエンジン及びターボプロップエンジン（技術実証機を含む）であって、そのエンジンが垂直位置にある際に油受シーリングを考慮して特別に設計されたもの。
- * (c) 戦備を有する又は軍用の無人航空機システム、巡行ミサイル発動機、又は無人標的機のために特別に設計されたエンジン（技術実証機を含む）（エンジンについて、300km 以上の"航続距離"を有する無人航空機、無人機、又はミサイルで使用される場合、MT）。
- * (d) GE38、AGT1500、CTS800、TF40B、T55、TF60 及び T700 エンジン。
- * (e) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたデジタル式エンジン制御システム（例えば、フルオーソリティデジタルエンジン制御 (FADEC) 及びデジタル式電子エンジン制御 (DEEC)）（デジタル式エンジン制御システムが、300km 以上の航続距離を有する無人航空機、無人機、又はミサイルのためのものである場合、MT）。
- (e)項の注：** デジタル式の電子制御システムとは、要求されるエンジンがスタートしてから要求されるエンジンが運転停止するまでの運転全期間を通してエンジンを自律的に制御するものをいう。"航続距離"の定義について、USML のカテゴリーVIII の(a)項を参照のこと。
- (f) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 以下の米国原産エンジン（及びこれらの軍用の派生型）のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置：
AE1107C、F101、F107、F112、F118、F119、F120、F135、F136、F414、F415、J402、GE38、TF40B 及び TF60；
 - * (2) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたホットセクション[燃焼ガスに常時曝される部分]の構成部品（すなわち、燃焼室及びライナー；高圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式の低圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式のオーグメンタ；並びに冷却式のノズル）；
 - (3) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された無冷却式のタービンブレード、ベーン、ディスク、及びチップシュラウド；
 - (4) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された燃焼カウル、ディフューザ、ドーム及びシェル；
 - (5) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジン及び構成部品のために特別に設計されたエンジン監視システム（すなわち、予兆、診断及び健全性監視システム）；
 - * (6) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシ

システム：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品又は EAR に対象の 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報をういて開発されたもの（本副章の § 120.10(a)(2)を参照のこと）。

"機密扱い"とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する；又は

- (7) レイアウトが本カテゴリーの防衛物品のために特別に設計されたプリント回路基板又はパターン化マルチチップモジュール。
- (g) 本カテゴリーの(a)項から(f)項に列挙される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）並びに ECCN 9A619、9B619、9C619 及び 9D619 で規制される品目に直接関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）
- (h)～(w) [Reserved]
- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用される EAR 対象（本副章の § 120.42 参照）の貨物、ソフトウェア、及び技術資料。
(x)項の注：この項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品であって、購入書類に EAR 対象の貨物、ソフトウェア、又は技術資料が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の 123.1(b)参照）。

・カテゴリーXX－潜水艦及び関連物品^{50,51}

- (a) 潜水艦及び半潜水艦（本副章の § 121.14 を参照のこと）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - * (1) 潜水艇；
 - (2) 機雷掃海艇；
 - (3) 対潜水艦戦用駆逐艦；
 - (4) 戦備を有するもの；
 - (5) 潜水艇からのスイマー若しくはダイバーの配備、揚収、若しくは支援のために特別に設計された潜水員支援艇；
 - (6) 本副章で規制されるいずれかの任務システムを装備した船舶；又は

⁵⁰ 2013 年 7 月 8 日改正（2014 年 1 月 6 日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 130 (<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2013/78FR40922.pdf>) 及び 2014 年 1 月 2 日修正（2014 年 1 月 6 日施行）Federal Register / Vol. 79, No. 1 (<http://www.pmdtc.state.gov/FR/2014/79FR0026.pdf>)

⁵¹ カテゴリーVI から潜水艦が移動し、単一のカテゴリーですべての潜水可能な船舶に適用するよう規制を統一している。改正されたカテゴリーXX は、同カテゴリーで規制される防衛物品のために特別に設計された部品、部分品、付属品及びアタッチメントのみを規制する。その他の全ての部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、CCL のカテゴリー8 の新しい 600 シリーズ規制の対象である。

(7) 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている船舶。

(a)(7)項の注 1: 本項は、開発段階の船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント及び関連装置については規制しない。

(a) 製造中のもの、

(b) 貨物の管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総称の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(a)(7)項の注 2: 米国軍需品リストで列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(a)(7)項の注 3: この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

***(b)** エンジン、電動機、及び推進装置であって、次のいずれかに該当するもの⁵²：

(1) 海軍原子力推進プラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備（本副章の § 123.20 を参照のこと）；

(2) 次の性能を有する潜水艇のために特別に設計された電動機：

(i) 出力が 0.75MW 以上（1,000 馬力）を超えるもの；

(ii) 高速反転型のもの；

(iii) 液冷式のもの；かつ

(iv) 全体を密閉したもの。

(c) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項に掲げる物品のいずれかのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び関連装置（製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む）（航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT)

(c)項の注: "航続距離"とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO(国際民間航空機関)の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d) 本カテゴリーの(a)から(c)項で列挙される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）。

(e)~(w) [Reserved].

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、本カテゴリーで規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を

⁵² これまでカテゴリーVIの(e)項目で規制されていた潜水可能な船舶用の海軍原子力推進プラントは、カテゴリーXXの(b)項目で規制される。

参照のこと)⁵³。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

- ・ *カテゴリーXXI*—他のカテゴリーで列挙されていない物品、技術資料、及び防衛役務⁵⁴
- ***(a)** 米国軍需品リストで列挙されていない物品は、該当する米国軍需品リストのカテゴリーが改正されるまで、本カテゴリーに含めることができる。ある物品が本カテゴリーに含めることができるか否かの決定、及び重要軍事装備品（本副章の § 120.7 参照）ではないとする防衛物品の指定は、防衛取引管理部の部長により行われるものとする。
- (b)** 本カテゴリーの(a)項で対象とされる防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）。

⁵³ (x)項が新たに追加され、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、カテゴリーXX で規制される防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの及び申請書と共に提出される購入書類に記載されるものに対する ITAR 認可が可能になる。

⁵⁴ 2013 年 4 月 16 日改正（2013 年 10 月 15 日施行）、Federal Register / Vol. 78, No. 73 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR22740.pdf>) 及び 2013 年 10 月 3 日修正（2013 年 10 月 15 日施行）Federal Register / Vol. 78, No.192 (<http://www.pmddtc.state.gov/FR/2013/78FR61750.pdf>)

添付資料 2

海外ヒアリング議事録

経済産業省 平成 25 年度安全保障貿易管理対策事業（安全保障貿易管理影響実態調査）
 欧州（スウェーデン及びドイツ）現地有識者及び実務者インタビュー調査（武器輸出政策）
 出張報告

2013 年 12 月 17 日
 (株) 三菱総合研究所

1 実施概要

- ・ 訪問先：スウェーデン、ドイツ（欧州武器輸出管理政策関連の有識者、実務者等）
- ・ 実施期間：2013 年 11 月 20 日（水）～27 日（水）

訪問先：

日程	訪問機関	対応者
2013 年 11 月 20 日(水)	スウェーデン国際関係研究所 (Swedish Institute of International Affairs: UI) @Stockholm	- Dr. Linus Hagstrom (Senior Research Fellow and leader for the East Asia Programme) - Dr. Bjorn Jerden (Member of the East Asia Program (Research Associate)) - Marie Söderberg (Professor, Director of the European Institute of Japanese Studies at the Stockholm School of Economics (HHS))
	ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute: SIPRI) @Stockholm	- Dr Sibylle Bauer (Director of SIPRI's Dual-use and Arms Trade Control Programme)
2013 年 11 月 21 日(木)	スウェーデン防衛安全保障輸出機関 (Försvarexportmyndigheten: FXM) @Stockholm	- Peter Göthe (Director, Head of Strategy Directorate)
	スウェーデン戦略製品査察庁 (Inspektionen för strategiska produkter: ISP) @Stockholm	- Jan-Erik Lövgren (Deputy Director-General)
2013 年 11 月 22 日(金)	スウェーデン防衛研究所 (Totalförsvarets forskningsinstitut: FOI) @Stockholm	- Martin Lundmark (Research Director)
2013 年 11 月 26 日(火)	連邦・経済輸出管理局 (Bundesamt für Wirtschaft und usfuhrkontrolle: BAFA) @Eschborn	- Willy Jeanrond (Licences for Conventional Arms) - Anika Leidinger (Export Control: Basic and Procedural Questions)
	フランクフルト平和研究所 (Hessische Stiftung Friedens- und Konfliktforschung: HSFK/PRIF) @Frankfurt am Main	- Dr Bernard Moltmann (Visiting Fellow)
2013 年 11 月 27 日(水)	ボン軍民転換国際センター (Bonn International Center for Conversion: BICC) @Bonn	- Marc von Boemcken (Senior Researcher and Project Leader) - Michael Ashkenazi (Senior Researcher) - Jan Grebe (Researcher and Project Leader)

2 結果概要

(1) 欧州の輸出政策について

【欧州全般】

- EU では武器輸出は国家の競争力の源泉と認識を持っており、各国武器輸出政策に不当に干渉するような姿勢ではない。一方で適正な輸出管理の実施を徹底しており、EU Common Position に対応して加盟各国は武器輸出の実績について毎年報告を行うこととなっている（各国現地語に加え、英語版も作成）。[SIPRI/Sibylle 博士]
- EU 加盟各国の武器輸出の政策体系や意思決定システムは、各国の個別事情や組織体系等により異なるものであり、特に正しい姿というものはない（例えば、同じ EU でもノルウェーは比較的強い規制方針を持っている。また、フィンランドは防衛省が武器輸出の意思決定機関である。）。[SIPRI/Sibylle 博士]

【スウェーデン】

- スウェーデン国民の約半分は武器輸出に反対している¹。近年の武器輸出スキャンダル（ミャンマーへの迂回輸出、防衛大臣によるサウジアラビアへの武器工場建設の裏取引（法的に規制されているものではないが、秘密裏に進められたため問題となった）等の事例等）を受け、議会でも規制強化の動きもある。それでも武器輸出政策を進める大方針にこれまで大きな変化がなかった背景には、防衛産業に頼っているという経済的な理由がある他、政党の国内防衛産業との強い繋がりがある。[HHS/Marie 教授]
- スウェーデン防衛安全保障輸出機関（FXM）の設立背景：スウェーデンの防衛関連企業が民営化される流れの中でも、防衛市場は政府が唯一の購買者であり、防衛技術は国家安全保障に直接関わるものであるという特殊な市場であることから、政府が関与・支援を行う目的で FXM が設立された。一方、調達機関である国防省が直接防衛産業を支援することは透明性の観点から望ましくなく、輸出促進を分業する形で FXM が設立されている。また、軍産複合体（The Military-Industrial Complex）として批判を受ける可能性もあるため、第三者的に客観的に防衛品の調達の透明性等を評価する立場も有している。[FXM/Peter 氏]
- FXM のミッションは、1) 余剰防衛品の輸出（その際の仲介等）、2) 他国との共同訓練等を含む協力の支援、3) 輸出（共同開発含む）の促進（政府と民間の橋渡しやそのメリットの分析等）が挙げられる。余剰防衛品は、発電機、ヘリコプター、戦闘機、潜水艦等を、タイ、シンガポール、ハンガリー、チェコ等に対して輸出しているが、これは共同訓練の実施とともにバルト海やマラッカ・シンガポール海峡等、スウェー

¹ 注：スウェーデン放送局 SVT の 2013 年 3 月の調査によると、一般的な武器輸出については、42%が賛成、39%が反対との回答。78%は独裁国に武器輸出をすべきでない、13%はしてもよいと回答。また、2009 年の Demoskop という世論調査会社の調査結果によると、92%は人権が侵害されている国に武器輸出をすべきでないと回答。

<http://www.svt.se/nyheter/sverige/svenska-folket-ingen-vapenexport-till-diktaturer>

デンとしても重要な地域の安全保障に繋がる意義がある。なお、こうした FXM の全ての活動は武器輸出に関連するものとして ISP の事前許可が必要。[FXM/Peter 氏]

- EU は重要な市場であるが衰退していく市場でもある。そのため、新たな市場として BRICS 諸国、中東、及びアジアをターゲットとしている。[FXM/Peter 氏]
- ISP の職員は 24 名。法律、技術、及び政治科学分野の専門家を有している。また、防衛省から人材も登用している。[ISP/Jan-Erik 氏]
- 輸出先として初めての国や機微な品目・国と ISP が判断した場合は、政府が指名した議会議員から構成される Export Control Council (ECC) の助言を受ける（メンバーは議会の構成比率により選定。防衛省、外務省、ISP も参加。年 10 回開催し、年間 25 程度の助言が出される。）。特に機微な案件と判断された場合は、最終的な決定を政府が行う場合もある（1996 年からこれまで 20 件の事例あり）。[ISP/Jan-Erik 氏]
- エンドユース証明には在外公館が協力する。現地査察を行う場合もあるがリソースには限界がある。輸出した武器のメンテナンス契約を締結している場合もあるため、その場合は結果として査察の効果がある[ISP/Jan-Erik 氏]。南アフリカに 1999 年に Gripen 戦闘機を輸出した際、現地企業によるメンテナンスが機能しなかったため、Saab 社がメンテナンス契約を結んだ事例がある[FOI/Lundmark 博士]。
- FA/LoI (Letter of Intent / Framework Agreement for six nations collaboration / Sexnationerssamarbetet – Sweden, France, Italy, Spain, UK, Germany) に基づくスウェーデンの協力事例は、ドイツとのミサイルシステム共同開発、英国との武器システム開発の 2 件のみである（詳細は不明）。[ISP/Jan-Erik 氏]

【ドイツ】

- 最近の動向として、UN Firearms Protocol に対応した EU No.258/2012 Regulation on Firearms に基づき、小型武器のトレーシング（マーキング）を徹底する法律が 2013 年 9 月に制定された。[BAFA]
- BAFA では“plausibility check”として、エンドユーザ及びエンドユースに基づき輸出許可の評価を行う。許可部門が受付した後、技術部門の評価を受け、最終的な許可はホワイト国の場合は BAFA、その他第 3 国の場合は政治的判断が必要なため経済産業技術省 (BMW) 及び外務省の判断となる（全体の 10%程度）。防衛省の判断が必要な場合は稀であるが、装甲車両等、特に関連がある事例については関与する場合がある。

[BAFA]

- なお、そこでも判断できない場合は首相が座長を務める安全保障委員会での判断となるが、これは冷戦時代に設けられたものであり非公開となっている²。[BICC]
- 開発途上国に武器輸出を行う場合は経済開発協力省 (BMZ) に助言を求められるため、

² 注：正確には、ドイツ憲法（基本法）の第 26 条 2 項（武器の製造、輸送、販売は政府の許可なく実施できない）に基づき、1955 年にはじめて連邦安全保障委員会の前身となる委員会が当時の内閣によって作られ、その後、冷戦期に対共産圏の輸出管理を主な目的として現在の形となった。

BMZ は BICC に発注して各国のデータベース（軍拡状況等）を作成している。[BICC]

- BAFA の職員は、技術部門が 100 名、許可部門が 100 名（合計 200 名）の体制となっている。[BAFA]
- FA/LoI を適用した共同開発の事例は、これまで 2 件（スウェーデン及びフランス）のみである。[BAFA]

(2) 日本の武器輸出三原則等について

【武器輸出三原則等にあり方に関するご意見全般】

- 経済的原則に従えば、輸出は不可避なものである。日本の場合はシステムの輸出から始めるのではなく、まずは部品レベルで競争力が高い技術の提供から開始して他国から必要とされる地位を築き、徐々に拡大していくという戦略が取り得るのではないかと³。
[HHS/Marie 教授]
- 一方、野田政権時 2011 年 12 月の年の官房長官談話により十分に武器輸出三原則等は緩和されていると認識しており、これ以上の緩和政策に利点があるかどうかについては疑問がある。[HHS/Marie 教授]
- 武器輸出政策を検討する際には、1) どの武器を特別にリスト化して取り扱うのかを特定しサンプルとして審査過程を決める、2) 外交政策なのか貿易課題なのか判断する、3) 企業にとって本当に重要な輸出なのか時間軸を持って理解する、4) 政治腐敗や賄賂等の問題発生リスクを考慮する、ことが求められる。[PRIF]

【外交安全保障上考慮すべき事項】

- 日本は憲法第 9 条に基づく平和国家としてのソフトパワーを有していると国際的には認識されており、例えば中国との係争においても日本を支持する一つの根拠となっている。そのようなソフトパワーを損なわないよう、むしろ育てるような政策となるよう留意する必要がある。[UI/Linus 博士]
- 中国等の隣国は日本のどのような積極的な安全保障政策についても反発を示すであろうことから、更なる武器輸出三原則等緩和による固有の反発や影響といったものはないといえる。[UI/Linus 博士]
- 小型武器のエンドユースコントロールは完璧には実現できない。BICC が過去に実施した調査では、10%程度は輸出後も外部に流出しており、コロンビアを対象とした調査では、紛争で用いられている弾薬の 20-25%が国の在庫の弾薬（欧州からの輸出分を含む）であることが明らかとなっている。[BICC]
- EU の事例からも分かる通り、実際に武器輸出の原則（8 原則）を適用することは困難

³ 同意見に対し、「現在日本企業が iPhone 部品供給に終始しているように、防衛品でも部品供給国に留まる可能性の方が大きい。日本はシステム統合力を高める必要があるが、これは自ら完成品を開発生産しない限り不可能。欧州の関心と期待が日本からのハイテク部品供給のみにある事を露呈している。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご意見あり。

であり、日本も同様に多くの例外や失敗事例が発生すると想定される。[BICC]

- ・ 武器輸出により防衛力が向上し、地域の安定性向上に寄与し、また、ドイツとしても人員を送ることなく安全を確保した状態で地域安全保障に貢献できるという考え方がある。ドイツではその考え方に基づきインドネシアに戦車を輸出している。[PRIF]

【防衛産業に与える影響】

- ・ 仮に武器輸出産業が成長した場合、日本にこれまで存在しなかった大規模の軍産複合体（The Military-Industrial Complex）が形成され、それが米国との緊張といった負の影響をもたらす可能性も否定できない。更にその場合は、米国から独立すべきという国内の論調が再び盛り上がる可能性もある（例えば、石原慎太郎等による「No といえる日本」における、ロシアと関係強化すべき、といった主張等）⁴。[UI/Bjorn 氏]
- ・ 日本の武器は高価であり開発に時間がかかる印象があり⁵、競争力を確保するには販売先にとってのメリットをいかに示すかというオファーの方法が重要となる。また、販売する武器の有用性や信頼性を自国で実証していること、実戦で使われていること、米国に購入され使われていること等がアピールポイントになる。[FOI/Lundmark 博士]
- ・ 共同開発となった場合は日本としていかにその後の流出等の管理をするかを考える必要がある。ドイツでは、例えばユーロファイターの開発では部品提供で 20%のみを担当しており、組み立ては英国で行われその後の管理が不可能となっている。ドイツから韓国に潜水艦を輸出した後、契約上の問題もあったと考えられるが技術が流出し、同じ設計の潜水艦が韓国からインドネシアに輸出された事例もある。[PRIF/Moltmann 博士, BICC]
- ・ 一度武器輸出を開始すると、輸出を継続・拡大するよう産業界から政府がプレッシャーを受け続けることとなると予想される。米国等の大きな市場への参入は事実上不可能であるため、アジアや中東への輸出⁶が不可避となり、輸出管理をいかに担保するかが大きな課題となる。また、ジョイントベンチャーや工場建設等への対応も出てくる可能性があり、そうなる事実上輸出管理は不可能になってしまう。[BICC]

【国民との合意形成方法】

- ・ 報告：EU の様に武器輸出実績の報告（年次報告）を国民等に対して行うことが重要である。[SIPRI/Sibylle 博士]

⁴ 同意見に対し、「“日米安保瓶のふた論”を欧米や中韓を始め殆ど全ての欧米諸国が支持していることを率直に表明している。これが果たして日本の長期的国益に繋がるのかは長期的政治課題である。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご意見あり。

⁵ 同意見に対し、「米国からの装備直輸入の方が安いとは限らない。特にシステムのメンテナンスや部品供給確保など長期的観点からは、輸入の方が安いという議論は必ずしも当たらない。F35 などはどうか？」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご指摘あり。

⁶ 「アジアと中東は第三次世界大戦も誘引しかねない世界の火薬庫。ブーメラン効果で被害に遭うので、日本はこれら地域への武器輸出を控えるべき。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご意見もあり。

- ・ 議会の関与：ドイツでは国民の約 70%が武器輸出に反対しているというデータもある⁷。ドイツでは特に議会による管理システムがないことが問題となっており、いかに議会のチェックを働かせ、透明性を確保するかが重要である。また、透明性という観点からは、防衛関連企業が開示できない問題があり、実効性には課題が多い。[BICC]

【輸出管理当局の対応】

- ・ 情報交換：EU 加盟国内では輸出拒否事例の共有等、情報共有の仕組みが構築されている。日本では EU とは異なりどの国とどのように情報共有すべきか等を検討する必要があるが、EU 諸国等との何等かの情報共有の仕組みは意思決定事例の蓄積等で役立つだろう。[SIPRI/Sibylle 博士]
- ・ 人材確保：武器輸出管理はどれだけの職員を確保できるかがその実施程度に影響する。特に、ドイツ BAFA の様に 200 人規模で技術職員まで内部に抱えることができればよい⁸。[SIPRI/Sibylle 博士]
- ・ 執行：税関職員の能力開発や METI 武器輸出管理当局とのコミュニケーションの確保も必要である。武器輸出の対応経験がない税関職員の確認・判断基準等の浸透が特に重要となる。輸出許可の不正利用等を防ぐためのクロスチェックの仕組みを導入することも重要となる⁹。こうした仕組みは輸出政策変更の前に十分な想定に基づき最初から導入しないと、現場に混乱をもたらす恐れがある。[SIPRI/Sibylle 博士]
- ・ 人権対応：原則的アプローチと機能的アプローチの両方を取り得る。日本としての対応方針は固める必要がある。[SIPRI/Sibylle 博士]
- ・ エンドユース管理の実施程度は輸出管理当局の人材リソースの状況に左右されるものである。エンドユース違反の場合の罰則を設けることで予防するという考えもある。厳しすぎるエンドユース管理を強いても実効性を担保出来ないという可能性もある（英国で前例あり）また、武器製造工場の海外建設は管理が不可能となるため原則として行うべきではない¹⁰。なお、武器輸出管理のベストプラクティスは EU User's Guide to Common Positions に整理されており、参考とすると良い。[SIPRI/Sibylle 博士]

⁷ 注：ドイツ連邦議会の左翼党（DIE LINKE）のグループが 2011 年に実施した世論調査によると、ドイツ国民の約 78%が「いかなる武器輸出にも反対」との回答。なお、約 13%が「紛争地域への武器輸出には反対」、7%が「武器輸出に賛成」と回答との結果であった。

http://www.waffenexporte.org/wp-content/uploads/2011/06/Zusammenfassung-UmfrageWaffenexporteHomepage_End.pdf

⁸ 同示唆について、「これほど多くの職員を配置するに見合う程の武器輸出をする意味はあるのか。ドイツは主要武器輸出国の一つ。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご指摘あり。

⁹ 同意見について、「既に軍事的に非常に重要な日本の汎用技術や部品は久しく世界に流布している。この問題を等閑にして武器輸出規制云々はあまり意味が無いのでは？」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご指摘あり。

¹⁰ 同意見について、「武器製造は勿論、武器製造に使われる部品の海外製造も規制すべき。例えばアフリカの内戦地域では、トヨタのランクル等日本の汎用品を軍事転用しているが、その大きな理由は当該地域に部品製造工場があり、恒常的に兵器として使用できる為。」（東京工業大学 池上雅子教授）とのご示唆あり。

以上

添付資料 3

アンケート設問票、速報値データ

注：速報値データは、電子ファイルのみ

日常生活と安全保障に関するアンケート

下記アンケートにご協力をお願いいたします。

当アンケートの回答者の皆様へお願い

マクロミルモニタの皆様にはモニタ規約にて「調査についての守秘義務」の徹底をお願いしています。

当アンケートの内容および当アンケートで知り得た情報については、決して第三者に口外しないよう(掲示板やホームページへの書き込みを含む)、ご協力をお願いします。

Q1 あなたのご自宅では新聞を**定期購読**をしていますか。以下の中からあてはまるものをすべてお選びください。
※インターネットによる新聞(例:日本経済新聞 電子版)は除いてください。

【必須入力】

- 1. 読売新聞
- 2. 朝日新聞
- 3. 毎日新聞
- 4. 日本経済新聞
- 5. 産経新聞
- 6. 地方新聞
- 7. スポーツ新聞
- 8. 上記以外の新聞

- 9. 自宅で新聞を定期購読していない



ここで改ページ

Q2 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、地方新聞を自宅で定期購読されている方におうかがいします。
あなたが普段新聞を読む際に、以下の欄はどれくらい読んでいますか。

以下のなかから最も近いと思うものをお選びください。

※複数の新聞を自宅で定期購読されている方は、全体の傾向をお答えください。

【その他以外すべて必須】

		1 記事の内容をじっくり読んでいる	2 記事の内容を流し読みしている	3 見出しのみ読む程度	4 まったく読むことがない
1. 経済面	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 政治面	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 社会面	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 社説	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5. 国際面	→	○	○	○	○
6. 地域面	→	○	○	○	○
7. くらし面	→	○	○	○	○
8. 金融面 (証券・株式などを含む)	→	○	○	○	○
9. 芸能面	→	○	○	○	○
10. スポーツ面	→	○	○	○	○
11. テレビ欄・ラジオ欄	→	○	○	○	○
12. 連載小説	→	○	○	○	○
13. 天気・気象情報	→	○	○	○	○
14. その他	→	○	○	○	○



ここで改ページ

Q3

前の質問で、「自宅で新聞を定期購読していない」とお答えいただいた方におうかがいします。

あなたのご自宅で新聞を定期購読していない理由は何ですか。
以下のなかからあてはまるものをお選びください。(いくつでも)

【必須入力】

- 1. テレビから情報が得られるため
- 2. ラジオから情報が得られるため
- 3. インターネットから情報が得られるため
- 4. 新聞に記載されるような情報に興味がないため
- 5. 気になる情報のみを読みたいため
- 6. 気になった時だけ新聞を購読したいため
- 7. 新聞を読む時間がないため
- 8. 新聞では情報のスピードが遅いため
- 9. 記事の内容が難しいため
- 10. 字を読むのが苦手のため
- 11. 古新聞の片付けが面倒なため
- 12. 定期購読料が高いため
- 13. その他
- 14. わからない



ここで改ページ

Q4

以下の雑誌のなかに、あなたが購読(定期的に購読だけでなく、時々購入する場合を含む)するものはありますか。
あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. **総合月刊誌**
(文藝春秋、月刊WEDGE、正論、新潮45、中央公論、Voiceなど)
- 2. **総合週刊誌(男性向け)**
(AERA、ニュースウィーク日本版、SPA!、週刊新潮、サンデー毎日、FRIDAYなど)
- 3. **ファッション誌(男性向け)**
(MEN'S NON・NO、Gainer、POPEYE、LEONなど)
- 4. **漫画雑誌(男性向け)**
(週刊少年ジャンプ、ビッグコミックスピリッツ、モーニング、週刊漫画ゴラクなど)
- 5. **総合週刊誌(女性向け)**
(女性自身、週刊女性、女性セブンなど)

- 6. **ファッション誌(女性向け)**
(SEVENTEEN、CanCam、non・no、婦人画報など)
- 7. **漫画雑誌(女性向け)**
(りぼん、花とゆめ、LaLa、Cookieなど)
- 8. **文芸雑誌**
(文藝、群像、すばる、オール讀物、文學界など)
- 9. **トレンド・ライフスタイル情報誌**
(日経TRENDY、DIME、Hanako、an・anなど)
- 10. **経済誌(ビジネス誌)**
(週刊ダイヤモンド、週刊東洋経済、日経ビジネス、COURRIER Japonなど)
- 11. **科学誌・サイエンス誌**
(日経サイエンス、Newton、天文ガイド、ナショナルジオグラフィック日本版など)
- 12. **エリア情報誌**
(東京カレンダー、関西ウォーカー、散歩の達人など)
- 13. **パソコン雑誌**
(週刊アスキー、日経パソコン、日経PC21、Web Designingなど)
- 14. **テレビ・音楽・ゲーム・映画・エンターテインメント**
(日経エンタテインメント!、週刊ファミ通、ザテレビジョン、キネマ旬報など)
- 15. **自動車・バイク**
(ベストカー、CARTップ、カーセンサー、月刊自家用車など)
- 16. **スポーツ雑誌**
(週刊ベースボール、WORLD SOCCER DIGEST、Number、週刊パーゴルフなど)
- 17. その他の雑誌
- 18. 雑誌は購読しない



Q5

テレビについてお伺いします。

以下のニュースや情報・ワイドショー番組のなかに、あなたが視聴するものはありますか。

あてはまるものをいくつかでもお選びください。

【必須入力】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. NHKのニュース | <input type="checkbox"/> 23. 朝ズバツ! |
| <input type="checkbox"/> 2. news every. | <input type="checkbox"/> 24. サタデーずばッと |
| <input type="checkbox"/> 3. NEWS ZERO | <input type="checkbox"/> 25. ひるおび! |
| <input type="checkbox"/> 4. 日テレ NEWS24 | <input type="checkbox"/> 26. 情報7days ニュースキャスター |
| <input type="checkbox"/> 5. Oha!4 NEWS LIVE | <input type="checkbox"/> 27. 時事放談 |
| <input type="checkbox"/> 6. ZIP! | <input type="checkbox"/> 28. サンデーモーニング |
| <input type="checkbox"/> 7. スッキリ!! | <input type="checkbox"/> 29. サンデージャポン |
| <input type="checkbox"/> 8. PON! | <input type="checkbox"/> 30. スーパーニュース |
| <input type="checkbox"/> 9. ヒルナンデス! | <input type="checkbox"/> 31. ニュースJAPAN |
| <input type="checkbox"/> 10. 情報ライブ ミヤネ屋 | <input type="checkbox"/> 32. めざにゆ〜 |
| <input type="checkbox"/> 11. シューイチ | <input type="checkbox"/> 33. めざましテレビ/めざましどようび |
| <input type="checkbox"/> 12. 真相報道 バンキシャ! | <input type="checkbox"/> 34. とくダネ! |
| <input type="checkbox"/> 13. スーパーJチャンネル | <input type="checkbox"/> 35. ノンストップ! |
| <input type="checkbox"/> 14. 報道ステーション | <input type="checkbox"/> 36. 新報道2001 |
| <input type="checkbox"/> 15. 報道ステーション SUNDAY | <input type="checkbox"/> 37. Mr. サンデー |
| <input type="checkbox"/> 16. やじうまテレビ! | <input type="checkbox"/> 38. ワールドビジネスサテライト |
| <input type="checkbox"/> 17. モーニングバード! | <input type="checkbox"/> 39. 田勢康弘の週刊ニュース新書 |

- 18. ワイド！スクランブル
- 19. サンデースクランブル
- 20. Nスタ
- 21. NEWS23 X
- 22. TBSニュースバード

40. その他

41. ニュース番組や情報・ワイドショー番組は視聴しない



Q6 あなたは普段、以下のことにどれくらいの時間をかけていますか。
平日・休日について、それぞれ最もあてはまるものをお選びください。
【必須入力】

	1	2	3	4	5	6	7	8
	まったくしない	10分未満	10分／30分未満	30分／1時間未満	1時間／2時間未満	2時間／3時間未満	3時間／5時間未満	5時間以上

【平日】

1. 自宅で定期購読している新聞を読む時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. テレビを視聴する時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. インターネット検索 (Google, Yahoo!など) を使って情報を得る時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【休日】

4. 自宅で定期購読している新聞を読む時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. テレビを視聴する時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. インターネット検索 (Google, Yahoo!など) を使って情報を得る時間	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



- ランダムイズあり: ランダムイズ
ランダムイズ対象選択肢:1-15

Q7 以下の中にあなたが関心を持っているものを、関心のある順番に5つまでお選びください。
【全て必須】

1. 日本の政治
2. 日本の経済成長
3. 日本の景気動向
4. 日本の雇用環境
5. 日本の安全保障
6. 日本のエネルギー
7. 日本の教育問題
8. 日本の年金制度
9. 日本の医療制度
10. 地球温暖化
11. 世界の紛争
12. 自分の住む地域の活性化
13. 商店街の活性化
14. 中小企業対策
15. 子育て環境
16. 上記の中に関心のあるものはない

(半角数字のみ、上記より番号を記入)

1番目:	<input type="text"/>
2番目:	<input type="text"/>

3番目:	<input type="text"/>
4番目:	<input type="text"/>
5番目:	<input type="text"/>



ここで改ページ

- 表側ランダムイズあり: ランダムイズ
表側ランダムイズ対象選択肢:1-23



あなたは以下の言葉をご存知ですか。それぞれについて、最もあてはまるものをお選びください。
【必須入力】

		1 聞いたことがあり、 内容もおおむね説明できる	2 聞いたことがあり、 内容も少しなら説明できる	3 聞いたことがあるが、 よく知らない	4 聞いたことはない
1. 日米安全保障条約	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. オスプレイ	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 非核三原則	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 弾道ミサイル防衛	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 武器輸出三原則	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 沖縄米軍基地	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 竹島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 尖閣諸島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 北方領土	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 北朝鮮拉致問題	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. パレスチナ問題	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		1 聞いたことがあり、 内容もおおむね説明できる	2 聞いたことがあり、 内容も少しなら説明できる	3 聞いたことがあるが、 よく知らない	4 聞いたことはない
12. 南沙諸島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. ダルフール紛争	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14. 中国初の空母「遼寧」	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>


15. 冷戦	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. ベルリンの壁	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17. 原子力空母エンタープライズ	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18. フォークランド戦争	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
19. キューバ危機	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
20. 元寇	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
21. ミグ25事件	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
22. PAC-3	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
23. 防空識別圏	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

 **ここで改ページ**

- 表側ランダマイズあり: ランダマイズ
表側ランダマイズ対象選択肢:1-16

Q9 以下の言葉について、あなたはどれくらい関心がありますか。
それぞれについて、あなたのお気持ちに最も近いものをお選びください。
【必須入力】

		1	2	3	4	5
		大いに 関心がある	まあまあ 関心がある	どちらとも いえない	あまり 関心がない	全く 関心がない
1. 日米安全保障条約	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. オスプレイ	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 非核三原則	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 弾道ミサイル防衛	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 武器輸出三原則	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 沖縄米軍基地	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 竹島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 尖閣諸島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 北方領土	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 北朝鮮拉致問題	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. パレスチナ問題	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12. 南沙諸島	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. ダルフール紛争	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14. 中国初の空母「遼寧」	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15. PAC-3	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. 防空識別圏	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

 **ここで改ページ**

- 表側ランダマイズあり: ランダマイズ
表側ランダマイズ対象選択肢:1-23

Q10 以下に挙げた国では、武器（戦闘機、戦車、潜水艦等）を外国に輸出していると思いますか。
それとも輸出していないと思いますか。
それぞれについて、あてはまるものをお選びください。
※わからない場合でも、あなたの印象・イメージとしてあてはまるものをお選びください。
【必須入力】

1	2
輸出していると思う	輸出していないと思う

最近、日本政府において、武器輸出三原則の見直しを検討しているという報道があります。
この動きに関連してお尋ねします。

Q13 以下の国の中で、あなたが日本が武器を輸出しても良いと思う国はありますか。
あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 1. アメリカ | <input type="checkbox"/> 14. 韓国 |
| <input type="checkbox"/> 2. カナダ | <input type="checkbox"/> 15. 台湾 |
| <input type="checkbox"/> 3. イギリス | <input type="checkbox"/> 16. インド |
| <input type="checkbox"/> 4. カタール | <input type="checkbox"/> 17. パキスタン |
| <input type="checkbox"/> 5. イスラエル | <input type="checkbox"/> 18. エジプト |
| <input type="checkbox"/> 6. トルコ | <input type="checkbox"/> 19. UAE(アラブ首長国連邦) |
| <input type="checkbox"/> 7. フランス | <input type="checkbox"/> 20. 中国 |
| <input type="checkbox"/> 8. オーストラリア | <input type="checkbox"/> 21. ノルウェー |
| <input type="checkbox"/> 9. シリア | <input type="checkbox"/> 22. イタリア |
| <input type="checkbox"/> 10. タイ | <input type="checkbox"/> 23. ドイツ |
| <input type="checkbox"/> 11. ブラジル | |
| <input type="checkbox"/> 12. インドネシア | <input type="checkbox"/> 24. あてはまるものはない |
| <input type="checkbox"/> 13. ロシア | |



ここで改ページ

- ランダムイズあり: ランダムイズ
ランダムイズ対象選択肢:1-10

Q14 あなたは日本が武器を輸出することによって、どのようなメリットがあると思いますか。
以下に挙げたものの中であてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 国際平和協力
- 2. 国際テロの抑止
- 3. 海賊問題解決
- 4. 平和貢献
- 5. 日米同盟強化
- 6. 諸外国との関係強化
- 7. 安全保障の強化
- 8. 防衛協力の強化
- 9. 防衛産業の技術向上
- 10. 我が国の技術発展
- 11. あてはまるものはない



ここで改ページ

- ランダムイズあり: ランダムイズ
ランダムイズ対象選択肢:1-18

Q15 以下に挙げたものの中で、あなたにとって武器と『思わないもの』はありますか。
あてはまるものをすべてお選びください。

【必須入力】

- 1. 戦車
- 2. 戦闘機
- 3. 輸送機

- 4. 輸送艦
- 5. 軍用トラック
- 6. 救難艇
- 7. ミサイル
- 8. 防弾チョッキ
- 9. ヘルメット
- 10. ライフル銃
- 11. 無人飛行機
- 12. 潜水艦
- 13. 衛星
- 14. 巡視艇
- 15. 拳銃
- 16. ロケット
- 17. 無線機
- 18. レーダー

- 19. あてはまるものはない

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送 信

© MACROMILL, INC.

添付資料 4

参考図書

METI 平成25年度安全保障貿易管理対策事業(安全保障貿易管理影響実態調査)

参考図書

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
1	進化する地政学—陸、海、空そして宇宙へ(戦略と地政学)	Colin S. Gray, Geoffrey Sloan	五月書房	2009.07	イギリス地政学者の権威であるコリン・グレイとジェフリー・スローンによって編纂された、「戦略」の面を持つ地政学の研究論文集(本書は、原著を2分冊にして翻訳した前半部)。古典地政学から、宇宙空間やサイバー空間を対象とした地政戦略など新たな地政学的課題について論じられている。
2	胎動する地政学—英、米、独そしてロシアへ(戦略と地政学)	Colin S. Gray, Geoffrey Sloan	五月書房	2010.06	イギリス地政学者の権威であるコリン・グレイとジェフリー・スローンによって編纂された、「戦略」の面を持つ地政学の研究論文集(本書は、原著を2分冊にして翻訳した後半部)。地理と戦略の密接な関係、その他ロシアやドイツにおける戦略としての地政学について論じられている。
3	国際政治の理論(ポリティカル・サイエンス・クラシックス 3)	ケネス・ウォルツ	勁草書房	2010.4	国際政治学にパラダイムシフトをもたらした古典的名著。国家間の関係を考えるうえで、国際システムの構造をみきわめることが不可欠であるとし、国際政治学を科学的に考察。国際政治の特徴を中央政府の不在(アナーキー)であると説く。本書では、国家は自国よりも他国にとってより有利になるかもしれない利益の分配に懸念を抱き、互いの協力的活動や物品・サービスの交換により他国への依存を恐れており、この国際政治の構造が国家間協力を制約していると説明している。一方、重要な国際問題は一国だけでは解決できず、多くの国家の協働の下でのみ解決できるが、誰がその手段を提供し、コストの主要部分を支払うのかといった点が課題であり、現在の国際環境に合わせてこれらの現実的課題を検討していく必要があると考えられる。
4	人間・国家・戦争: 国際政治の3つのイメージ	ケネス・ウォルツ	勁草書房	2013.5	戦争原因を3つのイメージ「人間、国家、国家システム」に体系化し、多数の文献を引用し考察した国際政治学の古典的著作。国家システムの構造に戦争原因をみる第三イメージで検討されている。国際貿易(関税)において、利潤の追求は、国内的には望ましい結果をもたらすような方法で規制できるが、活動が国内のように規制されていない国際関係においては明らかに望ましくない結果を生むという点は、我が国の武技輸出政策にとって重要な示唆となると考えられる。

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
5	THE END OF A 'NATIONAL' DEFENCE INDUSTRY?: Impacts of globalization on the Swedish defence industry	Masako Ikegami	Scandinavian Journal of History - 38(4):pp. 436-457	2013.8.14	冷戦後のグローバリゼーションに伴い、「国家」の防衛産業が消滅しつつあり、代わって欧州レベル・グローバルなレベルでの防衛産業が構築されつつあることをスウェーデンの事例に基づき分析。 国単位での研究開発を含む防衛予算が逡減している現状を踏まえ、防衛装備品分野の研究開発の国際化が防衛力の維持・強化において不可避の選択肢となりつつある一方、国内企業の海外企業による買収、武器装備品の生産が輸出先のニーズに左右されること、またそれらが政治的に不安定な国等に流出・利用される等により自国の安全保障を脅かすリスクがあること等、国際化の流れに乗ることだけではなく自国や地域の安全保障をいかに守るかという視点を有することが必要という示唆は我が国の武器輸出管理政策の検討においても重要と考えられる。
6	欧州の防衛装備市場	大島紘二((財)DRC研究委員)	DRC年報(AR-16)p.129-137	2012.12.20	欧州の防衛装備市場統一化の動きに関する論文であり、主に欧州防衛庁(EDA)等の欧州レベルの防衛関連組織・機構やそれらの計画・戦略等の概要を整理。 防衛装備品市場の競争激化を背景として、欧州連合として防衛産業の強化等に取り組んでいる事実が理解できるが、各取組や戦略の成果や関係性、今後の見通し、あるいは各国個別の武器輸出政策に及ぼしてきた(及ぼしうる)影響等については十分に示されておらず、個別に確認・分析評価が必要と考えられる。
7	兵器の拡散防止と輸出管理 -制度と実践-	浅田正彦 編	有信堂	2004.7.15	RIPSにおいて2001年度に行われた研究会での研究成果を発展させた、輸出管理の内容と実態に関する概説書。兵器拡散防止策としての輸出管理の役割と効果・課題を検討した上で、国際的な輸出管理レジームの制度内容及び成立レベルを対象兵器の分野別に概観し、それをふまえた各国実践について検討がなされている。 輸出管理が果たす役割についてその特性をふまえてよく分析がなされており、今後新たなレジームを作る場合にも十分に参考となると考えられる。 ただし、出版年が古く最新動向は反映されておらず、情報技術分野の技術革新や非国家的な集団の果たす役割の増大等の近年の問題に伴う、従来の輸出管理体制が直面する課題、近年採択された国際規範等についての検討は別途必要となると考えられる。
8	IMPLEMENTING AN ARMS TRADE TREATY: MAPPING ASSISTANCE TO STRENGTHEN ARMS TRANSFER CONTROLS	Paul Holtom and Mark Bromley	SIPRI Insights on Peace and Security No.2012/2	2012.7	ATT履行のための国際的援助の現況と課題について論ずる。現在の主な援助国はアメリカとEUであり、国連も技術面での支援等を行っている。援助には、輸送管理についての法規制や国家能力の増強、省庁間の協力や産業分野への援助が含まれる。効果的な援助を行うためには、プログラム実施のための地域貢献やトレーナー研修等を含む持続可能な援助形態・各国の個別事情に対応したシステムの設置・南南協力の必要性の認識・各種援助の経験と最良慣行の共有・国際的援助を可能とするメカニズムの確立等、既存の援助プログラムから得た教訓を反映させることが必要であると主張する。

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
9	Arms trade control capacity building: lessons from Dual-use trade controls	Sibylle Bauer	SIPRI Insights on Peace and Security No.2013/2	2013.3	<p>条約上の武器貿易管理とデュアル・ユースの品目管理は部分的に一致することから、武器管理の国家能力を増強するにあたって、デュアル・ユースの品目管理で得た教訓を活用することが必要であると述べる。</p> <p>協力プログラムの確立と実施、ならびに個別の活動計画と実施について、全部対応型ではなく現地の状況に即したプログラムにすること・持続可能性がある計画にすること・援助国と被援助国が対等な関係であること・目的に合致するような手段を用いて計画を立てること・適切な時期に行うこと、等の原則が導き出されている。</p> <p>一般化されすぎている部分もあるが、当該分野における国際協力の基礎となる理論として活用が可能であると考えられる。</p>
10	誰も語らなかつた防衛産業	桜林 美佐	並木書房	2012.9	<p>防衛産業についての国民の理解促進を目的とした、生産現場・運用現場のインタビューに基づくレポート。防衛費の削減によって防衛産業にも価格競争の原理が働いている現状を見出し、技術力のある民間企業の経営が難しくなっている事例を紹介しながら、そうした状況が国防に与える影響に懸念を示す。</p> <p>また、「武器輸出三原則の見直しが行なわれた場合には海外製品との競争に勝ち抜くのが難しい」という、輸出の緩和についての防衛関連企業の危惧を指摘する。その理由として、すでに繰り広げられている価格競争にもともと単価の高い日本製品が参入することは困難であること、実戦での検証ができない日本の兵器が世界の軍隊のニーズに合致するとは限らないこと、諸国に比べて産業としての規模が小さいこと、を挙げる。</p> <p>一方で、現行の武器輸出三原則では欧米諸国との共同開発ができないという大きな課題があり、このままでは技術格差が広がり日本の国防にも大きな影響を与えることを指摘する。国民の当事者意識を喚起することが最重要課題であると述べる。</p> <p>以上を述べたうえで、国民の当事者意識を喚起することが最重要課題であると訴える。</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
11	武器輸出だけでは防衛産業は守れない	桜林 美佐	並木書房	2013.7	<p>防衛産業の実情を国民に伝える、著者の第2作目。 防衛産業にとってもっとも望ましい状況は国が安定して製品の購入を進めることであり、製品が国産であることが国防の要となるという一貫した立場のもと、日本の防衛産業を巡る最新の現況を概観し、現行の防衛装備品の競争入札制度の問題点を指摘する。防衛装備品はコスト以上に要求性能を満たすことが重要であるが、現行の調達制度では、研究開発に熱心な企業が価格競争に敗れ、日本の防衛技術力の弱体化につながるとの主張がなされている。 その上で、日本の防衛技術・生産基盤を守るための提言を、主に以下のように行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛装備品製造の特殊性を啓蒙する ・武器輸出三原則をあるべき姿(外国にニーズのある部品や輸送機等汎用性の高いものの輸出、および欧米諸国との共同開発を可能にする方針)にする ・民間転用可能なものは推進する ・国産化方針を「原則」とする ・各種規制緩和を検討する ・競争入札制度を見直す
12	GLOBALIZATION AND ITS IMPLICATIONS FOR THE DEFENSE INDUSTRIAL BASE	Terrence R. Guay	Strategic Studies Institute	2007.2	<p>グローバル化がアメリカの防衛産業基盤に与える影響を分析し、アメリカ政府・軍・企業はいかにして防衛産業基盤を守るかについて10の提言を行う(下記参照)。国防と防衛産業の国際競争力とのバランスを取ることが肝要であり、グローバル化に伴う技術移転・人材移動に肯定的であり、これらの規制を過度にすべきでないとの立場に立つ。各種データはやや古いものの、アメリカ並びに各国の防衛産業の状況が予算・企業収入・貿易取引額等から概観できる。 [提言]①国防総省による主要企業の国際的な生産・研究開発の状況把握、②外国企業による米企業の買収が国防に与えるリスクの査定プロセスの明瞭化、③海外企業による米国内における投資が持つ役割についての理解促進、④米国内に本拠を置いて活動する海外企業への優遇措置、⑤技術移転制限の見直し、⑥防衛産業企業の非軍事部門への活動拡大、⑦理系教育の見直し、⑧科学調査分野における経済競争力と国防のバランス、⑨海外の優秀な人材の獲得に向けての規制緩和、⑩国際組織との協力</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
13	輸出管理: 制度と実践	浅田正彦 編	有信堂	2012.11.15	<p>著者の前作である「兵器の拡散防止と輸出管理-制度と実践-」の改訂版となる、輸出管理の内容と実態に関する概説書。主に、以下のような最近の動向が盛り込まれて改訂がなされている。なお、各国実践については日本・アメリカ・EU・中国が検討対象として取り上げられている。</p> <p>[改訂点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NSG(原子力供給国グループ)のガイドライン改訂:パート1第6項と第7項について改訂。第6項は機微な輸出に関する特別な管理についてであり、核兵器又はその他の核爆発装置に使用することが可能な機微な施設、設備、技術及び物質の移転に関し、受領国としての基準の提示がなされ、また各国間の協議がなされるべきであることが定められた。第7項は、濃縮に係る施設、設備及び技術の輸出に関する特別な取決めについてであり、ウランの濃縮技術移転についての各国間の取決めについての基準を示す。 ・WMD拡散防止措置としての安保理決議:決議1540(輸出管理体制の整備)・決議1718&1737(北朝鮮及びイランに対する経済制裁決議)の紹介 ・PSI(拡散に対する安全保障構想)の発足:PSIは、輸出管理の網をすり抜けた拡散活動が行われようとしている場合に、各国の政府部内での連携をし、他国との連携を通してそれを止めるという概念を導入した。各国政府の活動としては、必要に応じて軍の関与も含めた対応が想定されており、実際に、軍も含めた各国政府の各部門が連携した訓練も多く行われている。また、PSIの取り組みを実効的に進めるための法的枠組みとして、旗国の同意を前提とする、WMD関連物資の輸送を犯罪とする海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)の改定議定書が2005年にIMOで合意されている。発効には至っていないが、PSIを補完するための法的枠組みの整備が進んでいるということが指摘できる。 ・大学における輸出管理:経済産業省による「安全保障貿易に係る機微技術ガイドンス(大学・研究機関用)」(経済産業省)の策定や(2008年)、輸出者等管理遵守基準を定める省令(2009年)など、大学の輸出管理体制の整備は近年目覚ましく進みつつある。なお、大学での輸出管理体制構築において留意すべき課題として、管理対象が非常に広範囲であること、個々の大学研究者の輸出管理に対するリテラシー向上、留学生が居住者としての身分を獲得した際に外為法上での法的規制の対象者でなくなることに関連する問題、などが指摘される。

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
14	軍拡と武器移転の世界史 -兵器はなぜ容易に広まったのか	横井勝彦・小野塚 知仁 編著	日本経済評論社	2012.3.1	<p>本書は、武器移転と軍拡の促進要因とは、1)受け手側の秩序の混乱状況の中で生ずる武力の需要に、送り手側が軍事的・政治的・経済的な機会を見出すという組合せの成立、2)新技術の実用化と軍事上の革新との結び付き、3)軍拡と武器移転を正当化する言説の成立、の3点であるとの考えに立つ。各章はこの仮説を論証するいくつかの事例を提示している。</p> <p>(以下の章がとりわけ重要であると考えられる。概要は以下の通りである。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章: 19世紀の南大西洋初頭での銃の交易実態の解明と英による規制について検証。アフリカや南太平洋諸島における武器移転は主として民間の武器=労働交易業者によって行われていた。これに対して英宣教師は人道主義的な観点から英政府への規制介入を要請したが、この規制はほとんど実効性を有さなかった。これは、多国籍化した武器=労働交易業者の活動を、国際協定の無い状況においてこれを英一國で規制することが不可能であったことに起因する。 ・第4章: 第2次世界大戦直後から始まった米の武器移転政策について、冷戦期に外交政策の遂行手段として活発に展開されるまでの変遷を考察。国連による軍備規制と、安全保障政策を遂行する一選択肢として武器移転を進めたい米の思惑との間のジレンマが見出される。 ・第6章: 1930年代のナチス・ドイツの中国に対する脱法的な武器輸出が考察対象。中国の内戦的状況に伴う多大な武器需要と独の軍拡戦略が結びついた帰結として、自由貿易主義的な武器輸出奨励策にとどまらず对中国武器輸出の国家独占が目指されたことが示されている。 <p>また、兵器拡散や軍拡競争は武器移転の連鎖の構造の帰結であると指摘する。これに伴い、終章では、そうした連鎖の要因として1)兵器革命によって生じた旧式兵器の海外流出、2)実戦で威力が証明された新兵器の世界的拡散、3)戦後余剰兵器の海外流出、の3点を挙げる。これによって、武器移転は送り手と受け手の二国間関係で説明されるべきものではないとの指摘を行い、グローバルに展開する現実の武器移転を、多角的・構造的に把握することの重要性と可能性を強調する。</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
15	日英兵器産業とジーマンス事件-武器移転の国際経済史	奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二	日本経済評論社	2003.7.30	<p>本書は、イギリスおよび日本の兵器産業と日本海軍との関係を経済史・経営史の視点からとらえようとするもので、大きく2部構成となっている。</p> <p>第Ⅰ部：第Ⅱ部を述べる前提として、経済史として兵器産業の日英関係史を論じる。日本は第1次大戦中に最も高価な戦艦の完全国産化に成功し、以後も機関や砲の国産化率を飛躍的に高めた。これに伴い、従前日本海軍が使用していた軍艦のほとんどを生産していた英アームストロング社（以下A社）・ヴィッカーズ社（以下V社）は最も重要な海外顧客を失った。また戦間期（特に1930年代）においては、イギリスの兵器生産力や国際競争力の低下・日本における兵器国産化の進展が要因となって、武器輸出国イギリスにとっての日本市場は急速に縮小しつつあった。また、第2次世界大戦直前には対日武器輸出そのものが規制から禁止へと変化した。戦時下の日本にとっては、同盟国ドイツからの武器移転が戦争継続上決定的な重要性を持った。</p> <p>第Ⅱ部：ジーマンス事件と合わせて総称されることの多いヴィッカーズ・金剛事件を、日英兵器産業と日本海軍の関係という視点から再検討する。1914年に発覚した当事件は、巡洋戦艦金剛の入札とV社受注をめぐる、同社・三井物産・海軍高官の間の国際的贈収賄事件である。19世紀末から第1次世界大戦の世界的な大建艦競争時代を背景に、日本海軍は最新鋭軍艦建造技術導入もその目的として、巡洋戦艦金剛をイギリスに発注した。この発注をめぐる、英二大兵器会社A社とV社がそれぞれの日本の代理店（三井物産および高田商会）を巻き込んで激しい受注競争を展開した。この事件において、V社は、艦政本部長・松本和（海軍中将）と、横須直後艦政本部第4部長・藤井光五郎（海軍機関大佐）、日本製鋼所に賄賂を贈った。なお、英二大兵器会社であるA社とV社は、基準単価の設定や作業分割、利潤分割について取り決めを行い結託していたことが指摘される。この結託は、外国勢の競争勢力との競争を排除する等の目的があった。受注においてV社はA社を出し抜いたが、海外共同出資により利害共有関係があったことやV社の製造能力にA社が依存していたことなどから、この事件によって両者の結託関係が直ちに破綻したわけではなかったことが指摘されている。</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
16	戦略原論-軍事と平和のグランド・ストラテジー	石津朋之・永末聡・塚本勝也 編著	日本経済新聞出版社	2010.5.17	<p>戦略に関する包括的かつ体系的な教科書である。特に重要であると思われる項目を中心に、以下にその内容を記す。</p> <p>〈Ⅰ 戦略と戦争－その理論と歴史〉 戦略は極めて多義的で曖昧な概念であるが、戦略を考えるには「国際環境」「国内要因」「時代精神」という3つのレベルを考慮する必要がある。</p> <p>〈Ⅱ 現代の戦略と戦争－その理論と実践〉 ・統合運用は、軍事力の構成要素の特性を有効に組み合わせることで活用することである。その実現には、各軍の運用上の観点の違いや異なる組織文化といった困難も存在する。 ・軍縮・不拡散は、その体制の形成・普遍化が中心的課題である。同時に、大量破壊兵器の不拡散の取り組みなど、規範の順守確保の仕組み作り(輸出管理やPSI)と、実際の違反例への国際社会の対応(安保理決議等)が重要となる。今日のテロなどの非伝統的脅威に対しては戦争の目的は、敵を倒した後の復興や安定確保となるため、軍事的手段と非軍事的手段を組み合わせたアプローチが必要となる。 ・インテリジェンスとは、分析や評価を与えられた情報のことであるが、他にも情報組織や情報活動のことを意味する場合もある。情報の収集手段は、ヒュミント(スパイなどの利用)とテクニント(技術手段の利用)に二分される。さらにテクニントは、通信傍受(シグント)や衛星情報(イミント)などに細分される。</p> <p>〈Ⅲ 戦略研究の新たな視点－その理論と将来像〉 ・大量破壊兵器とは、一般的に、核兵器、生物兵器、化学兵器を指す。核兵器保有国の核抑止戦略の対象は、核攻撃、大規模通常戦力攻撃、生物・化学兵器攻撃も含まれることが多い。 ・集団的自衛権については、各国家に固有の権利であることを確認するが、国連安保理の集団安全保障体制を補完する機能も含まれると述べる。なお、集団的自衛権の法的要件は、武力攻撃の発生や必要性・均衡性の要件に加え、被害国が武力攻撃を受けているとの宣言や被害国の要請が必要であるとICJ判決で判示されているが、こうした要件が慣習法上で確立しているかどうかは学説上争いがある。 ・終章では、戦略研究の最先端を行く米と英の特徴を概観する。政策志向性が前者は高く、後者は低い。</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
17	戦後日本の防衛と政治	佐道明広著	吉川弘文館	2003.11.10	<p>・本書は戦後の日本の防衛政策の形成過程を政治面から研究している。この中では長期防衛力整備計画の策定、自衛隊の防衛政策の中での位置づけを論じている。</p> <p>・武器の輸出は、第二章第二節で「自主防衛論と装備国産化問題」の中で論じられている。戦後の防衛産業の再生、米国からの支援といった時代背景とともに、日本の防衛産業界の動き、大蔵省や防衛庁などの調達側の意向などについても記述がある。</p> <p>・本書では他の研究にはみられない、武器の輸出が実現しなかった事例が取り上げられている。具体的には、1960年台に防衛産業が海外からの引き合いが増え輸出拡大を期待する状況を迎えていたということである。引き合いの事例としては1962年にインドからレーダーサイト建設に関する約1億ドルの引き合い、台湾から対戦車小型誘導弾購入の引き合いがあったとされている。これらの引き合いはインドとパキスタン、中国と台湾の関係に配慮し政府が輸出に反対したため、成立しなかったとされている。このような背景があったため、防衛産業各社から構成される防衛装備国産化懇談会が1962年に「兵器類輸出に関する意見」を政府に提出することとなったと説明している。</p>
18	「武器輸出三原則の見直し」について 法的安定性強化という視点の必要性	青井未帆	安保改定50年 軍事同盟のない 世界へ 民主主義科学者 協会法律部会編 日本評論社	2010.05	<p>産業の保護と規制 武器輸出政策の見直しに係わる議論が活発化している。見直し議論の背景に一端に、富士重工業がヘリ調達中止の件で国に350億円の支払いを求め提訴したことがある。このような状況から、防衛産業界は事態の打開を国際市場への参入によって求めている。防衛産業は、どの国でも厳重な管理下に置かれているが、武器輸出は企業の利益追求の手段でもある。日本では、安全保障政策の一環として軍需関連企業の国際市場参入を阻んでおり、軍需関連企業の経済活動に大きな制約を課している。その代り、国は防衛産業に強い保護を与えている。防衛用武器の需要しかないにも関わらず、潜水艦製造という高度技術をもつ企業が2社(三菱重工・川崎造船)も存在することから、国家による軍需関連技術の継承保護が確認できる。経団連によると、防衛関係費・調達数量の減少に対し、人員削減や民生部門へのシフトに対応してきたが、「限界に近づいており、すでに防衛事業から撤退したり、撤退を検討している企業も少なからず出てきている」という。</p> <p>憲法との関係 国の保護政策に依存した産業の性格ゆえか、禁輸政策は企業の経済活動を違憲に制約するものであるという主張はなされていないが、検討すべき問題である。武器輸出は憲法で保障された経済活動の自由の保護の対象であるとの前提に基づけば、武器輸出三原則の憲法的な正当性は認めがたい 武器輸出の制限が企業の経済活動遂行上の制限である以上、法律という形式が必要となるが、武器禁輸は政令運用上の指針に過ぎない。現在の三原則の法的位置づけは不安定なものであり、安定的な法的規律方法を模索する視点も三原則の議論に必要である。</p>

No	文献名/論文タイトル	著者	出版社/掲載雑誌	発行年	概要・書評
19	日本の防衛産業政策の課題—防衛産業政策の構築に向けて—	佐藤丙午	海外事情2011年11月号 拓殖大学海外事情研究所	2011.11.5	<p>防衛装備品のコスト圧縮では、海外市場への販路拡大も重要な手段となる。1990年代の米国では、政府が積極的に武器輸出を支援した。1997年クリントン政権はラテンアメリカ諸国へのハイテク武器輸出禁止措置を廃止し、ロッキード社がチリにF-16を輸出する環境を整えた。オバマ政権も武器輸出を積極的に活用し、サウジアラビアやインドと巨額の防衛契約を締結している。武器貿易は、政府間や、民間企業と輸入国政府との合意によって推進されるため、国家の承認と保証が伴うことからリスクの少ない取引となる。欧米諸国の多くは、国際機関が求める武器禁輸や、外交政策上必要な措置などの規制措置を設けている。武器輸出は、国際法的には国連憲章第五条一条の下で正当化される行為であり、武器輸出は外交政策上正当な行為である。にもかかわらず、各国が武器輸出に規制措置を設けているのは、未監視の武器貿易が地域の安全保障秩序を変更する危険性に留意するためである。</p> <p>国際協力を基礎として、防衛産業政策の策定に進みたい日本の関心は、2010年防衛大綱にも反映されている。輸出管理改革等を進め、共同生産を円滑に実施できる体制を整えると技術や製品の国際調達の障壁が低くなり、技術の活用が進む。ただし、拡散のリスクと対外依存により各種政策のイニシアチブの推進に困難が生じる。</p> <p>共同生産を実施する場合、ある程度の「技術移転」は当然のものと受け止められている。しかし、技術の拡散リスクを議論する場合には、自国のノウハウや技術の第三国への移転、共同生産した製品の移転、そして、機微な技術や製品の第三国移転が問題となる。</p> <p>日米の技術協力協定等においても、第三国移転にかかわる措置が必ず盛り込まれる。これは第三国への移転に関する事前協議の要求と同意規定が主たる内容となる。これに加え、共同生産した製品の輸出、もしくは所有権の移動を伴わない第三国における運用配備においても、パートナー国の事前同意を必要とする規定と解釈される。</p> <p>日本では、事前同意の条件を、外国貿易および外国為替管理法(外為法)の輸出貿易管理令上、キャッチオール規制の対象外となるホワイト国にすべきという意見が多い。ホワイト国と日本は第三国移転に関する輸出管理規定の共通性が高いが、共同生産のパートナーとホワイト国との間にずれが生じる可能性や、共同生産のパートナー国がホワイト国であっても、それぞれの国内規定を日本と同等の解釈で運用するとは限らず、第三国移転の可能性が完全に排除されるわけではない。すなわち、防衛生産の「鎖国」体制を脱却した場合、拡散のリスクは回避するものではなく対処すべきものへと変わる。対外情報の収集や各地域の安全保障秩序の維持に関与する必要が出てくるのである。</p>

平成 25 年度 安全保障貿易管理対策事業(安全保障貿易管理
影響実態調査) 報告書

2014 年 2 月

株式会社 三菱総合研究所
科学・安全政策研究本部